

平成 22 年度生物多様性条約第 10 回締約国会議における決定事項の
整理・分析・普及啓発業務報告書

平成 23 年 3 月

株式会社 J リポート

要 約

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、47本の決定が採択された。次回2012年10月に予定されているCOP11までの間、我が国は議長国として生物多様性条約を主導する立場にあり、そのためには、COP10決定事項を速やかに整理・分析した上で、条約実施に係る各種取組を推進していくことが求められている。

特に重要な決定として、生物多様性条約の今後10年間の戦略計画である「愛知目標」があり、今後各締約国は、愛知目標を踏まえ、各国の生物多様性国家戦略を策定または改定することになる。また、生物多様性に関する取組は様々な主体の参画が重要であることから、COP10において決定した愛知目標がどのような目標なのかを分かりやすく解説し、普及啓発していくことが、我が国においても今後国家戦略を改定していくにあたって必要となる。

本業務はCOP10におけるこれらの決定事項を整理・分析し、条約実施に係る各種取組を推進していくために必要な情報を収集・整理・分析・発信することを目的として行った。

Summary

At the 10th meeting of the Conference of the Parties (COP10) to the Convention on Biological Diversity held in Nagoya, Aichi Prefecture in October 2010, 47 decisions were adopted. Until the next COP11 to be held in October 2012, we are in the position to lead the Convention on Biological Diversity as the COP10 presidency. Therefore, with the arrangement and analysis of decisions in COP10, promoting the variety of approaches related to the implementation of the convention is expected.

As the significantly important decision, “Aichi Biodiversity Targets” act as the strategic plan for the next decade for the Convention on Biological Diversity, and each party is supposed to formulate or revise its national strategy for biodiversity based on the Targets from now on.

In addition, because participation of various agents is important for the efforts concerning biodiversity, it is required to provide easy explanations of what kinds of goals the Aichi Biodiversity Targets are, which were adopted at COP10, while familiarizing them and educating people about them in the revision of future national strategies of our country too.

Through summarization and analyzes of the decisions made at COP10, this work is aimed at collecting, summarizing, analyzing and disseminating the information necessary to proceed with the various initiatives pertaining to the implementation of the convention.

業務概要

(1) COP10 決定の翻訳・整理

COP10 の決定を ABS 名古屋議定書に関する決定 X/1 を除き翻訳するとともに、決定において引用されている文書等については、該当部分を抜粋し、参照を作成した。(本報告書に記載)

(2) 愛知目標の解説の作成

愛知目標の各目標について、技術的根拠に関する事務局長ノートや地球規模生物多様性概況第3版(GBO3)等を踏まえ、背景、目的、現在の状況、指標、マイルストーン等を取りまとめた。(本報告書に記載)

(3) COP10 決定事項に関するパンフレットの作成

以上の内容を踏まえ、COP10 決定事項の概要を広く普及するためのパンフレット「生物多様性条約 COP10 の成果と愛知目標」を 5,000 部作成した。

目次

要約 業務概要

I 生物多様性条約第10回締約国会議 決定仮訳

X/2.	2011年から2020年までの戦略計画及び愛知目標	1
X/3.	条約の3つの目的の達成を支援するための資源動員戦略	13
X/4.	地球規模生物多様性概況第3版：条約の将来の実施のための推論	18
X/5.	2011年から2020年までの戦略計画と条約の実施	21
X/6.	開発及び貧困根絶と生物多様性の統合	24
X/7.	成果指向型の最終目標、目標、関連指標の検討と2010年以降に向けた調整事項の検討	32
X/8.	国連生物多様性の10年 2011-2020年	36
X/9.	締約国会議の開催頻度を含む2011年-2020年の多年度作業計画	37
X/10.	国別報告：第5回国別報告書に対する提案と現在までの経過の検討	40
X/11.	生物多様性、生態系サービスと人類の福利に関する科学と政策のインターフェースと 政府間会合の成果に対する考察	49
X/12.	科学技術助言補助機関(SBSTTA: Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice) の効率を改善する手段と方法	51
X/13.	新規かつ緊急の検討事項	53
X/14.	決定の廃止	55
X/15.	科学上及び技術上の協力とクリアリングハウスメカニズム	57
X/16.	技術移転及び協力	59
X/17.	更新された世界植物保全戦略2011-2020年の統合	62
X/18.	コミュニケーション、教育、普及啓発(CEPA)と国際生物多様性年	68
X/19.	ジェンダーの主流化	69
X/20.	他条約及び国際組織、イニシアティブとの協力	71
X/21.	ビジネスの参画	76
X/22.	準国家、都市及びその他の地方自治体の行動計画	80
X/23.	生物多様性と開発における南南協力のための多年度行動計画	87
X/24.	資金メカニズムに対するガイダンスの検討	89
X/25.	資金メカニズムに対する追加的ガイダンス	101
X/26.	資金メカニズム：地球環境ファシリティー(GEF: Global Environment Facility) 信託基金の第6次増資期間における条約実施に必要な資金額の評価	105
X/27.	資金メカニズム第4次有効性レビューに対する準備	108
X/28.	内陸水の生物多様性	110
X/29.	海洋と沿岸の生物多様性	118
X/30.	山地の生物多様性	140

X/31.	保護地域	143
X/32.	生物多様性の持続可能な利用	160
X/33.	生物多様性と気候変動	165
X/34.	農業の生物多様性	174
X/35.	乾燥地及び半湿潤地の生物多様性	179
X/36.	森林の生物多様性	182
X/37.	バイオ燃料と生物多様性	185
X/38.	侵略的外来種	189
X/39.	世界分類学イニシアティブ	195
X/40.	条約の作業への原住民と地域社会の参画促進メカニズム	198
	A. 能力開発の取組	198
	B. 条約の作業における原住民及び地域社会の効果的な参加を促進する コミュニケーション、メカニズムとツールの開発	198
	C. 原住民と地域コミュニティの参画を促進する任意拠出資金（Voluntary Fund for Facilitating the Participation of Indigenous and Local Communities）の使用を含めた条約の作業における 原住民と地域社会の参画	199
	D. その他のイニシアティブ	199
X/41.	伝統的知識の保護のための特別の制度の要素	200
X/42.	原住民及び地域社会の文化及び知的遺産を尊重するための Tkarihwaié:ri 倫理行動規範	201
X/43.	第 8 条 (j) 項 及びその関連規定を実施するための多年度作業計画	208
X/44.	奨励措置	215
X/45.	条約の運営及び 2011-2012 年の 2 ヶ年作業計画のための予算	217
X/46.	第 11 回締約国会議の開催日程及び開催地	233
X/47.	日本国政府及び日本国民への謝辞	233
II 愛知目標の解説		234

X/2. 2011年から2020年までの戦略計画及び愛知目標

締約国会議は

決定 IX/9【参照 2-1】の中で生物多様性条約の実施のための作業部会（WGRI：Working Group on the Review of the Implementation）がその第3回会合にて第10回締約国会議による採択を考慮し準備した生物多様性の目標を含む改定及び更新がなされた戦略計画を想起し、

締約国、生物多様性条約事務局、国連環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）、国際自然保護連合（IUCN：International Union for Conservation of Nature）カウントダウン2010、そして2010年1月18-20日にロンドンで開催されたポスト2010年にむけた条約の新戦略計画更新のための非公式な専門家ワークショップ（Informal Expert Workshop on the Updating of the Strategic Plan of the Convention）、及び2010年2月1-5日にノルウェーのトロンハイムにて開催された第6回生物多様性のための国連/ノルウェー・トロンハイム会合（United Nations/Norway Trondheim Conference on Biodiversity）等の地域協議を含むその他のパートナーにより開催された各協議及び締約国とオブザーバーから提出された新戦略計画の更新と改定に対する知見を歓迎し、

これらの協議を開催し、また財政的にも貢献してくれたベルギー、ブラジル、エジプト、エチオピア、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、日本、ケニア、ノルウェー、パナマ、ペルー、スウェーデン、英国に感謝を表明し、

環境管理グループ（Environmental Management Group）とその科学コミュニティを通じ、生物多様性科学国際共同研究計画（DIVERSITAS）、科学アカデミーのインターアカデミーパネル（IAP：Inter-Academy Panel of the National Academies of Science）を通じ開催された国連システムにおける様々な組織の参加を歓迎し、

2011年から2020年までの戦略計画は全ての生物多様性関連の協定に関連する有用かつ柔軟な枠組を代表することを認識し、

2010年目標が十分に達成されていないことを確認し、目標の達成を阻害した障害物を確認し、生物多様性のために将来における方向性を分析し、将来の損失を減らすために取れる可能性のある行動を見直す地球規模生物多様性概況第3版（GBO3 third edition of the Global Biodiversity Outlook:）が出した結論に関心を持ち銘記し、

生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity for Business）の研究の報告を歓迎する。

1. 現在の決定に付属されている愛知目標とともに2011年から2020年までの戦略計画を採択する。
2. 事務局長ノート（UNEP/CBD/COP/10/9）に愛知目標の暫定的な技術的論理的根拠、愛知目標の採用可能な指標と推奨されるマイルストーンが含まれることを銘記する²、
3. 政府間やその他の組織の支援を必要に応じて受けつつ締約国とその他の政府が2011年から2020年までの戦略計画を遂行できるよう促す。特に：
 - (a) 条約と新戦略計画の目的を完全に達成するため、全てのレベルの人々の参加を可能とすること。女性、原住民、地域社会、市民社会組織、民間部門、そしてその他のセクターのステークホルダー（利害当事者）が全員そして効果的に貢献できるようにする；
 - (b) 柔軟な枠組として新戦略計画と愛知目標を用いつつ、国の優先順位と立場に従い、さらに世界の目標と自国の生物多様性の状況及び傾向の双方を考慮に入れ、資源動員戦略を通じて提供される資源を用い、目標を達成するよう世界が協力、努力し貢献することを視野に入れ、国と地域の目標を開発することを第11回締約国会議にて報告する；
 - (c) 生物多様性国家戦略と行動計画（NBSAP）を、決定 IX/9 で採択された新戦略計画の指

² この記録は更新されており、17(g)項の脚注にリストされている要点が考慮され、採択された目標と一致しており、UNEP/CBD/COP/10/27/Add.1 で参照することが出来る。

針と一致するよう見直し、また必要に応じて更新と改定を行う。これには国の目標を NBSAP に統合させ、政策手段として採用することを含む。これについて第 11 回または 12 回締約国会議で報告する。

- (d) 政府や全てのレベルのセクターが、NBSAP を、国の発展や貧困削減政策、国家勘定、必要に応じて経済セクターと空間計画過程に効果的な手段として用いる。
 - (e) 新戦略計画の柔軟な枠組のために開発された一連の指標を用い、新戦略計画及び各国の目標と一致した NBSAP の遂行を監視し見直す。これを第 5 回、第 6 回の国別報告書、または締約国会議が決めた他の方法を通じ、締約国会議に報告する。
 - (f) 新戦略計画の遂行促進のために効果的な手段として、さらに各国レベルでの生物多様性の主流化を促進するために、NBSAP の更新を支えること。これに際しては各々の協定の目的と一致させつつ、生物多様性関連の協定の相乗効果を考慮に入れる。
 - (g) 科学的情報を出し利用すること、生物多様性と生態系サービスの現状と傾向を監視する手法とイニシアティブを開発すること、データの共有、指標と手段の開発、定期的でタイムリーな評価の実施、科学と政策のインターフェースを強化するために提案されている生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES : Intergovernmental Science and Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) と科学技術助言補助機関(SBSTTA: Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice)を支え促進すること。このようにして 2011 年から 2020 年までの戦略計画の遂行が進められる。
4. 2011 年から 2020 年まで戦略計画の遂行にある原住民³ の権利に対する国連宣言を銘記するよう締約国に奨励する。必要に応じて国の法律と一致させること。
 5. 国の行動を支え補完し、2011 年から 2020 年までの戦略計画の遂行に貢献するために生物多様性地域戦略を策定あるいは更新する。これは必要に応じて地域の目標に一致させ、または一致に向け検討するよう地域組織を促す。
 6. 2011 年から 2020 年までの戦略計画の遂行において、全ての国々、特に発展途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、最も環境変化の影響を受けやすい国々、同時に市場経済移行過程諸国、そして原住民と地域社会を支援するための能力開発行動、知識の共有、決定 VIII/8、IX/8【参照 2-2】との一致、及び他の関連する締約国会議の決定の必要性を強調する。
 7. 増加する生物多様性と生態系サービスに関する知識、及びその応用伝達は社会主流化のための重要な手段であることを強調し、締約国とその他の政府へ、TEEB と他の関係する研究から得た所見を利用し、それをを用いて生物多様性と生態系サービスへの投資を論証し、生物多様性への政治公約を最高レベルへ強化するよう要請する。
 8. NBSAP に、ジェンダーの主流化を求める決定 IX/8 と、締約国会議が条約のためのジェンダー行動計画を承認したことを含む決定 IX/24 を想起し、とりわけ、締約国に、3 目的を達成するために、ジェンダーの視点を条約の実施へ組み込み、男女の平等を促進することを要請し、締約国に、適切な場合において、2011 年から 2020 年までの戦略計画と、関連する目標、愛知目標、及び指標の中で、ジェンダーへの考慮の主流化を要請する。
 9. 決定 IX/31 に提案されている、「2010 年から 2014 年までの、生物多様性のための GEF 財源利用に関連したプログラム優先事項の 4 年間のフレームワーク」を想起しつつ、「GEF-5 生物多様性焦点分野戦略」(GEF-5 Biodiversity Focal Area Strategy) の 5 目標は、「活動を可能とすることで、生物多様性条約の義務を国家計画プロセスへ統合させる」事であると銘記し、地球環境ファシリティ(GEF : Global Environment Facility)が、NBSAP を 2011 年から 2020 年までの戦略計画に沿うよう修正するための有資格締約国への迅速なサポートを要請する。
 10. 発展途上締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、環境に脆弱な国、さらに、市場経済移行過程諸国が、2011 年から 2020 年までの戦略計画の十分な実施を可能とするため、十分な、また予想される、時宜を得た財政援助をするよう、締約国、特に先進締約国に強く

³ 2007 年 9 月 13 日総会決定 61/295

促し、その他の政府と国際金融機関、地域開発銀行及び多国間金融機関に要請し、発展途上締約国がこの条約の下で効果的に責務を実施することは、資金源や技術移転と関連するこの条約の下での先進締約国責務の効果的な実施に依存している事を再度表明する。

11. GEF に、有資格締約国が 2011 年から 2020 年までの戦略計画の十分な実施を可能とするため、十分な、また予想される、時宜を得た財政援助をするよう要請する。
12. 条約(決定 IX/11 B, 付属書)[参照 2-3]の 3 目的達成を支援するこの資源動員戦略を想起し、特に発展途上締約国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国、さらに、市場経済移行過程諸国が 2011 年から 2020 年までの戦略計画の実施を可能とするための必要な資源を、締約国と、国連開発グループ (UNDG: United Nations Development Group)、世界銀行 (World Bank)、地域開発銀行、その他の国際または地方団体、非政府組織、事業セクターを含めた関連する組織に提供するよう要請する。
13. 条約の実施とその戦略計画が、ミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals) の 2015 年目標にどのように貢献したかという解析を含めた、愛知目標の中期進展状況の検討がなされるよう、GBO4 の作成を決定する。
14. 締約国会議の役割は、評価を行いながら条約を実施していくことであると想起し、今後の締約国会議は、2011 年から 2020 年までの戦略計画の実施の進捗状況を評価し、実施における経験を共有し、障害に取り組むための指針を提供するべきであると決定する。
15. 締約国が、条約及び 2011 年から 2020 年までの戦略計画の実施のもとでの責務を果たすため、第 11 回会議で、付加的なメカニズムの開発、もしくは SBSTTA や WGRI などの既存のメカニズムの強化や考察について決定する。
16. 以下のことを要請する
 - (a) 締約国とその他の政府は、他の生物多様性関連条約⁴とその他の関連した合意事項の議決機関の次の会合で、2011 年から 2020 年までの戦略計画と愛知目標の協調の実施への適切な貢献を考慮する。
 - (b) 国家レベルで活動している UNEP の特に地域事務所と国連開発計画 (UNDP)、国連食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations) は、その他の関連した実施機関と協同して、条約及び戦略計画の実施を支えるための活動を促進する。
 - (c) UNEP、IUCN 及びその他の関連する組織は、生物多様性が関係した条約及び合意における首尾一貫した実施のために、TEMATEA 問題別モジュールの開発、維持、積極的使用を促進する。
 - (d) 第 10 回締約国会議⁵での報告に組み込まれた、環境管理グループ (Environment Management Group) は、国連のシステムで効果的かつ効率的戦略計画の実施方法を識別し、SBSTTA と WGRI を通して、第 11 回締約国会議でその活動報告を提供する。
 - (e) 国連総会は、2011 年から 2020 年までの戦略計画内の関係する要素と、ミレニアム開発目標、特に環境の持続性の保障についてのミレニアム開発目標 7 の不可欠な要素である、愛知目標の採択を考慮する。
17. 事務局長に以下の事柄を要請する。
 - (a) 現地及び地域社会の組織を含む関連国際組織と協力し、地域、準地域における、NBSAP の更新と改定、生物多様性の社会主流化、情報クリアリングハウスメカニズム (CHM) の強化、そして、生物多様性資源の動員へのワークショップを通し、2011 年から 2020 年までの戦略計画実施能力の強化活動を促進し、支援する。
 - (b) 国家及び地方目標の、全体的目標への貢献を評価する第 11 回とそれに続く会合にお

⁴ 湿地ラムサール条約 (Ramsar Convention on Wetlands)、世界遺産条約 (the World Heritage Convention)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (the Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)、移動性野生動物種の保全に関する条約 (the Convention on the Conservation of Migratory Species)、食糧農業植物遺伝資源国際条約 (the International Treaty on Plant Genetic Resources)。

⁵ UNEP/CBD/COP/10/INF/21.

る WGR1 を可能にする、適切な戦略計画に従って確立された目標を含む、国家と地方及び他の活動の分析または統合を準備する。

- (c) 第 4 回会合における、WGR1 による考察のため、能力開発プログラム、パートナーシップの更なる開発と、条約と他の国際的プロセス間の相乗効果の強化を通して、条約の実施の更なる強化の選択肢を開発する。
- (d) 地球規模生物多様性の指標のタイトルを使用した第 5 回国別報告書及び他の関連情報に基づいた、GBO 4 の準備のための第 11 回締約国会議に先立って、SBSTTA によって考慮された計画を準備する。
- (e) 生態系と生物多様性の経済学⁶(TEEB) と他のプロセスの結果を基盤として、UNEP、UNDP、世界銀行、経済協力開発機構 (OECD) を含む関連する組織と、(i) 生態系サービス及び生物多様性に関連する財政面の更なる開発、(ii) 生物多様性及び生態系サービスの財政面の統合を目的とした実施手段の開発、(iii) 実施の促進と手段のための能力開発において、協力する。
- (f) 作業部門の能力開発を通じて、TEEB の研究から得た所見を利用し、更に国家、地方政策、プログラム、計画のプロセスへ生物多様性の価値を統合するよう国を支援する。
- (g) 第 15 回 SBSTTA 会合、第 4 回 WGR1 によってそれぞれ提示された問題や、第 10 回締約国会議⁷での注解を考慮した上での事務局長ノート(UNEP/CBD/COP/10/9)に含まれている、愛知目標のための専門的論拠や提案された重要な論点の検討に向けてさらに発展させる。

付 属 書

2011 年から 2020 年までの戦略計画及び愛知目標

自然との共生 (“*Living in harmony with nature*”)

1. 2011 年から 2020 年までの戦略計画は、ビジョン (展望)、ミッション (使命)、戦略目標、個別目標 (愛知目標) を共有することから成り立ち、締約国とステークホルダー (利害当事者) の幅広い活動を奨励し、戦略的アプローチを用いて条約を効果的に実施することを目的とする。戦略計画は、条約の実施や締約国による決定を進めるための国と地域の目標の設定を容易にし、これには世界植物保全戦略と遺伝資源の取得の機会とその利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が含まれ、統一性を高める柔軟な枠組を提供する。またステークホルダーの注意を引き関与を促すコミュニケーションツール開発の基礎としての役目を果たす。これにより、より広く国と世界のアジェンダの中に生物多様性の主流化を入れることを容易にする。バイオセイフティに関しては別の戦略計画⁸が採択され本条約を補完している。
2. 本条約の本文、特に 3 つの目的は戦略計画に対する基礎を与えている。

I. 本計画の論理的根拠

3. 生物多様性は生態系機能を支え、人間の福利に必要な生態系サービスを提供する。食糧保障や人間の健康を提供し、きれいな水と空気を与え、地域の暮らしや経済発展に貢献し、貧困

⁶ http://www.teebweb.org/LinkClick.aspx?fileticket=bYhDohL_TuM%3d&tabid=924&mid=1813 を参照のこと

⁷ 以下のことを含む。

- 基準値の必要性は、幾つかの目標の専門的論拠内に反映されるべきである。
 - 目標 11 の専門的論拠内の「その他の方法」の定義は、「その他の有効な地域ごとの保全対策」に置き換えることが出来る。
 - 水の最も重要なことは、目標 14 の専門的論拠の中で強調される。
 - 条約の第 16 条の参照は、目標 19 の専門的論拠の中へ加えられる。
- 更新された文書は UNEP/CBD/COP/10/27/Add.1 で参照することが可能である。

⁸ 決定 BS-V/16 付属書

の根絶を含むミレニアム開発目標を達成するのに不可欠である。

4. 生物多様性条約は3つの目標を持つ：生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公平で衡平な配分である。2002年に採択された本条約の最初の戦略計画である「貧困の低減及び地球上の全ての生命の利益への寄与として、生物多様性条約の3つの目的の効果的かつ一貫した実施及び世界、地域、国レベルにおいて、現在の生物多様性の損失速度を、2010年までに顕著に減少させること」に締約国は賛同している。地球規模生物多様性概況第3版は国別報告書や指標、研究結果を網羅し、2010年目標に向けた進捗の評価と生物多様性の将来のシナリオを提供した。
5. 2010年目標は多くのレベルにおいて活動を引き起こす刺激となった。しかしながらそれらの活動は生物多様性にかかっている圧力に対処できるものではなかった。更に言えばより広い政策や戦略、プログラムや活動に生物多様性関連事項を統合するということが不十分であり、それゆえ生物多様性の損失の根本原因を顕著に減少させることが出来なかった。現在はある程度の生物多様性、生態系サービスと人類の福利、生物多様性の価値への理解は得られているものの、より広い政策や奨励の構造には反映されていない。
6. 多くの締約国は財政的、人的、技術的資源が欠けているため、本条約を遂行できない。条約のもとにある技術移転は非常に限られている。政策や政策決定への科学的情報が不十分であることは本条約の遂行にあたり更なる障害となる。しかしながら科学的に不正確であることを行動に移さない理由にはいけない。
7. 2010年生物多様性目標は、少なくとも世界レベルにおいては、達成されていない。主に人間活動の結果として、生物多様性への圧力はまだ存在するかあるいは増しており、遺伝子、種、生態系の多様性は減少し続けている。
8. 科学は現在の傾向が続くならば、今世紀を通じて起こった生息地の損失や高い割合での絶滅が続き、それは人間社会へも劇的な悪化をもたらす閾値を超えるあるいは「転換点」(Tipping points)を超えてしまうということを示している。現在の傾向を覆す緊急の行動を取られなければ、生物多様性で支えられている生態系から得られる幅広い恩恵が急速に失われる。貧困層に最も深刻な影響が行き、そのためにミレニアム開発目標の達成に向けた取組が弱体化されることになると同時に、生物多様性の損失の影響を受けない人はいない。
9. 一方で、シナリオ分析により危機に取組む幅広いオプションがあることを示した。生物多様性の保全と評価のための目標を定めた行動は、より良い健康やより大きな食糧保障、そして貧困の削減を含む、多くの面において人々に利益を与える。これはまた生態系がより多くの炭素を貯蔵し吸収することにより気候変動を減速させることにもなる。これは人々が生態系への回復力を得ることにより気候変動に適応し、受ける影響を少なくすることにもつながる。よって生物多様性のより良い保全は、世界の社会(地域)の危険減少の点において良識的であり効率の良い投資である。
10. この前向きな成果を達成するには複数地点からの行動を必要とし、これらは戦略計画の目標に反映されている。以下の点を含む。
 - (a) 生物多様性の損失の原因となっている事項に取組むべく行動を開始すること。これには生産と消費のパターンも含まれる。コミュニケーション、教育、普及啓発(CEPA)、適切な奨励措置、構造改革を通じ、政府や社会が生物多様性への関心を主流化していることを確かにすることにより成される。
 - (b) 生物多様性への直接の圧力を減らすよう、直ちに行動すること。農業、林業、漁業、観光、エネルギーやその他のセクターに取組むことが成功の重要な鍵となる。生物多様性の保全と社会的な目的の間でトレードオフがあるならば、それらは空間利用計画や効率的手段を取ることで最小化されることが多い。複数の圧力が重要な生態系とそれらの恩恵を脅かしているならば、圧力を最小化すべく緊急の行動が必要である。それらの圧力すなわち、過剰開発や汚染など短期間に影響が出るものから、特に気候変動などのより深刻な圧力の予防まで最も効果的な方法でシステムを「限界を超えている(over the edge)」状態から下げなければいけない。
 - (c) 予防措置のための直接的行動を続け、必要ならば、生物多様性や生態系からの恩恵享受

を回復する。生物多様性の損失の原因を減らす長期行動が効果的である一方で、生物多様性の保全には重要な生態系を含んだ保護区の設置や生息地の回復、種の回復プログラムや、効果を見込んだ他の目標としている保全への介入など早急な行動も助けとなる。

- (d) 生態系の恩恵の継続した提供、特に最も直接これらの恩恵に依存している貧困層のために、このような恩恵へのアクセスを確保する努力をすること。一般的には生態系の維持と回復が気候変動への対処として費用対効果が大きい。それゆえ気候変動が生物多様性への主な脅威の追加的なものであっても、この脅威への取組により生物多様性保全と持続可能な利用に対する数多くの機会が開かれる。
- (e) 次のことのために資金メカニズムを高める：能力開発、世代、知識の利用と共有、必要な資金とその他の資源へのアクセス。国の計画は、生物多様性の主流化と、生物多様性と社会、経済的アジェンダとの関係を強調し、より効果的にすることが必要。条約機関も、条約実施の評価と締約国に対する支援と指針の提供に関してより効果的になる必要がある。

II. ビジョン（展望）

11. この戦略計画のビジョン（展望）は、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

III. 戦略計画のミッション（使命）

12. 生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

IV. 戦略目標と愛知目標

13. 戦略計画は2015年あるいは2020年を目標とした20の大きな目標であり（通称：愛知目標）、その下に5つの戦略目標を置いている。戦略目標と目標は両方とも(i)世界レベルで達成したいという強い願望と、(ii)国や地域の目標を組めるような柔軟な枠組みで構成されている。締約国は世界の目標達成への自国の貢献を考慮しつつ、それぞれ柔軟な枠組の中で、国のニーズや優先事項を考慮に入れつつ、独自の目標を設定することが求められている。全ての国々が戦略目標や目標の全てについて自国の目標を設定する必要はない。国によっては今回設定された世界的な目標をすでに達成している、または国の事情によっては全く関係のない目標が存在する可能性もある。

戦略目標 A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標 1：遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標 2：遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標 3：遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和する形で、国内の社会経済状況を考慮に入れつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標4：遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成ための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標 B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標5：2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標6：2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標7：2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標8：2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標9：2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標10：2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標 C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標13：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標 D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標14：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、原住民、地域社会、貧困層及び弱者の需要が考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16：2015年までに、遺伝資源への取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標 E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標17：2015年までに、各締約国が、効果的かつ参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用、実施している。

目標18：2020年までに、生物多様性とその慣習的かつ持続可能な利用に関連して、原住民と地

域社会の伝統的知識、工夫及び慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、原住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで完全に認識され、主流化される。

目標 19 : 2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標 20 : 少なくとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資源動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

V. 遂行、モニタリング、レビュー、評価

14. 戦略計画は主に国や地方レベルの活動を通じて、地域や世界レベルの行動を支援しつつ実施される。この戦略計画の遂行の手段は、条約の第 20 条（資金）を考慮に入れつつ条約の取り決めに基づくそれぞれの責任に応じた資金源の提供を含む。戦略計画は国と地域の目標の設定にあたり柔軟な枠組を与える。生物多様性国家戦略と行動計画（NBSAP）は、国の目標を通じ戦略計画を国の状況に当てはめ、また政府の全ての部門と社会を生物多様性で統合できる重要な手段である。全てのレベルでの遂行に際し、関連するステークホルダー全ての参加が促進、あるいは支援されなければならない。原住民と地域社会による、地域レベルでの戦略計画の遂行に貢献するイニシアティブと活動は支援され、奨励されなければならない。国のニーズや状況に応じ、国より達成手段は異なると思われる。それにも関わらず遂行に適切な手段を決める際には国間でお互いに学ばなければならない。見込みのある手段の例は 2011 年から 2020 年までの戦略計画の事務局長ノート⁹の精神に含まれている：愛知目標⁹のための暫定的な技術的合理性、見込まれる指標と推奨されるマイルストーン。

遂行は更に遺伝資源¹⁰の取得の機会とその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書と、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を容易にするためのアクセスと利益配分に関するその他の国際的制度の要素から支援されると想定される。

15. 作業計画：条約のテーマ別の作業計画は次のことを含む：内陸水の生物多様性、海洋と沿岸の生物多様性、農業の生物多様性、森林の生物多様性、乾燥地及び半湿潤地の生物多様性、山地の生物多様性と島嶼の生物多様性。さまざまな分野横断的課題¹¹とともに戦略計画の遂行のための詳細な指針も示されており、またこれは開発と貧困の削減にも貢献する。これらは NBSAP を更新する際の重要なツールとなるよう考慮されている。

16. 新戦略目標と条約の目的への政治的支援の拡大は必須である。例えば州と政府の代表者や締約国の国会議員が生物多様性と生態系サービスの価値を理解するような働きかけである。条約の締約国は、戦略計画と愛知目標が達成されるように支え、これを達成する手段と行動を示すことが奨励されている。例えば原住民と地域社会とその他のステークホルダーが十分に効果的に参加できる形で、必要に応じて、生物多様性と生態系サービスの価値を政府の政策決定に織り込めるよう包括的な国家勘定を開発する等がある。

17. 戦略計画の効率的な遂行のために全てのレベルにおけるパートナーシップ（協力）が必要である。必要な規模での行動を利用するために、政府、社会、経済の部門を横断して生物多様性の主流化を確保するために必要な所有権を獲得し、また国と多国間の環境に関する協定の遂行の相乗効果を狙う。プログラム、基金、国連の中の特別な組織及びその他の条約と多国

⁹ 更新された記録は、決定 X/2 で採択された目標と一致しており、UNEP/CBD/COP/10/27/Add.1 で参照することが出来る。

¹⁰ アクセス及び利点共有の国際的制度を構成するのは、「生物多様性条約、遺伝資源の取得の機会とその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書」（Convention on Biological Diversity, the Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising from their Utilization）と、「食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約、遺伝資源の取得の機会とその利用から生じる利益の公正・公平な配分に関するボンガイドライン」（International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture and the Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising Out of Their Utilization）を含む補完的な文書である。（決定 X/1, 序文）。

¹¹ プログラムとイニシアティブの完全なリストは、<http://www.cbd.int/programmes/>を参照

間や二国間の協定、財団法人、女性、原住民と地域社会、非政府組織における協力が国レベルでの戦略計画の遂行を支えるために必要である。国際レベルでは、条約と他の条約、国際組織とプロセス、市民社会と民間部門の間の協力が必要である。特に以下の事項に関して努力が必要である；

- (a) 条約を、戦略計画を通じて、持続可能な開発と貧困の根絶、そしてその他のミレニアム開発目標に貢献することを確保する。
- (b) 異なるセクターが協力して戦略計画の遂行を確保する。
- (c) 企業による生物多様性に優しい行動を促進する。
- (d) 多国間の環境に関する国際協定¹²の遂行において相乗効果と統一性を促進する。

18. 締約国からの報告：締約国は戦略計画を遂行するために採択した国の目標あるいはコミットメント、政策手段について締約国会議に知らせる。同時にこれらの目標を達成するための道標、そして第5回と第6回の国別報告書を含めたこれらの目標やマイルストーンに向けての進捗報告も行う。決定X/2の paragraph 3(b),(e)と18(g)や戦略目標、目標、関連する指標に関し、決定X/7に説明されているプロセスと歩調を合わせ、推奨されるマイルストーンや推奨される指標は開発されることとなる。日頃から市民の期待とニーズに応える国会議員は国と地方レベルにおいて条約の遂行をレビューする役割を果たし、必要に応じてより広範囲に成果を出せるよう政府を助けなければならない。
19. 締約国会議による検討：締約国会議は、他の条約機関、条約の実施のための作業部会(WGRI : Ad Hoc Open-ended Working Group on Review of Implementation of the Convention)に支えられ、この戦略計画の遂行状況の検討を続け、そして経験により得た新しい指針を確実に提供することにより、締約国による効率的な遂行を支える。締約国会議は、戦略計画に書かれている愛知目標に向けての進捗を見直し、そして目標を達成する障害となるものを打ち勝つ提案を出す。これには暫定的な技術の合理性や愛知目標¹³において見込まれる指標と推奨される道標と用いられている手段の改善も含まれ、そして必要に応じて遂行、モニタリング、検討を支援するメカニズムを強化する。これを容易にするために科学技術助言補助機関(SBSTTA)が生物多様性の状況と価値を評価するための共通の生物多様性の指標を開発する。

VI. 支援メカニズム

20. 効果的な国の行動のための能力開発：多くの締約国はこの戦略計画と締約国会議が出した指針(決定IX/8)に伴い見直し更新されたように、国の目標を開発し、そして国の生物多様性戦略と行動計画に統合させるためには支援が必要である。特に開発途上国、中でも後発開発途上国、最も環境面からの影響を受けやすい小島嶼開発途上国、並びに市場経済移行過程諸国がそれに該当する。世界的な地域的な能力開発プログラムは技術支援を与え、情報交換を容易にし、資金メカニズムにより国の活動を補完することが出来る。この資金メカニズムは4年間の枠組のプログラムであり2010年から2014年の期間に生物多様性のために利用されるGEF(決定IX/31)の利用に係る。条約のジェンダー行動計画に従ったジェンダーの主流化、及び国と地方レベルの戦略計画の実施に関連する原住民と地域社会のための能力開発は支援されなければいけない。
21. 戦略計画は生物多様性条約の作業計画、NBSAPの遂行、そして他の国、地域、国際的な活動を通じて実施される。
22. クリアリングハウスメカニズム(CHM)と技術移転：条約の遂行に関わる豊かな経験、開発された多くの優良事例、ツール、指針を集めたものである。この集合体の他にも追加で有用な情報は存在する。開発される生物多様性知識ネットワークには、データベースと実践者のネットワークが含まれ、CHMを通じこれらの知識と経験を使用可能にし、条約¹⁴の遂行を容易にし、また支援する。専門家のネットワークで構成され、効果的なウェブサイトを持

¹² 一貫した多国間環境協定及び関連する条例の実施のために、TEMETEA モジュールは効果的な手段と成り得る。

¹³ 愛知目標のための暫定的な技術的合理性、見込まれる指標と推奨される道標は UNEP/CBD/COP/10/27/Add.1 を参照。

¹⁴ 将来的なバイオテクノロジーイニシアティブは関連性を有する(決定 X/6)

つ国の CHM の中心地が開発され、各国においても同様に維持されなければいけない。全ての人が条約の遂行に必要な情報、専門知識及び経験にアクセスできるようになる。各国の CHM のノードは中央の CHM とリンクし、条約事務局が維持し、情報交換をやすくする。

23. 資金源：明確な目的を持つイニシアティブ、開発される目標と指標、革新的なメカニズムを開発するプロセスを含む資源動員戦略は条約の 20 条（資金）の paragraph 2 と 4 の効果的な遂行を達成するためのロードマップを提供する。これはこの戦略計画¹⁵の遂行を支援する中で予測可能、タイムリーかつ新しい追加的な資金源を提供するためである。
24. 協力体制を高めるためのパートナーシップとイニシアティブ：協力体制は、条約や他の多国間あるいは二国間協定、財団法人や非政府組織¹⁶、原住民と地域社会と並んでプログラム、基金、国連の中の特別な機関を通じて、国レベルでの戦略計画の遂行を支援するために高められる。地域の生物多様性戦略とより広いイニシアティブへの統合を促進する関連する地域組織によっても協力体制は高められる。南南協力¹⁷のような条約のイニシアティブ、地方政府、市、地域組織¹⁸の関与の促進、そして企業と生物多様性¹⁹、国会議員間の会話が戦略計画の遂行に貢献することも含めて議員の関与を促進すること。
25. 研究、モニタリングと評価のための支援メカニズム：次の事項が戦略計画の遂行を確保するにあたり主要な要素である。
 - (a) 世界の生物多様性のモニタリング：生物多様性の状況と傾向を監視し、データを維持共有し、生物多様性と生態系の変化²⁰に関する指標と手段を開発・用いる作業が必要である。
 - (b) 生物多様性と生態系サービスの状況、将来のシナリオと反応の有効性の定期的な評価を行うこと：IPBES と並んで SBSTTA によっても提供される可能性がある。
 - (c) 現在進んでいる生物多様性と生態系機能とサービスと人類の福利²¹との関係に関する研究
 - (d) 原住民と地域社会の知識、工夫及び慣行の中で生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する全てのもの
 - (e) 能力開発、時宜を得ており適切で予測可能で持続可能な財政的技術的資源

¹⁵ 決定 X/3 参照

¹⁶ UNEP、UNDP、世界銀行、及び IUCN を含む。

¹⁷ 2011 年～2020 年の期間における生物多様性に関する南南協力の多年行動計画の展開については、決定 X/25 及び X/23 参照

¹⁸ 決定 X/22、準国家政府、都市及び地方公共団体に対する生物多様性に関する行動計画。地方公共団体及び生物多様性に関する愛知・名古屋宣言を参照

¹⁹ 決定 VIII/17、IX/26 及び X/21

²⁰ 更なる開発と充分なリソーシングにより GEO-Biodiversity Observation Network は、Global Biodiversity Information Facility 及び Biodiversity Indicators Partnership と同時にこれを実現することが可能である。

²¹ 特に、エコシステム変化と社会に関するプログラム (Programme on Ecosystem Change and Society)、DIVERSITAS、及びその他の地球の変化に関する International Council for Science (ICSU) の研究プログラムにより促進される。

【参照】

2-1 決定 IX/9

決定IX/9「戦略改定プロセス」では、条約の実施のための作業部会に対して、COP10で戦略計画改定を採択することを前提に、生物多様性目標の改定版、2011～2022年の多年度作業計画（MYPOW：multi-year programme of work）、2011年以降の定期的な会議開催に関する提案の作成を求めている。付属書に戦略計画改訂・更新の会期間作業スケジュール案が記載されている。

2-2 決定 VIII/8、IX/8

決定VIII/8「条約及びその戦略計画の実施」

戦略計画の目標への進展が遅れていることが銘記され、第1項では、条約の実施を妨げる障害を考慮するなど、戦略計画の最終目標2及び最終目標3の実施に関する詳細な検討をすること、また第6項では、生物多様性国家戦略・行動計画(NBSAP)の実施、生物多様性問題の関連部門への統合における障害及びその障害を克服するための手段など統合に伴う問題に関する各国の経験について検討する場として、地域及び準地域的な会合の開催を勧告することを決定した。このほか、NBSAP、生物多様性の懸念を関連セクターへ効果的に統合することに関する開発、実施及び評価のための総合ガイダンスをCOP9で考慮することを採択している。

■戦略目標(COP6の決定VI/26の付属書より抜粋)

最終目標2：各締約国が、生物多様性条約(CBD)実施のための財政的・人的・科学的・技術的能力を向上させる

最終目標3：NBSAP及び生物多様性関連事項の関連分野への統合が、CBDの目的の実施のための効果的な枠組をもたらす。

決定 IX/8「戦略計画最終目標2および3実施状況検討」

NBSAPについて、未だ策定・採択していない締約国に対し、できる限り早急に策定あるいは採択するよう強く促すことや、閣僚級の支援を確保することの重要性、すべての関連するセクターを関与させる必要性をさらに強調することなどを採択している。また、「条約の3つの目的の達成」「NBSAPの構成要素」「プロセスの支援」「モニタリング及び検討」「能力開発及び技術へのアクセス・技術移転における優先分野」「条約実施メカニズム及び2011年以降の戦略計画改定プロセスへの情報」などの項目について検討が行われた。

2-3 決定 IX/11 B, 付属書

決定IX/11「第20条(資金)および21条(資金供与の制度)の実施状況の見直し」のB項「条約の3つの目的の達成を支援する資源動員戦略」は、条約の3つの目的の達成を支援するため、付属書の「生物多様性条約の目的達成を支援する資源動員戦略」を採択し、締約国、並びに国連開発システム・世界銀行・地域の開発銀行、その他のあらゆる関連国際団体・地域団体、及び非政府の組織・事業セクター企業を含む関連組織に対し、速やかに措置を講じるよう要請している。また、COP10において、資源動員戦略について検討すること等が決められた。付属書の概要は以下の通りである。

付属書「2008年から2015年までの期間について条約の3目的の達成を支援する資源動員戦略」

I. 緊急性

II. 使命

資源動員戦略の目標は、条約の3つの目的および2010年目標の効果的な実施の支援において、現行の財政的支援のギャップを大幅に低減するため、生物多様性のための国際的な資金の流れ及び国内の財政的支援を大幅に高めることにある。グローバルな資源動員のための本目標は、国家の優先事項と能力に応じて及び開発途上国の特別な状況とニーズを考慮に入れて、該当するあらゆる資金源に対応する測定可能な目標・指標を開発するための柔軟な枠組みとして検討する必要がある。

III. 基本理念

戦略では、実施期間中に次に掲げる指針を特に考慮する必要がある。

- (a) 効率性及び有効性を促進する
- (b) 相乗効果を創出する
- (c) 技術革新を支援する
- (d) 能力を強化する
- (e) 意識を高める
- (f) 性別及び社会経済的観点を考慮に入れる

IV. 戦略最終目標及び目的

- 最終目標 1：資金抛出のニーズ、ギャップ及び優先事項に関する情報基盤を改善する
- 最終目標 2：条約の 3 つの目的のため資源活用についての国家能力を強化し国内の財政的資源を動員する
- 最終目標 3：既存の金融機関を強化し、資金メカニズムと金融商品を成功させる反復と拡大を促進する
- 最終目標 4：条約の 3 つの目的を支援するための財政的支援の増加を目的として、あらゆるレベルでの新規かつ革新的な資金メカニズムを探求する
- 最終目標 5：生物多様性及び関連する生態系サービスを、条約の作業計画と MDGs との間の連携を含む開発協力計画及び優先事項に組み入れる
- 最終目標 6：資源の動員及び活用のための能力を構築し、必要な南北協力の補完として南南協力を促進する
- 最終目標 7：資源動員を支援する利用取得と利益配分のイニシアティブ及びメカニズムの実施を強化する
- 最終目標 8：条約の 3 つの目的の達成を支援する資源動員についてグローバルな関与を高める

V. 実施

X/3. 条約の3つの目的の達成を支援するための資源動員戦略

<修正中>

X/4. 地球規模生物多様性概況第3版：条約の将来の実施のための推論

締約国会議は

1. 地球規模生物多様性概況第3版（GBO-3：Third edition of the Global Biodiversity Outlook）を歓迎し、2010年5月10日の諸発表の期間、国連の公用語で報告書が、使用と配布の時期より前もって準備されたことに関し、事務局長に祝辞を述べる。
2. 国連環境計画世界動植物保全監視センター（UNEP-WCMC：World Conservation Monitoring Centre of the UNEP）、2010年生物多様性指標パートナーシップ（2010 Biodiversity Indicators Partnership）のパートナー、DIVERSITAS、GBO-3 諮問グループ（GBO-3 Advisory Group）と科学検討委員会、関心を持っている組織、他のステークホルダーと評論家の貢献と支援へ感謝の意を表明する。
3. カナダ、ヨーロッパ連合（EU）、ドイツ連邦共和国、日本、スペイン、イギリス、国連環境計画（UNEP）からの財政的貢献にも感謝の意を表明する。
4. GBO-3に引き出される結論には、以下の事柄が含まれることを銘記する。
 - (a) 2010年生物多様性目的（2010年までに貧困緩和と地球上のすべての生命への利益への貢献として、現在の、地球規模、地域、国家レベルでの生物多様性の損失の顕著な減少する）は、十分に達成できなかった。
 - (b) 生物多様性への働きかけを強調するための、条約を実施するための行動は十分な規模で行われなかった上、生物多様性問題をより幅広い政策、戦略及び計画へ統合する事も十分に行われてこなかった。結果として生物多様性の損失の根本的促進力についてはあまり強調されてこなかった。
 - (c) 能力的、専門的、財政的資源の限界は、多くの国々で、特に発展途上国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国において、2010年目標の達成への障害となってきた。
 - (d) 今世紀中のほとんどの将来目標は、人類の福利にとって重要な生態系サービスの低下を伴った、高レベルでの絶滅、また自然及び半自然な生息地の損失の継続を予測している。もしある特定の閾値または転換点を超えると、人類の福利の大規模な悪影響の危険がある。
 - (e) 同時に、以前の認識以上に、他の社会的目的に貢献しながら、生物多様性の危機を強調するより優れた機会がある。極めて近い将来の人間によって引き起こされた生物多様性の損失を防ぐ事が非常に挑戦的であるにもかかわらず、重要な区域、種及び生態系サービスに焦点を合わせ、目標を絞り込んだ方針は、人々や社会への最も危険な影響を避ける上で効果的である。
5. 生物多様性の損失を減らすための戦略には、以下の事柄を含む多数のレベルでの行動が要求されることを銘記する。
 - (a) 生物多様性の利益の認識と、それらの経済システム、市場、国家及び地方レベルの計画及び政策プロセスの考察への反映を含む、生物多様性の損失の根本的原因を強調するためのメカニズム。
 - (b) 生態系が、ある特定の閾値または「転換点」を超えてしまうことを避けるために、生態系の回復力を高めることを目的とした、条約の3つの目的を十分に実行し、生物多様性の損失を直接的に促進する5つの原因を抑制する緊急な行為（生息地の変化、過剰な利用、汚染、侵略的な外国種、気候変動）。
 - (c) 種、遺伝的多様性及び生態系を保護する直接保全行為。

- (d) 地方の人々の生活や気候変動への適応と軽減に貢献する、生物多様性からの利益の強化手段。
 - (e) 計画と政策プロセスへの、生態系アプローチの統合。
 - (f) 必要に応じた地方での決定プロセスへの参加と、責任を担う権限を原住民と地域社会に与えることによって、生物資源の保全または持続可能な利用の条件と対応する、その保護や日常的使用管理の奨励手段。
 - (g) 総合的目録の作成、情報の共有、監視を遂行するためのメカニズムを含む進歩の効果的なアセスメント。
 - (h) 遺伝資源の取得の機会及び利益を配分する国際レジームの、能力開発のための適切な手段、専門的及び財政的資源とそれらの採択、及び効果的な実施などの、実現のためのメカニズム。
6. 既存のガイダンスを考慮しつつ、生態系の回復力を高め、気候変動の軽減及び適応に貢献することを目的として、生態系の機能及びその貴重なサービスの提供を復旧させるために、悪化した陸域、内陸水域及び海洋の生態系の回復に一層の重きを置く必要性を強く留意する。
 7. 遺伝資源の取得の機会及び利益を配分する国際レジームの欠乏が、生物多様性に与えてきた影響を踏まえる。
 8. 1つの、または少数のサービスを最大限利用するよう努めるかわりに、多数の生態系サービスにとって最適な結果を得ることを目的として管理が行われている場合に、生物多様性の保全そして持続可能な利用のために生じる機会についても留意する。
 9. 今後の条約の戦略計画の更新、及び科学技術助言補助機関 (SBSTTA : Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) と締約国会議の今後の会合における作業と議論のプログラムの更新への科学的及び専門的議論への指針や方向付けとして、GBO-3 を使用することに合意する。
 10. 締約国会議の決定の実施と、GBO-3 で識別された継続的な生物多様性の損失を抑制する努力を大幅に増強するため緊急に行動を起こすよう、締約国、その他の政府、ステークホルダーに対して強く促す。
 11. 事務局長に対し、使用できる財政資源に応じて以下のことを要請する。
 - (a) 生物多様性の損失の原因を強調するために必要な財政資源のアセスメントを含む、定量的政策の選択肢を調査するため、及び GBO-3 の結論で引き出された、ポスト 2010 年目標の達成の評価を高めるために、締約国の全参加と共に、関連した組織と協力すること。
 - (b) GBO の今後の版のプロセスを改善するため、必要に応じて以前の版との比較可能性を維持し、第 11 回締約国会議に先立って、SBSTTA の会合で報告するために、GBO-3 の準備と生産のプロセスの検討を依頼すること。
 - (c) 非公式広報・教育・普及啓発諮問委員会 (Informal Advisory Committee for Communication, Education and Public Awareness)、サイエンティフィックパートナーズコンソーシアム (Consortium of Scientific Partners) のメンバー、世界分類学イニシアティブの調整メカニズム (Coordination Mechanism for the Global Taxonomy Initiative)、その他の関連するパートナーとの共同の下、GBO-3 の広報戦略の更なる発展のため、異なるタイプの聴衆を念頭に置き、GBO-3 の準備に関する第 9 回締約国会議での事務局長ノート (UNEP/CBD/COP/9/15) に含まれていた条案を引き合いに出しつつ、締約国、関連する組織、ステークホルダーに、この広報戦略の更なる発展と実施のための財政的資源を含む資源を提供するよう求めること。

- (d) 他言語版の準備を支援するためのソース・ファイル提供を含む、付加的な言語での GBO-3 の準備と配布を促進すること。
 - (e) GBO-3 の知見を、既に計画されている地域または準地域のワークショップを通して広めること。
12. 締約国、その他の政府、財団に対し、GBO-3 の付加的な言語版の準備財政支援の提供、または別の方法で促進に寄与するよう求める。
 13. UNEP に対し、関連する GBO からの抜粋を地球環境概況（GEO）の今後の版の中で使用することを求め、事務局長に対し、GBO-3 の中で使用された情報と解析が、GEO の入力データとして利用できるようにするよう要請する。
 14. 科学と政策のプロセス間の十分な相乗効果を達成するため、生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム（IPBES: Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）と連携するよう事務局長に対して要請する。

X/5. 2011年から2020年までの戦略計画と条約の実施

締約国会議は

2010年生物多様性目標にむけた戦略計画の実施とその進展についての事務局長ノートに含まれる、戦略計画実施の進展に関する報告と、戦略計画の戦略目標1と4【参照5-1】の詳細な検討を銘記し (UNEP/CBD/WG-RI/3/2)、

締約国による戦略計画の幾つかの達成目標、とりわけ、生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP) の発展、ステークホルダーとの契約、及び2010年生物多様性目標の広範囲の認知に関連した、実質的な進歩を歓迎し、

締約国、特に発展途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国が、条約の十分な実施へ使用することが出来る、財政的、人材的、技術的資源の限界に懸念を表明し、

条約の3の目的の、均衡の取れた、また強化された実施の必要性を強調し、

発展途上国が生物多様性の目標と義務を果たすことは、先進国による第16 (技術の取得の機会及び移転)、20 (資金)、21 条 (資金供与の制度) にある条約の条件の効果的な実施を求めことに部分的に依存することを認識し、

能力開発に関連した以前の決定、特に決定 VIII/8 【参照5-2】 と IX/8 【参照5-3】 を想起し、

2011年から2020年までの戦略計画の実施は、すべてのレベルでの合意と、生物多様性に関連した条約の一貫した、相乗的实施によって促進されることを認識し、

1. 条約の目的の実施のための能力を、2011年から2020年までの戦略計画と資源動員戦略と合致して増強するため、締約国、特に発展途上国、中でもとりわけ、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国への増加支援の必要性を強調する。支援には以下のものが含まれている。
 - (a) 生物多様性に関連した条約それぞれの役割に合致する方法で、なおかつそれらの相乗効果を考慮し、戦略計画の実施と、国家レベルでの生物多様性戦略計画の主流化を促進する有効な手段としての、国家戦略及び行動計画の更新の支援
 - (b) 専門的トピックと、コミュニケーション技術、ステークホルダーへの関与の訓練を含めた、地元パートナーの専門知識の向上に重点を置いた人材開発
 - (c) すべての部門の実施を促進されるように、生物多様性に関連した情報の効果的な提供、交換、実施を保障し、実施の監視を提供し、政策の一貫性と部門間の調整の促進を確保するための国家制度を強化する事
 - (d) 地域と準地域レベルでの協力体制の強化
 - (e) 国の立法に従い強化された中央クリアリングハウスメカニズム (CHM) 及び国家 CHM ノードを通し、関連した知識、情報及び技術への、改善されたアクセスへと効果的な使用を促進するための、強化された知識管理
 - (f) 生物多様性の重要性の意識と理解を高め、それにより生物多様性の保全と持続可能な利用のための付加的資源動員に貢献するための、科学に基づいた、生物多様性と生態系システムの経済的、及び他の価値をアセスメントする支援。
2. 個々及び地域社会、市民社会団体及び全てのステークホルダーの、2011年から2020年までの戦略計画及び愛知目標の完全な実施への、十分に、効果的な参加を促進するために、全てのレベルにおけるメカニズムを構築するよう締約国に対して求める。
3. 必要に応じて、NBSAP、関連する実施を可能にする活動の更新及び実施の過程の中で、生

物多様性に関連した全ての合意における国家のフォーカルポイントに關与するよう締約国と政府に対して求める。

4. 地球環境ファシリティ（GEF: Global Environment Facility）に対して、NBSAP と、関連する実施を可能にする活動のために、十分な、時機を得た財政援助を提供するよう要請し、GEF とその実施機関へ、資金の迅速な支払いを保障するための手筈が整えられているかを確認するように要請する。
5. 他の資金提供者、政府、多国間及び二国間機関に対して、原住民及び地域社会の関連したイニシアティブと戦略への支援を含む、条約実施能力を強化するために、財政的、専門的、技術的支援を、発展途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国へ提供するよう求める。
6. 事務局長に対して、使用できる資源に応じて、締約国、その他の政府、国連環境計画（UNEP）、国連開発計画（UNDP）、国連食糧農業機関（FAO）及びその他のパートナー等の関連国際組織と協力して、生物多様性国家戦略の更新及び改定、生物多様性の主流化、そしてCHMの強化についての地域的または準地域的なワークショップなどを介して、各国に向けて能力開発活動への支援の提供の促進し続けるよう、要請する。
7. 事務局長に対して、使用できる資源に応じ、以下のことをさらに要請する。
 - (a) 地球規模生物多様性概況第3版（GBO-3: Third edition of the Global Biodiversity Outlook）、第4回国別報告書、及び他の関連した情報源に頼り、2010年生物多様性目標が、締約国の活動にもかかわらずなぜ達成できなかったのか、主な原因の詳細な分析を準備すること。
 - (b) 生物多様性を、関連した部門、分野横断的な政策、計画及びプログラムに統合するためのガイダンスの発展を継続すること。
 - (c) これらの合意事項における国家フォーカルポイントへの参加を促進するため、必要に応じて、NBSAP 及び関連する行動の更新及び実施において、他の生物多様性に関連した条約事務局と協力すること。

【参照】

5-1 戦略計画の戦略目標1と4

COP6の決定VI/26「生物多様性条約のための戦略計画」において、「戦略計画」は、生物多様性条約（CBD）が署名されてから10年後の2002年、締約国は、国、地域、世界レベルにおける更なる条約実施を導くためとして策定された。付属書「CBD戦略計画」において、A問題（7項目）、B.使命、C.戦略目標及び目的（4つの目標と各目的）、D.レビュー（2項目）からなる。付録に「CBDの実施を妨げる障害」の一覧がある。戦略目標1と4は以下の通りである。

戦略目標及び目的

目標1：国際的な生物多様性に関する問題において、CBDが主導的役割を果たす。

- 1.1 CBDは、生物多様性に関して世界的に取り組むべき課題を明らかにする。
- 1.2 CBDは、政策の一貫性を高めるために、全ての関連する国際的な政策や手段の間における協力を促進する。
- 1.3 他の国際的な方策が、それらの各枠組に矛盾しない方法で、CBDの実施を積極的に支援する。
- 1.4 バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を広範囲に渡り実施する。
- 1.5 生物多様性に関連する事項が、地域及び世界レベルにおいて、関連分野又は横断的な計画・プログラム及び政策に組み入れる。

- 1.6 締約国が、地域・準地域レベルにおいて、CBD実施のために協力する。CBDが署名に開かれてから10年後の2002年、締約国は、国、地域、世界レベルにおける更なる条約実施を導くためにこの戦略計画を策定する。

目標4：生物の多様性及びCBDの重要性に対する理解がより促進され、このことが、CBDの実施に関する、社会を横断する広い取組をもたらす。

- 4.1 全ての締約国が、コミュニケーション、教育及び普及啓発(CEPA)のための戦略を実施し、CBDの支援への公衆の参加を促進する。
- 4.2 バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書の全ての締約国が、CEPAのための戦略を実施し、CBDの支援への公衆の参加を促進する。
- 4.3 原住民及び地域社会が、国・地域・国際レベルにおいて、CBDの実施及び過程に、効果的に包含される。
- 4.4 民間部門を含む重要な関係者が、CBD実施のためのパートナーシップに取り組み、生物多様性関連事項を、それらの関連する分野別・横断的計画、プログラム及び政策に組み入れる。

5-2 決定 VIII/8

COP8の決定VIII/8「条約及びその戦略計画の実施」のうち特に能力開発については、条約の実施を妨げる障害の考慮など、最終目標2及び最終目標3の実施に関する詳細な検討をすることが定められ、その検討プロセスの結果を、第2項(a)で、能力開発のための優先分野、条約実施に関連する技術の取得利用・移転および技術協力を提言することに使用する、としている。

5-3 決定 IX/8

COP9の決定IX/8「戦略計画最終目標2及び3実施状況検討」のうち特に能力開発については、「能力開発及び技術へのアクセス・技術移転における優先分野」14.項でNBSAPのための能力開発で、焦点をあわすべき4事項が勧告されるとともに、特に開発途上国（とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国）および市場経済移行過程諸国との科学・技術協力を促進するために各国のクリアリングハウスメカニズムを強化することを奨励すること等が決定されている。14.項は以下の通りである。

14. 以下に焦点を合わせた生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）のための能力開発を勧告する。
- (a) NBSAP効果的な実施
 - (b) 幅広い利害関係者の参画を得た上での、各国が特定したニーズや課題に基づいたNBSAPの策定及び更新
 - (c) NBSAPのモニタリングの実施
 - (d) NBSAPの策定、検討、実施のための財政的資源の動員

X/6. 開発及び貧困根絶と生物多様性の統合

締約国会議は

2011年から2020年までの戦略計画（Strategic Plan for Biodiversity）の実施を強化し、持続可能な開発と人類の福利への貢献を促進する手段として、条約の3つの目的を、貧困根絶戦略と関連する計画（例、貧困削減戦略ペーパー（PRSPs : Poverty Reduction Strategy Papers）、国家開発計画、及び開発プロセスへ主流化する能力を改善する緊急な必要を認識し、

貧困根絶を強調する多くの既存のプロセス、メカニズム及び制度と、関連した生物多様性及び生態系サービスについての考察を、既存のプラットフォームとイニシアティブへ主流化する必要を意識し、

生物多様性への配慮を、開発協力へ組み込むことを強化する必要を強調する、2006年9月のヨーロッパ開発協力生物多様性会議（Conference on Biodiversity in European Development Cooperation）における「パリからのメッセージ」²³（“Message from Paris”）を銘記し、

事務局長が主催した、2009年5月13日から15日の専門家会議²⁴における生物多様性のモントリオール開発共同への主流化についての結果を想起し、

経済協力開発機構開発援助委員会（OECD/DAC: Development Assistance Committee of the Organisation for Economic Co-operation and Development）²⁵によって承認された、生物多様性と生態系サービスを開発協力に統合する政策綱領を銘記し、

国際生物多様性年に貢献する、2010年9月22日の国連総会ハイレベル会合へ歓迎し、

1. 生物多様性と生態系サービスを、より広範囲の貧困根絶及びミレニアム開発目標（Millennium Development Goals）を含めた2011年から2020年までの戦略計画の実施への貢献を、発展途上国、特にとりわけ、後発開発途上国、発展途上の小島嶼国、市場経済移行過程諸国へ支援する手段としての開発プロセスへ主流化するための、能力開発促進努力の強化を求める。
2. 生物多様性と生態系サービスを、必要に応じて、貧困根絶と開発プロセスへ主流化するための支援への、開発協力機関と実施機関の活動的な参加と関与を求める。
3. 重複を避け、また持続可能な発展と貧困根絶を目的とした一貫性戦略、相乗効果戦略、補足的戦略、作業手法を促進するため、生物多様性、開発プロセスと開発計画に関与する全てのパートナー、ステークホルダーに対して、協力関係の強化を求める。
4. どのように主流化と能力開発を行ったか、どのように持続可能な発展と貧困根絶への好ましい実践の拡大を強化したか、国々が経験を共有することは重要である旨を銘記する。
5. 生物多様性と生態系サービスの、貧困根絶と開発へ主流化するための増し加えられた努力と配慮を歓迎する。
6. 生物多様性を貧困根絶と開発プロセスへ統合する努力において、以下に挙げられる事柄の重要性を銘記する。
 - (a) 原住民と地域社会の、生物多様性の保全と持続可能な使用に関連する科学的情報、知識、工夫及び慣行と、条約の第8条(j)項（伝統的知識）とその他の関連する条項に基づいた参加
 - (b) ジェンダー配慮の主流化とジェンダー属性の促進
 - (c) 生物多様性の開発のための南南協力フォーラム（South-South Cooperation）、技術支援

²³ http://ec.europa.eu/development/icenter/repository/Message_en.pdf を参照

²⁴ UNEP/CBD/EM-BD&DC/1/2 を参照

²⁵ OECD document DCD/DAC(2010)14/FINAL

と能力開発のためのバリ戦略計画（Bali Strategic Plan for Technology Support and Capacity-Building）、及び効果的な協力体制のための他のプロセスと必要性

- (d) 貧困根絶、開発及び生物多様性における相互間の強化されたコミュニケーションと広報
7. 環境管理、生物多様性資金メカニズム、及び開発に必要な双方両得の解決策の促進をすることで行われる、生物多様性に関連する技術と革新の作成、移転、適応を通し、能力開発による生物多様性と生態系サービスの開発プロセスへの効果的主流化を目的とした国家の行うプロセスを援助している南南、北南協力（South-South and North-South cooperation）の接点として、地方及び国家開発組織を実用化するための長期的国際努力の潜在的な実用性を銘記する。
 8. 締約国、その他の政府、二国間開発協力機構、多国間開発銀行、国連機構、開発協力、市民社会、ビジネス部門及びその他の関連するステークホルダーに関わった、非政府組織を含める、関連する国際組織に対して、効果的で協力的な努力へ貢献するように求める。
 9. 条約第 12 条（研究及び訓練）、18 条（技術上及び科学上の協力）に従って、発展途上国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国の特別な必要を考慮しつつ、人材開発と精度の設定を通して、締約国に国家と地方の生物多様性主流化機能への協力体制を強化するよう求める。
 10. 条約第 20 条（資金）に従って、先進締約国、その他の政府、支援提供者、資金メカニズムへ、生物多様性の貧困根絶と開発プロセスへの統合方法の更なる開発のための財政的、技術的支援を発展途上国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国へ提供するように求める。
 11. 能力開発の枠組の実施ための関連プロセスとしての、南南協力の開発のための生物多様性、技術支援と能力開発のためのバリ戦略計画【参照 6-1】における、発展途上国の、多年度行動計画の準備と採択のイニシアティブを歓迎する。
 12. エクエーター・イニシアティブ(Equator Initiative)【参照 6-2】、ABS アフリカのための能力開発イニシアティブ（ABS Capacity Development Initiative for Africa）【参照 6-3】、ライフ・ウェブ・イニシアティブ（Life Web Initiative）【参照 6-4】、UNCTAD バイオ・トレード・イニシアティブ（UNCTAD Bio Trade Initiative）【参照 6-5】、貧困・環境イニシアティブ（Poverty-Environment Initiative）【参照 6-6】、生物多様性技術イニシアティブ（Biodiversity Technology Initiative）【参照 6-7】、南南協力のための多年度行動計画(Multi-Year Plan of Action for South-South Cooperation)【参照 6-8】、等の、現在進行中の生物多様性関連の開発と貧困根絶のイニシアティブの相乗作用を奨励する。
 13. 生物多様性条約の実施のための作業部会（Working Group on Review of Implementation of the Convention）²⁶の提案 3/3【参照 6-9】にある持続可能な開発と貧困根絶のための主流化における能力開発の仮の枠組案を銘記する。
 14. この決定の附属書の概略に合致する、貧困根絶と開発のための生物多様性における専門家グループ（Expert Group on Biodiversity for Poverty Eradication and Development）の発足を決定する。
 15. 使用可能な資源に応じて、以下の事柄を事務局長に要請する。
 - (a) 貧困根絶と開発のための生物多様性専門家グループの会合を開くこと。
 - (b) 能力開発の仮枠組案に関する専門的検討へ焦点の合った具体的な貢献を保障するために、関連するパートナーとの協議の下、生物多様性と生態系サービスを貧困根絶と開発へ主流化するための、既存するメカニズム、プロセスもしくはイニシアティブ、それらの長所と短所、機会と脅威の識別力の分析にむけて、この専門家グループを調整すること。
 - (c) 専門家グループの結果を踏まえて、以下の活動を継続、改善すること。

²⁶ UNEP/CBD/COP/10/4, 附属書

- (i) 関連するパートナーと共同の下行われる、識別、文書化、促進、さらに適切な場合に、生物多様性の貧困根絶と開発プロセスに統合するための最善とされる実践と手段への支援
- (ii) 開発協力機構とのパートナーシップの下、生物多様性と生態系サービスを、条約の行動計画とミレニアム開発目標を含む、開発協力計画とその優先事項への主流化
- (iii) クリアリングハウスメカニズム（CHM）とその他の適切な手段と、生物多様性の貧困撲滅と開発の専門家グループの支援を通して、生物多様性を貧困根絶と開発へ主流化するための知識、経験、コミュニケーション及び意識の共有の促進
- (iv) 締約国とそれらの地方団体が、地方拠点周辺における能力開発を目的とした、三角協力（南南、北南協力）を進展させるパートナーシップと制度の設定の援助
- (v) 必要に応じて、適切であれば、様々な目標における能力開発の必要性を強調するための、わかりやすく政策に関連した情報として、条約の下での計画の実施から得た関連する所見と教訓を含む、生物多様性と生態系サービスの重要なステークホルダーのための、部門別、分野横断的手段と最善な実践指導の明示、開発及び普及
- (vi) 地方、国家レベルでの能力開発努力への資金増額と技術援助への更なる従事における締約国と地方組織への支援。地方能力開発拠点の資金調達の取り決めを含む、生物多様性と生態系サービスの、持続可能な開発と貧困根絶への主流化の能力開発枠組の実施への、財政的影響の推定を提供

附 属 書

貧困根絶と開発を目的とした生物多様性専門家グループのための付託条項

1. 専門家グループは、持続可能な開発及び貧困根絶を目的とした、生物多様性と生態系サービスの主流化、既存イニシアティブ、及び関連した組織の緊密な協力体制を構築する、双方のコミュニティ（生物多様性及び開発）の専門知識に頼り、能力開発の枠組への最も有効な手段を識別するため、条約の3つの目的、貧困根絶及び開発プロセス間の連結をさらに明確にしなければならない。
2. 専門家グループは技術的情報を、条約の実施のための第4回作業部会（Ad Hoc Open-ended Working Group on Review of Implementation of the Convention）へ、以下の条項に従って、提供しなければならない。
 - (a) 事務局によって準備された分析の検討
 - (b) 生物多様性の損失と関連の可能性のある貧困の根本原因の識別と、条約の3つの目的を果たすことで、こうした原因を取り除くか、改善するための方法と手段を提案する。
 - (c) 優良な実践と教訓を拡大し、貧困根絶計画と、原住民、国家、地方、準地域及び地球全体のレベルでの条約の3つの目的の関連を共有する手段を識別する。
 - (d) 開発プロセスに携わる全ての関係者へ、指導と優先事項を提示する。（政府、セクター省庁、実施機関及び政策立案者、熟練者、科学者、メディア、教育者などの他の目標団体）
 - (e) 条約の3つの目的が、その戦略計画、全てのミレニアム開発目標と国連ミレニアム宣言（United Nations Millennium Declaration）²⁷【参照6-10】に一貫していることを保障するために、生物多様性と生態系サービス考察の全事項が考慮に入れられることを確認する。
3. 専門家グループは、地域的なバランスを考慮して、締約国と15人のオブザーバー（5人の専門家と各国連地域から3人ずつオブザーバーを選出）、とりわけ、生物多様性と開発双方のコミュニティ、地域団体もしくは組織、二国間開発協力機構、多国間開発銀行、国連機構、非政府組織、ビジネスセクター、市民社会、原住民、地域社会、及びその他の代表的なステークホルダーから選ばれた、25人の専門家により構成されなくてはならない。
4. 事務局長は事務局の承認のため、選出された専門家とオブザーバーのリストを提示しなければならない。
5. 締約国は、専門家を指名する際、専門家グループの技術的専門知識の必要性を考慮に入れなくてはならない。
6. 専門家グループは、関連した国際機構、パートナーシップ及びイニシアティブの経験に依存する必要性を考慮に入れ、設立されなくてはならない。
7. 締約国、地域団体もしくは組織、二国間開発協力機構、多国間開発銀行、国連機構、非政府組織、ビジネス部門、市民社会、研究機関、原住民、地域社会及びその他のステークホルダーは、専門家グループの作業のための情報についての見解の研究と提案をも含め、更なる作業をしなくてはならない。
8. 専門家グループは、資金源の許す限り、任務を完了するために必要に応じて会合し、また文書や電話会議を使用して作業を行わなくてはならない。

²⁷ 2000年9月8日総会決議 55/2

【参照】

6-1 技術支援及び能力開発のためのバリ戦略計画

(Bali Strategic Plan for Technology Support and Capacity-building)

バリ戦略計画は、2005年2月にケニアのナイロビで開催された、国連環境計画(UNEP)第23回管理理事会及びグローバル閣僚級環境フォーラムにおいて採択された。途上国や経済移行国における、技術支援や能力開発を強化することを目指し、途上国や経済移行国が、環境分野でのニーズや優先課題等に対処するため、政府の能力を強化する枠組となっている。

6-2 エクエーター・イニシアティブ (Equator Initiative)

赤道周辺に位置する国々（ブラジル・エクアドル・インドネシア・ケニアなど）での、生物多様性保全を通じた貧困削減の成功例を取り上げ、国家間で、その知識の移転を促進し、能力開発を図ろうとする取組。2002年1月に国連開発計画（UNDP）、カナダ政府、国際開発研究所（カナダ連邦議会に所属するシンクタンク）、並びに国連基金（UN Foundation）との提携でエクエーター・イニシアティブが立ち上げられた。

6-3 ABS アフリカのための能力開発イニシアティブ

(ABS Capacity Development Initiative for Africa)

ABS アフリカのための能力開発イニシアティブは、生物多様性条約の遺伝資源の取得の機会と利益を共有するための能力開発における行動計画として、2004年2月にマレーシアのクアランプールで開催された COP7 で、アフリカのニーズに合わせたオーダーメイド方式で行うとして採択された。ドイツ連邦環境省の経済協力開発機構（BMZ）の代わりに、国際協力のためのドイツ協会株式会社（GIZ； Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit）によって運営されている。出典：www.abs-africa.info

6-4 ライフ・ウェブ・イニシアティブ (Life Web Initiative)

2008年5月にドイツのボンで開催されたCOP9にて、ホスト国のドイツが、保護地域への資金提供の強化を図ることを目的に発表したもの。ライフ・ウェブ・イニシアティブは、保護地域の財政問題を抱える国々に対し、クリアリングハウスメカニズム（CHM：ウェブベースの情報交換）を通じて発展途上国における優先事項への融資に関する情報を提供することや、民間と公共の資金供与者との間でコストの共同負担を円滑にすること、さらに保護地域に基づいた解決策のための資金提供を認識することで国際的支援を促している。COP10では、コスタリカ、コロンビア、モザンビークなどの新たなパートナーシップが加わり、生物多様性及び保護地域に1億2000万ドル超の資金投入計画の声明が発表された。

6-5 UNCTAD バイオ・トレード・イニシアティブ (UNCTAD Bio Trade Initiative)

UNCTAD バイオ・トレード・イニシアティブは、1996年に国連貿易開発会議(UNCTAD)で着手され、世界中の国々での数年にわたる経験に基づいて、プログラムやパートナーのためにバイオトレード原則と基準を規定した。2003年以降、バイオトレード促進プログラム（BTFP）に基づき、持続可能なバイオ資源の管理、製品開発、市場価値を強化することに焦点を当てている。

[バイオトレード原則と基準]

1. 生物多様性の保全
2. 生物多様性の持続可能な利用
3. 生物多様性の利用に由来する利益の公正な配分
4. 社会経済的持続可能性（管理、生産、市場）

5. 国内法・合意、国際法・合意の遵守
6. バイオトレード活動に関与する関係者の権利の尊重
7. 土地所有権、天然資源と知識の利用と利用機会の明確化

バイオトレード原則は、バイオトレード製品のための検証の枠組やバイオトレード影響評価制度などその他のツール規定の基盤となるとしている。出典：www.BioTrade.org.

6-6 貧困・環境イニシアティブ (Poverty-Environment Initiative)

貧困・環境イニシアティブは、2005年に正式に開始され、2007年にUNEP管理理事会の会合で大幅に機能アップした。アフリカ、アジア太平洋、東欧、中央アジア、ラテンアメリカとカリブ海地域において、国際的施設と4つの地域のチーム並びに国連の国別チームを介して活動している。資金はベルギー、デンマーク、アイルランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、イギリス、欧州委員会の政府によって供給され、2010年現在、22カ国でプログラムを支援している。出典：www.unpei.org

6-7 生物多様性技術イニシアティブ (Biodiversity Technology Initiative)

生物多様性技術イニシアティブ (BTI) とは、締約国内の条約に関連する技術への効果的アクセスと移行の促進や支援についてのイニシアティブ。生物多様性条約COP8の決定VIII/12において、気候変動技術イニシアティブ (CTI)を考慮しつつBTIの可能性を探ることが決定され、COP10においても、技術移転及び協力に関する決定X/16において、BTIの検討に関する決定が採択された。

6-8 南南協力のための多年度行動計画

(Multi-Year Plan of Action for South-South Cooperation)

南南協力は、歴史的資源、技術の交換、及び知識を開発途上国間で記述するために使用される用語。開発途上国と南の地域では、能力開発と技術支援活動を提供するための設計が、重要で分野横断的なメカニズムとして推進されている。南南協力のための行動の多年度行動計画は、2010年10月17日に名古屋で開催された南南協力フォーラムで、G77+中国によって採択され、決定X/23において2011年-2020年戦略計画の実施に重要な貢献をするとして歓迎することが決定された。

6-9 生物多様性の実施に関する作業部会の勧告 3/3

WGR13 勧告 3/3 「生物多様性の貧困根絶及び開発への取り込み」では、生物多様性及び生態系サービスを貧困根絶及び開発を主流化することを要請する等の15項目にわたる提言がされた。さらに附属書Iに「貧困根絶及び開発のための生物多様性に関する研究者グループのTOR (諸条件)」として8項目があげられ、附属書IIに「持続可能な開発及び貧困削減のための生物多様性及び生態系サービスの主流化に関する能力開発の暫定枠組案」が記載され、総合目標を、「政策立案者、実践者、及び研究者が、国及び地域の持続的開発及び貧困削減に対する必須貢献として、生態系条約及びその他の多国間環境協定 (MEA) を主流にできること」としている。附属書IIの構成は以下の通りである。

附属書 II

「持続可能な開発及び貧困削減のための生物多様性及び生態系サービスの主流化に関する能力開発の暫定枠組案」

A 生物多様性条約にもとづく能力開発に関する暫定枠組の総合目的及び範囲 (5項目)

B プログラム要素、最終目標、並びに能力開発内容及び活動 (3項目)

プログラム要素 1: 生物多様性、生態系サービス及び人類の幸福の (相互)

依存に関する能力開発

目標 1.1 政策立案者、実践者及び研究者は、広範囲の演習を行い、生物多様性、生態系サービス及び人間の幸福の基本的な相互関係を探り、自身の任務に対する意味合いを認識する。それには、以下の質問に対する回答を調査する 1.1.1 から 1.1.9 までの能力開発内容を含む。(9 項目)

目標 1.2 政策立案者、実践者及び研究者は、環境管理の科学的及び伝統的知識及び成功事例を調査、共有、交換し、自身の実行改善の意味合いを認識する。

それには能力開発内容 1.2.1 から 1.2.5 を含む。(5 項目)

目標 1.3 政策立案者、実践者及び研究者は、環境計画及び管理についての科学的及び伝統的知識及び成功事例を調査、共有、交換し、自身の実行改善の意味合いを認識する。

それには能力開発内容 1.3.1 から 1.3.4 を含む。(4 項目)

目標 1.4 政策立案者、実践者及び研究者は、環境財政管理についての科学的及び伝統的知識及び成功事例を調査、共有、交換し、自身の実施改善の意味合いを認識する。開発途上国の適切な環境財政構造を構築する生物多様性及び生態系サービスにつながる広範囲の財政経済機会を特定し、組み込むために（財政経済省庁の代表者に重点を置いた）ターゲットグループの能力開発は、能力開発内容 1.4.1 から 1.4.9 を含む。(9 項目)

目標 1.5 政策立案者、実践者及び研究者は、環境技術及び革新的技術についての科学的及び伝統的知識及び成功事例を調査、共有、交換し、自身の実施改善の意味合いを認識する。政策解決は、現地での技術的制約のため失敗しかねない。地方に適応される革新的技術は、伝統的、地方の知識が現代科学と固有に結びついたためであることが多い。それには能力開発内容 1.5.1 から 1.5.3 を含む。(3 項目)

プログラム要素 2：地域ノードの周りの南南及び南北協力を通じた能力開発サービス、ネットワーク及び知識管理組織

目標 2.1 能力開発サービスの提供者、研究機関及び中核的研究拠点（COE：Center of Excellence）の間のパートナーシップは、地域ノードの周りに組織され、専門的知識にしたがって、支援を行う。能力開発プログラムは、加盟国に奉仕し、越境レベルで貧困削減のため生態系管理の挑戦を行う開発途上国の集約に興味を示す地域組織との、主に地域レベルの介入を組織する。(6 項目)

目標 2.2 開発及び貧困削減のための生物多様性及び生態系サービスに関連する地域のクリアリングハウスメカニズム（CHM）を開発する。活動は、CHM に関する現存の締約国会議の規定に従い、2.2.1 から 2.2.7 の活動を含む。(7 項目)

目標 2.3 人類の幸福のための生物多様性及び生態系サービスに関する、国家、コミュニケーション、教育、普及啓発（CEPA：Communication, Education and Public Awareness）戦略を改善するため、適切な方策を採る。活動は、CEPA 事業プログラム、及び、特に決定 VIII/6 に概説され、決定 IX/32 で再確認された優先事項活動の短いリストと調和する。

6-10 ミレニアム開発目標と国連ミレニアム宣言

2000 年 9 月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで、21 世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言（United Nations Millennium Declaration）が採択された。国連ミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス（良い統治）、などを課題として掲げ、21 世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示したもの。この国連ミレニアム宣言と 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、まとめられたものがミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）。MDGs は、2015 年までに達成すべき 8 つの目標を掲げている。

ミレニアム開発目標一覧（外務省仮訳） 目標とターゲット(指標はのぞく)

ゴール 1：極度の貧困と飢餓の撲滅
ターゲット 1.A：2015 年までに 1 日 1 ドル未満で生活する人口の割合を 1990 年の水準の半数に減少させる。
ゴール 2：初等教育の完全普及の達成
ターゲット 2.A：2015 年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。
ゴール 3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上
ターゲット 3.A：可能な限り 2005 年までに、初等・中等教育における男女格差を解消し、2015 年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。
ゴール 4：乳幼児死亡率の削減
ターゲット 4.A：2015 年までに 5 歳未満児の死亡率を 1990 年の水準の 3 分の 1 に削減する。
ゴール 5：妊産婦の健康の改善
ターゲット 5.A：2015 年までに妊産婦の死亡率を 1990 年の水準の 4 分の 1 に削減する。 ターゲット 5.B：2015 年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを実現する。
ゴール 6：HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
ターゲット 6.A：HIV／エイズの蔓延を 2015 年までに食い止め、その後減少させる。 ターゲット 6.B：2010 年までに HIV／エイズの治療への普遍的アクセスを実現する。 ターゲット 6.C：マラリア及びその他の主要な疾病の発生を 2015 年までに食い止め、その後発生率を減少させる。
ゴール 7：環境の持続可能性確保
ターゲット 7.A：持続可能な開発の原則を国家政策及びプログラムに反映させ、環境資源の損失を減少させる。 ターゲット 7.B：生物多様性の損失を 2010 年までに確実に減少させ、その後も継続的に減少させ続ける。 ターゲット 7.C：2015 年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。 ターゲット 7.D：2020 年までに、少なくとも 1 億人のスラム居住者の生活を改善する。
ゴール 8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進
ターゲット 8.A：さらに開放的で、ルールに基づく、予測可能でかつ差別的でない貿易及び金融システムを構築する（良い統治、開発及び貧困削減を国内的及び国際的に公約することを含む。） ターゲット 8.B：後発開発途上国の特別なニーズに取り組む（後発開発途上国からの輸入品に対する無税・無枠、重債務貧困国（HIPC）に対する債務救済及び二国間債務の帳消しのための拡大プログラム、貧困削減にコミットしている国に対するより寛大な ODA の供与を含む。） ターゲット 8.C：内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組む（小島嶼開発途上国のための持続可能な開発プログラム及び第 22 回国連総会特別会合の規定に基づく。） ターゲット 8.D：債務を長期的に持続可能なものとするために、国内及び国際的措置を通じて開発途上国の債務問題に包括的に取り組む。 ターゲット 8.E：製薬会社と協力して、開発途上国において人々が安価で必要不可欠な医薬品を入手できるようにする。 ターゲット 8.F：民間部門と協力して、特に情報・通信における新技術による利益が得られるようにする。

X/7. 成果指向型の最終目標、目標、関連指標の検討と2010年以降に向けた調整事項の検討

締約国会議は

1. 戦略計画実施における達成と進捗の評価を高めるための枠組の採択後の生物多様性の監視における前進を歓迎する。(決定 VII/30)
2. 特に以下の事柄を含む、全てのレベルにおける生物多様性の監視のための能力強化を継続することの必要性を認識する。
 - (a) 2010年以降の地球規模の指標を提供するという、2010年生物多様性指標パートナーシップ (Biodiversity Indicators Partnership) の任務を構築し継続すること。
 - (b) 地球及び地域、国家及び地方レベルでの生物多様性の監視と、科学における財政支援団体がそうした努力に対する援助を奨励するために適した指標の開発と洗練へ貢献するため、国立科学アカデミーを含む、科学的ネットワークを求めること。
 - (c) 伝統的な知識、工夫、慣行及び国際原住生物多様性フォーラムの指標に対する作業部会 (Working Group on Indicators of the International Indigenous Forum on Biodiversity) が行っている努力と、2011年から2020年までの戦略計画に関連した、現在進行中の提案された指標の改善と使用への貢献への援助における、指標識別の進歩に関する決定 X/43 第14項から第19項に留意すること。
 - (d) 締約国が自らの目標を置き、国家及び/又は地域レベルで確立される生物多様性目標の進歩をアセスメントすることを可能にする目的で、生物多様性の監視及び報告システムを確立、又は強化するための国家及び地域の努力を援助すること。
 - (e) 特に地球観測グループ生物多様性観測ネットワーク (GEO-BON : Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network) への参加と援助を通して、政策立案者、管理者、専門家及び他のユーザーへのアクセスが直ぐに出来るよう、動員と生物多様性データ、情報及び予測の使用の能力を強化すること。
 - (f) 保全共有地 (Conservation Commons) の作業も含め、データの供給を限定する障壁を識別し、真剣に取り組むこと。
3. 以下の事項に同意する。
 - (a) 決定 VIII/15【参照7-1】に含まれる地球規模ヘッドライン指標の使用と、附属書 III の成果指向型目的と目標の調査 (及び関連指標) と 2010年以降²⁸のための可能な調整の考察についての事務局長ノートに示されている、生物多様性のための戦略計画と、暫定技術的根拠、採用可能な指標、愛知目標 (UNEP/CBD/COP/10/9)²⁹のために、提案されるマイルストーンについての事務局長ノートの中における表に要約された、指定された目標に向けた進歩の監視における手段の (もしくは特定の指標の) 更なる開発を追求すること。
 - (b) 特に、生物多様性と生態系サービスの経済と、これらのサービスに由来する人々への利益に関して、適切な指標がまだ識別されていないこれらの目標に向けた監視の進歩に適している追加的な指標によって、これらの地球規模ヘッドライン指標を補足すること。
 - (c) 科学者コミュニティと共同して、その他の多国間環境協定 (MEA) と、国際機関及び部門に基づいたプロセスの下で開発された指標を考慮に入れ、既存の指標を補足、又は代替することが出来る手段 (もしくは特定の指標) を開発し、それらに事務局長の注意を向けさせること。

²⁸ UNEP/CBD/SBSTTA/14/10.

²⁹ 決定 X/2 に沿って更新されたこの記録は、UNEP/CBD/COP/10/27/Add.1. で参照することが出来る。

4. 生物多様性の損失原因を強調し、2010年以降の目的及び目標の達成を支援するための要求される財政資源のアセスメントを含む、量的政策の選択肢を調査するため、地球規模生物多様性概況第3版（GBO 3）とその他の関連するアセスメントの結論に頼る必要性について再認識する。
5. 事務局長に対して、使用可能な財政資源に応じて、できる限り早急に、発展途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国の十分な参加の下、2010年の生物多様性指標パートナーシップのメンバーと関連する国際組織からの経験に頼り、また、リーディングワークショップ³¹の結果に基づき、科学技術助言補助機関（SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）の第15回会合での報告の必要性を考慮に入れ、この機関の機能、特に時機を得た2011年から2020年までの戦略計画と締約国会議の多年度作業計画の実施、監視、及び検討に貢献する上で最も適切なこととして、SBSTTA³⁰の総合的作業形態に参照された手順に従って確立される、2011年から2020年までの戦略計画の指標に関する特別専門家グループ（Ad Hoc Technical Expert Group on Indicators）の会合を開くよう要請する。特別専門家グループの委任事項は以下の通りである。
 - (a) 決定VII/30【参照7-2】とVIII/15、及び附属書IIIの文書に含まれる結果指向型目的と目標の調査(及び関連指標)、及び2010年以後におけるそれらの可能な調節の考察（UNEP/CBD/SBSTTA/14/10）についての事務局長ノートと、事務局長ノートの中で表にまとめられた戦略計画、更新された2011年から2020年までの戦略計画を再検討するための暫定専門技術的根拠、採用可能な指標、愛知目標³²のために提案されたマイルストーンについての情報を通して合意された、更なる指標の開発についての助言を提供する。
 - (b) 現在の一連の指標は十分でないので、生態系サービスのための合意した指標の欠乏を銘記し、適切な場合には、その他の多国間環境協定、組織、またはプロセスによって開発された指標の使用を可能にするために、2011年から2020年までの戦略計画の進展をアセスメントするために設計された一貫した枠組の継続のための、必要に応じて開発されてきた、もしくは開発できたであろう付加的指標を提案する。
 - (c) 締約国の国家優先事項と能力に基づいて、またそれらの国の進歩を監視しつつ、目標の設定を支援し、国家指標と関連する生物多様性の監視と報告システムの開発における努力の支援のためのメカニズムのために、更なる助言と提案の選択肢を開発する。
 - (d) 地球的国家指標開発と報告の連結を強化するための助言を提供する。
6. 2011年から2020年までの戦略計画の目標に関連した既存の観察能力の評価を準備し、第11回締約国会議に先立って行われるSBSTTAの会合で、2011年から2020年までの戦略計画のための特別専門家グループに対し期限内に報告書を提供するために、特に、環境計画世界動植物保全監視センター（World Conservation Monitoring Centre）と国際自然保護連合（IUCN: International Union for Conservation of Nature）を含めた、生物多様性の関連する観測をしている組織を通し作業するよう、GEO-BONへ求める事を事務局長に対し要請する。
7. 地球環境ファシリティー（GEF: Global Environment Facility）に対し、適格締約国の国家目標を開発し、枠組を監視する能力の必要性に答え、生物多様性指標のパートナーシップが、地球的ヘッドライン指標の更なる開発の追求が可能になるように支援を提供する事を要請する。

³¹ <http://www.cbd.int/doc/meetings/ind/emind-02/official/emind-02-0709-10-workshop-report-en.pdf>

³⁰ 決定VIII/10、附属書III。

³² 愛知生物多様性目標の仮の技術的論拠、可能な指標、提案された重要事項の更新された記録は UNEP/CBD/COP/10/27/Add.1 にて参照できる。

【参照】

7-1 決定 VIII/15

COP8 の決定 VIII/15 「2010 年目標の達成状況のモニタリングに関する枠組、およびテーマ別作業プログラムへの目標の統合」は、モニタリングに関する枠組とテーマ別作業計画への目標の統合を定めたもの。地球規模ヘッドライン指標のもととなる枠組、つまり、条約の実施と 2010 年目標の達成状況のモニタリングに関する枠組に含まれる指標には、戦略計画実施の進捗状況の評価するための少数指標（附属書 I で示されている指標案に基づき開発予定）と、2010 年目標の進捗状況の評価する成果重視型指標（決定 VII/30、附属書 II に要約）等があるが、これらは暫定的なものであり、使用期限は 2010 年、2011 年以降の使用については、戦略計画の改定・更新プロセスの一貫として、最終目標と目標、および対応する指標の詳細な見直しを行うとされている。

決定 VIII/15 では、戦略計画の最終目標・目的の実施における進捗状況の評価するための指標の暫定リスト（附属書 I）に基づき、戦略計画実施の進捗状況の評価することを目的とした、ロバスト性があり測定可能な少数の対応指標を作成し、SBSTTA が勧告 X/5 にて提案している国際的な成果重視型の指標（附属書 V）の検証と適用を支援し、目標 8.2 や他の関連目標に対応する指標など、ミレニアム開発目標と密接に関連した指標の開発に特に重点を置いた上で、世界的な成果重視型指標の今後の開発を促進することを定めている。

また、附属書 IV の、「乾燥および半湿潤地の生物多様性、海洋・沿岸の生物多様性、内陸水生生態系の生物多様性、山岳の生物多様性、島嶼の生物多様性に関する作業プログラム、および森林生物多様性に関する拡大作業プログラムに統合されている最終目標と世界的な成果重視型の目標」についても、締約国に対し、先住民、地域住民、その他のステークホルダーからの提案を適宜考慮した上で、国家あるいは地域の最終目標や目標およびこれらに対応する国家指標を策定し、生物多様性国家戦略および行動計画、国連砂漠化対処条約（UNCCD）の国別行動計画（乾燥及び半湿潤地の生物多様性の作業プログラムの最終目標と目標の場合）、国家森林計画（森林生物多様性の拡大作業プログラムの最終目標と目標の場合）など、関連する計画・プログラム・イニシアティブに、これらの最終目標、指標を統合する、としている。

モニタリングに関する枠組は、以下 5 つの要素で構成される。

1) 決定 VI/26 で採択した戦略計画の 4 つの最終目標（goal）と 19 目的（objective）

4 つの最終目標（goal）

- 1) 国際的な生物多様性に関する問題において、生物多様性条約が主導的役割を果たす。
- 2) 各締約国が、生物多様性条約実施のための財政的・人的・科学的・技術的能力を向上させる。
- 3) 生物多様性国家戦略・行動計画及び生物多様性関連事項の関連分野への統合が、生物多様性条約の目的の実施のための効果的な枠組をもたらす。
- 4) 生物の多様性及び生物多様性条約の重要性に対する理解がより促進され、このことが、生物多様性条約の実施に関する、社会を横断する広い取組をもたらす。

2) 進捗状況の評価するための少数指標（附属書 I の指標案に基づき開発予定）

3) 決定 VII/30 で採択された最終目標と目標（target）に関する暫定枠組

（7 つの分野、11 の最終目標、21 の目標で構成。参照 7-2 に記述）

4) 2010 年目標の進捗状況の評価する成果重視型指標（勧告 X/5 にて SBSTTA が提案した修正案を反映させた上で、決定 VII/30 にて採択。附属書 II に要約）

5) 地球規模生物多様性概況（GBO）や国別報告書を含む報告メカニズム

7-2 VII/30

COP7 の決定 VII/30 「戦略計画：進行中の今後の評価」は、2010 年目標の使命（Mission）である「現在の生物多様性の損失速度を、2010 年までに顕著に減退させる」を対象に戦略計画の実施に関する達成状況と進展の評価を高めるための枠組を定めている。7つの分野(Focal areas)、11最終目標(Goals)、21 目標(Targets)を設定。

分 野		最 終 目 標（概要）
生物多様性の 構成要素の保護	1	1 世界の生態学的な地域それぞれにおいて、少なくとも10%が効果的に保全される。 2 生物多様性にとって特に重要な地域が保護される。
	2	1 選ばれた分類学的なグループの種の生息数の衰退が回復、維持もしくは軽減される。 2. 絶滅のおそれのある種の状況が改善される。
	3	1 農作物・家畜・樹木・魚・野生生物・その他価値ある種の遺伝的多様性が保全され、関連した原住民や地元の知識が維持される。
持続可能な利用の促進	4	1 持続的に管理されている資源から産品が得られ、生産地域が生物多様性の保全と一致して管理される。 2 生物資源の非持続可能な消費、もしくはその生物多様性への影響が軽減される。 3 国際的な貿易によって絶滅の危機にさらされる野性の植物や動物の種がない。
生物多様性に対する 脅威への取組	5	1 自然の生息地の損失及び劣化の速度が緩められる。
	6	1 侵略的外来種となりうる主要な種の経路が制御される。 2 生態系、生息地もしくは種を脅かす主要な外来種のための管理計画が整っている。
	7	1 気候変動に適應するため、生物多様性の構成要素の抵抗力を維持し、強化する。 2 汚染とその生物多様性への影響を軽減する。
人類の福利の確保のための 生物多様性由来の産物 とサービスの維持	8	1 財やサービスを供給する生態系の能力が維持される。 2 特に貧しい者の、持続可能な暮らし、食糧安全保障、保健医療を支える生物資源が維持される。
伝統的知識・工夫・慣行 の保護	9	1 伝統的知識、工夫、慣行を守る。 2 利益配分を含む、伝統的知識・工夫・慣行に関する原住民や地域社会の権利を守る。
遺伝資源の利用による利 益の公正かつ衡平な利益 配分の確保	10	1 全ての遺伝資源の移転が生物多様性条約・食糧農業植物遺伝資源に関する条約・その他、適用可能な協定等に沿っている。 2 遺伝資源の商業的利用等から生じる利益が、供給国と共有される。
資源移転の状況	11	1 第20条に従い、開発途上国に新たな追加的な資金源が移される。 2 第20条4項に従い、開発途上国に技術が移転される。

X/8. 国連生物多様性の10年 2011-2020年

締約国会議は

ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals) を達成するための生物多様性の重要性を強調し、

当該条約及びその他の生物多様性に関連する条約や組織、プロセスの目的において十分な実施を達成することへの必要性を強調し、

生物多様性関連の問題への普及啓発を行う重要性を再確認し、

国際生物多様性年の祝典によって実現した機運を利用する必要性を強調し、

1. 国連総会 (United Nations General Assembly) に対して、2011年から2020年を国連生物多様性の10年 (The United Nations Decade for Biodiversity) と宣言することを考慮するよう求める。
2. 事務局長に対して、関連するパートナー、特に、生物多様性に関連した条約の事務局と協力して、以下のことを要請する。
 - (a) 締約国、全ての関連組織とステークホルダーが、国連生物多様性の10年に完全に参加し、かつ条約と2011年から2020年までの戦略計画の実施に対して支援するよう奨励すること
 - (b) 戦略計画の実施ならびに締約国とステークホルダーの関連活動における進捗を、国連総会へ提出する事務総局長の条約実施についての定期報告に盛り込むことを視野に入れ、吟味すること
3. 環境管理グループ (Environment Management Group) に対して、条約及び2011年から2020年までの戦略計画を支援する際に、そのメンバー間での協力と情報交換を促進するように求める。

X/9. 締約国会議の開催頻度を含む 2011 年–2020 年の多年度作業計画

締約国会議は

2011 年から 2020 年までの戦略計画で定義されている優先事項を考慮に入れ、

締約国会議のための多年度作業計画を以下の通り採択する。

- (a) 第 11 回締約国会議は 2012 年に行われ、特に以下の論点を強調している。
- (i) 国家目標の設定と採択、及び対応する生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）の更新の経験を含め、2011 年から 2020 年までの戦略計画、それに対応する最終目標と愛知目標の実施に関する締約国による進捗の検討
 - (ii) 締約国、特に発展途上国、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国への、特に 資源動員、能力開発、ステークホルダーの取組、コミュニケーション、教育、普及啓発（CEPA）、クリアリングハウスメカニズム（CHM）の強化を含む条約と 2011 年から 2020 年までの戦略計画の実施のための援助の提供における進捗の検討
 - (iii) 国家、地域、世界レベルでの指標とマイルストーンの使用を含む 2011 年から 2020 年までの戦略計画の実施の監視のための手段とガイダンスのさらなる策定
 - (iv) 最終目標 2、5、6、7、8 に重点を置きつつ、条約の 3 つの目的³³の成果と一致した、資源動員のための戦略実施の検討
 - (v) 特に、国連生物多様性の 10 年（The United Nations Decade for Biodiversity）のための提案、つまり、可能な共同活動の準備を含めたりオ条約【参照 9–1】間の協力のための可能な選択肢を特に考慮に入れた、生物多様性関連の国際組織間の協力
 - (vi) 締約国が、条約における任務を果たす能力を強化するため、科学技術助言補助機関（SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）、条約の実施に関する作業部会（Ad Hoc Open-ended Working Group on the Review of Implementation of the Convention）等の既存のメカニズムの強化を目的とした、付加的なメカニズム、手段及び方策の必要性と可能な策定
 - (vii) SBSTTA の作業を踏まえた、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）設立の考える影響
 - (viii) 島嶼の生物多様性における作業計画についてのより詳細な検討
 - (ix) 生態系回復及び関連問題に関する実用的なガイダンスの可能な策定を含む、生態系回復を支援するための手段と方策の特定
 - (x) 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（ABS 名古屋議定書：Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of Their Utilization）³⁴の状況と実施についての検討
 - (xi) 作業計画の実施と分野横断的論点から提起される技術的な論点を含む、SBSTTA と第 8 条(j)項（伝統的知識）と関連する条項に関する作業部会の提案から提起されるその他の事項
- (b) 2014 年又は 2015 年初頭の第 12 回締約国会議では特に以下の論点に取り組む。

³³ 決定 IX/11 B, 附属書

³⁴ 決定 X/1, 附属書 I.

- (i) 更新された NBSAP についての検討
 - (ii) 作業計画と愛知目標に向けた進捗と作業計画の特定の要素、及び、特に第 5 回国別報告書と地球規模生物多様性概況第 4 版 (GBO-4: Fourth edition of the Global Biodiversity Outlook) におけるミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals) の関連する 2015 年目標の達成に対する貢献を含む、2011 年から 2020 年までの戦略計画実施についての中間期の検討
 - (iii) 目的と指標を含む、資源動員戦略の実施に関する総合的な検討
 - (iv) 条約第 20 条第 2 項 (先進締約国の資金負担) に従った、条約の目的と 2011 年から 2020 年までの戦略計画を実施するための能力開発と CHM の強化を含めた、発展途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国への支援提供の進捗についての検討
 - (v) 条約と 2011 年から 2020 年までの戦略計画の実施を援助するための手段とガイダンスのさらなる策定
 - (vi) 条約の実施をどのように援助すべきであったか、ミレニアム開発目標へ貢献すべきであったか、及びこれから継続して貢献してゆくべきかについてのさらなる考慮
 - (vii) 義務と改善 (決定 IX/23, 第 4 項【参照 9-2】)
 - (viii) ABS 名古屋議定書の状況と実施についての検討
 - (ix) 作業計画の実施と分野横断的論点から提起される技術的な論点を含む、SBSTTA、WGRI、及び第 8 条 (j) と関連条項における作業部会の提案から提起されるその他の事項
 - (x) 2020 年の多年度作業計画の更新
- (c) 締約国会議において、以下のことを考慮に入れながら、第 12 回締約国会議以降の会合の周期を検討し、第 11 回締約国会議で 2020 年までの会合の時期を決定する。
- (i) 2011 年から 2020 年までの戦略計画と 2011 年から 2020 年までの多年度作業計画、及び他の関連する会合とプロセス
 - (ii) 締約国会議の会合の周期と、作業部会を含む補助機関及び他の会合期間に開催される機関の運営との実施時期の関係
 - (iii) 締約国会議の周期は、生物多様性条約に対する議定書会議及び決定プロセスに対しても影響すること
 - (iv) 財政に関する考察が関係する場合、多年度作業計画、締約国会議及び補助機関の会合の周期の決定を左右する主要因であるべきではないこと
 - (v) 国別報告書の周期
- (d) SBSTTA 会合は、第 10 回と第 11 回締約国会議の間と、第 11 回と第 12 回会合の会合期間に 2 回行われる。
- (e) WGRI の第 4 回で、持続可能な開発のための生物多様性の役割に関する 2012 年国連持続可能な開発のための世界会議 (2012 United Nations Conference on Sustainable Development) (“Rio+20”) 【参照 9-3】に提出するためのメッセージを作成する。
- (f) 締約国会議は、2020 年の会合において、締約国会議によって特定された条約の作業計画を含む、条約の実施と 2011 年から 2020 年までの戦略計画の検討と、特に、第 6 回国別報告書に基づいて、愛知目標の成果に向けた進捗のアセスメントを行う。
- (g) 締約国会議は、その会合において、以前の決定と合致する常に検討すべき議題への取組みを継続する。加えて、緊急の検討事項の対応のために、多年度作業計画に柔軟性を確保する。

/...

【参照】

9-1 リオ条約

「リオ条約」は、1992年に開催された環境と開発に関する国連会議（UNCED、リオ地球サミット）で採択された、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）と生物多様性条約（CBD）、1994年に採択された国連砂漠化対処条約（UNCCD）である。この3条約は、具体的には、森林保全と温室効果ガスの削減、さらには、温暖化対策に通じること等、相乗効果があるが、それぞれの活動の重複する内容に注意を払うこと等が、COP9で定められている。

9-2 決定 IX/23, 第4項

COP9の決定 IX/23「責任および救済」の第4項は以下の通りである。

4. 2011年-2020年の期間の多年度プログラムの作業と同様に、見直され更新された戦略計画を考慮に入れ、その地域における将来の作業の必要性を第10回会議で考慮に入れることを決定する。

9-3 国連持続可能な開発のための世界会議

正式には、生物多様性のための持続可能な開発の役割に関する2012年持続可能な開発に関する国連会議（2012 United Nations Conference on Sustainable Development）といい、“Rio+20”とも言われる。2012年6月4～6日にブラジル・リオデジャネイロで開催する予定で、国際間のパートナーシップによる持続可能な開発の達成に向けた取組を促進する。同会議は、1992年にリオデジャネイロで開催の国連環境開発会議（UNCED）の20周年、また、2002年のヨハネスブルグでの持続可能な開発会議（WSSD）、世界首脳会議の10周年を記念して開催される。

/...

X/10. 国別報告：第5回国別報告書に対する提案と現在までの経過の検討

締約国会議は、

国別報告書は、条約第26条（報告）における、全ての締約国の義務であり、全ての締約国が指定された期日内に提出することは、条約第23条（締約国会議）で要求されている条約の実施の検討において、非常に重要であると再度強調し、

1. 第11回会議での追加的助言によって補足されている可能性があることを銘記し、この決定の附属書に含まれる、第5回国別報告書の指針を採択する。
2. 締約国は、2014年3月31日までに第5回国別報告書を提出することを決定する。
3. 全ての締約国は、以前の締約国会議での国別報告書の提出に関する状況に関わりなく、第5回国別報告書を上記の第2項によって設定されている納期内に提出するための準備を優先させるように奨励する。
4. 上記の第2項によって設定されている納期内に提出する上で困難が予想される締約国に対し、可能な限り早い時期に報告書の準備を始め、納期に確実に間に合うよう提出することを要請する。
5. 地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）に対し、第5回国別報告書の準備において、十分に時宜にかなった支援を要請し、GEFとその実施機関へ、早い時期に資金の迅速な支払いを保障するための手順を確実にすることを更に要請する。
6. その他の資金提供者、政府、多国間及び二国間機関に対し、国別報告書の準備のための財政的、技術的支援を発展途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国へ提供するよう求める。
7. 第5回国別報告書は、以下の通りとすべきと決定する。
 - (a) 必要に応じて、地球規模ヘッドライン指標と愛知目標に向けた計測の進歩のための第11回会議で採択された、決定VIII/15にある付加的指標【参照10-1】の適用を含めた、便利の良い指標を使用し、2011年から2020年までの戦略計画の実施と愛知目標に向けた進歩に重点を置く。
 - (b) 必要に応じて、関連するミレニアム開発目標（Millennium Development Goals）の達成に向けた戦略計画実施の貢献に関する情報を含める。
 - (c) 諸国が、生物多様性国家戦略と行動計画（NBSAP）及び類似する戦略、計画、プログラムの改定、更新及び実施の最新の情報を提供することを許可する。
 - (d) 国家生物多様性指標を利用し、生物多様性に関する国内の状況と傾向及び脅威について最新の情報を提供する。
 - (e) 国家及び国際レベルにおける、今後の優先事項についての提案を含めた、国家による条約の実施についての全体的なアセスメントを提供する。
8. 締約国に対して、第5回国別報告書で、以下のことを詳述する準備を要請する。
 - (a) 条約実施のために取られたあらゆるレベルにおける行動からの結果と影響。
 - (b) 実施における成功した経験と学んだ教訓。
 - (c) 実施に際し遭遇した障害。
9. 更に、締約国に対し以下のことも要請する。
 - (a) 前回の国別報告書で提供された情報の変更を反映するために、更新された説明。
 - (b) 条約実施の状況、特に2011年から2020年までの戦略計画、生物多様性のためのNBSAPの定量的分析と統合。
10. 必要に応じて、第5回国別報告書では、統計的分析のための表、図表、アンケートを含めた、

指定された手段を用いながら、記述様式を使用し、長期に渡る愛知目標の進捗を追跡することが出来る様式を、第 5、6 回の報告で使用すべきであると決定する。

11. 締約国に対して、国別報告書のプロセスにおいて、原住民と地域社会を含む全ての関連するステークホルダーの関与を継続すること、そして、条約の実施に関連した活動への追加的な支援及び参加の動員を目的とした更なる計画作りと広報の手段として報告書を利用することを奨励する。
12. 締約国に対して、生物多様性関連の条約の下、国別報告書が国内の状況と立場を総合的に反映することを確実にし、不必要な報告の負担を避けるために、国別報告を行う上で相乗効果を強化するよう奨励する。
13. 後発開発途上国、小島嶼開発途上国の報告能力を高めるために重要な教訓を提供する可能性のある、統合された報告のプロセスと手段を促進するため、GEF によって支援されているパイロットプロジェクト、オーストラリア政府が太平洋地域環境計画 (Pacific Regional Environment Programme) と共同して開発した企画等の、その他の関連する企画及びイニシアティブを歓迎する。
14. 事務局長に対し、国連開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme)、国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme) 及びその他のパートナーと協力して、特に発展途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、さらに、市場経済移行過程諸国に対して、第 5 回国別報告書の準備のための支援の提供の促進を継続することを要請する。
15. 事務局長に対し、第 4 回国別報告書、指標のための特別技術専門家グループを含む、その他の関連する国際的作業の経験と手本に頼り、第 5 回国別報告書の準備のための更なる提案を提供している資源マニュアルの準備をするように要請する。資源マニュアルは、報告の助けになる共通フォーマット、表、図表のための提案を含むべきである。この第 1 版は、2011 年以内に入手可能であり、常に使用可能な新しい情報が考慮され、最新の状態に保たれるべきである。マニュアルは、国連の 6 つの公用語で用意されるべきである。

附属書

第 5 回国別報告書指針³⁵

指針についての概論

報告の目的と国別報告書の情報の使用目的

1. 条約第 26 条と締約国会議決定 X/10 に従い、締約国は第 5 回国別報告書を、**2014 年 3 月 31 日**までに提出しなければならない。
2. 国別報告書は、特に地球規模生物多様性概況 (GBO: Global Biodiversity Outlook) の準備のための資料を提供することによって、締約国会議が条約の実施の検討を継続することを可能にする、重要な手段である。第 5 回国別報告書は、第 12 回締約国会議で行われる、中期における更新された 2020 年のための戦略計画の実施の中間期検討の、重要な情報資源を提供する。おそらく、更に重要なこととしては、それらは国家レベルでの生物多様性計画立案の重要な手段であり、実施の決定を知らせる上で必要な分析と監視を提供する。つまりこれらは、重要なコミュニケーション手段である。

³⁵ これらの指針は、第 11 回締約国会議での付加的な指針によって補足される。(決定 X/10, 第 1 項)。

報告の構成

3. 方針は第5回国別報告書を大きく3つの部分に分けるよう提案している。
 - 第I部 生物多様性の状況、傾向及び脅威と、人類の福利のための実践
 - 第II部 NBSAP、その実施、及び生物多様性の主流化
 - 第III部 2015年から2020年の愛知目標に向けた進捗と、関連する2015年ミレニアム開発目標（2015 Targets of the Millennium Development Goals）への貢献
4. 第III部は、条約実践のための国家の活動が、どのように戦略計画の実践が貢献しているか、ミレニアム開発目標に含まれている関連目標や目的の達成に貢献しているかを、必要に応じて含む、関連した戦略目標と、更新された2011年から2020年までの戦略計画における愛知目標にいかに関与しているか分析するために、報告書の前の2つの部分の情報に頼っている。報告書の本文は3つの部分から成り、全体に基づき、要約を備えて作成されるべきである。要約は報告書中の最も重要な所見と結論を強調し、重要な広報手段となる。さらに、締約国は国別報告書の一部として、附属書又は付録も提出することが出来る。
5. 締約国は、報告書全体を通して、関係する基準の参照（例：2010年）と共に愛知目標の進捗を含めた、最新の発展（例、前回の国別報告書から、新たに発展したこと）を報告しなくてはならない。締約国は、可能なところで指標を使用し、既に報告書の前述で扱われた詳細について重複を避けるべきである。さらに締約国は、報告書の内容以上に、条約の実施、特に2011年から2020年までの戦略計画、NBSAP及びそれらの改善の実施から実際のケースと根拠に基づいた分析と統合を提供すべきである。

この指針の使用法

6. 第5回国別報告書において、締約国は必要に応じて、実質的で簡潔な重要な質問の答えによって構成された記述様式で、締約国における実施を報告するよう要請されている。さらに、情報を提供する上で、締約国は記述的報告がより良いコミュニケーションの助けとなる、表、図表、図、グラフ及び指標を補足するように奨励されている。締約国は、報告を書くため、詳細な提案を伴う資源マニュアルを使用し³⁶、提案された幾つかの表、マトリックス、図表、図及び指標を含む。第5回国別報告書の長さは、付録IからIIIを含め、少なくとも40ページ、そして100ページを超えないことが期待されている。もし、報告書がこの範囲を超える場合、締約国は補足的な資料として、付加的情報を附属させるよう奨励されている。
7. 締約国は、報告書の主要な部分の見出しを付け、質問に従って各部分の部分を構成するために、指針に設けられている質問に従って、各部を区分するように要請されている。それぞれの区分の構成は融通が利くようにし、同一部分か区分内、もしくは他の部分や区分間で提供される情報に重複があれば、締約国は繰返しを避けるための相互参照を作成するよう奨励されている。
8. 締約国は、第5回国別報告の指針の使用に関するいかなる説明を求める場合でも、事務局に連絡することが求められている。事務局は指針の使用で発見されたあらゆる不都合や改善のためのアイデアに関するフィードバックを歓迎する。こうした情報は支援手段の開発に使用され、今後の報告サイクルに貢献する。

準備のプロセス

9. 締約国会議における様々な決定で提供される指針は、締約国が国別報告書の準備において、NGO、市民社会、原住民と地域社会、ビジネス、メディアを含めたステークホルダーへ関わるよう要請する。さらに、国別報告書を準備する責任のある国家フォーカルポイントは、他の関連する条約の実施に責任を持つ、国家と同様の機能を持つ、かつ組織と密に作業する

³⁶ 資源マニュアルは、2011年中に開発され、締約国が使用できるようになり、特に、戦略計画の更新(2011-2020)、多年度作業計画、指標のためのAHTEGを含む、進行中及び会期間の開発が組み込まれる。

ように奨励されている。報告書の準備への協力によって、あらゆる条約のフォーカルポイントはデータと分析を共有し、報告書間の一貫性を確保し、無駄な重複から来る諸国にかかる重荷を軽減することが出来る。こうした協力は、関連する条約における国家の実施の相乗効果の機会を更に増やし得る。締約国は、その報告書の付録 I で、報告の準備の際に従った参加プロセスの簡潔な要約を提供するよう求められている。

広報とコミュニケーション

10. 国別報告書の準備は、一般国民を国家の条約実施に関与させるという、条約の目的達成の成果を伝えるための重要な機会である。この目的を達成するために、ステークホルダーの国別報告書の準備への関与に加えて、国別報告書を提出した後、報告書の中で識別された積極的な成果といまだ残っている障害や挑戦となる問題を一般国民に伝達することは特に締約国にとって重要なことである。国際生物多様性の日（IDB : International Day for Biological Diversity）に国別報告書を公に発表すること、国家クリアリングハウスメカニズム（CHM）やその他のメディアを通してより幅広い聴衆が国別報告書にアクセスできるようにすること、国別報告書の副産物の開発と普及を含め、様々なコミュニケーションの手段が使用可能である。
11. 第 5 回国別報告書が提供する情報に基づく GBO-4 は、国際的レベルにおいて、コミュニケーション手段の役割を果たす。

第 5 回国別報告書の提出

12. 締約国は、これらの指針に参照された様式を使用し、第 5 回国別報告書を **2014 年 3 月 31 日**までに事務局長へ提出しなければならない。GBO-4 やその他の分析や統合の準備を促進し、それらを締約国会議やその他の助言的団体の会議で使用出来るよう、第 5 回国別報告書を納期より前に提出することが奨励されている。
13. 締約国は、署名のされた原本を郵送、ディスクレット又は CD-ROM、電子メールを使用して電子的報告書ファイルを、生物多様性条約事務局へ提出する。この電子的文書は、文書作成ソフトの使用が可能なものとし、図形要素は、報告書の電子的出版を容易にするため独立したファイルを使用すべきである。
14. 上記で言及した納期までに報告書を提出する上で困難が予想される締約国は、報告書の準備プロセスを、可能な限り早く始め、納期までの提出を確実にするよう奨励する。

II. 指 針

要 約

15. 締約国は、様々なレベルでのステークホルダーとのコミュニケーションのため、第 5 回国別報告書の主要なメッセージと重要な所見を提供する報告書の要約を準備しなくてはならない。これらは主要報告書の各部分に記載されている質問の答えから引き出すことが出来る可能性がある。例えば、1 つの質問に対して 1 つか 2 つの節で答え、報告書の所見について「明瞭な」記述を含むといった、要約の適切な長さは 6~10 ページで短く、簡潔であるべきである。それは理想的な「独立」した手段として、生物多様性における一般国民、関連する政策決定者及び他の重要なステークホルダー団体へのコミュニケーション、教育、意識（CEPA）の向上に使用されるべきである。この目的を達成するために、締約国は、図表や図、画像を報告書に含むよう奨励する。この報告書の 3 つの主要な部分の完了後にのみ要約を終了させることができるが、早い時期の要約の草案は、報告書作成のための有用な概略となり、主要なメッセージを明瞭にするのに役立つ可能性がある。

報告書の主要部

第 I 部: 生物多様性の状況、傾向及び脅威と、人類の福利のための実践

16. この部分では以下の質問が回答されるべきである。

質問1: なぜ生物多様性があなたの国に必要なのですか。

完了した、もしくは進行中の生物多様性アセスメントや研究からの情報を使用し、人類の福利と社会経済開発への生物多様性と関連する生態系サービスの貢献を強調することによって、生物多様性の重要性を詳しく説明してください。可能な限り経済的、社会的、文化的価値の概算を提供してください（経済的価値は貨幣価値、もしくは、支援者数で示すことができます）。また国内の幾つかの例外的生物多様性と生態系を強調してください。

質問2: あなたの国での生物多様性の状況、傾向に関して主にどんな変化がありましたか。

第4回国別報告書以来、起きた変化もしくは知られるようになった変化に注目してください。分析や統合は、論題の網羅的アセスメントではなく、むしろ政策決定者に十分に提供するため、生物多様性の状態、傾向及び脅威の簡潔な概要を提供する必要があります。第4回又はそれ以前の国別報告書で提供されたあなたの国の生物多様性の詳細な説明を繰り返す必要性はありません。但し、以前の報告書の生物多様性の状態、傾向の総合的な分析を提示しなかった国は、今回の報告書でそうすることができます。可能な限り、時間をかけて生物多様性または他の傾向の変更を示し、定量的指標を使用してください。（附属書で提供される指標の技術的詳細と共に）専門的な定量的アセスメントに頼ります。傾向を図表、グラフ、図、表を使って解説します。可能な限り、とられた行動が、どのように生物多様性の変化（例：第II部に行動について記述されている）を招いたか、分析してください。一般的な要点に関しては、事例研究を用いて説明します。事例研究は、定義された尺度内の生物多様性（又は特定の構成要素）の損失の減少を実証し、更にこれが、とられた行動といかに関係するのか論拠を明確化すべきです。事例は、幅広く適応できる教訓を含むことで、非常に有用なものとなります。

質問3: 生物多様性における主要な傾向は何ですか。

（もしくは、質問2の答えで言及している悪化の主要な原因は何ですか。）主要な生物群や生物多様性構成要素に関して、生物多様性の損失（圧力）の主要な直接圧力及び主要な間接圧力（根本的原因）を記述し、関連する経済部門にこれらに関連付けてください。直接圧力を具体的に記述し（例えば、「ダイナマイトを使用した漁」、「沿岸開発」）、さらに詳細な分析と共にそれらを分類してください（生息地の変化、気候変動、過剰開発、侵略的外来種、汚染）。

質問4: 生態系サービスへの生物多様性の変化の影響と、それらの影響からの社会経済的及び文化的影響には何がありますか。

人類の福利、生活、貧困の減少等に与える生物多様性及び生態系の衰退の影響を記述します。関連する顕著な生態系関連物品やサービスを考慮してください。

任意の質問: 生物多様性及びそれらの影響に関する今後の考えうる変化には何がありますか。 生物多様性の根本的原因、圧力、影響及び人類の福利への影響の観点から、生物多様性のための納得のいく今後のシナリオを記述します。例えば、「旧態依然」の政策の下で何が起こるか、生物多様性と生態系へのより大きな投資で何が起こるかを比較してください。こうしたシナリオは簡潔で、「もし~だったらどうなるか」の記述か、もしくは見本が使用できるのであれば、それに基づいて作成します。今後のシナリオの発表に関しては全て、科学的不確実性を記述するべきです。

第 II 部: NBSAP とその実施及び生物多様性の主流化

17. この部分では以下の質問が回答されるべきである。

質問5: あなたの国では、どんな生物多様性目標が設定されていますか。

2011年から2020年までの戦略計画における愛知目標に合致して展開してきた測定可能な目標を記述してください。もし、COP11へ報告を提出したのであれば、目標を更新してください。

質問6: NBSAPは、目標を組み込むため、及び生物多様性主流化に有効な手段として使用するために、どのように更新されましたか。

あなたの国のNBSAPに関して簡潔に記述してください。もし、NBSAPが更新されているのであれば、以前のものとどのように違いますか。(i) 質問5に言及された目標を、その活動によってどのように達成するか、(ii) このことが、2011年から2020年までの戦略計画の達成にどのように貢献するか、(iii) 質問3の答えで識別された生物多様性への脅威をどのように強調するか、(iv) 決定IX/8【参照10-2】で提供された助言をどのように強調するか、を記述してください。生物多様性への考慮のより広い国家計画、プログラム、政策、経済的及び社会的部門、政府レベルへの統合を、NBSAPがどのように達成するのか、具体的に記述してください。

質問7: あなたの国では、第4回報告書以来、条約の実施のためのどんな行動がとられ、どんな結果になりましたか。

関連した立法、政策、制度的及び協力的メカニズム、資金調達について記述してください。関連性がある場合には、生物多様性の状態と傾向の観点から結果に対してとられた活動と、人類の福利への影響を関連付けます。事例研究と、必要に応じて、質問12の答えへの相互参照を使用します。特に条約の詳細な検討のためのCOP11、COP12において締約国会議多年度作業計画の中から選択された、条約の様々な作業計画と分野横断的論点に、どのように活動が関係するかを述べてください。(付録IIIにて提供されている詳細と共に) 実施の障害になっているものは全て強調します。(能力、人材、財政資源の不足を含む。) あなたの国のNBSAPが最近更新された場合、報告する活動のほとんどは前回のNBSAに関連することを銘記してください。

質問8: 生物多様性の関連する分野別及び分野横断的戦略、計画、プログラムへのどの程度効果的に主流化できましたか。

どのように生物多様性が、貧困削減戦略、その他の分野横断的政策の手段及び様々な経済的部門へ反映しているかを記述してください。(どの部門が[及び省庁が]生物多様性を効果的に統合しているか、もしくはしていないか)。又、計画中のメカニズムに、どのように生物多様性が統合されているかを記述してください。個別の戦略、計画、プログラムを含めた、部門ごとの生物多様性実施に関しての取られた活動と成果を記述してください。どんな手段(例:生態系アプローチ、生物多様性を含めた影響評価と戦略的環境アセスメント、空間計画等)を使用しましたか。生物多様性条約、国連気候変動枠組条約(UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change)、国連砂漠化防止条約(UNCCD: United Nations Convention to Combat Desertification)、及びその他の関連する条約実施における国家的レベルでの相乗効果はどのように達成されるかを記述してください。さらに、南南協力を含む国際もしくは国境を越えた協力団体に関連して、どのように生物多様性を考慮しているかを記述してください。

質問9: NBSAPは、あなたの国ではどのくらい十分に実施されていますか。

NBSAPをどの程度まで実施しているかを分析してください。例えば、計画された行動のどの程度の割合が実施され、目的がどの程度まで達成できたかを考えます。まだ残っている実施すべき課題を識別してください。(あなたの国のNBSAPが最近更新された場合、この分析は主に前回のNBSAPに関連することを銘記してください。)

第III部: 2015年から2020年までの愛知目標に向けた進歩と、

関連する2015年ミレニアム開発目標への貢献

17. この部分では第I部と第II部に基づいて以下の質問の回答がされるべきである。

質問10: 2011年から2020年までの戦略計画と愛知目標の実施において、あなたの国ではどんな進歩が見られましたか。

第 I 部と第 II 部の情報に基づいて、2011 年から 2020 年までの戦略計画における 2020 年までの各目標と、この計画の包括的な任務に向けた進歩を分析してください。質問 5 の答えに言及された国家目標における進歩も述べてください（例、各目標と成果に対してとられた国家活動）。可能な限り、又必要に応じ、決定 VIII/15 にある地球的ヘッドライン指標や、第 11 回締約国会議で採択される可能性のある愛知目標に向けた進歩のための付加的な指標の適用等の、定量的指標を使用してください。指標の技術的詳細は、付録で参照されます。専門家の定性的アセスメントにも基づいてください。進歩の包括的なアセスメントのために、簡単な「信号機」方式（信号機の色の意味を利用して解説する方法）、あるいは、類似する実例的手段を使用するのも良いでしょう。

質問 11: あなたの国におけるミレニアム開発目標に関連する 2015 年目標の成果へ、条約実施の活動はどんな貢献をしてきましたか。

より幅の広い国家目標への達成する上での生物多様性の重要性を強調するために、必要に応じ、第 I 部と第 II 部に基づき、条約の特に、2015 年里程碑と 2011 年から 2020 年までの戦略計画と愛知目標の実施のための活動が、ミレニアム開発目標に関連する 2015 年目標、もしくは包括的なミレニアム開発目標の成果へどのように貢献してきたか、もしくははしているかを記述してください。

質問 12: あなたの国での条約の実施からどんな教訓を学びましたか。

ここでいまだ残る克服すべき問題点も含め、活動の成功例、あまり成功しなかった例を強調しながら、実施から学んだ教訓の分析を提供してください。更に条約の国家レベルでの実施を促進するために、特に、戦略目標と目的及び 2011 年から 2020 年までの戦略計画の目標を達成するために、国家、地域、地球的レベルにおいて、とるべき行動への提案を提供してください。

附属書と付録

18. 報告書の主要部分には無くても良い情報の詳細とその支持を提供するために、附属書と付録を使用する。附属書と付録は別々に綴じ、報告書の主要な部分が大きくなり過ぎないようにする。付録についての指示は以下に列挙する。

付録 I – 報告する締約国に関して、及び第 5 回国別報告書の準備に関する情報

関与したステークホルダーや報告書内の情報源となった資料を含めた、この報告書の準備のプロセスについての情報を提供する。

付録 II – 更なる情報源

締約国は、Web サイトアドレスや、出版物、データベース、他の条約、フォーラム、組織に関連し提出された国別報告書等の、情報源を提供しなくてはならない。

付録 III - 生物学的多様性条約下での作業と計画の主題的プログラムの国家による実施、もしくは横断的論点に関連した締約国会議の決定

締約国は、NBSAP、主流化に関連する活動の実施のための活動が国家によってどのように行われたか、さらに愛知目標がどのように目的、目標、主題的プログラムの作業と計画で提案された活動に貢献したか、または貢献しているか、もしくは分野横断的論点に関する決定、特に、詳細な検討のための COP11、COP12 における、条約の 2010 年以降の多年度作業計画から選ばれた活動を強調するために、表やマトリックスを用いることが出来る。締約国は国家に関連し、重要な、これらの主題分野的、及び分野横断的論点に集中して取り組むことが出来る。

【参照】

10-1 決定 VIII/15 戦略計画の実施状況を評価するための成果指向型の指標群。

(※参照 7-2 と同じ)

COP8 の決定 VIII/15 「2010 年目標の達成状況のモニタリングに関する枠組、及びテーマ別作業プログラムへの目標の統合」は、モニタリングに関する枠組とテーマ別作業計画への目標の統合を定めたもの。地球規模ヘッドライン指標のもととなる枠組、つまり、条約の実施と 2010 年目標の達成状況のモニタリングに関する枠組に含まれる指標には、戦略計画実施の進捗状況を評価するための少数指標（附属書 I で示されている指標案に基づき開発予定）と、2010 年目標の進捗状況を評価する成果重視型指標（決定 VII/30、附属書 II に要約）等があるが、これらは暫定的なものであり、使用期限は 2010 年、2011 年以降の使用については、戦略計画の改定・更新プロセスの一貫として、最終目標と目標、及び対応する指標の詳細な見直しを行うとされている。

決定 VIII/15 では、戦略計画の最終目標・目的の実施における進捗状況を評価するための指標の暫定リスト（附属書 I）に基づき、戦略計画実施の進捗状況を評価することを目的とした、ロバスト性があり測定可能な少数の対応指標を作成し、SBSTTA が勧告 X/5 にて提案している国際的な成果重視型の指標（附属書 V）の検証と適用を支援し、目標 8.2 や他の関連目標に対応する指標など、ミレニアム開発目標と密接に関連した指標の開発に特に重点を置いた上で、世界的な成果重視型指標の今後の開発を促進することを定めている。

また、附属書 IV の「乾燥及び半湿潤地の生物多様性、海洋・沿岸の生物多様性、内陸水生生態系の生物多様性、山岳の生物多様性、島嶼の生物多様性に関する作業プログラム、及び森林生物多様性に関する拡大作業プログラムに統合されている最終目標と世界的な成果重視型の目標」についても、締約国に対し、先住民、地域住民、その他のステークホルダーからの提案を適宜考慮した上で、国家あるいは地域の最終目標や目標及びこれらに対応する国家指標を策定し、NBSAP、UNCCD の国別行動計画（乾燥及び半湿潤地の生物多様性の作業プログラムの最終目標と目標の場合）、国家森林計画（森林生物多様性の拡大作業プログラムの最終目標と目標の場合）など、関連する計画・プログラム・イニシアティブに、これらの最終目標、指標を統合するとしている。

10-2 決定 IX/8

COP9 の決定 IX/8 「戦略計画目標 2 及び 3 実施の状況検討」は、条約の目的や 2010 年目標を実践していく上で、生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）は、実践を促進するための重要なツールであることから、NBSAP の開発、更新、実施過程において、すべての関連セクターと利害関係者の関与することなどが定められた。概要は以下の通りである。

条約の 3 つの目的の達成

- NBSAP は、実際の優先順位を付けること、リオ宣言の原則を確実に考慮すること。
- 関連セクター別あるいはセクター間の計画・プログラム・政策への統合。
- 部門を越えて、ジェンダーに配慮する活動を推進。
- 条約実施を目的とした活動と貧困撲滅を目的とした活動の相乗効果を促進。
- 戦略的行動を含む、国家レベルあるいは地域レベルでの行動の優先順位を特定する。
- 国家、地域、国際的な財政的資源の動員計画を策定。

NBSAP の構成要素

- エコシステムアプローチを考慮に入れる。
- 必要に応じて、ミレニアム生態系評価の手法や概念的枠組を利用しつつ、貧困撲滅、開発、人類の福利に対する生物多様性の貢献、生物多様性の経済的、社会的、文化的などの価値を強調する。
- 生物多様性への主な脅威（直接的・間接的要因）を特定し、その対策を含めること。
- 各国の優先順位に焦点を合わせた上で、必要に応じて国家や地方の目標を設定。

プロセスの支援

- 原住民・地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行を尊重、保護、維持する。
- NBSAP 実施の推進、調整、モニタリングに関する国の制度の確立あるいは強化。
- NBSAP に関するコミュニケーション戦略の策定・実施。

- 国家戦略やセクター別戦略の既存立案プロセスの改善、NBSAP と他の戦略との連携。
- 地域的、準地域的、地方ネットワークの活用あるいは確立。
- 地方・地域レベルの行動を促進、支援する。

モニタリング及び検討

- 指標などの国家メカニズムを確立し、条約事務局に進捗状況の報告を定期的に行う。
- NBSAP 実施に関する成果、制約、障害を特定し、必要な場合は戦略を改訂するなど。
- クリアリングハウスメカニズムを通して、NBSAP を公開する。

NBSAP のための能力開発における焦点（勧告）

- 効果的な実施
- 各国のニーズや課題に基づく NBSAP の策定・更新
- モニタリングの実施
- 財政的資源の動員

その他の内容には、以下のようなものがある。

- NBSAP の実施や統合における障害、その障害を克服するための手段など、各国の経験について討論する場として、地域及び準地域的な会合が必要である。
- NBSAP の策定・見直し・実施に際し、条約の 3 つの目的の実施することの利点、生物多様性の損失にかかるコスト及び条約の 3 つの目的を達成するための対策を講じない場合に生じるコストを評価すること考慮に入れること。

X/11. 生物多様性、生態系サービスと人類の福利に関する科学と政策の インターフェースと政府間会合の成果に対する考察

締約国会議は

決定 VIII/9【参照 11-1】と IX/15【参照 11-2】を想起し、特に、政策決定者へ、適応管理に必要な情報ベースを提供し、生物多様性の損失と、生態系及び生態系サービスの低下及びそれらの人類の福利への影響に真剣に取り組む活動のために必要な政治的意思を促進するため、通常のアセスメントが必要であることを再確認し、

条約第 25 条（科学技術助言補助機関）に示され、かつ締約国会議へ提供する総合的な作業方法³⁸で更に詳しく説明されている、科学技術助言補助機関（SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）の、締約国と他の補助機関へ条約の実施と関連する時宜にかなった助言を与えるという、特に条約の条項に従った生物的多様性と、対策方法の選択における状況判断の提供によりこれを行うという機能を想起し、

この事項に関して、SBSTTA の役割を強化する必要性を再確認する。

1. 韓国の釜山で 2010 年 6 月 7 日から 11 日に開かれた、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES: Intergovernmental Science and Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）に関する第 3 回特別政府間及びマルチステークホルダー会合の成果³⁹と、そこで出された生物多様性及び生態系サービスに関する IPBES を設立すべきであるという結論を歓迎する。
2. 2010 年は国際生物多様性年であることを銘記し、第 65 回国連総会で早い時期の IPBES の設立を考慮することを奨励する。
3. 釜山会合の成果の中で各国政府によってもたらされた方針に従い、特に条約のニーズに対応すること、そして、それによって SBSTTA をその権限の遂行において強化することを目的として、提案された IPBES の必要性を強調する。
4. 事務局長に対して、SBSTTA の事務局と共同し、政府間プラットフォームの取り決めと手順が決定された後、どのように条約がプラットフォームを完全かつ効果的に活用できるかを考慮し、特に SBSTTA と提案されたプラットフォームにおいて、相補性を模索しつつ、条約の作業における重複を回避し、COP11 に先立つ SBSTTA 会合で報告することを要請する。

【参照】

11-1 決定 VIII/9

COP8 の決定 VIII/9「ミレニアム生態系評価(Millennium Ecosystem Assessment: MA)の結果の意味」は、UNEP(国連環境計画)が中心となって、世界の生物多様性の喪失が人類の暮らしにどのような影響が及ぶかを、2001 年～2005 年まで、世界の 1,300 人以上の専門家が評価した MA を受けて採択された。主な決定事項は、次の通りである。（抜粋）

- 6 MA により、生態系サービスの劣化はこの世紀の前半に著しく増加する可能性があることがわかったことに注目。それはミレニアム開発目標（MDGs）を達成するための障壁であり、同時に経済発展を促進し飢餓と貧困を削減する行動を取ることが、生物多様性の損失に対し寄与する可能性がある。また大幅に生物多様性の損失率を減少させる 2010 年の目

³⁸ 決定 VIII/10.

³⁹ IPBES/3/3. Annex.

標（MDGs）、生物多様性、一体な方法で追求されるべき環境の持続可能性及び開発に関する国際的に合意された目標を強調する。

- 8 GEF（地球環境ファシリティ）に要請する。事務局長と連携し、大幅に生物多様性の損失率を低減し、生態系への物とサービス供給を維持するのに必要な追加的努力に見合わせるため、2010年までに既存の金融源に関連するギャップとニーズを特定する。
- 9 MAの成果に注目。産業革命以前より平均2度以上の気温上昇は人々の生活に重大な結果をもたらし、グローバルに生態系に重大な影響を生じさせる。危険な影響を避けるために、気候変動に関する国際連合枠組条約及び京都議定書の条項を考慮に入れ、その下その努力と見合うよう締約国及びその他の政府に働きかける。
- 10 生物多様性の損失が継続されていること、生態系の無力化、生物多様性損失の推進力に注意。それゆえ長期的な目標が必要であり、第9回会合において2010年以降の戦略計画の見直しのプロセスの一部として目標の見直しや更新の必要性を考慮することを決定する。など。

11-2 決定 IX/15

COP9で採択されたIX/15「MAのフォローアップ」は、締約国、その他の政府、関連機関に対し、以下の要請等を行うことなどを決定した。主な決定は以下の通りである。（抜粋）

1. 締約国、その他政府、関連機関に対し、様々なメカニズムを通して、適宜MAなど関連する生物多様性評価の枠組と経験に基づいた対応シナリオを含む国家、地域、準地球規模の総合生態系評価を、必要に応じて推進・支援するよう要請する。
2. 締約国、その他政府、関連機関、利害関係者、原住民・地域社会に対し、地方、国家あるいは準地球規模の評価の策定にあたっては、必要に応じて、以下を考慮に入れるよう要請する。
 - (a) 地方及び国家の意思決定者、原住民・地域社会を含む利害関係者の評価への関与
 - (b) MDGsに寄与するものとして生態系が提供するサービスを含むMAの原則、概念的枠組、結果
 - (c) 地球規模海洋環境評価（Global Assessment of the State of the Marine Environment）の概念的枠組及び結果
3. 締約国、その他政府、関連機関に対し、以下を要請する。
 - (b) データを電子化し、データ及び分析ツールを広く利用可能にし、これらのデータを政策や管理上の目的に用いるための分析ツールの開発をさらに進めるために、現在行われている複数の取組み間の相乗効果を図り、またこれを高める。
 - (c) 以下の作成段階においてMAの枠組とMAの経験から得た知識を考慮に入れる。
 - (ii) 2011年以降の戦略計画改訂版。これには、最終目標、目標、指標の枠組の策定も含まれている。
4. 締約国、その他政府に対して、各国の生物多様性国家戦略・行動計画（NBSAP：national biodiversity strategies and action plans）、関連する開発計画、開発協力戦略の見直し、改定、実施に際しては、MAの枠組、経験から得た知識、結果を最大限に活用するよう要請する。

X/12. 科学技術助言補助機関 (SBSTTA: *Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice*) の効率を改善する手段と方法

締約国会議は

決定 VIII/10 の附属書 III、特に第 4 項【参照 12-1】に述べられている、科学技術助言補助機関 (SBSTTA : Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice) は同補助機関の会合における科学的、技術的な情報提供、討論及び作業を改善することにより絶えず科学的、技術的助言の質を向上するように努めるべきであるという SBSTTA の総合的作業手順を想起し、

第 10 回会議において、2011 年から 2020 年までの生物多様性のための戦略計画と 2011 年から 2020 年までの締約国会議多年度作業計画が採択されたことを念頭に置き、また、その他生物多様性保全と、生態系サービスを含む、持続可能な利用の分野での地球規模の開発を銘記し、

生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES : Intergovernmental Science and Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) が、条約における必要事項に責任を持ち、これにより SBSTTA を強化するということを銘記し、

1. SBSTTA に対して、締約国会議の要請により、定められたガイダンスとその権威の下で、2011 年から 2020 年までの戦略計画と多年度作業計画の科学的、技術的側面における作業に集中的に取り組む必要性を考慮に入れるよう要請する。
2. さらに、事務局長に対して、関連するパートナーと共同し、資金が利用可能であることを前提に、その他のイベントと連携して、トレーニングに関する需要の評価に基づき、補助機関に関する国家フォーカルポイントのためのワークショップの訓練を組織し、条約の 3 つの目的の実施において締約国を援助できるようにすることを要請する。
3. 締約国とその他の政府に対して、補助機関のビューローと国家フォーカルポイントのメンバーが、補助機関の次の会合で討議すべき問題のための地域における協議を促進するため、オンラインでの協議を調整し組織することを、奨励及び支援することを求める。
4. さらに、事務局長に対して、補助機関のビューローメンバーと共同し、補助機関及び補助機関のビューローメンバーとその代表者への国家フォーカルポイントのガイダンスとして、更新された作業手順(新規かつ緊急の検討事項の特定作業手順を含む⁴⁰)等の補足的既存文書、特に国家フォーカルポイントと補助機関のビューローメンバーの機能、作業文書の準備のための専門家による評価プロセス、会合プロセスと成果等に関するレファレンス・マニュアルを準備し、定期的に更新されたクリアリングハウスメカニズム (CHM) と条約のためのフォーカルポイントを通して、使用できるように要請する。
5. 補助機関のビューローに対して、資金が利用可能であることを前提に、リオ条約の関連する決定⁴¹に関する相乗効果及び協力体制を促進するために、リオ条約補助機関局との共同会合及び関連する生物多様性関連条約との共同会合を召集することを奨励する。
6. 決定 IX/29 第 5 項【参照 12-2】を想起し、補助機関に提出するために提案された勧告草案の文書を簡潔にするよう事務局長に要請し、締約国に対して、これらの勧告を可能な限り短くし、要求されている活動が明確になるように奨励する。
7. 事務局長に対して、資金が利用可能であることを前提に、なるべく早い時期に、国連の公用語で、知識の普及とこれらの技術的な文書の広範囲な科学的検討を確実にするため、生物多様性条約に関するテクニカルシリーズ (Technical Series)、会報、その他の情報文書等の文書が使用できるよう、また、可能であれば、補助機関会合の議題項目で紹介されている情報文書の要約が使用できるようにすることを要請する。

⁴⁰ 決定 IX/29, 第 II 部を参照

⁴¹ UNFCCC 決定 13/CP.8 第 2 項 : UNCCD 決定 7/COP.5 第 5 項、及び決定 15/COP.6 附属書 2

【参照】

12-1 決定 VIII/10 の附属書 III、特に第 4 項

COP8 の決定 VIII/10「条約の運用」の附属書 III は、「科学技術助言補助機関の統合手順」であり、第 4 項は B.運用の原則 (Operating principles)に含まれており、以下の通りである。

- 4 科学技術助言補助機関 (SBSTTA) は、補助機関の討論や作業、会合へ科学的で専門的かつ技術的な提供の改善をすることによって、科学的で専門的かつ技術的な助言の品質の向上に常に努めなければならない。SBSTTA の助言を向上する戦略的な方法及び手段は、付録 B に記載されている。付録 B は以下の通りである。

付録 B 「SBSTTA の科学的で専門的な技術の助言の質を高める戦略的な方法および手段」

1. SBSTTA 会合への科学的で専門的な技術的の提供の改善を、以下によって行う。
 - (i) 科学技術界を通じた関係を強化する。
 - (ii) 科学技術界に見られやすく関連した形式で、補助機関の仕事に関する資料を提供する。積極的に科学的文献を通じた補助機関の仕事の成果を、締約国会議で検証し承認したものととして、報告項目と学術論文の両方とともに普及する。
 - (iii) 他の生物多様性に関連する方法の科学的技術的コンポーネントに参加し、貢献する。
 - (iv) 作業プログラムに関する科学技術界と、補助機関とのかけ橋として、他の機関を使用する。
 - (v) 科学的評価において、科学界を惹きつける。
2. SBSTTA 会合での科学的で専門的技術的な議論を、以下によって向上させる：
 - (a) 「delegatesâ€™」の意識を上げることと、科学技術出版物、基調講演、ポスターセッション、ラウンドテーブルの議論や補助機関の会議中におけるその他のサイドイベントの提供を通じた、主要問題に関する非公式の議論を促進する。
 - (b) 代表者たちを準備するために、特に限られた経験をもつ場合、科学的技術的事項についての議論のために別の機会をもつこと確認する。
 - (c) 科学技術評価の結果を考慮するのに十分な時間を捧げる。

12-2 決定 IX/29 第 5 項

COP9 の決定 IX/29「条約の運用(Operations of the Convention)」の第 5 項はその他の事項を定めたもので、内容は以下の通りである。

18. 国連環境計画 (UNEP) と CBD 条約事務局との事務処理協定の継続的な検討及び改定を留意し、それぞれの事務局長に対し、第 10 回締約国会議で検討するため IV/17、VII/33 及び VIII/10 を考慮に入れた上で改定を最終決定するよう強く促し、CBD 事務局長に対し、第 9 回と第 10 回締約国会議の間に、この進捗について議長及び事務局に報告するよう求める。
19. CBD に基づいて作成された原則、ガイドライン及びその他のツールの利用をより積極的に促進する方法及び手段に関する事務局長の提言を更に留意し、事務局長に対し、財源が利用可能であることを前提に、CBD の作業計画の実施推進を目的とした能力開発ワークショップなどにおいて、原則やガイドラインなどツールの利用を更に円滑化することなどを含む当該措置を講じるよう求め、同様にその他の政府間プロセス、国際連合機関および非政府機関に対し、これらの利用を円滑化するよう要請する。

X/13. 新規かつ緊急の検討事項

締約国会議は

1. 生物多様性の保全と持続可能な利用に関連した新規かつ緊急の検討事項を一切、科学技術助言補助機関（SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）の議題に加えない事を決定する。
2. 新規かつ緊急の検討事項の規準を含む決定 IX/29【参照 13-1】を銘記し、又、海洋の酸性化、北極における生物多様性、海洋雑音及び地表のオゾンに関する検討事項が、新規かつ緊急の検討事項の考察のための締約国会議で設定された基準に適合している事を認識し、更に海洋の酸性化と海洋雑音は新規の検討事項には組み込まれないことを再認識し、SBSTTA に、以下の事を行うよう要請する。
 - (a) 海洋及び沿岸生物多様性の作業計画における進行中の活動の一環として、海洋酸性化の海洋生物多様性と生息地への影響を、決定 IX/20 第 4 項【参照 13-2】の条項に従って考慮する。
 - (c) 保護区、海洋、沿岸生物多様性に関する作業計画の実施において、第 11 回締約国会議に先立ち、事務局長の権限において使用可能とされる、海洋の水中雑音が与える海洋及び沿岸生物多様性と生息地への影響に関する科学情報を考慮するために、海洋雑音の海洋保護区への影響を考慮に入れる。
3. 北極評議会（Arctic Council）に対して、北極の生物多様性の関連情報及びアセスメント、特に北極評議会の北極圏動植物保全作業部会（Arctic Council's Conservation of Arctic Flora and Fauna Working Group）の北極圏生物多様性監視プログラム（CBMP : Circumpolar Biodiversity Monitoring Program）からの情報を、SBSTTA での検討のために、提供するよう求める。
4. 締約国、その他の政府、関連機関に対して、合成された生命、細胞、ゲノムを環境へ放出することへの予防手段を適用すると同時に、決定 IX/29 の手順に従って、合成生物学と地球工学に関する情報を、SBSTTA での検討のために、提出するよう求める。
5. 締約国、その他の政府、関連機関に対して、条約、他のフォーラム及びプロセスの下で、既存の作業計画、指針、原則を実施する際、識別された検討事項を、生物多様性保全とその持続可能な利用と、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分と関連した、新たに出現する見込みのある検討事項として考慮することを求める。
6. 事務局長に対し、生物多様性保全とその持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分とに関連した、新規かつ緊急の検討事項における今後の提案の提出を求める際、締約国とその他の提案者に対して決定 IX/29 の条件と手順に従うよう奨励することを要請する。
7. 事務局長に対し、地表のオゾンの生物多様性への影響についての利用可能な科学的情報の考察を強化するため、関連する組織に対して、決定 IX/29 の手順に従い地表のオゾンの生物多様性への影響についての科学的情報を提出し、この情報を編集して第 11 回締約国会議に先立って開かれる補助機関会合へ報告するように奨励することを、さらに要請する。

【参 照】

13-1 決定 IX/29

「条約の運用」に関する決定で、決定 VIII/10 における科学技術助言補助機関（SBSTTA）の統合作業の形態に付加する要素を定め、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する新規かつ緊急な事項として、新規及び今後の課題の特定に当たっては、以下の基準を用いることを決定した。

- (a) 条約及び既存の作業計画の目標の実施との関連性
- (b) 生物多様性への予期しない重大な影響の新証拠
- (c) 条約の効果的な実施にあたっての問題点とこれら問題点が引き起こすリスクの緊急性、さらにこれらが生物多様性に対し持つ実質的・潜在的な影響の深刻さに対し対処を促すことの切迫性
- (d) 実際の地理的範囲の保全と生物多様性の持続可能な利用に関連する特定された問題の普及率など、潜在的な広がり
- (e) 生物多様性の保全と持続可能な利用に関して特定された課題について、その悪影響を制限または緩和する手段が存在しない或いは利用に制限があることの証拠
- (f) 特定された課題が人間の福利や健康に対して与える影響の大きさ
- (g) 特定された課題が生物多様性の保全と持続可能な利用に関連しての産業界、および経済の健全性に対して与える実存する、および潜在的な影響の大きさ

13-2 決定 IX/20 第4項

「海洋及び沿岸の生物多様性」に関する決定で、第4項は以下の通りである。

4. 事務局長に対し、締約国、その他政府、関係機関と協力し、冷水性サンゴやその他の海洋生物多様性に対する深刻な脅威となる可能性がある海洋酸性化、及び酸性化が海洋の生物多様性及び生息地に与える影響に関する利用可能な科学的情報を集約・統合し、第10回締約国会議に先立つSBSTTAで検討できるよう、それらの情報を公開するよう求める。

X/14. 決定の廃止

締約国会議は

1. 決定の採択から 8 年後に決定の廃止に関する検討を行うという間隔を維持する事を決定し、
2. 事務局長に対し、第 11 回締約国会議において、第 7 回締約国会議で取上げられた決定と決定要素の廃止に関する提案をし、こうした提案を、締約国、政府、関連する国際組織へ、第 11 回締約国会議の 6 ヶ月前までに伝達するよう要請し、
3. 現在の決定の附属書のリストに挙げられている、第 5、6 回締約国会議で採択された決定と決定要素を廃止する事を決定し、
4. 事務局長に対して、事務局ウェブサイト上で全ての決定の全文を維持することを継続し、同時に廃止となった決定及び決定要素を表示することを要請する。

附 属 書

廃止される可能性のある第 5 回、第 6 回締約国会議で採択された決定と決定要素

第 5 回締約国会議の決定

- 決定 V/1 (バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書のための政府間パネルの作業計画)
- 決定 V/2 (陸水生態系の生物多様性の作業計画の実現に関する進捗報告 (決定 IV/4 の実現))、第 1、3-8 項
- 決定 V/3 (海洋及び沿岸生物多様性における作業プログラムの実現に関する進捗報告 (決定 IV/5 の実現))
- 決定 V/4 (森林の生物多様性の作業計画の実現に関する進捗報告書)、第 1-20 項 附属書 I
- 決定 V/5 (農業の生物多様性: 作業計画と多年度作業計画実施の第 1 レビュー)、第 1-2、8、20-21、28-29 項
- 決定 V/6 (エコシステムアプローチ)、第 4-5 項
- 決定 V/7 (識別、モニタリング、評価、及び指標)、第 1-3、5 項
- 決定 V/8 (生態系、生息地または種を脅かす外来種)、第 3-5、13、15-16 項
- 決定 V/9 (世界的な分類学イニシアティブ: 行動のための提案のさらなる発展と実現)、第 2-4、6 項
- 決定 V/10 (世界植物保全世界戦略)
- 決定 V/11 (その他の財源)、第 2-3、7-8、17 項
- 決定 V/12 (資金メカニズムの第 2 レビュー)
- 決定 V/13 (資金メカニズムへのさらなる指導)、第 1 項
- 決定 V/14 (科学的及び技術協力及びクリアリングハウスメカニズム (第 18 条))
- 決定 V/16 (第 8 条 (j) 及び関連規定)、第 6、8-9 項
- 決定 V/17 (教育及び普及啓発)、第 1-3、5、7 (c) (d) 項
- 決定 V/18 (影響評価、責任と救済)
- 決定 V/19 (国連報告)、第 2-4、8 項
- 決定 V/20 (条約の運用)、第 4、6、10-17、23、27-28、29 (b) (e)、30-33、37-40 項
- 決定 V/21 (他の機構との協力)、第 1、6-11 項
- 決定 V/22 (2001-2002 の 2 年間作業計画の予算)、第 1-5、9、11-17、19、21 項

- 決定 V/23 (乾燥地、地中海、乾燥、半乾燥、草原やサバンナ生態系における、生物多様性の保全と持続可能な利用のためのオプションの考察)、第 6-9 項
- 決定 V/24 (分野横断的な問題としての持続可能な利用)、第 1-3、7 項
- 決定 V/25 (生物の多様性と観光)
- 決定 V/26 (遺伝資源の取得の機会) A、第 15 項
- 決定 V/27 (国連環境開発会議以降の 10 年レビューの進捗状況に対する生物多様性条約の貢献)
- 決定 V/28 (ケニア政府並びにケニア国民への賛辞)
- 決定 V/29 (締約国会議の第 6 回会議の日程および開催地)

第 6 回締約国会議の決定

- 決定 VI/1 (バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書のための政府間パネル (ICCP))、第 1-5、7 項
- 決定 VI/2 (陸水の生物多様性)、第 1-3、5 項
- 決定 VI/4 (乾燥・半湿潤地域の生物多様性)
- 決定 VI/5 (農業の生物多様性)、第 4-6、14-15、17、21 項
- 決定 VI/6 (食糧・農業に関する植物遺伝資源に関する国際協定)、第 1、3、6 項
- 決定 VI/8 (世界分類学イニシアティブ)、第 2、8 項
- 決定 VI/10 (第 8 条 (j) と関連規定)、第 1、4、6-9、12-19、22、25、28 項
- 決定 VI/11 (生物多様性に係る損害に関する責任と救済 (14 条 2 項))、第 1 項
- 決定 VI/13 (持続可能な利用)、第 1-5 項
- 決定 VI/14 (生物多様性と観光)
- 決定 VI/15 (奨励措置)、第 1、5-7 項
- 決定 VI/16 (追加的資金資源)、第 1-4、11 (g) 項
- 決定 VI/17 (条約における資金メカニズム) 第 1、9、11 項、
- 決定 VI/18 (科学的及び技術協力とクリアリングハウスメカニズム)
- 決定 VI/19 (コミュニケーション、教育、普及啓発)、第 4 項
- 決定 VI/20 (条約及びイニシアティブ、その他の組織の協力)、第 2-3、14-18、28、31、37 項
- 決定 VI/22 (森林の生物多様性)、第 1-8、19 (a) (b) (d) (f)、26-27、41-43、45 項
- 決定 VI/23 (生態系、生息地及び種を脅かす外来生物)、第 9、32 項
- 決定 VI/24 (遺伝資源の取得の機会と利益配分) A、第 1、8 項
- 決定 VI/24 B、第 1-2、6、8 項
- 決定 VI/24 D、第 8 項
- 決定 VI/25 (国別報告書)、第 1-4、7、10 項
- 決定 VI/26 (生物多様性条約戦略計画)、第 1、4 項
- 決定 VI/27 (条約の実施) A、第 9、13 項
- 決定 VI/27 B、第 1-11、16-19 項
- 決定 VI/28 (2010 年に向けた締約国会議の多年度行動計画)
- 決定 VI/29 (条約承認事項及び 2003-2004 年の予算の承認)、第 1-3、5、7-8、10-29 項
- 決定 VI/30 (第 7 回締約国会議の準備)
- 決定 VI/31 (第 7 回締約国会議の日程及び開催地)
- 決定 VI/32 (オランダ政府並びにオランダ国民への賛辞)

X/15. 科学上及び技術上の協力とクリアリングハウスメカニズム

締約国会議は

クリアリングハウスメカニズム⁴² (CHM) の非公式諮問委員会と協議し、事務局長によって用意された報告書と勧告を考慮し、

CHM の実施において、締約国と事務局長のこれまでになされた進捗を認識し、

更新された 2011 年から 2020 年までの戦略計画では、条約の実施における CHM の支援的役割の重要性が再確認されていることを考慮に入れ、

1. この決定に附属する 2011 年から 2020 年までの CHM の使命、最終目標、目的を採択し、更なる策定のための他の提案⁴³と同様に、事務局長の進捗報告書の附属書 II における会期間での優先活動を歓迎する。
2. 締約国に対して、以下の事項を奨励する。
 - (a) 国家 CHM を設立し、強化し、並びに持続可能性を確保するために必要な措置を継続すること (最終目標 2)、さらに、必要に応じて、文書 UNEP/CBD/COP/10/15 の附属書 II に示されている活動の実施を継続すること
 - (b) 地域ごと、準地域ごと、テーマごと、国ごとに CHM の策定を目指す協力イニシアティブに、可能な限り貢献すること
 - (c) 地球環境ファシリテーター (GEF: Global Environment Facility) から、生物多様性国家戦略と行動計画を更新し、実施するための資金を要求する際、CHM のための支援を含む。
3. 関連したパートナーに対して、CHM ネットワークとサービスの拡張に更に貢献するよう奨励する。(目標 3)
4. 事務局長及び GEF に対して、2011 年から 2020 年までの戦略計画の実施と、NBSAP の実施を支援するための重要な構成要素として、CHM に対する財政的支援の利用促進を要請する。
5. 事務局長に対して、資源が利用可能であることを前提に、以下の事項を要請する。
 - (a) 中央 CHM によるさらなる情報サービスの策定 (目標 1)
 - (b) 非公式諮問委員会と関心のある締約国との協議の上、2011 年から 2020 年までの戦略計画の採択と一貫して、CHM のための現実的な作業計画を準備すること
 - (c) 締約国、その他の政府、関連するパートナー及びコンサベーション・コモنز (Conservation Commons) のメンバーと協力し、保全を目的としたデータと情報への自由で開かれたアクセスを促進する方法を模索し、次回締約国会議でその進捗を報告する。
 - (d) 更に条約のウェブサイトを変更し、このウェブサイトを国連の全ての公用語で読む事が出来るようにする。

⁴² UNEP/CBD/COP/10/15.

⁴³ 以下の付加的な提案は優先活動のリストに含まれる予定である。

- (a) 中央及び国家 CHM の連結による、締約国とパートナーのネットワークの促進。
- (b) 具体的で実用的な情報と促進を支援する進行中の活動優良事例の分析と普及、もしくは技術移転の促進と、科学的、技術的協力の促進
- (c) 関連した組織及びステークホルダーの参加と共に、内部機関的運営委員会の介入によって、国家 CHM のウェブサイト容易なアクセスを強化する。
- (d) 情報サービスの貢献への有効性を評価する
- (e) 生物多様性国家戦略と行動計画実施への ※原文のままの順に表記

附 属 書

2011 年から 2020 年までの CHM の使命、最終目標、目的

使 命

科学的、技術的協力及び知識の共有、情報交換の促進並びに締約国とパートナーとの十分に運用できるネットワークを確立するための、効果的な情報サービスとその他の適切な手段による、生物多様性条約並びに 2011 年から 2020 年までの戦略計画の実施に対して顕著に貢献すること

最終目標と目的

目標 1: 中央 CHM は、2011 から 2020 までの戦略計画の実施を促進するための、効果的な地球規模の情報サービスを提供する。

- 1.1. 生物多様性条約（CBD）事務局は、効果的な中央 CHM 維持するための能力を持つ。
- 1.2. 質の高い CBD のウェブサイトが全ての国連公用語で閲覧することが出来る。
- 1.3. 効果的な情報交換サービスが完全に使用可能である。
- 1.4. CBD 事務局は締約国とパートナー間での専門家と実践者のネットワーク開発を促進する。
- 1.5. CHM ネットワークを通して情報交換する際、締約国とパートナーは助言を得ることが出来る。

目標 2: 国家 CHM は、生物多様性国家戦略と行動計画の実施を促進するための、効果的な情報サービスを提供する。

- 2.1. 全ての締約国は効果的な国家 CHM を維持する能力を持つ。
- 2.2. 質の高い国家 CHM のウェブサイトが閲覧出来る。
- 2.3. CHM ネットワークを通して国家情報が交換される。
- 2.4. CHM ネットワークを通して締約国は協力し、知識を共有する。
- 2.5. パートナーと CBD 事務局は国家 CHM の策定に貢献した。

目標 3: パートナーは CHM ネットワークとサービスを著しく拡大する。

- 3.1. パートナーは CHM への参加を維持することが出来る。
- 3.2. 質の高い地域ごと、テーマごとの CHM のウェブサイトが閲覧出来る。
- 3.3. CHM ネットワークを通してパートナー情報が交換される。
- 3.4. CHM ネットワークを通してパートナーは協力し、知識を共有する。

X/16. 技術移転及び協力

締約国会議は

1. 条約の3つの目的の到達における重要な要素として、締約国内の条約に関連する技術への効果的アクセスと移行の促進や支援における、生物多様性技術イニシアティブ（BTI：Biodiversity Technology Initiative）の潜在的貢献を認識し、以下のことを強調する。
 - (a) このような BTI は以下の事項を必要とする。
 - (i) 作業計画⁴⁵の実用的な実施のための戦略と2011年から2020年までの戦略計画を念頭に入れた条約の関連条項実施、技術移転への作業計画⁴⁴、及び科学的、技術的協力への支援の提供
 - (ii) 需要主導であり、明確な定義があり、受け入れ国が認めた技術ニーズ、特に新技術に基づくものであること
 - (iii) 先進国と後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国を含む発展途上国の活動的で、バランスの取れた参加によって推進されること
 - (iv) 十分な資金を備え、発展途上国に対して追加の財政負担を課すことなく、新しく追加的資金の活用に対して貢献すること
 - (v) 条約の下での技術移転及び科学的、技術的の協同と関連する該当事項において、発展途上国、特に、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国の国家開発のための、能力開発及び訓練の強化を提供し、活用すること
 - (vi) 条約及び他の関連した国際義務と調和し、一貫した形で、技術移転及び技術の適応における技術上、法律上、管理上の障壁を取除くという目標が達成できる環境を整備すること
 - (vii) 原住民と地域社会、全ての関連するステークホルダー、女性の参加、是認及び関与は、条約に関連した効果的技術移転のための鍵であることを考慮に入れること
 - (viii) 相乗効果の促進と重複作業を回避するという観点に立ち、持続的発展のための農業科学・技術の国際的検証（IAASTD：International Assessment of Agricultural Knowledge, Science and Technology for Development）のような関連する部門別プログラムとイニシアティブを含む、既存のプロセスとイニシアティブに基礎を置き、かつこれらと協力すること。
 - (b) イニシアティブを確立する際に十分に考慮する必要がある、性質、構造、管理、資金整理、制度上主催者等についての詳細に関する検討事項
2. 有望な BTI による十分な相乗効果の実現及び重複作業の回避という観点から、部門別イニシアティブを含む、更なる既存のプロセスとイニシアティブの作業のギャップを識別する必要性を認識する。
 - (a) 締約国、その他の政府、関連する国際組織とイニシアティブ、研究機関及びビジネス部門へ、部門別組織とイニシアティブを含む、国際、地域、国家組織とイニシアティブによって現在行われている、関連する条約の技術移転、科学的及び技術的協力を支援、円滑化、調整又は促進する活動情報を事務局長へ提出するよう求める。これには以下のものが含まれる。

⁴⁵ 決定 IX/14, 附属書

⁴⁴ 決定 VII/29, 附属書 ※原文のままの順番で表記

- (i) 技術アセスメントのための能力開発を含む、アセスメント、規則に必要な技術の支援
 - (ii) 適切な能力開発と訓練コース
 - (iii) 適切なセミナーとシンポジウム
 - (iv) 情報の普及
 - (v) 条約関連の技術における、研究センターネットワーク、同盟または連携、合弁事業、姉妹提携協定、又はその他の証明されたメカニズムの設立を組み合わせること及び触媒すること又は促進することを含む他の実施活動
- (b) 使用可能な資金に応じて、この情報を既存する作業におけるギャップと、そのギャップを調整し、相乗効果の促進の機会を識別するため、具体的で実用的な情報と、現在進行中の技術移転と条約に関連する科学的、技術的協力への支援、円滑化、又は促進に関する最良の慣行を、条約のクリアリングハウスメカニズム（CHM）と他のコミュニケーションメカニズムを通して、分析、普及することを事務局長に対して要請する。
- (c) 関係締約国、その他の政府、関連する国際組織とイニシアティブ、研究機関とビジネス部門に対して、上記の第1項と第2(a)項と第2(b)項からの情報を考慮に入れて、生物多様性イニシアティブの設立のための支援を考慮するよう求める。
3. 検討事項への具体性を欠いた地球的規模の取組を避けながら、技術ニーズに関するアセスメントを優先事項に関連させるため、生物多様性国家戦略と行動計画の優先事項に基づいて、優先された諸国のニーズを強調するための技術移転、技術的及び科学的協力の特定の手段の開発に関する決定 VIII/12 の前文【参照 16-1】で強調されている重要性を想起する。
- (a) 締約国に対して、改定版における技術ニーズに関するアセスメントの準備と生物多様性国家戦略と行動計画の更新を考慮し、その技術ニーズに関するアセスメントを事務局長へ提出するよう求める。
- (b) 事務局長に対して、上記にある第2(b)項に従って準備したギャップの分析を考慮に入れ、受け取った技術の必要に関するアセスメントの編集と分析をし、CHM を通して普及し、その編集と分析が、第11回締約国会議で使用できるようにするよう要請する。
- (c) 地球環境ファシリティー（GEF: Global Environment Facility）を含む、財政支援機関に対して、技術ニーズに関するアセスメントの準備への財政的な援助を提供するよう求める。
4. 条約下での技術移転を促進するための、国連環境計画（UNEP）の技術支援と能力開発のためのバリ戦略計画（Bali Strategic Plan for Technology Support and Capacity-building）⁴⁶ の下での貢献を歓迎し、UNEP に対して、技術移転と科学的、技術的協力への作業計画の実施を支援するために、事務局長との協力を継続するよう求める。

⁴⁶ UNEP/IEG/IGSP/3/4、附属書

【参照】

16-1 決定 VIII/12 の前文

「技術移転と協力（第 16 条から 19 条）」に関する決定。国家戦略及び行動計画（NBSAP）の最優先課題に基づく各国の対応と、その最優先課題と技術的要求の評価との関連付けるために、具体的な取組の策定が重要であって、不明確・包括的な取組は回避することとしている。重要な点として以下の点を挙げている。

- 民間部門の参画を促進するため、国家レベルにおける投資をおこなえる環境作りの強化
- 二国間または多国間協定に向けた協議において、生物多様性により重点を置くこと
- 技術移転及び協力における行動計画の要素はすべて重要であり、相補う関係にあること
- 行動計画の効果的な実施のためには、途上国の人材育成やインフラ構築の協力

また、決定では、技術評価や情報システムなどについても定めている。

X/17. 更新された世界植物保全戦略 2011-2020 年の統合

締約国会議は

生態系の回復力と生態系サービスの供給を支え、特に気候変動などの環境問題への適応や軽減をし、人類の福利を支えるという植物の重要な役割を認識し、

この戦略の枠組を使用し欧州植物保全戦略（European Plant Conservation Strategy）を更新するという欧州からの地域的対応を含めた、これらの目標に対するいくつかの締約国での対応及び／または主流化への努力を歓迎し、

戦略の国内的实施がミレニアム開発目標（Millennium Development Goals）へ、特に、貧困削減（最終目標 1）、健康危機（最終目標 6）、環境の持続可能性（最終目標 7）に貢献することを想起し、

パートナー、国際組織、その他のステークホルダーによる、目標達成への貢献と、戦略実施に向けた能力開発への努力に誠意を表明し、

戦略の実施において作成された簡潔な進捗概要として、国連の 6 つの全公用語で用意された植物保全報告書（Plant Conservation Report）を歓迎し、アイルランド政府の報告書の準備と普及への貢献を認識し、

全てのレベルにおける戦略の実施において顕著な進捗が見られると同時に、戦略で設定されている目標の達成には、2010 年以降にもさらなる作業が必要であることを意識し、

1. 以下の附属書に含まれる、2011 年から 2020 年までの成果指向型世界目標を含む、世界植物保全戦略（Global Strategy for Plant Conservation）の統合更新を採択し、2011 年から 2020 年までの戦略計画におけるより広範囲の枠組の一部として、戦略の実施を追求することを決定する。
2. 国別優先事項と能力に従い、国家間の植物多様性の差異を考慮に入れ、2011 年から 2020 年までの成果指向型世界目標は、その中で国家及び／または地域目標が策定される柔軟な枠組と見なすべきであることを強調する。
3. 戦略の実施を円滑にするために、特に、発展途上国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国における能力開発の必要性を強調する。
4. 戦略の目標達成のため、資源動員戦略の一環として、条約、必要な財政、技術的、人的資源、能力強化及びパートナーシップにおける動員の緊急な必要性を強調する。
5. 締約国、その他の政府、財政機構、資金調達組織に対して、戦略実施のため、十分で、時宜にかなった持続可能な支援を、特に開発途上締約国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国、並びに市場経済移行過程諸国へ提供するよう求める。
6. 締約国、その他の政府へ、以下の事項を求める。
 - (a) 必要に応じて国家及び地域目標を策定し、もしくは更新し、さらに必要な場合、生物多様性国家戦略と行動計画（NBSAP）を含む、関連計画、プログラム、及びイニシアティブに取り入れ、2011 年から 2020 年までの戦略計画実施のための国家及び／又は地域の努力による、さらなる戦略の実施と整合させること
 - (b) 国家による実施を強化する観点から、まだ定められていない戦略のための国家フォーカルポイントを定めるための、決定 VII/10 第 6 項【参照 17-1】の想起
7. また、関連する世界的及び地域組織に以下の事項を行うよう求める。
 - (a) 更新された戦略を支持し、植物多様性の損失を止めるための共通努力の促進を含む、その実施へ寄与すること

- (b) 能力開発、技術移転、情報の共有、資源動員の促進を通じた、国家及び地域による戦略目標達成のための努力を支援すること
 - (c) 植物資源に関する伝統的な知識の衰退を止める上で、地域保護区の管理者のための具体的なツールキットの開発と、最良の管理慣行例を解説するための事例研究の編集を支援すること
8. 締約国、その他の政府、関連する組織に対して、更新された 2011 年から 2020 年までの戦略計画と、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書 (Cartagena Protocol on Biosafety) の戦略計画を含む、条約のその他の手段、議定書、及びイニシアティブの調和の上で、全ての関連する国家レベルの部門により戦略の実施を促進することを求める。
 9. 2011 年から 2020 年までの戦略計画の中期進捗状況の検討、及びミレニアム開発目標の成果の検討と平行して、包括的更新がなされた戦略の実施とその 2015 年目標に関する中期進捗状況の検討を行うことを決定する。
 10. 事務局長に対して、植物保全のグローバルパートナーシップ (Global Partnership for Plant Conservation) とその他のパートナー、及び関連する組織と共同し、必要な資源が利用可能であることを前提に、以下のことをさらに要請する。
 - (a) 第 15 回科学技術助言補助機関 (SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) 会合での検討のため、2011 年から 2020 年までの戦略計画と一致する、更新された戦略に関する、柔軟な調整メカニズム、技術的論拠、マイルストーン、及び指標をさらに策定すること
 - (b) 2012 年までに、国連の全公用語による世界植物保全戦略のツールキットのオンラインバージョンを開発すること。それには国家及び地域による対応の発展および更新を容易にし、促進し、国家/地域による実施を強化するため、第 3 回連絡グループ会合によって策定された概要を考慮に入れ、ツールキット実施の目的、状況、制作者、ユーザーおよび評価を定義するためのワークショップの召集を含むこと
 - (c) 国家、準地域及び地域における戦略の実施における、可能な限り多くの他の関連するワークショップと共同した、地域能力開発と訓練ワークショップを組織すること
 - (d) ミレニアム開発目標を達成し、人類の福利と持続可能な開発へ貢献するための、2010 年以降の戦略実施の一環として実施する活動への貢献に対する意識を向上させること
 11. 事務局長に対して、国家による戦略実施を強化する手段を勧告し、2011 年から 2020 年までの戦略計画とその実施手段との調和を含めた、条約のその他のプログラム、文書、議定書、イニシアティブと戦略実施を統合することを求める。
 12. アイルランド政府、スペイン政府、世界植物保全パートナーシップ、植物園自然保護国際機構 (BGCI : Botanic Gardens Conservation International)、キュー王立植物園 (Royal Botanic Gardens Kew)、シカゴ植物園 (Chicago Botanic Gardens)、及びダーバン植物園 (Durban Botanic Gardens) の、更新された戦略の策定に関する活動への支援と、ボーイング社の地域会合への支援に感謝を表明する。
 13. 2010 年までの戦略の実施を支援するために、プログラム担当官を事務局へ一時的に配置換えすることに対して、BGCI へ感謝を表明する。

附 属 書

更新された世界植物保全戦略 2011-2020 年の統合

A. ビジョン (展望)

植物なしでは生命も存在できない。この地球の機能と、我々の存続は、植物に依存している。この戦略は植物多様性の損失を止めることを目指す。

1. 我々のビジョン (展望) は、人間の活動が植物多様性を支え、その反対に、植物多様性が人間生活および福利を支え改善する、積極的な、持続可能な将来というものである。(植物の遺伝的多様性の持続、植物種および植物群落ならびに関連生息地および生態的群集の生存を含む。)

B. 使命の声明

2. 世界植物保全戦略は、実施のための意識の促進と、必要な能力を高めると同時に、世界の植物多様性の莫大な恩恵を持続可能な方法で理解、保全、利用するための作業において、地方、国家、地域、世界の全てのレベルが協力するための推進力となる。

C. 目的

3. 世界植物保全戦略は、植物多様性への脅威によって提起される克服すべき問題を強調する。戦略の包括的目的は、条約の第 8 (j) 条 (伝統的知識) と、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を考慮し、特に植物多様性に関して、条約の 3 つの目的を達成することである。
4. 戦略は、陸生、内陸水及び海洋環境の植物を考慮する。さらに、戦略は、条約によって認識されるように、生物的多様性の 3 つ主要なレベル、つまり、遺伝的多様性、植物種及びコミュニティ、関連する生育地と生態系に適用する。
5. 戦略は、高等植物と、その他のよく記載されているグループである蘚苔類 (bryophytes) やシダ植物類 (pteridophytes) に主に重点を置いた植物界に対応するが、締約国、その他の政府、他の関連するステークホルダーは、藻類 (algae) や菌類 (fungi) (地衣類種も含む) 等の、他のグループのための保全戦略を策定することを考慮することが出来る。
6. 戦略の実施は、2011 年から 2020 年までの戦略計画のより広範囲の枠組で考慮されるべきである。同様に、締約国、パートナー、その他のステークホルダーが、この新しい戦略計画の下で、効果的な条約の実施と、実施における進捗の監視を可能にするために必要なメカニズムも、この戦略に関連付けられる。
7. 戦略には以下の 5 つの目的が含まれる。
 - (a) 目的 I: 植物多様性への十分な理解、文書化、認識
 - (b) 目的 II: 植物多様性の緊急で効果的な保全
 - (c) 目的 III: 植物多様性の持続可能で衡平な利用
 - (d) 目的 IV: 植物多様性の、持続可能な生活における役割、及び地球上の全ての生命にとっての重要性についての教育と意識の促進
 - (e) 目標 V: 戦略の実施に必要な能力と一般の参画の策定

D. 戦略の論拠

8. 植物は世界の生物多様性の重要な構成要素、及びこの地球のための必要資源として一般に認識されている。食糧、材木および繊維に利用するために栽培された植物種に加えて、多くの野生植物は経済的、文化的に非常に重要であり、将来の穀物および商品、さらには環境及び

気候変動に対する新たな挑戦に対する人道的な取組において、潜在的可能性を持つ。植物はこの地球の基本的な環境のバランス及び生態系の安定性の維持において重要な役割を担い、世界の動物の生息地におけるかけがえのない構成要素を提供している。現在、世界の植物の全数調査は行われていないが、維管束植物種の総数は 400,000⁴⁷ 程度存在する可能性がある」と推定されている。

9. 緊急の問題は、多くの植物種、コミュニティ及び植物種とコミュニティや文化間の多くの関係を含む生態相互作用が、人間によって引き起こされた要因、特に、気候変動、生育地の損失と変質、過剰な採取、侵略種、汚染、農業やその他開発目的の開墾等により絶滅の危険に瀕しているという事実である。この損失が止められなければ、経済、社会、健康及び産業を圧迫する問題への新しい解決策を策定する無数の機会が失われることになる。さらに、原住民と地域社会にとって植物多様性は特に懸念すべきことであり、これらのコミュニティには、植物多様性の損失に取り組む上で、担うべき重要な役割がある。
10. 更新された戦略を完全に実施するために、全てのレベルにおいて努力がなされた場合、(i) 世界中の社会において、食糧、薬、浄水、気候の改善、豊かで生産的な地形、エネルギー源、健康的な環境など、生態系からの商品やサービスについて、植物に依存し続けることが可能となる。(ii) 人類は、生態系回復力の維持における植物多様性の役割を認識し、気候変動を軽減し、それに適応する植物の潜在性を十分に利用する能力を保証する。(iii) 人類の活動による植物の絶滅の危機は著しく減少し、植物の遺伝的多様性は保護される。(iv) 植物多様性の豊かな進化の遺産は持続的に利用され、そこから生ずる利益は圧迫する問題を解決し、暮らしを支え、人類の福利を改善するために衡平に共有される。(v) 植物の多様性に支えられている原住民と地域の人間社会の知識、工夫、慣行は、認識され、尊重され、保存され、維持される。(vi) 人々はいかなる場所においても、植物保全の緊急性を意識し、植物が人々の生命を支えている事、誰もが植物保全に関して担うべき役割があることを理解する。

E. 世界植物保全戦略の一般的原則

11. 世界的レベルで採択された、成果の明確で、安定した、長期的な 16 の目標が、国家植物目標設定のガイダンスを提供する。これらの目標は文字的に理解するというよりはむしろ実用的に理解されるべきである。それらは総合的というよりもむしろ戦略的であることを目指す。
12. 戦略の地域構成要素は生物地理学的アプローチを使用して策定されるであろう。
13. 戦略の実施は2011年から2020年までの戦略計画のより広範囲の枠組内で考慮されるべきである。生物多様性への圧力および生物多様性の損失の根本的原因は、生物多様性の他の構成要素に対するものと同じ大きさで、植物に影響を与える。従って2011年から2020年までの戦略計画で扱われる要素は、更新された世界植物保全戦略では詳しく述べられないが、戦略の効果的实施のために必要である補足的構成要素として見なされるべきである。

F. 目標 – 2011-2020 年

目的 I: 植物多様性が十分に理解、文書化、認識される。

目標 1: 既知の全植物についてのオンライン上での植物誌ができる。

目標 2: 保全活動の指針となる、可能な限りの既知の植物種保全状況のアセスメントが行われる。

目標 3: 戦略の実施に必要な情報、研究、関連する成果、および方法が策定および共有され

⁴⁷ アラン・パットン・J (Paton, Alan J.) ニール・ブルミット (Brummitt, Neil) ラファエロ・ゴヴァーツ (Govaerts, Rafaël) カーン・ハーマン (Harman, Kehan) サリー・ヒンチクリフ (Hinchcliffe, Sally) ボブ・アルキン (Allkin, Bob) エイメアー・ニック・ルガーダ (Lughadha, Eimear Nic) 2008 年
GSPC の目標 1: 知られている全ての植物種における作業リスト—進歩と予測 タクソン (Taxon) 57 巻, No. 2, 2008 年 5 月, 602-611 (10) ページ.

る。

目的 II: 植物多様性が、緊急に、効果的に保全される。

- 目標 4: 各エコリージョンまたは植生区分の少なくとも 15%が、効果的管理及び/または復元によって保全される。
- 目標 5: 植物多様性にとって最も重要な各エコリージョンの少なくとも 75%が、植物及びその遺伝的多様性保全に関する適正な効果的管理によって保護される。
- 目標 6: 各部門の生産地の少なくとも 75%が、持続的に、植物多様性の保全にふさわしい方法で管理される。
- 目標 7: 絶滅のおそれのある状態の既知の植物種のうち、少なくとも 75%が、それらの生育地で保全される。
- 目標 8: 生育場所以外で採取された絶滅のおそれのある状態の既知の植物種のうち出来れば少なくとも 75%がその原産国内へ戻し、及び少なくとも 20%が、回復と復元プログラムで利用を可能にする。
- 目標 9: 原住民と地域の知識を尊重し、保護し、維持しながら、野生の関連類、及び他の社会経済的に貴重な植物種を含む、穀物の遺伝的多様性の 70%が保全される。
- 目標 10: 新たな生物学的侵略を防止し、侵略された植物多様性重要地区の管理のための、効果的な管理計画が立てられる。

目的 III. 植物多様性は持続可能で衡平な方法で使用される。

- 目標 11: どの野生植物種も、国際貿易による危険にさらされない。
- 目標 12: 全ての野生から収穫された植物製品が、持続可能な方法で調達される。
- 目標 13: 植物資源と関連付けられた原住民、及び地域の知識・工夫及び慣行の革新と慣行が、必要に応じて、日常的利用、持続可能な生活様式、地域の食糧の確保、及び健康管理を支えるために、維持され増進される。

目的 IV: 植物多様性の、持続可能な生活における役割、及び地球上の全ての生命にとっての重要性についての教育と意識を促進する。

- 目標 14: 植物多様性の重要性及び保全の必要性が、コミュニケーション、教育、普及啓発 (CEPA) に関するプログラムに組込まれる。

目的 V: 戦略の実施に必要な能力、及び一般の参画が策定される。

- 目標 15: 本戦略目標を達成するために国家的必要に従って十分である、適切な設備によって作業する訓練された人々の数の増加。
- 目標 16: 戦略目標を達成するために、植物保全のための施設、ネットワーク、パートナーシップが国家、地域、国際レベルで確立、または強化される。

G. 戦略の実施

14. 戦略の実施手段は国際、地域、国家、準国家のレベルで設定される必要がある。これには国家目標の策定と、NBSAP を含む、関連する計画、プログラム並びにイニシアティブへの目標の策定が含まれる。国家目標は、植物多様性及び国家優先事項のレベルの相違により国によって異なる。多国間及び二国間の資金提供機関は、政策と手順を導入し、資金提供活動が戦略や目標を支援するものであり、矛盾しない事を確実にすることを考慮するべきである。
15. 戦略は、2011 年から 2020 年までの戦略計画とその他の作業計画、手段、議定書のプログラム、及び条約のイニシアティブに沿って実施されるべきである。さらに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の監視の枠組の策定が必要となり、条約の生物多様性枠組指標においてのプロセスに沿って指標やマイルストーンの検討と調和も必要となるであろう。

16. 実施の進捗が、限られた資金や訓練ワークショップの実施がないことにより制限されていないことを強調するためには、更新された戦略を後退させない、2020年までの目標達成に十分な人材資源、技術資源と財政資源による支援が必要になる。そのため、戦略をさらに策定し、実施するために、条約締約国だけでなく、以下の団体の協力が不可欠となる。(i) 国際的イニシアティブ（例、国際条約、政府間組織、国連機構、多国間支援組織）(ii) 植物保全のグローバルパートナーシップ（Global Partnership for Plant Conservation）のメンバー (iii) 保全、研究組織（保護地区管理委員会、植物園、遺伝子バンク、大学、研究機関、非政府組織、及びそのネットワークを含む）(iv) コミュニティと主要な団体（原住民と地域社会、農家、女性、若年層を含む）(v) 政府（中央、地域、地方）(vi) 個人部門。

【参照】

17-1 決定 VII/10 第6項

決定 VII/10「世界植物保全戦略」第6項は以下の通りである。

6. 締約国に対し、以下を目的として、戦略のフォーカルポイントを定めること、または既存のフォーカルポイントから特定することを奨励する
 - (a) 国としての目標を設定し、その目標を国家戦略及び行動計画、分野別、分野横断的な計画、プログラム、活動に統合することを含む、国レベルでの戦略の実施及び監視の促進及び円滑化
 - (b) 国家レベルでの戦略の実施及びモニタリングへの国内のステークホルダーの参加の促進
 - (c) 国内のステークホルダーと植物保全グローバルパートナーシップ事務局とのコミュニケーションの促進

X/18. コミュニケーション、教育、普及啓発（CEPA）と国際生物多様性年

生物多様性条約締約国会議は

コミュニケーション、教育、普及啓発（CEPA）に関する2年間の作業計画及び国際生物多様性年の祝典に対しての、特に、日本、カナダ、スペイン、オランダ、ノルウェー政府による自発的な貢献を感謝と共に銘記し、

国際生物多様性年を祝う締約国、政府、組織、ステークホルダーへ、祝辞を述べると共に感謝を表明する。

2011年から2020年までの戦略計画及び提案された2011年から2020年までの国連生物多様性の10年（2011-2020 United Nations Decade for Biodiversity）を支援するために、国際生物多様性年によって開始されたCEPAの機運を利用する重要性を強調し、

生物多様性条約の第3の目的と、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of Their Utilization 以下、ABS名古屋議定書)を実施することの重要性をステークホルダーへ伝達し、かつ彼らの効果的な参加を保証するための、CEPAの重要性を踏まえ、

1. 原住民と地域社会を含むステークホルダーの十分かつ効果的な参加のもと、2011年から2020年までの戦略計画、行動計画の枠組、及び必要に応じて提案された国連生物多様性の10年に収められた目標を利用し普及啓発、教育を促進するためのCEPA活動の継続と、更なる向上を締約国へ求める。
2. 行動計画の優先活動1で提案されているように、フォーカルポイントとCEPA活動の実施機関を国家、地域、世界的なレベルで設立し、その設立に関して、事務局長に伝達するよう締約国、政府、関連する組織へ求める。
3. ABS名古屋議定書の実施能力を強化するCEPA活動へ、更に多くの支援を計画し提供するよう締約国へ求める。
4. 行動計画における10の優先活動を枠組として使用し、提案された国連生物多様性の10年を支えとして、2011年から2020年までの戦略計画とそのミッション及び個別目標を実施するためのCEPA活動に対する締約国の援助への継続を、事務局長に要請する。
5. 生物多様性への普及啓発の状態に関する国家、地域、準地域のアセスメントの組織、及び参加のために、調査手法の指標と指針及びツールを利用し、事務局長、他の関連する組織、原住民や地域社会を含めたステークホルダー、及びCEPAに関連する非公式の諮問委員会と共に作業するよう、締約国へ求める。
6. 提案された国連生物多様性の10年の作業の支援のため、今後2年間のCEPA作業計画の優先事項設定の目標と共に、これらの結果を第11回締約国会議に先立ち事務局長へ報告することを要請する。
7. 第66回国連総会への公式報告に収録するため、国際生物多様性年を記念して行われた活動に関する報告を2011年3月31日までに事務局長へ提出するよう、締約国、政府、国際組織、原住民と地域社会を含めた、その他の関連するステークホルダーへ求める。
8. 国際生物多様性年のための戦略を基本として使用し、その成果についてのアセスメントを行い、第11回締約国会議のアセスメントを伝達するよう事務局長に求める。

X/19. ジェンダーの主流化

締約国会議は

生物多様性条約⁴⁸の下で、ジェンダー活動計画の事務局長による開発をその中で歓迎し、締約国に事務局の計画の実施を支援するように求めた決定 IX/24 を想起し、

条約の目的と 2011 年から 2020 年までの戦略計画の達成のために、条約の下で作業の全てのプログラムがジェンダーの主流化の重要性を強調し、

1. フィンランド政府への、ジェンダープログラム職員という役職を事務局内に加えることを可能にした、寛大な財政的貢献に感謝を表明する。
2. 事務局長に、使用可能な資源に従って、その他の政府間、及び非政府組織と協力し、条約の下、作業のあらゆる面へジェンダーへの考慮を主流化し、かつ明確な指標を作り出すために、十分な行動計画実施への努力を強化するよう要請する。
3. 締約国、その他の政府の、財政やその他の支援によってジェンダー行動計画（Gender Plan of Action）の実施における貢献を奨励する。
4. 締約国へ、ジェンダー行動計画の実施を、生物多様性関連活動の実施における、分野横断型の検討問題の核として考慮するよう求める。
5. 決定 IX/8【参照 19-1】を想起し、締約国に対して、テクニカルシリーズ（Technical Series）No.49【参照 19-2】によって提供される助言を考慮に入れ、条約の 3 つの目的の実施にあたって、国家、及び必要に応じて地域の生物多様性戦略と行動計画、及び同様の手段を開発、実施、改善する際に、ジェンダーへの考慮の主流化を促進するよう強く求める。

【参照】

19-1 決定 IX/8

IX/8「戦略計画目標 2 及び 3 実施状況検討」は、条約及び戦略計画の実施に関する事務局長の報告書（UNEP/CBD/COP/9/14/Rev.1）の第 9 項 (a)～(p)で示された戦略計画の目標 2 及び 3 の実施状況を銘記し、生物多様性国家戦略・行動計画、能力開発及び技術へのアクセス・技術移転における優先分野、などを定めている。生物多様性国家戦略・行動計画（NBSAP）が、条約及び 2010 年目標を達成する上で重要な役割であることが強調されている。NBSAP の項目における「条約の 3 つの目的の達成」(d) 項には、ジェンダーへの配慮の主流化を推進することが掲げられている。

19-2 テクニカルシリーズ（Technical Series）No.49

CBD のテクニカルシリーズは、条約の締約国会議で、国際社会は社会的、経済的目的のために、生物多様性の持続可能な経営のあらゆる面で具体的な成果を達成することを約束した時に作られる。No49 は、「生物多様性国家戦略と行動計画へのジェンダー主流化のためのガイドライン（Guidelines for Mainstreaming Gender into National Biodiversity Strategies and Action Plans）」である。2 つのモジュールから構成されており、以下の項目について定めている。

モジュール 1. 生物多様性及びジェンダー平等（GENDER EQUALITY）の保護の連携

⁴⁸ UNEP/CBD/COP/9/INF/12.

1.背景、2.ガイドラインの目標、3.国際的な枠組、4.ジェンダーと生物多様性：（ウイン—ウインの状況）.5 生物多様性の保全に関連しているジェンダーの問題、6. 国家エネルギー政策へのジェンダー主流化の付加価値、7.NBSAP におけるジェンダー主流化の重要性

モジュール2． NBSAP におけるジェンダーの主流化 —プロセスと内容

1. モジュール2の方法論、2. 国家戦略（プロセスや内容へのジェンダー主流化）3. 行動計画（プロセスや内容へのジェンダー主流化）

X/20. 他条約及び国際組織、イニシアティブとの協力

締約国会議は

1. 2010年9月22日の国連総会生物多様性ハイレベル会合を、特に、リオ3条約【参照20-1】と他の生物多様性に関連した条約の一貫した実施から得られる大きな利益に注意を向ける、国連事務局長の要約⁴⁹を、国際生物多様性年への貢献として想起する。
2. 国連システムの、2010年以降の生物多様性の課題⁵⁰への貢献における、国連環境管理グループ (Environment Management Group of the United Nations) によって調整された報告を歓迎し、更に、このグループの幹事ら個々の、及び団体としての国際生物多様性の課題、特に、関連する国連の政策セクターとの協力と生物多様性をそこへ主流化させる機会を識別することによる先進的貢献をも歓迎する。
3. リオ条約の生物多様性連絡グループ (Joint Liaison Group of the Rio conventions)、生物多様性関連の条約連絡グループ (Liaison Group of Biodiversity-related Conventions)、及び生物多様性関連条約の科学技術助言補助機関 (SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) の作業を銘記する。
4. 事務局長に対して、生物多様性関連の条約の長と協力して、生物多様性関連の条約連絡グループの効果性、その締約国の必要との関連性、及びそのリオ条約の生物多様性連絡グループとの繋がりを強化するための提案を要請する。
5. 締約国に対して、条約の国家と準地域レベルを網羅し、一貫して、相互作用的手段の開発を視野に入れ、国家レベルの生物多様性条約のフォーカルポイントと、他の関連するフォーカルポイントの緊密な協力関係を確立するよう強く要請する。
6. 決定 IX/16【参照20-2】及び気候変動の結果としての生物学的脆弱性の評価における、現在の深刻な知識と情報のギャップを銘記し、諸国の、特に発展途上国の、生物多様性、気候変動、及び砂漠化、土地の劣化に関連した締約国会議での決定を実施し、協力関係を促進する能力を強化する目的のために、リオ3条約と締約国の相違する構成要素における個々の独立した法律的地位と委任、無駄な繰り返しを避けることと資源効率の促進の必要性を念頭に置き、
 - (a) 事務局長に対して、リオ3条約と国連気候変動枠組条約 (UNFCCC : United Nations Framework Convention on Climate Change) と国連砂漠化対処条約 (UNCCD : United Nations Convention to Combat Desertification) の事務局の共同活動を進展させるための提案を伝達するよう要請する。
 - (b) 連絡グループを通して、必要に応じ、以下のことを視野に入れながら、生物多様性条約と共同するために、UNFCCC と UNCCD に関して締約国会議にに対して以下を求める。
 - (i) 必要に応じて、気候変動、生物多様性、土地の劣化に関する共同活動における提案された要素と、決定 IX/16 に含まれている気候変動の緩和及び適応への気候変動に関する生態系に基づくアプローチについて考慮するため、リオ条約の生物多様性連絡グループの次回会合の課題へ共同活動の開発を含める。
 - (ii) 使用可能な資金に応じ、必要に応じて、且つリオ+20 (Rio + 20) 【参照20-3】に先立ち、個々の既存条項や権限と同時に、可能な共同活動を考慮し、締約国

⁴⁹ UNEP/CBD/COP/10/INF/34.

⁵⁰ UNEP/CBD/COP/10/INF/21.

主体の共同のための地区を識別し、これらを3つの条約それぞれの考察についての次回の締約国会議に提出するため、原住民や地域社会の参加を伴った、リオ3条約会議間の共同予備会合を開催する可能性を探る。

(iii) Rio + 20 に関連した準備作業を活用するため、2012年国連持続可能な開発会議準備委員会 (Bureau of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Sustainable Development 2012) (Rio+20)に助言を求める。

(iv) 追加的資源負担を避け、協力プロセスに貢献する必要性を念頭に置き、国家及び助言機関フォーカスポイントの会合の可能性を探る。

7. 2011年から2020年までの戦略計画を、すべての生物多様性関連の条約における実用的な枠組として考慮する、生物多様性関連の条約と事務局間の協定の修養会を開催する事務局長のイニシアティブを歓迎する。
8. 生物多様性関連の条約連絡グループと国別報告書との調和の考慮を継続するよう求め、これに関連して、リオ条約における国別報告の円滑化のための地球環境ファシリティ(GEF : Global Environment Facility)プロジェクト (GEF Project on Facilitating National Reporting to Rio Conventions) (FNR-Rio)と、太平洋諸島の国による、生物多様性に関連した多国間環境協定における報告の主流化のためのプロジェクトを歓迎する。
9. 生物多様性関連の条約のためのSBSTTA及び生物多様性関連の条約連絡グループに対して、特に気候変動、保護の必要な生態的又は生物学的重要地域の識別のための科学的基準、侵略的外来種等の分野横断的検討項目に関する作業について、それぞれの権限範囲、管理構造、合意済み作業計画に適合した方法を用いて、そしてこれらの問題に関する一貫した手法の開発を視野に入れて、今後の会合において協力強化のためのオプションについて取り組むよう求める。
10. 条約実施検討のための公開特別作業部会 (Ad Hoc Open-ended Working Group on Review of Implementation) に対し、その第4回会合で、生物多様性関連の条約連絡グループと締約国の生物多様性連絡グループへの関与を増大させるため、生物多様性条約間の調整、一貫性、国家レベルでの相乗効果を強化するための、型と内容を決定するよう要請する。
11. 生物多様性関連条約の実施における、一貫性と相乗効果の重要性を認識し、事務局長に、以下のことを要請する。
 - (a) 他の生物多様性関連条約の共同作業計画などの、作業の協定の検討と、必要に応じて、更新をする。
 - (b) 国家戦略と行動計画 (NBSAP) と、関連する能力開発活動の改善を再検討する中で、締約国の全ての生物多様性関連条約における十分な活動のための支援の方法を考慮する。
12. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora) と生物多様性条約との協力と相乗効果についての締約国会議の決定文 Conf. 10.4 (Rev. CoP14) を想起し、事務局長に対して、CITESの事務局長と共同して、2つの条約と個別の戦略における一貫性のある相互支援の実施を促進する作業協定を開発するよう要請する。
13. 決定VI/20【参照20-4】は移動性野生動物の種の保全に関する条約 (Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals) を、移動性動物種をそれらの全範囲に渡って保全し、持続可能な方法で使用する重要なパートナーとして認識することを想起し、事務局長に対して、移動性野生動物の種の保全に関する条約の事務局長と共同して、2つの条約の共同作業計画を更新し、移動野生動物への考慮をNBSAPへ統合するための、支援と助言を締約国のへ提供する上で共同するよう要請する。

14. 生物多様性条約と湿地に関するラムサール条約（Ramsar Convention on Wetlands）の共同作業計画の実施における進歩を銘記し、ラムサール条約及びその事務局と科学技術検討パネルの継続的な協力に謝意を表明し、2010年以降のための共同作業計画⁵¹の拡大を歓迎する。
15. 2011年国際森林年における共同作業との関連を含む、国連森林フォーラム（UNFF:United Nations Forum on Forests）と覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を歓迎する。
16. 2010年生物文化多様性宣言（2010 Declaration on Bio-cultural Diversity）を銘記し、国連教育科学文化機関（UNESCO：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）と生物多様性条約（Convention on Biological Diversity）⁵²事務局との共同作業計画を、条約の実施を進展させ、文化と生物の多様性の相互のつながりへの世界的な意識を深める実用的な調整メカニズムとして歓迎し、締約国とその他の関連する利害当事者に対して、この共同計画への貢献と支援を求める。
17. 事務局長に対して以下を要請する。
 - (a) 関連するミレニアム開発目標の達成への貢献として、2011年から2020年までの戦略計画も含めた、生物多様性検討項目を、必要に応じて、健康プログラムと計画関連から考慮することを促進するという目的で、世界保健機関（WHO:World Health Organization）及びその他の関連する組織とイニシアティブとの共同関係を更に強化するために決定 IX/27 第9項【参照20-5】を想起すること。
 - (b) 取得の機会及び利益配分に関連する目標を含めた、2011年から2020年までの戦略計画の実施が、世界的な健康検討事項を強調し、それによって、世界健康宣言（World Health Declaration）⁵³の一端を担う国家健康戦略の枠組内で、及びミレニアム開発目標と2012年の第65回世界保健総会（World Health Assembly）の報告に関連して、生物多様性への考慮を円滑化するうえで、どのように最善の支援努力となってきたかを調査すること。
 - (c) 公衆衛生への気候変動の影響に真剣に取り組むために行われた作業と、生物多様性への気候変動の影響に真剣に取り組むための作業間のギャップを緩和するための道を模索すること。
 - (d) 生物多様性の検討事項を、健康政策と活動計画へ主流化する支援のための、健康と生物多様性協力（COHAB：Co-Operation on Health and Biodiversity）イニシアティブとその他の関連する組織との協力を継続する。
18. さらに、事務局長に対して、世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）との協力と連帯を継続し深め、世界貿易機関の関連団体のオブザーバーの地位のための、条約の係属中の出願を更新することを要請する。
19. さらに、事務局長に対して、生物貿易とその他の貿易に関連する事柄において、特に、国連貿易開発会議（UNCTAD：United Nations Conference on Trade and Development）と、CITESと協力を継続するよう再度要請する。
20. さらに、事務局長に対して、第7回締約国会議⁵⁴で採択された、生物多様性と観光開発に関するガイドライン（Guidelines on Biodiversity and Tourism Development）の適応の検討において、世界観光機関（World Tourism Organization）と共同を継続することを要請する。

⁵¹ UNEP/CBD/COP/10/INF/38.

⁵² その作業計画と宣言は、2010年6月8日から10日にかけてモンリオールで開かれた、生物学的、文化的多様性に関する国際会議の報告に含まれている。(UNEP/CBD/COP/10/INF/3).

⁵³ 世界保健総会（World Health Assembly）決議 WHA51.7, 附属書

⁵⁴ 決定 VII/14, 附属書

【参照】

20-1 リオ 3 条約

「リオ3条約」とは、1992年に開催された環境と開発に関する国連会議（UNCED、リオ地球サミット）で採択された2つの条約「国連気候変動枠組条約（UNFCCC）と生物多様性条約（CBD）、1994年の6月17日、パリのユネスコ本部で開催された、第5回砂漠化対処条約の政府間交渉委員会において採択された国連砂漠化対処条約（UNCCD）の3つの条約のこと。

20-2 決定 IX/16

COP9の決定 IX/16「生物多様性と気候変動」は、**A.** 気候変動に関する取組の本条約の作業計画への統合に関する提案、**B.** 3つのリオ条約間で相互支援的に気候変動に対処するための行動案、**C.** 海洋肥沃化、**D.** 泥炭地・生物多様性・気候変動に関する世界規模評価の結果、から構成されている。

A項「生物多様性と気候変動」では、気候変動に関する配慮を個々の作業計画に統合すべきとして9つの視点が定められた他、他の2つのリオ条約の事務局と協力することや、自国内の影響を受けやすい地域等の特定をしてモニタリングとモデリング・プログラムを採択すること、気候変動の影響に関連した問題と気候変動に対する緩和・適応活動が生物多様性に与えるプラスとマイナスの影響を評価し、生物多様性国家戦略・行動計画においてそれらの影響を統合すること、これらの知識の交換を奨励すること等が定められた。

B項「3つのリオ条約間で相互支援的に気候変動に対処するための行動案」では、リオ3条約との重複を避けコスト削減を促進すること等についてや、クリアリングハウスメカニズム等のツールを使って、リオ条約間の相乗効果に関する電子報告書等を開始し、締約国に情報を提供するツールなど、ウェブ・コミュニケーション・ツールの開発等が定められた。また、相乗効果を高めることを目的として、原住民・地元共同体および小島嶼開発途上国の代表者を含む、生物多様性に関する科学のおよび技術的助言を作成することを義務とする、生物多様性と気候変動に関するアドホック技術専門家グループの設置等が決められた。

C項「海域肥沃化」は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関するロンドン条約（1972）及びロンドン条約1996年議定書の決議に従うこととされた。また、海洋肥沃化のリスク評価が不十分とされ、世界規模の管理・規制メカニズムが必要とし、そのための情報を、SABSTTA第14回会合に提供するよう、事務局長に対し要請することが採択された。

D項「泥炭地と生物多様性、気候変動に関する世界評価の結果」では、主にラムサール条約の事務局と共同で、関心を有する組織の参加を促進し、生物多様性が泥炭地およびその他湿地における気候変動の緩和・適応にもたらす効果についての評価報告書を、ウェブ上などで公開すること等が決められた。SABSTTA に対して、IPCCの次期報告書の計画・準備過程に関与する手法についての検討が要請され、IPCCに対しては、気候変動と生物多様性、特に湿地におけるその関係について今後の技術調査を準備し、生物多様性条約及びラムサール条約のプロセスに参加するよう奨励する、と定められた。このほか、事務局長に対し、地元住民の生活を支援して貧困撲滅に貢献する奨励措置と資金調達メカニズムの可能性について分析することや、ラムサール条約の締約国に対し、ラムサール条約第10回締約国会議において、湿地、水、生物多様性、気候変動との関連において適切な行動を検討するよう奨励することが要請された。

20-3 リオ+20 (Rio + 20)

2012年6月にブラジルで開催予定の「生物多様性のための持続可能な開発の役割に関する2012年持続可能な開発に関する国連会議（2012 United Nations Conference on Sustainable Development）（Rio+20）」の呼称。国際間のパートナーシップによる持続可能な開発の達成に向けた取組を促進する。日本では「国連持続可能な開発のための世界会議」と呼称され使われている。

20-4 決定VI/20

COP6 の決定 VI/20 「他の組織、活動や規則との連携」の、「移動性野生動物の種の保全に関する条約との連携」の項目において、移動種を保護、持続的に利用するための主要パートナーとして、移動性野生動物の保全に関する条約を認識し、生物多様性条約に関する生態系テーマや横断的課題などについて、条約間の共同作業プログラムを承認することが採択されている。また、ケーススタディを集めた、データベースの編集と普及や、移動種に関する統一ガイダンスの作成などを行うこと等が定められている。

20-5 決定IX/27 第9項

COP9 の決定 IX/27 「多国間環境協定やその他の組織の連携」の第 9 項については以下の通りである。

9. 締約国が生物多様性と健康に関する課題に取り組む際、条約の下に開発された、保健セクターでの能力開発や啓蒙活動に有効なツールを一覧にするなどし、世界保健機構（WHO）、保健生物多様性協力機構イニシアティブ（COHAB）、その他関連機関が継続的にその取組を支援するよう、事務局長に要請する。

X/21. ビジネスの参画

締約国会議は

ビジネスと民間セクターを維持するためを含む、生物多様性と生態系サービスの価値の重要性を銘記し、

2002年から2010年の戦略計画（訳注：原文では、2011年から2020年の戦略計画となっている）の目的4.4【参照 21-1】に従って、生物多様性への考慮を企業の戦略と政策決定に統合することに、ビジネスと民間セクターが参加したことにより成し遂げられた進歩を銘記し、

生物多様性の保全、及びビジネス運営への持続可能な方法での使用における進歩を認識し、こうした事柄に専念し指導的実践をした企業を賞賛し、

既存、及び新進民間セクターのイニシアティブと運営に生物多様性に対する配慮を組み込む必要性を認識し、

今後のビジネス運営のための資源として、及び新しいビジネスの機会と市場のための条件として、生物多様性と生態系サービスにおける保全と持続可能な使用において、中小企業も含めた民間企業の影響力と能力を強調し、

ビジネスと民間企業の能力を動員する重要性を認識し、

条約の3つの目的を達成するために、ビジネスコミュニティの参画を強化する政府の重要な役割を認識し、

生物多様性の課題に対処するための倫理的、科学的、社会的、経済的、生態学的手段の重要性を認識し、

ジャカルタで開かれた、第3回生物多様性とビジネス2010チャレンジ会合（Biodiversity and Business 2010 Challenge Conference in Jakarta）を歓迎し、その会合文書にある報告を銘記し、

2010年7月にロンドンで開催された、地球規模ビジネスと生物多様性シンポジウムを歓迎し、

非政府組織、科学的機関、及びその他の利害当事者を含めた、市民社会の、経済活動に与える影響、及び消費者動向と社会的期待の修正の促進における、潜在的な役割を銘記し、

ビジネスと生物多様性に関する条約の下での既存の活動やイニシアティブ、及びこうしたことを行っている民間セクターそれ自体を含めた、その他の団体を基盤に構築し、

課題の更なる分析のため、そしてより一般的理解の構築のため、さらには、民間セクターやビジネスコミュニティとのコミュニケーションの改善と強化のために、国連環境計画グリーンエコノミーイニシアティブ（Green Economy Initiative of the United Nations Environment Programme）や、特に生態系と生物多様性の経済学（TEEB：Economics of Ecosystems and Biodiversity）報告書のような、生物多様性と生態系サービスの価値に関連する進行中の作業から得られた所見と提案の重要性を銘記し、

経済協力開発のための緑の成長に関するイニシアティブ（Green Growth Initiative of the Organisation for Economic Co-operation and Development）、2012年の持続可能な発展に関する国連会議のテーマとして提案されている「グリーン経済」、国連環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）が支援する「持続可能な消費と生産に関するマラケシュプロセス」（Marrakech Process on Sustainable Consumption and Production）、及び国連事務局、国連貿易開発会議（UNCTAD：United Nations Conference on Trade and Development）のバイオ・トレード・イニシアティブ（Bio Trade Initiative）、及び企業の社会的責任やサプライチェーンの環境問題への傾倒を促進する既存のイニシアティブを含む、関連する国際組織、様々なフォーラムの下での、既存の開発と作業プロセスの関連性を認識し、

生物多様性目的を、今後の新しいグリーン開発イニシアティブに組み込んでいく機会と必要性を認識し、

締約国、ビジネス界の代表者、そしてその他の利害当事者との、国家、地域、及び国際レベルでの対話の必要性をも銘記し、

1. 締約国に対して、以下のことを求める。

- (a) 条約の3つ目的の達成に貢献する形で、民間セクターの参画と生物多様性を企業戦略や企業の政策決定に組み込むことを可能にする公共政策環境を促進すること。
- (b) 特に、必要に応じ、実施、独立アセスメント、パートナーシップの始期と終期に関する規定のアセスメントを目的とした透明性の高い報告のため、民間セクターの参画を円滑にする条件を設定すること。
- (c) ビジネスと生物多様性オフセットプログラム (BBOP : Business and Biodiversity Offsets Programme)、国際自然保護連合 (IUCN : International Union for Conservation of Nature)、国連環境計画、国連貿易開発会議のバイオ・トレード・イニシアティブ、持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD : World Business Council for Sustainable Development)、日本経団連、締約国会議の第9回会合で開始されたビジネスと生物多様性イニシアティブ (Business and Biodiversity Initiative) 等の、関連する機関や非政府組織を含む、様々なフォーラムの下での既存の開発を考慮に入れて、生物多様性をビジネス活動に組み込むための幅広い選択肢を確認すること。
- (d) 国家や地域ビジネスと生物多様性イニシアティブの設立を支援し、活動中のイニシアティブとその他関心ある利害当事者の、ビジネスと生物多様性イニシアティブへの参加を求めることにより、ビジネスと生物多様性に関する世界的パートナーシップに向けて努力すること、そしてジャカルタ宣言 (Jakarta Charter) 【参照 21-2】を銘記すること。
- (e) 法令、また必要に応じて、経済的、社会的に適切なインセンティブの手段、生物多様性国家戦略と活動計画及び国別報告書等のビジネスによる、生物多様性主流化を促進し円滑化する国家活動を展開し、報告すること。
- (f) ビジネスコミュニティと現在行われている、生物多様性への考慮と活動についての対話を進展させること。
- (g) 生物多様性国家戦略と行動計画 (NBSAP) の今後の改善と実施において、利害当事者としてのビジネスの関与を奨励すること。
- (h) 必要に応じ、生物資源由来製品の国家購買のための持続可能な基準を採択すること。

2. ビジネスと民間セクターに対して以下の事柄を推奨する。

- (a) 条約、及び2011年から2020年までの戦略計画とその目標の実施に貢献し、必要に応じて、それらの運営のための具体的で測定可能な生物多様性目標を定義する目的でそれらを参照すること。
- (b) 関連するリスクと機会の分析、及びそうしたことが活動にどのように影響するか分析を含む生物多様性と生態系サービスへの影響を測定し、アセスメントを行い、さらに、生物多様性への悪影響の回避、もしくは最小化するプロセスと生産方法を開発し適用すること。
- (c) 必要に応じて、「原住民の社会及び地域社会による伝統的に占有または利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発またはそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に関する文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のためのアグウェイ・グー任意ガイドライン」 (Akwé: Kon Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessment regarding Developments Proposed to Take Place on, or which are Likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands and Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities)⁵⁵を考慮に入れること。
- (d) 学んだ教訓を、中小企業を含むビジネスと事業者の間で共有し採択すること。
- (e) 関連する産業内での最良の慣行を調査し、生物多様性への悪影響を回避、もしくは最小化するために、どのように特定の技術、経験、影響を動員し、共有することが出来るかを考慮すること。

⁵⁵ 決定 VII/16 F, 附属書

- (f) 条約の3つの目的を促進する自主的認証制度に参加すること。
 - (g) ジャカルタ宣言やその他の国家、国際レベルのイニシアティブに示された手段を通して、条約の3つの目的の達成を支援する誓約を採択すること。
 - (h) 自発的宣言によるこれらの誓約の実施を透明性のある方法で追跡するための手段として、明確で測定可能な基準や指標を使うこと。
 - (i) 生物多様性条約の3つの目的への宣言を強調するためのステップとして、締約国が第9回会議で開始された「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」や、ジャカルタ宣言等の、条約の3つの目的とその新戦略計画の達成におけるビジネス面の参画を促進するより幅広い努力に取り組むこと。
 - (j) 条約の3つの目的の達成にどのように最善の貢献ができるかに関する、進行中の政府との対話を進展させ、維持すること。
 - (k) 生物多様性保全と生態系サービスの持続可能な利用に関連する活動についての報告を公表すること。
3. 事務局長に対して、上記第1(c)項にて言及されたような、関連する組織やイニシアティブと共同し、利用可能な資源に応じて、以下の事柄を要請する。
- (a) 締約国とその他の政府、及びビジネスとその他の利害当事者との、特に世界レベルに焦点を当てた対話のためのフォーラムを円滑化することによって、国家、地域ビジネスと生物多様性イニシアティブの設立を奨励すること。
 - (b) 生物多様性に対する配慮を企業戦略や政策決定に統合する上で必要な、生物多様性保全のための事業運営原則、保全効果の指標、生物多様性と生態系サービスの価値を評価するための方法論/技術/手段等の、ビジネスの参画をさらに促す既存の手段についての情報を収集し、関連する経済セクターにおけるこれらのツールの効果を分析し、また国家フォーカスポイントと全ての関連する利害当事者が、条約のクリアリングハウスメカニズム(CHM)やその他の手段によって、この収集・分析を利用できるようにすること。
 - (c) 条約とその他の関連する国際的義務と一致し、かつ調和した、生物多様性と生態系サービスの認証、検証、評価、インセンティブ手段、生物多様性オフセット等の、ビジネス活動への生物多様性への配慮を統合することに、ビジネスが関与するのを更に促進する手段とメカニズムの開発と適用を奨励すること。
 - (d) 上記第3(c)項に従って適用される手段やメカニズムの効果の監視もまた奨励すること。
 - (e) CHM及びその他の手段を通して、中小企業(SMEs: small and medium-sized enterprises)を含むビジネスの参加を奨励する手段、模範的な最良の慣行を広報すること。
 - (f) 条約の目的と2011年から2020年までの戦略計画を承認し、生物多様性関連の活動について消費者、顧客、その他の利害当事者と意思の疎通を図るビジネスを奨励すること。

」

【参照】

21-1 2002年から2010年までの戦略計画の目的4.4

COP6の決議VI/26で採択された「生物多様性条約戦略計画」の戦略計画の目的4.4は以下の通りである。

- 4.4 民間部門を含む重要な関係者が、生物多様性条約実施のためのパートナーシップに取り組み、生物多様性関連事項を、それらの関連する分野別・横断的計画、プログラム及び政策に組み入れる

21-2 ジャカルタ宣言 (Jakarta Charter)

2009年11月30日から12月2日にインドネシアで、世界の企業人が参加した第三回生物多様性とビジネス2010チャレンジ会合 (business and 2010 biodiversity challenge)でまとめた14の提言。主な項目は次の5つ。

- (1) 生態系サービスの価値を経済モデルや政策に反映させる
- (2) 産業界の自主的な取り組みとGDM (グリーン開発メカニズム) など市場指向型の促進の両方が必要
- (3) BBOP (ビジネスと生物多様性オフセット・プログラム) など生物多様性の損失を相殺するオフセットの取組みが現実的な枠組みになる
- (4) 「2020年ビジネスと生物多様性目標を推進するための戦略案」をCOP10で議論する
- (5) 様々なセクターにまたがる「ビジネスと生物多様性に関するグローバルフォーラム」をCOP11までに開催する

X/22. 準国家、都市及びその他の地方自治体の行動計画⁵⁶

締約国会議は

生物多様性の国内戦略と行動計画における都市ならびに地方自治体の役割を承認する決定 IX/28 を廃止し、地方レベルで協定を実施するため、締約国が都市及び地方自治体を支援し援助するよう奨励し、

都市と生物多様性のグローバルパートナーシップ (Global Partnership on Cities and Biodiversity) と生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity) により果たされ、さらに、2010 年 1 月にブラジルのクリチバで開催された第 2 回都市及び生物多様性に関するクリチバ会議 (the second Curitiba Meeting on Cities and Biodiversity)、2010 年 3 月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた第 5 回世界都市フォーラム (the fifth World Urban Forum)、2010 年 5 月に日本の名古屋で開催された第 2 回都市における生物多様性とデザイン (URBIO2010) (the second Conference of the Network Urban Biodiversity and Design URBIO 2010)、及び 2010 年の中国上海エキスポ (Expo Shanghai 2010) 等のイベントで強化された進歩を踏まえ、

クリチバ、ボン、名古屋、及びモントリオール各市、及び例年の世界都市サミット (World Cities Summit) に生物多様性を組み入れ、生物多様性指針 (CBI: City Biodiversity Index、) を開発し、都市緑化と生態学のためのシンガポール国立公園委員会センター (Singapore National Parks Board's Centre for Urban Greenery and Ecology) を当行動計画の協同センターとして提供してくれたシンガポールの当該行動計画に対する絶大なる支援、及び国連人間居住計画の生物多様性のためのローカルアクションを支援する: 国家政府の役割

(UN-HABITAT Supporting Local Action for Biodiversity: The Role of National Governments) の姉妹出版として、ICLEI 生物多様性のためのローカルアクション事業 (ICLEI [持続可能性をめざす自治体協議会] Local Action for Biodiversity programme) の協力により編纂されたガイドブック、地方自治体に向けた生物多様性管理 (Biodiversity Management for Local Governments) の開発について南アフリカの援助を、感謝の意を持って歓迎し、

2010 年 10 月 24 日から 26 日まで愛知県名古屋市で開催された都市生物多様性サミットの成果を歓迎し、

1. 当面の決定に付随する、2011 年から 2020 年までの生物多様性に向けた準国家、都市及びその他の地方自治体の行動計画 (Plan of Action on Subnational Governments, Cities and Other Local Authorities for Biodiversity) を承認し、国内の優先事項、処理能力、ニーズを考慮しつつ、必要に応じ、2011 年から 2020 年までの戦略計画 (Strategic Plan for Biodiversity) との関連から、締約国その他政府に対してそれを実施し、その活動について条約締約国の第 5 回国別報告書で報告するよう奨励する。
2. 生物多様性の国家戦略と行動計画 (NBSAP) を改定するにあたり、締約国に対して、準国家、都市及びその他の地方自治体に関与させるよう要請する。
3. コミュニケーション、教育、普及啓発 (CEPA: communication, education and public awareness) に関する研究構想の導入を実施する活動を考慮に入れ、準国家、都市及びその他の地方自治体とその情報網に対して、国家政府と協力して行動計画の導入に貢献するよう要請する。
4. さらに、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国等の特殊なニーズをかんがみ、締約国、他の政府、地域団体、開発協力機関、非政府組織及びその他の協力者に対して、行動計画の専門的及び資金的援助を要請する。
5. 2011 年 1 月 17 から 18 日に、当行動計画の導入に関する第 1 回会合のホストを務める、

⁵⁶ 本決定の目的のために、「地方自治体 (local authorities)」については、あらゆるレベルの地方、国、あるいは州レベル (県、区、郡、市、町、準国家等々) を含み、「準国家 (subnational governments)」 (州、省、公有地、領域、地域政府) については、国直属レベルの政府にのみ適用する。

フランスのモンペリエ市からの招待を歓迎する。

6. 事務局長に対して、資源の入手可能性次第で、地球規模生物多様性概況（Global Biodiversity Outlook）第3版に基づいた第11回締約国会議に向け、都市化と生物多様性との間のリンクやチャンスについて判断する用意をし、今後、過去2回の会議と同様に、締約国会議の合間に、適当な締約国同士で地方自治体の会議を召集し、第11回締約国会議のハイレベル部門に先立ち、インドで開催される地方自治体と生物多様性サミットを推進するよう要請する。
7. さらに、事務局長に対して、今後、締約国会議で、行動計画導入に関し報告書を作成するよう要請する。

附 属 書

2011年から2020年までの生物多様性に向けた 準国家、都市及びその他の地方自治体の行動計画

A. 背 景

1. 生物多様性条約に従って、生物多様性に向けた、この準国家、都市及びその他の地方自治体の行動計画は、各締約国の特定統治協定や立法と調和し、2010年から2011年までの戦略計画、生物多様性の愛知目標（Aichi Biodiversity Targets）、及び締約国会議の関連決定、ならびに決定IX/28の第3項、4項、5項及び6項【参照22-1】を実施時に、締約国、その共同出資者、及び地方自治体を支援することを目的としている。行動計画は、2010年中のさまざまなイベントで、締約国、都市及び地方自治体、ならびに都市と生物多様性に関する都市と生物多様性のグローバルパートナーシップ（Global Partnership on Cities and Biodiversity）を通じて協力しているその他の団体と広範な内容について協議を重ねることで、4年かけて開発され、2010年10月24日から26日まで開催された第10回締約国会議の合間を縫って、日本の愛知県名古屋市で締めくくられた。

B. ミッション（使命）

2. 生物多様性条約締約国は、生物多様性の国内戦略と行動計画（NBSAPs: national biodiversity strategies and action plans）及び自国政府が制定したその他関連統治管理に沿って、政策手段、ガイダンス及び計画等を開発することにより、技術的援助及び／あるいはガイダンスを必要に応じて与えることで、必要に応じ、準国家、都市、及びその他地方自治体に、条約の目標を達成し、2011年から2020年までの戦略計画を実施させるよう努める。
3. 2020年までに、
 - (a) 実施支援するための関連政策、ガイダンス、及び最高の業績に基づいた能力開発計画ならびに経済的メカニズムを必要に応じて手配し、戦略計画実施時に、各レベルの政府の特殊権能を考慮し、政府のさまざまなレベル間で相乗効果を高めるようにする。
 - (b) 準国家や地方自治体の戦略や類似の行動計画は、必要に応じて生物多様性の国内戦略と行動計画を支援しなければならない。
 - (c) 生物多様性や生態系サービスの重要性に関する啓蒙活動は、締約国のコミュニケーション、教育、普及啓発戦略の一部として、国際生物多様性の日（IDB : International Day for Biological Diversity、5月22日）祝賀等のイニシアティブを通じて、グリーンウェーブ・イニシアティブ（The Green Wave initiative）、及び生物多様性条約を支援するその他の活動を通じ、ビジネス、若年層、非政府団体、及び地域コミュニティ等、地方

レベルで、必要に応じて実施しなければならない。

- (d) 準国家及び地方自治体に対する監視や評価システムを、自国の枠組みに従って必要に応じ適用し、生物多様性条約の報告義務に沿って進捗を自国政府に報告し、生物多様性条約に従い、2011年から2020年までの指標枠組みに沿って、都市の生物多様性に関するシンガポール指標【参照 22-2】（CBI: Singapore Index on Cities' Biodiversity）等のツールを用い、地方における生物多様性管理のベンチマークを設定する。⁵⁷

C. 目標

- 4. 上記要約した目的に基づき、現行の行動計画には以下の目標がある。
 - (a) 準国家や地方自治体に、その締約国を支援させ、生物多様性の国家戦略と行動計画（NBSAP）2011年から2020年までのNBSAP、2020年の目標及び生物多様性条約に従った作業計画等の実施を奨励する。
 - (b) 生物多様性条約締約国、地域及び国際団体、国連や開発機関、学界、ならびに方法や手段の提供者との間で学んだ内容について、地域的及び地球規模の協力や交換を改善し、地方自治体が持続的に生物多様性を管理するよう奨励し、かつ支援し、住民に生態系サービスを受けさせ、生物多様性の問題を都市計画や都市開発に組み入れる。
 - (c) 生物多様性に関し、地方の活動を促進する政策、ガイダンス、及び計画を特定し、強化し、普及させて地方自治体の処理能力を開発し、自国政府が生物多様性条約を導入することを支援させる。
 - (d) コミュニケーション、教育、普及啓発（CEPA）の戦略に沿って、地域住民（ビジネス、地域管理者、非政府組織、若年層、及び地域コミュニティ等メジャーなグループを含む）のために生物多様性に関する啓発計画を開発する。

D. 活動指針リスト

- 5. 締約国は、都市と生物多様性のグローバルパートナーシップが研究した具体例に基づき、その準国家や地方自治体が、生物多様性条約の目標に寄与できるよう、以下の活動を考慮に入れることを希望することができる。これらの活動は相互的で、相補的であると考慮される。
 - (a) 必要に応じ、地方レベルで、NBSAPの改定や実施に、準国家や地方自治体を考慮し、従事させる。
 - (b) 生物多様性の国内戦略と行動計画を支援して、地方の生物多様性の戦略や行動計画の開発や改善を奨励する。
 - (c) 準国家や地方自治体に、生態系の手法を適用し、適応計画や持続可能な開発計画に統合され締約国の関連決定に沿った他のホリスティックな景観管理手法を推進するよう奨励し、さらに、リオ協定や生物多様性関連の条約間の相乗効果に取り組みさせる。
 - (d) 生物多様性条約の実施において、ICLEI 生物多様性のためのローカルアクション事業、欧州首都生物多様性賞（European Capitals of Biodiversity award）、スカンジナビア自然事業（Nordic Nature project）、スペインの2010年赤十字生物多様性活動（the Red + Biodiversidad）等々により、準国家や地方自治体の努力をそれぞれのレベルに応じて認め、褒賞を与える。
 - (e) 準国家や地方自治体に、生物多様性思考を、公的な調達政策や都市基盤投資（景観整備道路及びグリーン・トランスポーターション・システム、公共建築物、バーチャルガーデン、水処理及び配水、コンベンション・センターや会議場、公営住宅、廃棄物処理等）に取り入れるよう、適宜奨励する。

⁵⁷ 2つの専門会議で開発され、30市以上でテストされた指標のユーザ・マニュアルは、以下のURLで閲覧可能。<http://www.cbd.int/authorities/gettinginvolved/cbi.shtml>.

- (f) 準国家や地方自治体に、2011年から2020年までの戦略計画に沿って、地元の保護地域や保護回廊地帯ならびにモザイク様土地使用（生物圏保護区等）の確立と管理支援をさせ、生物多様性条約の保護地域に関する作業構想の実施に従事させる。
- (g) 必要に応じて、政策、ガイダンス及び計画により、生物多様性に関する直接的分散協調ならびに国内、地域及び国際レベルにおける地方自治体間の開発を奨励し、推進し、支援する。
- (h) 締約国、科学技術助言補助機関(SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice)、条約の実施のための作業部会(WGRI: Working Group on Review of Implementation of the Convention)、及びアドホック技術専門家グループ(ad hoc technical expert groups)等、生物多様性条約に基づく公式イベントや活動の委任においては、準国家、都市及びその他の地方自治体の代表を助成し支援する。地方自治体は、とりわけ内水、保護地域、侵略的外来種、気候変動、開発及び貧困緩和、ツーリズム、健康と生物多様性、農業、食品と栄養等、作業テーマ別計画及び分野横断的な問題にとくに貢献することができる。
- (i) 国内及び越境レベルにおける保護回廊地帯や維持可能なモザイク様土地使用に関し、また、生物多様性と開発に向けた南南協力のための多年度行動計画(Multi-Year Plan of Action on South-South Cooperation for Biodiversity and Development)にも関連し、景観レベルや生態系ベースの準国家や地方自治体間の協力関係の進展を支援する。
- (j) 生物多様性条約の対象や、関連作業計画に貢献する姿勢や活動に関し、また、締約国及び条約団体会議への報告作業の各締約国の分担として、地方自治体により(2010年日本の都市生物多様性サミットの予備会談やカナダの協議プロセス等)定期的な協議会を開催する。
- (k) 条約の2011年から2020年までの指標の枠組に沿って、地方自治体はその生物多様性の状態や管理について評価する手段として、都市の生物多様性に関するシンガポール指標、生物多様性地域別調査及び評価もしくは類似の手法を使用することを、必要に応じ支援する。
- (l) 生物多様性条約締約国会議で、あるいはそれと並行し連続して開催される関連フォーラムを通じて、地域レベル及び国際レベルで、準国家や地方自治体との対話や相互間の対話に貢献する。
- (m) 協力を推進し、地方と自国間の対話を奨励する基盤となり得るような、都市と生物多様性のグローバルパートナーシップを歓迎する。
- (n) 2011年から2020年までの戦略計画や現行の行動計画及びそのツール(都市の生物多様性に関するシンガポール指標を含む)に関し、異なった政府レベルの役割を認めつつ、必要に応じ、地方自治体のための能力開発イニシアティブ(インターネット・ベースのツール、出版、ニュースレター、事例収集、最良の慣行や学んだ教訓、ワークショップ、セミナー、及び会議)を、国内、地域、及び国際レベルで計画し、こういった活動をクリアリングハウスメカニズムにより普及させる。
- (o) 都市の生物多様性に関する研究や技術開発を促進し、URBIO及びURBIS等、国際的学術ネットワークにリンクすることにより、都市の生物多様性の中核的国内センター及び地域センターの設立、生物多様性に適した都市デザイン、都市計画、及び都市管理を奨励する。
- (p) 生物多様性の重要性について啓発し、生物多様性の地域活動について協力体制を推進するため、生物多様性条約のCEPA計画に沿って、地方自治体が、幼児や若年層、女性、地元議員及び/あるいは国会議員、非政府組織、ならびにビジネス等のメジャーなグループに手を差し伸べるよう奨励する。

E. 協力関係と協調メカニズム

6. 条約事務局の支援を受け、締約国及びその他の政府は、必要に応じて実行契約を実施するよう奨励されている。その他重要な共同出資者については、国内の優先課題、能力やニーズを考慮に入れ、締約国の将来の国別報告書に、その活動について報告するよう奨励されている。
7. 関連都市の市長で構成されている諮問委員会は、インプットを提供し、都市及び地方自治体の観点から計画を支援する。これらの都市は、過去及び／あるいは現在、締約国会議のホストや事務局を務めることができる。2007年にはじめて設立された際は、モンリオールの大会本部の市長たちや、締約国のうちクリチバ、ボン、名古屋等、過去やその後の開催地の市長たちが含まれていた。過去及び今後、締約国会議のホストとなる市長は、諮問委員会の共同議長を務めるものとする。条約実施に重要で相補的かつ特殊な役割を認め、環境維持開発に向けた自国政府及び準国家（nrg4SD: National and Regional Governments for Sustainable Development）等、締約国や共同出資者と緊密な協議を行い、類似のメカニズムを準国家に設定することができる。
8. 行動計画の導入については、2008年に、IUCN 国際自然保護会議（IUCN World Conservation Congress）でスタートした非公式な協力機構で、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT : United Nations Human Settlements Programme）、国連環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）、及び国連教育科学文化機関（UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）等、国際自然保護連合（IUCN : International Union for Conservation of Nature）、URBIO等の学界ネットワークならびに地方自治体ネットワークである ICLEI や、その生物多様性のためのローカルアクション（LAB : Local Action for Biodiversity）事業等、国連機関や計画からなる都市と生物多様性のグローバルパートナーシップにも支援を受けており、CBD 事務局が支援している。世界的な協力とその諮問委員会は、行動計画を支援し、イベントや活動について提案することができ、生物多様性条約の関連会議や会合の合間に集合することがある。締約国、オブザーバー、あるいは特別な招待客はいつでも参加できるものとし、結果については、CBD 事務局が締約国会議で締約国に渡す報告書に掲載するものとする。
9. 締約国は、準国家や地方自治体を支援し、地域の中核的センターや団体及び国連機関の地域オフィスを通して事業や計画を推進し、さらに活動を地域レベル、国際的レベルに調整することができる。協議及び協調関係には、必要に応じ、出資者、地域経済委員会、地域開発銀行、民間部門の代表、非政府組織、及び原住民や地域コミュニティ等、その他関連及び関心のある出資者が含まれている。当該地域メカニズムが存在しない場合、また必要に応じて、締約国と、都市及び生物多様性に関する都市と生物多様性のグローバルパートナーシップは、その達成に向け協力することができる。
10. 行動計画については、国内及び地域の優先事項の変化や、締約国の今後の決定に対応するため、柔軟な実施戦略を維持しなければならない。

F. 監視及び報告

11. 行動計画の達成度を推し量るため、締約国は、生物多様性条約に対する国別報告書やその他の報告書（綿密な見直しや課題に基づく検討等）に、生物多様性に向けた地域活動に関し、関連する地域組織とともに、異なるレベルの政府間の協力に関する情報を記載しなければならない。締約国はこの目標に向け、都市の生物多様性に関するシンガポール指標等の自己監視ツールの使用を奨励することができる。
12. 2012年第11回締約国会議で、また、今後の会議でも、生物多様性条約の事務局長は、現行の行動計画の実施に関する報告をし、関連締約国、参加団体、及び国連機関からの出資を求める。

G. 資金

13. 現行の計画は、締約国やパートナーにこれ以上の財政負担をさせないようデザインされている。しかし、国内の優先事項や作業に従い、また、相応の実行能力かつ地方レベルの義務を認め、締約国は、この行動計画導入のために、地方レベルで、とくに生物多様性志向の財政手段を確認することができる。イニシアティブには、とりわけ次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 生物多様性条約の3つの目的の実行について地方自治体を支援するため、民間部門、非政府団体、開発銀行、多数国及び二国間協力機関、及びその他の支援者との革新的な協力関係をデザインし支援すること。
 - (b) 準国家や地方自治体ならびにその組織網に、気候変動、生態系サービスへの報酬、及び森林の劣化・減少による温室効果ガス排出の削減等（REDD+: reduce emissions from deforestation and forest degradation）積極的な努力等、他の場所で論じられ計画されている革新的な経済的メカニズムに従事させ関与させること。
 - (c) 革新的税配分モデルや、地方レベルにおける条約の3つの目的達成に対する財政的奨励等、環境財政改革で得られるチャンスを探ること。
 - (d) 生物多様性に関する地域活動に地方自治体を従事させるため、国内の予算配分を割り当て、現行の配分について再度優先順位を決めること。
 - (e) 行動計画を導入する取組を援助するため、事業レベルで GEF を手配すること。

【参照】

22—1 決定IX/28の第3項、4項、5項及び6項

決定IX/28「都市及び地方自治体の参画促進」、第3項、4項、5項は以下の通りである。

IX/28の第3項

締約国は国内法に適う形で、国家戦略・行動計画における都市や地方自治体の役割を認識し、都市や地方自治体が、国の戦略・行動計画の実施を支援する施策への取組を容易にし、そして国の生物多様性国家戦略・行動計画に沿った形での、地方の生物多様性戦略・行動計画の策定を支援するように奨励すること。

IX/28の第4項

都市や地方自治体のインフラ開発を含めたプロジェクトに関わる締約国やその他の政府、地域あるいは国際的な開発業者、銀行に対し、こうしたプロジェクトにおいて生物多様性に配慮することや、それに関連して、その実行及び維持に責を追う地方の職員を対象とした、生物多様性に関する特殊能力の開発やそのプログラムの機械を検討するよう要請すること。

IX/28の第5項

生物多様性条約の3つの目的と2010年目標の達成を支援する原住民及び地域共同体の実践や活動、イノベーションを都市や地方自治体が奨励し、促進することについて、締約国、その他政府及び国際開発機関が支援し補助するよう要請すること。

IX/28の第6項

締約国は、以下に関して、都市や地方自治体に必要に応じて関与するよう要請すること。

- (a) 条約の3つの目的やその目標等の達成に貢献するという観点から条約の下で開発された関連ツールやガイドラインの適用

(b) 生物多様性条約の目標に貢献する責務や活動を国政府に知らせることを含めた、生物多様性の状態や傾向に関する情報の編集

22-2 シンガポール指標

COP9 でシンガポール政府が発表し、導入が採択された都市生物多様性指標 (City Biodiversity Index)を指す。都市の生物多様性についての自己評価指標で、1. 都市内の在来生物の多様性、2. 都市内の生物多様性による生態系サービス、3. 都市における生物多様性の統治と管理という3つの要素と25の指標から構成されている。2009年2月に初の専門家ワークショップが開催され、指標の枠組が検討され、使いやすくするための技術専門委員会が設定された。2010年7月に開催された第2専門家ワークショップでさらに改善され、都市生物多様性指標のユーザーマニュアル改定版が作られている。オンラインで関連文書等が入手できるようになっている。(決定本文の注釈にURLアドレス付記)

シンガポール指標の概要

要素	指標
1. 都市の在来の生物多様性	(1) 自然・半自然地域の割合 (2) 自然・半自然地域の生態系の多様性 (3) 自然・半自然地域の平均パッチサイズ (10) 保護地域の割合
	(4) 市街地における鳥類の種数
	(5-9) 在来種の種数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 植物の種数 ・ 鳥類の種数 ・ 蝶類の種数 ・ その他の2分類の種数 (11) 侵略的外来種と在来種の比率
2. 生態系サービス	(12) 市の水供給予算に対する浄水費用の割合 (13) 炭素貯留量 (樹木の本数) (14-16) レクリエーション・教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園・保護区への1人当り訪問回数 ・ 公園・保護区の1人当り面積 ・ 教育目的での16歳未満の子どもの公園・保護区の訪問回数
3. 生物多様性の統治と管理	(17) 生物多様性プロジェクトの予算割合 (18) 生物多様性プロジェクト、プログラムの年間件数 (19) 規則・規制・政策 — 生物多様性地域戦略 (20-21) 組織能力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門機関の数 ・ 部局間協力の数
	(22-23) 参加とパートナーシップ <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議プロセスの存在 ・ パートナーシップの存在 (24-25) 教育と啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校カリキュラムへの生物多様性の組み込み ・ アウトリーチプログラムや啓発イベントの回数

X/23. 生物多様性と開発における南南協力のための多年度行動計画

締約国会議は

開発途上の締約国に、南北協調により補完され援助を受けている生物多様性に関して南南協力をし、また、生物多様性問題を地域的及び準地域的協定や関連活動に組み入れるよう奨励し、地域、准地域、国内、及び地方レベルで生物多様性問題に取り組むため、締約国が必要に応じ、締約国間で多数の出資者と協調的パートナーシップを確立するよう奨励している決定 IX/25 を想起し、

2010年の目標が未達成なことや、2011年から2020年までの戦略計画の実施の難しさを考慮し、南南三者協力による生物多様性条約の実施強化の必要に迫られていることを認め、

生物多様性と開発における南南協力のための多年度行動計画の準備における、G-77+中国が果たした進展を、2008年6月にコートジボワールのヤムスクロでの開発途上国間の経済協力に関する国際調査及び調整委員会（IFCC-XII: Intergovernmental Follow-up and Coordination Committee on Economic Cooperation among Developing Countries）第12回セッションで開始された南部向け開発プラットフォーム（Development Platform for the South）を補完するものとして承認し、

生物多様性と開発における南南協力のための多年度行動計画を発展させた、2009年10月29日にモントリオールで開催された生物多様性の開発に関する第1回南南協力運営委員会、及び2010年10月29日から30日にナイロビで開催された生物多様性と開発における南南協力に向けた第2回諮問専門家会議の報告書を想起し、

2010年10月17日、第10回締約国会議の合間に、G-77+中国により開催された生物多様性と開発における南南協力フォーラム（the South-South Cooperation Forum on Biodiversity for Development）の進言を想起し、

1. 2010年10月17日に開催された南南協力フォーラム(UNEP/CBD/COP/10/18/Add1/Rev1)で、2011年から2020年までの戦略計画の実施について、G-77+中国の大きな貢献を認めたとおり、生物多様性と開発における南南協力のための多年度行動計画を歓迎する。
2. とりわけ、生物多様性技術イニシアティブ及び「生物多様性の貧困撲滅と開発への統合」に向けた能力開発の枠組（Biodiversity Technology Initiative and a Framework for Capacity-Building for the “Integration of Biodiversity into Poverty Eradication and Development”）との相乗効果を考慮に入れ、第11回生物多様性条約締約国会議で検討するため、条約実施に関する作業部会に対して、第4回作業部会でこの計画を審査し、さらに開発するよう求める。
3. 締約国及びその他の政府に対して、国内の確固たる優先事項、能力、及びニーズを背景とし、さらに多数の協力的パートナーシップを確立して多年度行動計画の開発にいっそう貢献するよう奨励する。
4. 地域団体やその事務局、国際組織、国連部会、その他の生物多様性及びリオ条約連絡窓口、出資者、原住民組織、非政府組織、及び中核的センターに対して、自国政府及びG-77+中国与協調し、多年度行動計画のさらなる発展に貢献するよう求める。
5. 地域団体、国連及び開発機関、非政府組織、及びその他の出資者に対して、開発途上国、特に、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国ならびに市場経済移行過程諸国のニーズを考慮し、第11回締約国会議で検討するため、多年度行動計画の取り纏めを支援するよう求める。
6. 今後の国別報告書に、南南協力をどのように実施あるいは支援したか、情報を記載するよう締約国に対して要請する。
7. 地球環境ファシリティー（GEF : Global Environment Facility）に対して、2011年から2020年までの戦略計画の実施に向け、任意の拠出金に基づいた生物多様性の南南協力信託基金設置について考慮するよう要請する。

/...

8. 締約国、その他の組織、及び国連機関に対して、経験や優良事例を交換するため、今後、締約国会議の合間に、G-77+ 中国と協力して、生物多様性開発の南南協力フォーラム定例会議の組織を支援するよう要請する。
9. 第11回締約国会議で、南南三者協力の手順及び計画採用の可能性に向けたロードマップをさらに検討するため、2011年初頭の専門家会議をホストするという大韓民国の生物資源国立研究所 (National Institute of Biological Resources) からの提案を歓迎する。

X/24 資金メカニズムに対するガイダンスの検討

締約国会議は

第1回から第9回までの締約国会議が採用した資金メカニズムに関する決定と決定の要素を想起し、

条約の実施に関する第3回作業部会（Ad Hoc Open-ended Working Group on Review of Implementation）の勧告 3/10【参照 24-1】を考慮し、

1. 作業計画の優先順位等、現行の決定の附属書に記載されている資金メカニズムに対するガイダンスの統合リストを採択する。
2. 資金メカニズムに関連し、かつ資金メカニズムに関連した条項のみに限って、以前の決定及び決定内容を廃止することに同意する。
3. 事務局長に対して、この廃止した決定及び決定内容の全文を、廃止した旨を表示の上、事務局ウェブサイト上に保管するよう要請する。
4. 愛知目標ならびに関連指標を含む 2011 年から 2020 年までの戦略計画を考慮に入れ、資金メカニズムに対するガイダンスは、一定の増資期間、融資対象を定義した統合されたプログラムの優先順位リストならびに成果型の枠組で構成されるものであることを決定する。
5. 地域社会を含めた締約国及び関連ステークホルダーに対して、愛知目標及び関連指標を含む 2011 年から 2020 年までの戦略計画を考慮に入れ、情報及び作業計画の優先順位のさらなる策定に関する指標を、2011 年 11 月 30 日までに提供するよう求め、事務局長に対して、条約の検討に関する第4回作業部会までに、考慮するためにその情報をまとめるよう要請する。
6. 愛知目標及び関連指標を含む、2011 年から 2020 年までの戦略計画を考慮し、2010 年から 2014 年までの期間、生物多様性の地球環境ファシリティ（GEF: Global Environment Facility）資金を利用することに関し、条約の実施に関する第4回作業部会に対して、プログラムの優先順位に関する4カ年成果重視の枠組の実施について検討するよう要請する。
7. 2014 年7月から2018年6月までの期間、GEF 資金を利用することに関連付けて、GEF 信託基金（Global Environment Facility Trust Fund）の第6次増資中に検討できるように、愛知目標及び関連指標を含む、2011 年から 2020 年までの戦略計画ならびに検討結果を考慮に入れ、第11回締約国会議で作業計画の優先順位に関する4カ年成果重視型の枠組を締約国が採用することを決定する。

附 属 書

条約の資金メカニズムに対する総合ガイダンス

A. 指針と戦略

財源は、適格基準を満たし当該締約国が承認して推進する事業に配分しなければならない。事業は、条約実施にあたり可能な限り準地域、地域及び国際レベルで連携を深めるべく寄与するものとする。事業は、地方及び地域の専門知識の活用を推進するものとする。生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用は、環境維持開発を達成する重要な要素のひとつであり、貧困撲滅に貢献するものである。

B. プログラムの優先順位

1. 締約国会議がその旨要請した場合、科学技術助言補助機関（SBSTTA: Subsidiary Body on

Scientific, Technical and Technological Advice) は、その提案の財政的影響を考慮すべきであるが、その勧告には、財政機構に対するガイダンスを含む財政問題に関する締約国会議向けの助言のみを含む。

2. 資金メカニズムに対するガイダンスは、特に開発途上国や市場経済移行過程諸国に対して、
(a) わかりやすく、(b) 参加でき、かつ (c) 他の決定について十分考慮できる形で、分野横断的な問題や能力開発に対し援助を提供する優先的な問題を特定し、唯一の決定に組み入れるものとする。
3. 2010 年から 2014 年の期間、生物多様性の GEF の資金を利用することについてのプログラムの優先順位に関する 4 カ年成果重視の枠組は、決定 IX/31 B の附属書【参照 24-2】に記載されている。
4. GEF は、自国が推進する活動や計画のための資金について、後発開発途上国や小島嶼開発途上国、市場経済移行過程諸国等の特殊なニーズを鑑み、国内の優先事項や目標及び、下記のプログラムの優先順位に従って、開発途上国の経済的及び社会的開発ならびに貧困撲滅が最優先で最重要事項であることを認識し、締約国からの関連決定をすべて十分に考慮した上で、提供することとする。

4.1 生物多様性計画立案

- (a) 生物多様性国家戦略と行動計画 (NBSAP: implementation of national biodiversity strategies and action plans) の準備及び／または、実施を促進するための人材育成や組織開発及び／または、その強化を含めた能力開発
- (b) NBSAP の詳細、策定、見直し、改定及び更新
- (c) 開発途上国や市場経済移行過程諸国の国家計画や戦略において特定された優先的活動
- (d) 貧困関連等社会的側面を取り入れた、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を目的とした事業
- (e) 生物多様性やミレニアム開発目標 (MDG) 関連問題を、より直接的に環境影響評価や戦略的環境評価に組み込み、持続可能な開発ならびに貧困削減戦略や計画に向けた国家戦略による国家レベルを含め、その他の類似ツールに統合する等、関連開発機関や部門における環境政策の改善を含め、生物多様性条約の目標達成に沿った方法で、妥協することなく開発活動を遂行するための能力開発

4.2 特定及びモニタリング (第 7 条)

- (a) 野生や家畜等生物多様性の構成要素、特に脅威に晒されているものの特定、及びモニタリング、ならびにその保護と持続可能な利用についての対策の実施
- (b) 生物多様性のモニタリングプログラム及び持続可能な指標開発のための能力開発
- (c) 効果的な生物多様性指標の策定及び実施
- (d) ミレニアム生態系評価 (Millennium Ecosystem Assessment) に関する概念的枠組、及び方法論を利用した、国家及びその他の地域アセスメントの実施

4.3 地球規模分類学イニシアティブ

- (a) 地球規模分類学イニシアティブに向けた国家及び地域の分類法の能力開発活動
- (b) 条約の目標達成において、分類法のニーズに対応する事業構成要素

4.4 保全及び保護地域 (第 8 条 (A)-(F))

- (a) 地域社会の保護地域
- (b) 国及び地域の保護地域
- (c) 保護地域に関する作業計画で自国が促進する早期実施活動

- (d) 多様な手法及び手段による長期にわたる保護地域への持続可能な資金対応
- (e) システム全体の需要に対応し、総合的、模範的、かつ効果的に管理された保護地域システムに向けた、保護地域ポートフォリオの充実化
- (f) 気候変動に取り組む際に保護地域が果たす役割を実証する事業
- (g) 世界植物保全戦略を実施するための能力開発活動
- (h) 固有種の保護及び／または、持続可能な利用を促進する事業

4.5 侵略的外来種 (第8条(h))

- (a) 国家、準地域、地域レベルでの、侵略的外来種の拡散や定着リスクを最小限に抑えるための能力開発
- (b) 国家および地域レベルでの、侵略的外来種戦略と行動計画の策定および実施を支援する事業で、特に地理的にまた進化上孤立した生態系に関連した戦略や行動
- (c) その権限に従った、侵略的外来種の脅威に対応する改善、維持、緊急措置及び管理対策

4.6 伝統的知識 (第8条(j)及び関連条項)

- (a) 伝統的知識の保護のための戦略やシステムを策定する、原住民及び地域社会の能力強化
- (b) 国家や準国家レベルでの、伝統的知識を保護するためのメカニズムを確立し保持する国民の能力の強化
- (c) 生物多様性の保全や持続可能な利用に関する伝統的知識を保持する国家行動計画の策定
- (d) 第8条(j) (伝統的知識) 及び関連規定の作業計画で特定された優先度の高い活動の実施
- (e) 生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用において、地元住民及び原住民の参加を奨励する事業

4.7 持続可能な利用 (第10条)

- (a) 生物多様性の利用が持続可能であることを保証するための、国家レベルにおける、アジスアベバ原則およびガイドライン (Addis Ababa Principles and Guidelines) の実施

4.8 奨励措置 (第11条)

- (a) 必要に応じ、関連生態系の生物多様性評価や奨励措置を構想し実施するために必要な能力開発、さらに合法的及び政治的な枠組等、奨励措置の実施に関する構想とアプローチ
- (b) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に対し、社会的、経済的及び法的奨励措置の策定ならびに実施を促進する奨励措置を組み入れた事業
- (c) 奨励措置行動計画の実施を支援する事業
- (d) 経済的インセンティブの分野および、開発途上国が、地域共同体が機会費用を負担する状況に取り組み、また、機会費用を補償できる方法や手段を特定をすることを支援する措置を含む、革新的対策

4.9 研究及び訓練 (第12条)

- (a) 事業の目標に関連し、国内の優先事項と一致する場合、現在の生物多様性の喪失や種の絶滅の脅威を回避する研究を含め、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献する標的研究に対応する事業構成要素

4.10 公衆の普及啓発 (第13条)

- (a) コミュニケーション、教育、普及啓発 (CEPA) に関する世界的イニシアティブで優先

されているような、国家及び地域レベルの、生物多様性の CEPA の能力開発

- (b) その指令に従った、CEPA 戦略、プログラムおよび活動の実施
- (c) 特定された生物多様性および活動計画を支援する、国家および地域レベルにおける優先度の高い CEPA 活動の実施
- (d) 生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要性ならびにその保全に必要な措置についての理解を促進する事業の構成要素

4.11 遺伝資源の取得の機会 (第15条)

- (a) 遺伝資源の利用とその利益配分、国内の組織能力及び人材能力の長所短所の評価ならびに利害関係者間の合意形成に関する現行の立法上、行政上及び政策上の対策の評価
- (b) 能力開発とは以下の通り
 - (i) 科学、技術、ビジネス、法的及び、経営的スキルと能力を含め、遺伝資源利用に関する立法上、行政上及び政策上の対策とガイダンスを首尾よく策定し、実施するための能力開発
 - (ii) 遺伝資源の利用及び利益配分の経済性評価に関する能力開発を含む、遺伝資源利用策に関する能力開発
 - (iii) 提供者が認可段階で利益配分調整を十分理解し、積極的に参加できるようにする技術移転に関する能力開発
- (c) 遺伝資源へのアクセスおよびその利用から生ずる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン (Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefit Arising out of their Utilization) の実施を支援して、利用および利益配分に関する能力開発行動計画 (Action Plan on Capacity-building for Access and Benefit-sharing) 実施を支援する事業
- (d) モニタリング、評価及び奨励措置等、国家、準地域及び地域レベルにおける利用及び利益配分メカニズムの策定
- (e) 生物多様性事業の範囲における、地域や原住民社会による起業家の開発に向けた支援、遺伝資源の持続可能な利用を促進する事業の財政的な持続可能性の円滑化、及び適切な対象を絞った研究構成要素等、その他の特定の利益配分イニシアティブ

4.12 技術の取得の機会及び移転 (第16条)

- (a) 条約第 16 条から 20 条【参照 24-3】の趣意に沿い、開発途上締約国や市場経済移行過程諸国が特定したニーズや優先順位に基づいた、特に次のような技術移転及び技術上または科学上の協力について研究計画の実施
 - (i) 立法上、行政上及び政策上の能力を開発する
 - (ii) 関連特許技術の取得を促進する
 - (iii) 関連技術の普及に対する、その他の奨励金及び褒賞を与える
 - (iv) 関連技術へのアクセスと利用に関して、原住民と地域社会ならびに関連ステークホルダーすべての能力を開発し、力をつける
 - (v) 奨学金や国際交流事業等によるものを含め、移転契約及び国際法の趣意に沿った技術開発、適応、普及ならびに重要な技術のさらなる開発のための国立研究所の機能を改善する
 - (vi) 南南協力 (South-South cooperation) 及び新技術の南南共同開発 (South-South joint development) を促進するよう意図したイニシアティブを含め、技術移転及び協力ならびに科学上及び技術上の協力、さらに市場経済移行過程諸国の間の当該協力を支援するため、地域または国際的イニシアティブの策定及び実行を援助する

- (b) 条約の実施に向けた技術的ニーズについて自国の評価準備
- (c) 技術取得の向上や技術移転ならびに改革を通じ、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた、現在進行中の国家事業
- (d) 必要に応じて、能力開発の提供、とりわけ (i) 保全及び持続可能な利用に向けた技術、(ii) 技術の取得や移転ならびに改革に関連する統治や規制の枠組み
- (e) 共同開発に向けた技術取得、技術移転及び協力促進事業

4.13 技術上及び科学上の協力とクリアリングハウスメカニズム (第18条)

- (a) 開発途上国や市場経済移行過程諸国が、インターネットなどの現代通信技術の恩恵を十分受けられるようにするための情報技術や通信技術の訓練やウェブコンテンツ管理等、クリアリングハウスメカニズム(CHM)のための能力開発
- (b) とりわけデータや情報の収集、整理、保持、および更新に関する訓練、技術ならびにプロセス等、生物多様性の情報システムを確立し、強化すること
- (c) 国家 CHM の確立及び更新ならびに条約の CHM への参加
- (d) 科学技術上の協力を受けるための活動

4.14 その権限の範囲内でのバイオセーフティ

- (a) 国家、地域及び準地域の現状調査では、次のことができるようにする。(i) バイオセーフティに汎用性のある手段は不適切であるという事実を踏まえ、適格国のそれぞれのニーズに合わせた将来の援助をより適切に立案し個別に対応すること、(ii) 明確かつ現実的な目的の確認 (iii) 国内のバイオセーフティの枠組を実施するために、十分経験を積んだ技術的専門知識の確認及び用意、(iv) 相乗効果や持続性を確保するため、関連する国内省庁及び当局すべての援助、所有及び参加を促す効果的な協調関係の開発。
- (b) 国家、地域及び地域間の能力開発の研修及び準備作業の組織化等、能力開発活動の実施。技術的能力、財政的能力及び大学院教育、バイオセーフティ関連研究室及び関連設備を含む人的能力の開発。バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書【参照 24-4】の効果的な実施 (Effective Implementation of the Cartagena Protocol on Biosafety) に向けた、能力開発のための改定版行動計画の実施
- (c) 国内のバイオセーフティの枠組の策定及び実施。地域及び準地域レベルにおける国内のバイオセーフティの枠組の調整及び協調
- (d) バイオセーフティクリアリングハウスによる、啓発、国民の関与及び情報交換
- (e) 当該情報の中央ポータルへの登録を可能とするため、締約国が国連の公式言語で、情報報告用の共通フォーマットに、当該情報の概要 (特に記録を分類するためのキーワード) を提供することができるようにする必要を考慮するための、能力開発を含むバイオセーフティ・クリアリングハウスへの国家の持続可能な参加
- (f) 研究施設及び地域規制の設立や科学者の訓練等、リスク評価及びリスク管理ならびに遺伝子組み換え生物を識別するための検査技術の開発において、持続可能な人材能力を開発、統合及び強化する。リスク評価、リスク管理、遺伝子組み換え生物の監視及び検出における技術移転及び共同開発
- (g) 議定書に基づいた国別報告書の準備につながる情報収集協議作業の促進

4.15 生態系の研究方法

- (a) 単一種の保全プログラム等の研究方法の適用が必要となる、異なる国家需要や優先事項に偏見を持つことなく、生態系の研究方法を利用した事業

4.16 森林の生物多様性

- (a) 国家、地域および準地域レベルにおける森林生物多様性の作業計画の実施および森林種、その他の森林生物多様性の重要な構成要素および脅威にさらされている生態系に焦点を絞った分類研究や目録作成を含む、森林破壊を食い止め対処すること、森林の生物多様性の基本的評価およびモニタリングおよびに貢献する活動を含めるためのCHMの利用に向けた事業と能力開発活動
- (b) 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び均衡の取れた遺伝資源利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配を考慮した、原生自然林の長期保全、持続可能な利用および利益配分を確保することの重要性を強調し、特定された国内優先事項ならびに広範な作業計画の実施を支援する地域および国際的行動に焦点を合わせた事業

4.17 農業の生物多様性

- (a) 授粉媒介者の保全及び持続可能な利用のための国際的イニシアティブに向けた行動計画（Plan of Action for the International Initiative for the Conservation and Sustainable Use of Pollinators）【参照 24-5】の実施を支援する事業
- (b) 農業の生物多様性研究についての作業計画を実施する事業

4.18 内陸水の生物多様性

- (a) 内陸水の生物多様性総合評価及び作業計画の実施、ならびに内陸水の生物多様性の傾向をモニタリングし、情報収集して水辺域住人の間で普及させるための能力開発プログラム等、締約国が、自国の分野別及び分野横断的な内陸水生態系の生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた計画を策定し実施する手助けをする事業
- (b) 内陸水生態系の生物多様性に関する作業計画の実施を支援する事業

4.19 海洋と沿岸の生物多様性

- (a) 海洋と沿岸の生物多様性に関する詳細な作業計画を実施する事業
- (b) サンゴ礁の劣化、死滅及びその後の回復のための対策を実施する迅速な対応能力の開発を含む、サンゴ白化及びサンゴ礁の物理的劣化、ならびに破壊に関連する死滅の影響への対応能力の強化を目標とした、国内で推進する活動
- (c) 脅威に晒されている海洋と沿岸の生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する事業

4.20 島嶼の生物多様性

- (a) 島嶼の生物多様性に関する作業計画を実施する事業

4.21 乾燥地及び半湿潤地

- (a) 乾燥地および半湿潤地の生物多様性に関する研究について、条約の作業計画を実施する事業
- (b) 乾燥地域及び半湿潤地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進する事業

4.22 山岳の生物多様性

- (a) 山岳地帯の生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進する事業

4.23 気候変動と生物多様性

- (a) CBD、国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）及び国連砂漠化対処条約（UNCCD：United Nations Convention to Combat Desertification）の下で関与し、特に生態系の研究方法を適用することにより、環境問題への取組効果を高めることを目的とした能力開発
- (b) 森林、湿地及び海洋環境等、あらゆる生態系を保全し、持続可能な管理をし、貧困撲滅にも貢献する相乗効果志向型のプログラム策定

- (c) 実験的プロジェクトを含む、気候変動の影響を考慮した生態系の保全、荒廃地の回復および海洋環境ならびに全般的な生態系の完全性に関連したプロジェクトを目的とした、および含む、国が促進する活動

4.24 国別報告書

- (a) 時宜にかなった、簡単で迅速な資金取得を念頭に置いた、開発途上締約国や市場経済移行過程諸国が準備作成する国別報告書

C. 適格基準

1. 締約国である開発途上国に限り、条約の発効と同時に資金を受ける資格を備えている。条約の条項に従い、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用の目標を達成しようとする事業は、組織体制からの資金援助の受給資格を備えている。
2. GEF は、生物多様性に関連する事業のために、市場経済移行過程諸国に対し資金源を継続して提供する。
3. 開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国ならびに市場経済移行過程諸国はすべて、これらの国々のうち起源の出所であり遺伝的多様性の出所である国々を含めて、生物多様性に関するバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国である国は、GEF による資金の受給資格を備えている。
4. 開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国ならびに市場経済移行過程諸国はすべて、さらにこれらの国々のうち起源の出所であり遺伝的多様性の出所である国々を含め、条約締約国であり、さらに、議定書締約国となる明確な政治的約束をしている国は、国内のバイオセーフティ枠組の策定および自国のバイオセーフティ・クリアリングハウスの設立ならびに非締約国が締約国となることを可能にするために必要なその他の組織能力に対する、GEF による資金の受給資格も備えているものとする。

D. GEF 評議会 (GEF Council to the Conference) から締約国への報告

1. GEF 評議会から締約国会議に対する報告書は、必要に応じて更新し、締約国定例会議の 3 ヶ月前に入手できるようにし、締約国会議規則の 28 と 54 に従って、事務局長は、国連公用語 6 カ国語版全てが入手できるようにする。
2. 増分費用の融資およびレバレッジされた協調融資に対するファシリティーからの拠出を含めた、条約の目標を達成するための GEF の総拠出額に関し、GEF は結果に基づく報告を改善すべきである。

E. 資金メカニズムの有効性についての見直し

1. 資金メカニズムの有効性に関する見直しを、締約国会議と同時期に 4 年ごとに行うものとする。
2. 資金メカニズムの有効性をさらに向上させるため、GEF は下記の活動を実施する。

2.1 事業計画手順

- (a) 事業計画準備をより簡単、透明かつ自国主導にすることを視野に入れ、その事業計画サイクルをさらに合理化する
- (b) GEF が資金提供する事業について、支払を含め、承認及び実施手続きをさらに簡素化し、迅速に処理する
- (c) 締約国会議のガイダンスを、簡易かつ時宜にかなった方法により完全に順守する政策または手法を策定する
- (d) 締約国のガイダンスに従い、生物多様性条約のテーマ別研究の長期計画に対応するた

め、その柔軟性を高める

- (e) 事業情報へのアクセスをよりしやすくし、締約国会議のガイダンスに照らしてより良く追跡できるようにするため、データセットやウェブ上のデータツールなどによるものを含めて、事業情報システムを改善する
- (f) 締約国会議の決定を実施するにあたり、国家事業及び地域事業間の適切なバランスについて、締約国、特に小島嶼開発途上国への利益を考慮する

2.2 協調融資

- (a) 条約の実施に関連するプロジェクトのための協調融資およびその他の融資形態の結集
- (b) 成功することが立証されている革新的な経済メカニズムのイニシアティブ普及を支援し、複製及び拡大を促進する

2.3 増分費用

- (a) より柔軟で実用的かつ透明な方法で、増分費用の原則を適用する

2.4 機関のコンプライアンスと協力

- (a) GEF が資金援助する自国主導の活動を支援するにあたり、実施機関が政策、戦略、計画の優先順位及び締約国会議の適格基準を完全に順守していることを確認するよう努める
- (b) GEF の作業システム及び供給システムの改善並びに重複や並行処理の回避を視野に入れ、実施機関の間の協力や協調の効率、効果及び透明性を向上するよう努力をする

2.5 当事国の主体的関わり

- (a) GEF の資金援助活動に参加国がより関与することで、当事国の主体的関わりを促す
- (b) 地域及び原住民が有する専門知識の利用を奨励し、条約の目標の範囲内で、国内優先事項及び地域の需要に対し柔軟に便宜を図る
- (c) GEF が援助する事業を通して、また中心となる地域および国の研究会を通して、条約、関連する環境協定および GEF に関する、国家フォーカルポイント間での、国レベルの協力を奨励する

2.6 モニタリング及び評価

- (a) 条約の資金メカニズムに影響する、GEF が引き受ける関連検討作業において、事務局長と協議する
- (b) 締約国会議が策定した政策、戦略、プログラムの優先順位及び適格性基準へのコンプライアンス評価を、そのモニタリング及び評価活動に含める
- (c) 生物多様性及び締約国会議が提供するガイダンスに関連する、適度に要約された評価結果及び完全な評価報告書を、締約国会議に説明し、発信する
- (d) GEF 評価事務局の全ての関連評価について、結論及び推奨は定例の調査報告に含める

2.7 スモールグラントプログラム

- (a) GEF のスモールグラントプログラムを、他の開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国に対し継続して拡大する

2.8 ジェンダー

- (a) 生命多様性及び生態系サービスの資金供与に、ジェンダー、原住民及び地域社会の観点を含める

2.9 持続可能性

- (a) 生物多様性に関する資金援助を受けた事業の持続可能性について、体験や教訓を交換するよう奨励する

F. GEF 信託基金の増資

開発途上締約国と、条約第 20 条第 2 項に従い開発途上締約国に任意の義務を負う他の締約国の更新済みのリストは、決定 VIII/18 の附属書【参照 24-6】に含む。

G. 事務局間の協力

1. SBSTTA 及び GEF の科学技術諮問機関の代表は、それぞれ SBSTTA 及び科学技術諮問機関の会合にお互いに参加しなければならない。
2. 事務局長は GEF と協力し、生物多様性に向けた資金援助における体験や優れた慣行を交換するよう奨励しなければならない。
3. 事務局長、GEF 最高責任者及び GEF 評価事務局長は、事務局間の協力を継続して強化しなければならない。

【参照】

24-1 条約の実施のための第 3 回作業部会 (WGRI : Ad Hoc Open-ended Working Group on Review of Implementation) の勧告 3/10

2010 年 5 月にナイロビ (ケニア) で開催された第 3 回作業部会において、第 10 回締約国会議についての検討議題のうち、「資金メカニズムのガイダンスの検討」についての勧告。資金メカニズムに対する統合リストを検討し、第 10 回締約国会議では、作業計画の優先順位等を含む資金メカニズムに対するガイダンスの統括リストを採択すること、また、第 1 回から第 9 回締約国会議までに採択された資金メカニズムに関連し、資金メカニズムに関連する条項のみに限るとした以前の決定や決定の要素を、廃止することに合意する、などを勧告している。

24-2 決定 IX/31 B の附属書

COP9 の決定 IX/31「資金源及び資金メカニズム並びに資金メカニズムへのガイダンス」の B 項「資金メカニズムの第 5 次増資へのインプット」の付属書「2010 年から 2014 年の期間における、生物多様性の GEF 資金の利用に関連するプログラムの優先事項に関する 4 カ年の枠組」では、プログラムの 6 つの優先分野を以下の通り定めている。

優先分野 1：持続可能な保護地域システムなどを通じた生物多様性の保全の促進

- 成果 1.1 資金格差は、総支出を満たすために収益の多様化した流れと増収を確保することによって、保護地域の管理目標を達成するために低減される。
- 成果 1.2 世界的に海洋生態系の適用され、国の保護地域システムが増加する。
- 成果 1.3 国の保護地域システムの一部として、陸域生態系分野で、十分に表示されていない生態系の範囲は改善される。
- 成果 1.4 陸域と海洋保護区の管理が改善される。
- 成果 1.5 気候変動に適応する生物多様性の構成要素の回復力は維持され、強化する。
- 成果 1.6 絶滅危惧種の保全状態が改善される。

優先分野 2：生物多様性の持続可能な利用の促進

- 成果 2.1 生息地の変化や土地利用の変化と劣化、持続不可能な水使用量からくる生物多様性への圧力が軽減される。
- 成果 2.2 森林生態系や半湿潤乾燥地および山の生態系と島々、特に開発途上国の小さな島を含めて、陸域生態系の生物多様性の持続可能な利用が強化される。
- 成果 2.3 内陸の水生態系や海洋及び沿岸生態系、特にアメリカの開発した島を含む、水生生態系の生物多様性の持続可能な利用は、強化される。

優先分野 3：様々な国の国家的及び各部門の政策、開発戦略、作業計画への生物多様性の主流化

- 成果 3.1 環境区域以外の区域を支配する政策と規制枠組みは、条約の 3 つの目的を達成するための措置を採用する。
- 成果 3.2 持続的に管理されている資源から派生した地方の付加価値の高い生態系の商品と同様に、生態系サービスのために市場が生成される。
- 成果 3.3 技術的に厳密な生物多様性の基準は、農業、漁業、林業で生産された製品の認証システム、および他の区域において主流化される。
- 成果 3.4 生物の多様性に係る持続可能な利用や貿易、消費を推進する。
- 成果 3.5 社会的、経済的、法的奨励措置は、条約の 3 つの目標を支持する。
- 成果 3.6 農業生物多様性は、農業制度や慣行で促進され、食料と農業に重要な遺伝資源は保存され、持続可能な利用がされ、利益が衡平に配分される。
- 成果 3.7 森林と水生生物多様性は、農林漁業制度や慣行で促進され、人間の福利にとって重要な遺伝資源は、保存され、持続可能な利用がされ、利益が衡平に配分されている。

優先分野 4：条約の実施とカルタヘナ議定書のための国家能力の向上

- 成果 4.1 国の生物多様性の計画は、生物多様性国家戦略と行動計画の更新と精緻化を含めて、拡張される。
- 成果 4.2 国の生物多様性行動計画は、戦略とプログラム開発に主流化される。
- 成果 4.3 プログラムの優先順位の手段は、科学、技術、イノベーション、清算、社内機構、通信、教育、啓発などを通じて強化される。
- 成果 4.4 分類学を通じて特に、生物多様性のすべての構成要素における国の知識の発展が改善される。
- 成果 4.5 バイオセーフティに関する条約及びカルタヘナ議定書の下での義務を報告する国の法令順守を推進する。
- 成果 4.6 伝統的な知識、技術革新や慣行の保護が改善され、条約の 3 つの目的の達成に、ローカルおよび先住民コミュニティの関与が強化される。
- 成果 4.7 技術へのアクセスと移転は、発展途上国や他の締約国との間だけでなく、先進国から途上国へ容易に促進される。
- 成果 4.8 国の生物学的安全性の枠組みはバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に沿って適切に確立される。

優先分野 5：条約の 3 つの目的と、遺伝資源への取得の機会に関する利益配分における国際的枠組の実施の促進

- 成果 5.1 遺伝資源へのアクセスを容易にするための対策は、国内法に基づいて、生物多様性条約の規定との関連と調和して推進される。
- 成果 5.2 生物多様性条約の規定との調和して関連付けられている伝統的な知識と国内法に基づいて、遺伝資源の商業およびその他の利用から生じる利益の公正か

つ衡平な配分を促進する対策は、相互に合意する条件において推進される。
成果 5.3 締約国会議の関連する決定に基づいてアクセスと利益配分に関する国家システムの開発と導入を推進する。

優先分野 6：生物多様性の保護措置

成果 6.1 外来種の生物多様性への脅威が制御される。

成果 6.2 操作可能な国のバイオセーフティの体制は、人間の健康との環境の保護に貢献するためにバイオテクノロジーの安全な使用に寄与する。

24-3 条約第 16 条から 20 条

第 16 条 技術の取得の機会及び移転

第 17 条 情報の交換

第 18 条 科学上及び技術上の協力

第 19 条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

第 20 条 資金

24-4 バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書

正式には「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」といい、2000年に採択された。遺伝子組換え生物等（LMO: Living Modified Organism）の利用等による生物多様性の保全等への影響を防止するため、特に国境を越える移動に焦点をあわせた国際的な枠組。LMOの輸出入（人間用の医薬品を除く）に当たり、主に次のように定めている。

- (1) 栽培用種子など環境中に意図的に放出されるものについては、事前に輸入国に通報し、輸入国の合意が必要
- (2) 食用・飼料用・加工用の穀物等については、そのLMOの国内利用について最終的な決定を行った締約国はバイオセーフティに関する情報交換センター（BCH）を通じてその決定を他の締約国に通報し、輸入国は自国の国内規制の枠組みに従い輸入について決定できること、など。

日本は2003年6月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）を制定している。

24-5 授粉媒介者の保全及び持続可能な利用のための国際的イニシアティブに向けた行動計画（Plan of Action for the International Initiative for the Conservation and Sustainable Use of Pollinators）

20,000種以上の花粉を媒介するハチをはじめ、多数の昆虫や脊椎動物などの授粉媒介者の世界的な衰退の問題に対処するため、COP5で「授粉媒介者の保全及び持続可能な利用のための国際的イニシアティブ」の確立が採択された。行動計画はCOP6の決定VI/5で採択され、VI/5の付属書に詳細が記されている。国際イニシアティブの4つの目的と行動計画の要素は以下の通りである。

（目的）

1. 授粉媒介者の減少、その原因及び受粉サービスにおける影響を監視すること
2. 授粉媒介者の分類学的情報の欠如に取り組むこと
3. 授粉の経済的価値及び授粉サービスの減少の経済的影響のアセスメントを行うこと
4. 農業生態系及び関連生態系における授粉媒介者の多様性の保全、回復及び持続可能な利用を促進すること

（行動計画の要素）

1. 評価：世界の授粉媒介者の多様性とその衰退の根本的原因の現状と動向について、包括的な分析を提供するために行う。
2. 適応性のある管理：授粉媒介者によって提供される商品やサービスの知識・理解・認知度の普及により、農業の正の影響を促進し、負の影響を緩和する為の管理の実行、技術、方針を確認する。
3. 能力開発：原住民及び地域社会、その組織やその他の利害関係者が、授粉の多様性の利点を向上させるように管理する、また、責任ある行動と意識を促進するように農家の能力を強化する。
4. 主流化：主流化と分野横断的な分野の計画とプログラムの統合を促進するために、国家計画や授粉媒介者の多様性の保全と持続可能な利用のための戦略の開発を支援する。

24-6 決定 VIII/18 の附属書

COP8 の決定 VIII/18 「資金メカニズムのガイダンス」の付属書は、以下の通りである。

付 属 書

生物多様性に関する条約の義務を負う先進締約国およびその他の先進国

更新一覧 (2006 年)

オーストラリア	オーストリア
ベルギー	カナダ
チェコ共和国	デンマーク
フィンランド	フランス
ドイツ	ギリシャ
アイスランド	アイルランド
イタリア	日本
ルクセンブルク	モナコ
オランダ	ニュージーランド
ノルウェー	ポルトガル
スロベニア	スペイン
スウェーデン	スイス
グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国	

X/25 資金メカニズムに対する追加的ガイダンス

締約国会議は

1. 資金源の条項について、条約第20条（資金）及び第21条第1項（資金供与の制度）に従い、決定X/24にまとめられた締約国の先の決定に基づいて、地球環境ファシリティー（GEF: Global Environment Facility）に、以下の追加的ガイダンスを規定することを決定する。この点に関しGEFは、経済的及び社会的環境、ならびに貧困撲滅が発展途上国の最優先事項であることを認識し、資金メカニズム及び締約国の他の関連決定に統合されたガイダンスを十分考慮し、発展途上締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び最も環境変化の影響を受けやすい国、ならびに市場経済移行過程諸国に、国内優先事項や目標及び、GEFの権能を踏まえた自国主導の活動や計画に向けた資金源を提供しなければならない。

生物多様性の国内戦略及び行動計画

2. 生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）並びに関連する権限付与に関する活動を更新するため、GEF に対して、十分かつ時宜にかなった資金援助を与えるよう要請する。さらに、GEF 及びその実施機関に対して、資金の迅速な支払を確保するため手順を整えるよう要請する。
3. 決定 IX/31 に提案されている、「2010 年から 2014 年までの期間における生物多様性の GEF 資金源の利用に関連したプログラムの優先順位に関する 4 か年間枠組」を想起し、GEF-5 生物多様性の焦点地域戦略（GEF-5 Biodiversity Focal Area Strategy）の 5 つの目標が、「権限付与に関する活動により、生物多様性条約の義務を国内計画作業に組み入れる」ことであることに留意し、適格な締約国が 2011 年から 2020 年までの戦略計画の趣旨に沿い、NBSAP の改定を迅速な方法で支援するよう、GEF に対して要請する。
4. 締約国、特に先進締約国に対して、2011 年から 2020 年までの戦略計画を完全に実施できるよう、十分かつ予測でき、時宜にかなった資金援助を適格な締約国に与えることを強く要請するとともに、他の政府及び国際金融機関、GEF、地域開発銀行及びその他の多国間金融機関にも同様に求める。発展途上締約国がその誓約を効果的に実施できる程度は、資金源や技術移転に関連する本条約に基づく誓約を先進締約国がいかに効果的に実施するかによって決まることを再度表明する。

生物多様性の統合

5. 本条約第 20 条に従い、先進締約国、その他の政府や出資者、及び資金メカニズムに対して、生物多様性を貧困撲滅及び開発プロセスに統合する取り組みをさらに策定するため、資金援助及び技術援助を適格な締約国に与えるよう要請する。

各国の資源動員戦略

6. 各国の資源動員戦略を含む可能性のある NBSAP を更新するため、GEF に対して、時宜にかなった、かつ十分な資金援助を与えるよう要請する。

世界分類学イニシアティブ (GTI: Global Taxonomy Initiative)

7. 条約の関連条項や作業計画の実施にはいずれも分類学的能力が必須であり、DNA バーコーディング及び関連情報技術等、新技術の利用を含め、生物多様性の一覧を作成しモニタリングするための分類学的能力が、世界の多くの地域で不十分であることをさらに認識し、GTI の提案に対し資金援助を継続するよう GEF に対して要請し、締約国、その他の政府及び他の国際組織並びに出資組織に対して求める。

測定器及びモニタリング

8. NBSAP の更新という背景において、GEF に対して、国家目標及びモニタリングの枠組の策定における、適格な締約国の能力ニーズに応えるため、支援を要請する。

世界植物保全戦略 (Global Strategy for Plant Conservation)

9. 締約国、その他政府、及び出資組織に対して、十分かつ時宜にかなった持続可能な援助を、特に適格な締約国が行う世界植物保全戦略の実施において与えるよう求めるとともに、資金メカニズムに対して、自国が主導する諸活動において世界植物保全戦略の強化を考慮するよう求める。

保護地域

10. 決定 IX/18 の第 1 項【参照 25-1】を想起し、締約国、特に先進締約国に対して、保護地域に関する作業計画を完全に実施できるよう、十分かつ予測でき、時宜にかなった資金援助を適格な締約国に与えるようさらに強く要請するとともに、GEF、地域開発銀行、その他の多国間金融機関をはじめとする、その他の政府及び国際金融機関にも同様に求める。
11. GEF 及びその実施機関に対し、迅速かつ相応の資金交付を円滑に行うとともに、適切で焦点の合った、十分かつ調和の取れた事業介入を行うため、保護地域に関する作業計画のための国家行動計画に向けた諸事業を調整することを強く要請する。

第 8 条(j) (伝統的知識) 及び関連条項

12. 必要に応じ、その権限及び義務を踏まえて、GEF、国際資金提供機関及び開発機関ならびに関連非政府組織に対して、原住民及び地域社会、特に女性の自覚を促し、能力を開発し、さらに倫理規定の要素について理解を深めるための援助を考慮するよう求める。

取得の機会及び利益配分

13. GEF に対して、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書 (Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization) の早期批准を支援するために締約国へ資金援助を与えるよう求める。

技術移転及び協力

14. 決定 VIII/12 の序文で強調されているように、NBSAP 内の優先順位に基づく各国の優先的ニーズに取り組み、かつ、技術ニーズ評価を優先順位と結びつけるため、この問題への非特定かつ世界的なアプローチを回避しつつ、技術移転ならびに技術科学上の協力に特定のアプローチを策定することの重要性を想起し、GEF をはじめとする資金提供機関に対し、当該技術ニーズ評価に資金援助するよう求める。

クリアリングハウスメカニズム (CHM)

15. 事務局長及び GEF に対して、2011 年から 2020 年までの戦略計画の実施を支援する重要な構成要素として、CHM のための資金利用を円滑にするため協力することを要請する。

生物多様性に関する南南協力 (South-South cooperation)

16. GEF に対して、任意拠出金に基づき、2011 年から 2020 年までの戦略計画の実施に向け、CHM が生物多様性の南南協力信託基金 (South-South biodiversity cooperation trust fund) を設

立することを考慮するよう求める。

国別報告書

17. 第 5 回以降の国別報告書作成に向け、GEF に対して十分かつ時宜にかなった資金援助をするよう要請し、さらに GEF 及びその実施機関に対して資金の迅速な支払を確保する手順を整えるよう要請する。

海洋と沿岸の生物多様性

18. GEF 及びその他の出資者並びに出資機関に対して、必要に応じて、決定 X/29 の実施に向け、特に決定 X/29 の第 38 項の要請に関し、適格国に対する能力開発支援の延長を考慮するよう求める。
19. 決定 IX/20 第 18 項の通り、GEF 及びその他の出資者ならびに出資機関に対して、必要に応じて生態学的または生物学的に重要かつ／又は被害を受けやすい、保護を必要とする海洋地域を特定するため、また、これらの地域に適切な保護対策を策定するため、決定 X/29 第 36 項及び 37 項の範囲において適格国に対する能力開発支援を延長するよう求める。

生物多様性に関するカルタヘナ議定書 (Cartagena Protocol on Biosafety)

20. GEF に以下について強く求める。
 - (a) 生物多様性に関する資金メカニズムに対し、これまでのガイダンスの全ての実施を継続する。
 - (b) 議定書の実施に関する第 2 回国別報告書に基づいて、資源配分のための透明なシステム (STAR: System for Transparent Allocation of Resources) の範囲内で、GEF-6 に向けた増資作業との関連で、各国のバイオセーフティのための特定割当量を規定し、議定書の実施を支援するよう考慮する。
 - (c) 生物多様性に関するカルタヘナ議定書に基づく第 2 回国別報告書の作成を促すため、時宜にかなった方法で、適格な締約国が資金源を入手できることを可能にする。
 - (d) 生物多様性のクリアリングハウスに効果的に参加するための能力開発に向けた支援を、適格な議定書締約国全てに拡大するとともに、第 6 回議定書締約国会議で検討するための報告書を提出する。
 - (e) バイオセーフティ関連の要素を、GEF の出資による自国能力の自己評価 (NCSA: national capacity self-assessments) ならびにその他能力評価イニシアティブの条件に含めることを確実に行う。
 - (f) GEF の出資による活動では、第 18 条第 2 項 (a) (技術上及び科学上の協力) 及び関連決定の認定要件を考慮に入れることを確実に行う。
 - (g) GEF の出資による活動では、遺伝子組み換え生物の安全な移動、取扱及び利用における普及啓発、教育及び参加に関する作業計画を考慮に入れることを確実に行う。
 - (h) 適格な締約国が資金を円滑に利用できるようにするとともに、必要に応じてそれら資金に迅速にアクセスできるようモニタリングする。

生物多様性及び気候変動

21. 締約国会議において生物多様性及び気候変動に下された決定について GEF の実施機関に手際よく知らせる方法や手段に関し、特にリオ条約間の連携強化に関するものについて、決定に従って締約国が尽力することを促進するために、GEF に対して、事務局長と協議するよう求める。

22. 以下について、資金源が利用可能であることを前提に、事務局長に要請する。
- (a) GEF と協力し、測定する指標を特定し、生物多様性、気候変動及び砂漠化／土地劣化に対する社会的、文化的及び経済的利益の達成に関する報告を測定し促進するための指標の特定
 - (b) GEF 及びその実施機関と協力し、GEF 実施機関内で実施される事業や環境保護政策の環境的及び分野横断的な影響の可能性を分析するために、とりわけ 既存の枠組に基づいた生物多様性における適応行動ならびに気候変動緩和の悪影響を評価し減少させるツールの開発

【参照】

25—1 IX/18 Bの第1項

COP9の決定IX/18「保護地域」のB項「緊急問題として、作業プログラムの実施のため、適切でタイムリーな資金資源の異なるメカニズムを通して動員するためのオプション」、その第1項は以下の通りである。

1. 締約国、特に先進締約国、そして他の政府と国際金融機関の地球環境ファシリティー(GEF)、地域開発銀行、その他の多国間金融機関に対し、保護地域作業計画の全面的な実施を可能にするために、十分かつ順当で時宜を得た財政的支援を、途上国（特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国）及び市場経済移行過程諸国に対して行うよう強く要請する。

X/26 資金メカニズム：地球環境ファシリティ（Global Environment Facility） 信託基金の第6次増資期間における条約実施に必要な資金額の評価

締約国会議は

1. 当決定の付属書に記載されている通り、地球環境ファシリティ（GEF: Global Environment Facility）信託基金の第6次増資期間に関する条約に基づき、締約国が提供するガイダンスに従い、その誓約を果たし、開発途上国及び市場経済移行過程諸国を支援するために必要な資金額の全評価に対する条件を採択する。
2. 事務局長に対して、条約の実施に関する第4回作業部会（Ad Hoc Open-ended Working Group on Review of Implementation of the Convention）並びにその後の第11回締約国会議の検討日に合わせ、条件を踏まえた評価を行うよう要請する。
3. 締約国に対して、2011年から2020年までの戦略計画に応える形で、改定された生物多様性国家戦略と行動計画（NBSAP）の一部として国別資源動員戦略の策定を迅速に行うよう求めるとともに、開発途上締約国及び市場経済移行過程締約国のために、特に2014年7月から2018年6月までの間、資金メカニズムに基づいて資金援助の資格があると考えられる、国内で優先される資金のニーズ等、関連する国内資金援助の優先順位を特定するよう求める。
4. 事務局長に対して、地域及び準地域の協議を促進するため、地域及び準地域別協議に関連し、資金援助ニーズの評価について考慮に入れるよう要請する。
5. 第11回締約国会議で決定したとおり、資金額のアセスメントをGEFに移転することを決定する。それは、締約国が提供するガイダンスに従い、GEFの第6次増資期間にわたり条約に基づいて誓約を果たす上で、開発途上国及び市場経済移行過程諸国を支援するために必要だからである。さらにそれはGEFの検討事項として、ファシリティによって、増資期間中に、締約国会議による以前のアセスメントにどのように対応していたかを示すことができるように、締約国への定例報告で報告される。

付 属 書

GEF 信託基金の第6次増資期間における条約実施に必要な資金額のフルアセスメントに関する条件

目 的

1. 現行の条件に基づいて行われる研究の目的は、締約国が提供するガイダンスに従い、GEFの第6次増資期間にわたり条約に基づいて締約国がその誓約を果たし、開発途上国及び市場経済移行過程諸国を支援するために必要な資金額のアセスメントができるようにし、さらに、第21条第1項（資金供与の制度）及び決定 III/8【参照 26-1】に従って必要な資金額を決定できるようにすることである。

適用範囲

2. 本条約の実施のための資金ニーズのアセスメントは一貫性を持つものであるとともに、主として、種々の手段に必要な、増加分も含む合意された全コストを満たすことが要求される資金について、その全体的ニーズを評価するよう向けられたものでなければならない。上述の種々の手段とは、開発途上締約国及び市場経済移行過程諸国が、締約国の提供するガイダンスに従い、2014年7月から2018年6月までの間、本条約に基づいてその義務を果たすために実施するものでなければならない。

方 法

3. 必要な資金の評価は以下を考慮に入れるものとする。

- (a) 条約第 20 条第 2 項（増加費用）及び第 21 条第 1 項及び 2011 年から 2020 年までの戦略計画
- (b) 将来の資金源を求めた、締約国からの資金メカニズムに対するガイダンス
- (c) 条約及び締約国が採用した関連決定に基づくすべての義務
- (d) 条約第 26 条（報告）に従って提出された国別報告書で、締約国へ伝えられた情報
- (e) 事業資金の受給資格を決定する GEF 審議会が承認した規定及びガイドライン
- (f) 条約第 6 条（保全及び持続可能な利用のための一般的な措置）に従って策定された国内戦略、計画または構想
- (g) GEF に対し提出された受給資格のある計画及び事業数、資金援助の承認数及び資源不足により却下された数に関し、GEF から締約国に伝えられた情報
- (h) 事業実施に関連した者が得た経験、気候変動枠組条約（UNFCCC :United Nations Framework Convention on Climate Change）、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書及びストックホルム条約（Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer and the Stockholm Convention）に基づいたニーズ評価報告書の作成に責任を負う者
- (i) GEF が資金援助した事業の制約と成功、並びにファシリテーターとその実施及び実行機関の履行を含む、これまでの経験
- (j) 他の GEF 資金援助条約（GEF-funded Conventions）との相乗効果

実施手順

4. 事務局長は、締約国の権限及び支援に基づき、上記目標と方法に従い、2014 年 7 月から 2018 年 6 月までの期間に、条約実施のために必要で需給可能な資金援助のフルアセスメントに関する報告書を作成するため、開発途上国から 2 人、先進国から 2 人及び国際非政府団体から 1 人による、5 人の専門家チームと契約を結ぶものとする。
5. 評価報告の作成にあたり、専門家チームは、必要に応じ、以下を含む面接、調査、定量及び定性分析並びに協議等を行うものとする。
 - (a) 条約第 6 条に従って締約国が作成した、国別資源動員戦略を含む、NBSAP で特定されたニーズの編集及び分析
 - (b) 条約に基づいてその義務を履行するにあたり、資金援助のニーズを特定するため、条約第 26 条に従って締約国が提出した報告書の検討
 - (c) 締約国からの資金メカニズムに対する、ガイダンスの資金的影響の見積り
 - (d) 各増資期間の資金メカニズムによる資金援助供給におけるこれまでの経験
 - (e) 2011 年から 2020 年までの戦略計画の国内実施から生じる、2014 年 7 月から 2018 年 6 月までの期間の追加的資金援助の需要
 - (f) 開発途上国または市場経済移行過程諸国が、条約に基づいてその義務を履行するための資金援助のニーズに関し、提供したあらゆる補足情報の編集及び分析
6. GEF 及び事務局長は、取組やデータの正確さ及び整合性を確認するため、専門家チームの評価報告書草案の検討を行うものとする。
7. 事務局長は、第 4 回 WGRI の 1 ヶ月前に、専門家チームの評価報告書がすべての締約国に確実に配布されるよう努力する。
8. 条約実施検討のための第 4 回公開特別作業部会（WGRI : Ad Hoc Open-ended Working Group on Review of Implementation of the Convention）は、専門家チームの評価報告を考慮して、第 11 回締約国会議で検討するための推薦書を作成する。
9. 第 11 回締約国会議で、GEF 信託基金の第 6 次増資期間に向け、条約実施に必要となる資金援助額の評価に関して決定を下し、それに応じて GEF にその結果を報告する。

協議作業

10. 評価報告を作成するにあたり、専門家チームは、関連当事者及び機関並びにその他役立つと思われる関連情報源すべてと幅広く協議する。
11. 専門家チームは、2014年7月から2018年6月までの期間の資金援助のニーズに関する質問表を考案し、それをすべての締約国並びに GEF 事務局、評価事務局及び機関に回覧する。
12. 面接及び協議は、締約国の主要グループ、条約事務局並びに GEF の事務局員、評価事務局及び機関を含む、少なくとも関連する主要ステークホルダーが参加して編成されるものとする。
13. 専門家チームは、研修期間中に条約事務局及び GEF が開催する地域及び準地域別ワークショップを利用し、可能な限り地域及び準地域別の協議を引き受けるよう努力する。
14. GEF 審議会が承認したとおり、増資分費用のコンセプト並びに GEF の既存規制やガイドラインの適用において、条約に貢献する他の国際基金から収集した情報や、締約国が提供した情報を考慮し、条約実施に必要かつ入手可能な資金援助を評価する手法は、透明で信頼するに足り、かつ反復可能であり、第 20 条第 2 項に従って論拠する明確な増資分費用を示すものとする。
15. 専門家チームは、条約の実施のための第 4 回作業部会で、その評価報告書の検討中に持ち上がる可能性のある追加的懸案事項に対応する。

【参照】

26-1 決定 III/8

COP3 の決定 III/8 は「生物多様性に関する条約の締約国会議と地球環境ファシリテーターとの間の了解事項の覚書」の採択で、付属書に覚書が添付されている。

覚書の内容は、CBD 条約第 21 条に基づき、「1.目的」では締約国会議と地球環境ファシリテーター(GEF)の関係の準備をするための覚書とする等、「2.締約国会議からのガイダンス事項」では GEF が資金提供する際は、締約国会議が決めた事項に沿うこと等、「3.情報提供」では報告書の書き方等、「4.モニタリングや評価」では資金調達承認や責任等について等、「5.資金提供条件の決定」ではその評価方法について等、計 10 の項目から構成される。

締約国会議は

1. 本決定に付属する、資金メカニズム第4次有効性レビューの条件を承認することを決定し、
2. 事務局長に対して、条件に従い、検討の実施を確認するよう要請し、
3. 第11回締約国会議で、条約の資金メカニズムの有効性を向上させるため、必要に応じ、一層の行動を考慮することについても決定する。

附 属 書

資金メカニズム第4次有効性の検討の条件

目 的

1. 第21条第3項（資金供与の制度の検討）に従い、締約国は必要に応じ、メカニズムの有効性を向上させる適切な行動をとることを視野に入れ、第21条第2項（資金供与の制度の取り決め）で触れている評価基準及びガイドライン等、メカニズムの有効性を検討する。この目的のための有効性には以下のものが含まれる。
 - (a) 締約国のガイダンスにより、資金メカニズムを機能させている組織構造として、地球環境ファシリティー（GEF: Global Environment Facility）の活動の適合性
 - (b) 資金援助の予測可能性、妥当性及び時宜にかなったフローに対する必要性を考慮し、開発途上締約国及び市場経済移行過程締約国が、当条約の義務を履行する措置の実施に要する合意された全ての増加費用を賄い、その供給から恩恵を受けることができるようにするための新規かつ追加的な資金源を提供し結集するにあたっての、経済メカニズムの有効性
 - (c) 資金源の提供及び交付ならびに締約国会議のガイダンスに従って、適切にその資金源で賄われている活動の監督、監視及び評価を行う資金メカニズムの効率性
 - (d) 締約国会議が提供するガイダンスを考慮に入れ、条約の実施とその3つの目的の達成において GEF が資金援助する活動の効率性と有用性
 - (e) 締約国会議が GEF に示すガイダンスの有用性と妥当性
 - (f) その他リオ条約との一貫性

方 法

2. 検討には、特に2007年7月から2010年6月までの期間中、資金メカニズムとして機能する組織構造の行動すべてが含まれる。
3. 検討に際して特に以下の情報源を利用する。
 - (a) 資金メカニズムに関し、開発途上締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び環境的に最も被害を受けやすい国々並びに市場経済移行過程諸国、さらに先進国が提供する情報
 - (b) 締約国会議へ向けた GEF の報告書並びに GEF ネットワーク組織によるアセスメントを含め GEF が作成した報告書
 - (c) 第4回 GEF の統合行動報告（the Fourth Overall Performance Study of the Global

Environment Facility) を含め、資金メカニズムの枠組内で GEF 生物多様性の行動に関連した GEF 評価事務局の報告書

- (d) 他の関連ステークホルダーが提供した情報

基準

4. 資金メカニズムの効果は、特に以下を考慮に入れて評価する。
 - (a) 決定 X/24 の附属書に統合されているとおり、締約国のガイダンスに応え、資金メカニズムが行った活動。
 - (b) 当条約の義務を履行する措置の実施にあたり、合意された全ての増加費用を賄うための、時宜にかなった十分かつ予測可能な資金援助を受ける開発途上締約国の数、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び環境的に最も被害を受けやすい国々並びに市場経済移行過程諸国。
 - (c) 実施機関及び実行機関による GEF 資金源供給の履行や状況に関して、開発途上締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び環境的に最も被害を受けやすい国々、並びに市場経済移行過程諸国の観点。
 - (d) 条約の目標達成に向け、資金メカニズムが提供した資金の量、性質及び出所。

実施手順

5. 事務局長は、上記の目的、方法及び基準に従い、締約国の権限に基づいて、またその支援により、経験豊かな独立した評価者と検討に関する請負契約を締結する。
6. 評価者は、現行の条件に採択された基準を用いて質問表を考案し、実施可能となり次第、締約国及びその他の出資者に送付し、さらに受け取った情報を編集し統合する。
7. 評価者は、資金源が利用可能であることを前提に、検討の準備のために、必要に応じて机上の当該研究、面接、現場確認及び GEF 評価事務局との協力に着手する。
8. 評価者は、評価期間中、条約事務局が開催する地域及び準地域別研修を利用し、地域及び準地域別の締約国との協議を引き受ける。
9. 評価者の統合報告草案及び推薦書は、GEF が検討、意見するために入手できるようにする。当該意見は、報告書に含め、情報源によって識別するものとする。
10. 独立した評価者の統合報告書及び推薦書に基づき、事務局長は GEF と協議し、必要に応じ、第 11 回締約国会議で検討するため、メカニズムの効果を向上する活動に向けた特別な示唆を含む経済メカニズム第 4 次検討に関する決定書草案を作成する。
11. 事務局長は、第 11 回締約国会議の少なくとも 3 ヶ月前に、関連文書を全て締約国に提出する。

X/28. 内陸水の生物多様性

締約国会議は

1. 内陸水生態系における変化要因からの圧力の急激な増加や、全体にわたり継続かつ加速する、これら生態系や関連する重要な生態系サービスの生物多様性における損失率は、すでに重大な経済的、社会的及び環境的費用をもたらしており、このような費用が急激に増加するという予測に対して懸念を銘記する。これらサービスには、給水及び水文学的極限の緩和が含まれる。
2. 直接的な水利用及び土地利用の変化により、主要な人為的变化が、地球の水循環において地球規模、地域及び地方規模で進行していること、地表水、地下水ともに、その水源の持続可能性の限界に既に到達しているか、あるいは多くの地域でそれを越えていること、水への需要は今後、高まるばかりであること、こういった傾向は、気候変動の影響で地域によってはより顕著になっていくこと、また、生物多様性及び生態系サービスについての水関連の緊張が急激に高まってきていることに対して懸念を表明する。
3. 人間社会が、内陸水生態系からの多様なサービスに依存していること、また、生物多様性がこれら生態系サービスを支えていることを強調する。
4. 水は、地球天然資源の基本的な問題であり、さまざまなミレニアム開発目標（MDG: Millennium Development Goals）と生物多様性との間をつなぐ重要な天然資源であると広くみなされていることを銘記する。

作業計画の実施

5. 湿地に関するラムサール条約締約国（Parties to the Ramsar Convention on Wetlands）の国別報告書が内陸水の生物多様性と変化動因の状態と傾向に関する重要な情報を提供していることの継続的な価値に対し感謝の意を銘記し、条約事務局及び湿地に関するラムサール条約の科学技術評価委員会（STRP : Secretariat and Scientific and Technical Review Panel）による、内陸水生態系の生物多様性に関する作業計画実施の綿密な検討に対するインプットに対し感謝の意を表す。
6. 内陸水生態系の生物多様性に関する作業計画は、関連活動の実施に向けた優良な枠組みであり続けているが、土地利用や水利用政策と活動の間にさらなる一貫性を持たせることや、水利用及び川岸地帯や生息地の管理を含む水問題を条約の他の作業計画によりうまく組み入れ、さらに、内陸水生態系サービスと健康、貧困撲滅、持続可能な開発及び気候変動との関係についての認識を改善することで、実施を著しく強化する必要があると結論を下す。
7. 内陸水生態系は、特に侵略的外来種の被害を受けやすいという証拠を憂慮し、締約国及びその他の政府に対して、内陸水生態系に関する作業計画の実施の際には、侵略的外来種に関する作業に注意を向けるよう強く要請する。
8. 締約国及びその他の政府に対して、国家及び地域行動計画と戦略的環境アセスメントを策定し実施すること、並びに、持続不可能な利用を阻止するための既存の法的措置を強化し、さらに、内陸水生物多様性の保全と持続可能な利用を促進し、とりわけ、漁業への影響を含め、内陸水の過剰採取と崩壊に取り組むことを強く要請する。
9. 決定 IX/19 第 3 項【参照 28-1】を想起し、条約第 5 条(協力)に沿った、内陸水路及び水体の管理のために、関連する国際的協力体制をさらに強化し続ける必要があることを締約国及びその他の政府に対して警告する。
10. 関連する最終目標及び 2011 年から 2020 年までの戦略計画の愛知目標を考慮し、締約国、その他の政府及び関連組織に対して、内陸水生態系の生物多様性に関する作業計画実施の努力を強化するよう強く要請し、さらに、締約国、その他の政府及び関連組織に対して、持続可能な開発と、貧困撲滅及びミレニアム開発目標を達成するために、作業計画への貢献に特に

重点を置きつつ、組織的な協力を含め、研究計画を実施する能力を強化するよう奨励する。
とりわけ以下により、

- (a) 生物多様性及び生態系サービスへの悪影響を避けるため、内陸水生態系に関連する水及び他の資源を用いている、すべての部門間で調整や協力を強化すること
 - (b) 生物多様性への考慮を、統合水資源管理や関連するアプローチにさらに組み込み、並びに、地表水と地下水及び沿岸水資源を調整する異なる生態系間の相互作用及び相互結合を考慮すること
 - (c) 内陸水の生物多様性のため、かつ内陸水資源の管理における国際協力により国際的に重要な湿地のラムサールリスト (Ramsar List of Wetlands of International Importance) のための湿地の一貫した総合的ネットワーク⁵⁸を河川流域内に指定することにより、とりわけ保護地域や生態系ネットワークの拡大等、保全のための取組を強化すること
 - (d) 陸生の生物多様性を保護する指定地域を含め、淡水生態系の保護地区に関する報告をするための能力を強化すること
 - (e) エネルギー生産、輸送、農業、漁業、産業、鉱業及び観光事業の、他の部門の政策決定に、また、地域開発計画に生物多様性の考慮を適宜組み込むことにより、内陸水の生物多様性の低化及び損失の要因に取り組む努力を向上させること
 - (f) 人間による直接の介入及び／または気候変動によるものを含め、生物多様性及び生態系サービスにとって有害な水流の改変を防止すること
 - (g) 地下水の持続不可能な利用を防止すること
 - (h) 低化した内陸水生態系及びそのサービスを回復、復元すること
 - (i) 必要に応じ、土地や水域の関連利用者に、とりわけ生態系サービスに対する任意の支払等のスキームにより、内陸水生態系が提供するサービスを改善するよう奨励すること
 - (j) 内陸水生態系の保全及び持続可能な利用並びに貧困撲滅への貢献に関わる政策や行動についての意思決定に、内陸水管理に関連するステークホルダーに必ず関与させること
 - (k) 内陸水生態系の管理能力の向上による経済的利益によって正当化されるように、実施に向けた能力開発のための資源配分を推進する機会を模索すること
 - (l) 気候変動の悪影響に適応し、さらに、生物多様性の低化を最小限にとどめるため、復元が必要な場所において、内陸水生態系と陸域及び海洋生態系との連結性が維持されることを確保すること
11. 内陸水生態系の生物多様性の損失の要因に対処するため、締約国、その他の政府及び関連組織に対して、地域及び国家レベルでの計画や活動を支援するよう求める。
 12. 締約国及びその他の政府に対して、内陸水生態系とその価値を、部門別の開発計画や国家勘定並びに必要な応じて報告システムにおいて、十分考慮に入れるよう奨励する。
 13. 島嶼の内陸水生態系の重要性、その独自の内陸水の生物多様性、そして特に島嶼に限られた給水を持続するその役割を認識し、必要に応じ、小島嶼開発途上国に対して、作業計画の実施にますます注意を向けるよう要請する。
 14. 例えば乾燥した亜湿地帯のオアシス等、内陸水生態系の重要性を認識し、関連する締約国及びその他の関連政府に対して、内陸水生態系の生物学的多様性と、乾燥した亜湿地帯の生物学的多様性の作業計画間に、相互参照及び一貫性を確保するよう強く要請する。(特に、決定 VII/4 第 11 項【参照 28-2】による)
 15. 急激に都市化されている世界人口や都市への給水の重要性を認識し、締約国及びその他の政

⁵⁸ 当該研究計画において、生物多様性及び持続的利用に向けた効果的な保護のため、保護地域をより広い土地及び／または海景に統合する生態系の取組を網羅する、一部の国や地域で適宜使用される一般名称。

府に対して、内陸水生態系にかかる都市の圧力を緩和する対策を取り、都市当局及びその他のステークホルダーに対し強く注意を促し、支援するよう強く要請する。

- (a) 適度な水質の十分な量の給水を行うために、生態系の機能を持続させる対策を取り、特に都市区域の給水に貢献すること
 - (b) 内陸水生態系の生物多様性に関する作業計画の実施にあたり、国別の取組に貢献するものとして、その管轄下で都市及び都市周囲の湿地帯が提供する生物多様性と生態系を保全すること
16. 内陸水生態系の生物多様性に関する条約と、ラムサール条約に基づく沿岸湿地帯対象地域に関するものを含め、沿岸地域における海洋及び沿岸生態系の生物的多様性の作業計画の適用範囲、並びにその相互関連性を明確化する必要があることを銘記し、さらに本件に関し、沿岸地域の関連する内陸水の生物多様性のニーズに対応して、第 15 回科学技術助言補助機関 (SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) 会合に報告するため、資源が利用可能であることを前提に、両条約間の共同作業計画により、方法及び手段のアセスメントを引き受けるよう、事務局長に対して要請し、ラムサール条約事務局に対して求める。
 17. 締約国及びその他の政府に対して、必要に応じ、水資源配分の政策の基礎に、生態系の機能および水関連または水に依存する生態系サービスの持続的提供を支えるために、質量ともに十分な水を持続的に確保する必要性を据えるよう奨励する。
 18. 事務局長に対して、国連食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations) 及び国際水管理研究所 (International Water Management Institute) 等の関連機関との連携によって、農業用水利用及び生態系の排水による悪影響を緩和する方法について調査を継続し、さらに、現代および将来の世代のために、食糧生産用水の供給能力を高めるよう要請する。
 19. 事務局長に対して、資源が利用可能であることを前提に、ラムサール条約事務局及び STRP と協議の上、2 つの条約間の相互の情報の流れを円滑にし、特に世界の湿地の状態に関する計画報告書の内容を伝えるために、湿地の状態と傾向及び湿地における変化の要因に関連した、生物多様性条約への第 4 回国別報告書の情報を、あらゆる計画分野の観点から分析を実施し、その所見をラムサール条約の STRP 及び事務局に報告するよう要請する。
 20. 河川流域イニシアティブの実施状況を評価し、第 11 回締約国会議に先立つ SBSTTA 会合への情報として、本件について報告するよう事務局長に対してさらに要請し、ラムサール条約事務局に対して求める。
 21. 締約国及びその他の政府に対して、水循環における生物多様性の役割を考慮に入れ、内陸水生態系の生物多様性及び海洋及び沿岸生態系の生物学的多様性に関する作業計画の要素について、共同実施の必要性を考慮するよう強く要請する。

気候変動

22. 気候変動が水質や供給力に重大な影響を与えることから、とりわけ、気候変動と淡水資源との関係が第一の懸念事項であると結論付けた、気候変動に関する政府間パネル (IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change) の技術報告書である気候変動と水の調査結果を銘記する。
23. 炭素循環や水循環は、地球上の生命にとって、2 つのおそらく最も重要な巨大スケールの生物地理学プロセスであり、この 2 つの循環は幅広く関連していることを銘記する。
24. 内陸水生態系には炭素が大量に蓄積されており、泥炭地及びその他の湿地、特に地下に炭素の大量な蓄積があり、それは、決定 IX/16D【参照 28-3】及び第 2 回生物多様性及び気候変動に関する特別技術専門家グループ⁵⁹ (Ad Hoc Technical Expert Group on Biodiversity and Climate Change) の報告書に認められるように、泥炭地及びその他の湿地には、世界の熱帯

⁵⁹ UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/21.

林よりも多くの炭素が蓄積されているということを銘記する。

25. 締約国に対して以下の事項を強く要請する。
 - (a) 陸上、内陸及び沿岸生態系上に対する気候変動の影響、またそれゆえに、生態系、特に内陸水生生態系が提供する水関連サービスの、気候変動に対する生態系ベースの適応における役割の重要性を考慮する際、水循環に生じる顕著な変化を認識すること
 - (b) その気候変動緩和及び適応活動が、内陸水生生態系が提供するサービスを持続及び／または強化するニーズと機会を考慮に入れて、構築し、実施されるようにし、それにより、人類の福祉の改善に貢献することが大切であること
 - (c) 気候変動の緩和と適応活動における、炭素と水循環の相互依存性、特に、生物多様性が持続し機能している水循環、生態系の機能化を支える給水、水関連の生態系サービス及び炭素蓄積サービスへの貢献における役割を認識すること
26. 締約国及びその他の政府に対して、気候変動に対する戦略を構想する際に、湿地の適応と緩和能力を考慮に入れるよう奨励する。
27. 生物多様性、気候変動及び砂漠化の間で、水域が強い関連性を与えていることを銘記し、締約国及びその他の政府に対して、必要に応じて国レベルでこれら関連性を踏まえた上で、これら対象間の一貫性を一層強化し、生物多様性条約 (CBD: Convention on Biological Diversity) と国連砂漠化対処条約 (UNCCD: United Nations Convention to Combat Desertification) 、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change) 及びラムサール条約等、他の多国間環境合意書と調和し相乗効果を強化するよう求め、さらに、事務局長に対して、合同連絡グループ (Joint Liaison Group) 及び生物多様性連絡グループ (Biodiversity Liaison Group) の各グループ内及びグループ間の協調を深めるため、これら関連性を利用するよう要請する。
28. 湿地の劣化及び喪失を緩和することで、生物多様性に多面的利益を与えることができ、大気中の温室効果ガスの濃度を下げることができることを強調し、UNFCCC の関連団体に対して、その枠組みで湿地劣化及び喪失問題を考慮するよう求める。

科学的需要

29. 何よりも、生物多様性、地表及び内陸水生生態系の機能及びサービス提供、土地と水域の利用慣行、十分な水量と水質の持続可能な給水、貧困撲滅、持続可能な開発及びミレニアム開発目標 (MDGs) の達成について、自然科学と社会経済科学との間、並びに、特に相互に関連する対象間における、科学的政策の高度な調整と統合に対する需要を認識する。
30. これら生態系の状態や傾向を測定するにあたり、とりわけ、地球規模生物多様性概況第 3 版 (GBO3: the third edition of the Global Biodiversity Outlook) 及び 2010 年生物多様性指標パートナーシップ (the 2010 Biodiversity Indicators Partnership) 並びに FAO が着手した世界の水生植物遺伝資源の現況 (State of the World's Aquatic Genetic Resources) 等の新しいイニシアティブを含む、他のアセスメントやイニシアティブの基本的な主要データとして、内陸水種に関する強固なデータの重要性を銘記し、基本的なデータセットを作成し管理している、これらの団体、イニシアティブ及び担当者に感謝の意を表す。
31. 締約国及びその他の政府に対して、種レベルの監視を含め、内陸水生生態系の生物多様性を監視する能力の強化を支援するよう強く要請する。
32. 生物多様性と水との関係に関するガイダンスの改定版に対する必要性を認識し、生物多様性、水文学、生態系サービス及び持続可能な開発との関係性、特に以下に関するものについてのさらなる政策関連の科学的アセスメントを求める。
 - (a) 炭素と水循環との関係、それぞれの政策や管理の介入及び両方の循環を支える生物多様性の機能、ならびに、
 - (b) 気候変動により、水が誘発する生態系への追加的圧力の全てを考慮し、水域の直接的利用による地表の生物多様性に対する人為的影響、およびその逆の影響。これには特

に、土壌水分、地下水及び植物からの蒸散との間の水の流れ、並びに地方及び地域降水量の変化が含まれること

さらに、締約国及びその他の政府に対して、この作業に対し技術及び資金援助を提供するよう求める。

33. 水資源のシナリオ立案にあたり、生物多様性や生態系サービスへの配慮の必要性を認識し、資源が利用可能であることを前提に、特に第4回世界水資源開発報告書(Fourth World Water Development Report) に向けて着手したシナリオ分析を含め、本件に関し進行中の計画に貢献する努力を強化するよう事務局長に対して要請し、また、ラムサール条約の STRP に対して求める。さらに、この目的を達成するため、締約国に対して技術及び資金援助を提供するよう求める。
34. 締約国、その他の政府、国際的及び非政府組織並びにその他のパートナーによる、作業計画の実施を支援するツールの開発や利用の拡大を感謝の意と共に歓迎し、それらのさらなる開発及び広範な適用を奨励し、そしてそれらを利用するための能力開発の努力を強化する必要性を認識する。その一方で、バランスのとれた、公正、衡平かつ継続的な複数のサービスの供給を、持続可能な開発への貢献として達成するために、内陸水生生態系の変化の複数の要因の管理をより適切に調整し、優先順位の高いニーズが、社会的、経済的、制度的及び政策的分野にあることを銘記する。
35. 締約国及びその他の政府に対して、ラムサール条約に基づき利用できる既存のガイダンスおよび締約国会議の決議の妥当性がますます高まっていることに注目し、また、必要に応じて、ガイダンスと決議についての考察を続け、強化するよう求める。
36. CBD 及びラムサール条約の両方の締約国に、多様な方法の中でも特に TEMATEA ツール【参照 28—4】を用い、2つの条約について国レベルの共同実施に向けた、より相補的で包括的な対策を取るよう強く要請する。
37. 2011 年は、ラムサール条約交渉の 40 周年記念であることを銘記し、締約国、その他の政府及び関連組織が、このイベントを生物多様性条約とラムサール条約との間のさらなる努力強化の場として捉え、祝うよう奨励する。
38. 締約国及びその他の政府に対して、関連があり、妥当な場合は、水循環や淡水源における変化がすべてのテーマ別及び分野横断的な作業計画の実施に及ぼす影響について、水文学、生物多様性、生態系機能及び持続可能な開発との間の関係に特に注意を払いつつ、考慮するよう強く要請し、また、SBSTTA に対して、このような要因について考慮するよう要請する。
39. 生物多様性条約とラムサール条約との間の高い相乗効果を認識し、資金源が利用可能であることを前提に、専門作業部会を設立し、ラムサール条約の STRP の核となる関連専門知識を積み上げ、現行の決定に当該調査事項を付属させ、水循環を継続的にサポートする生物多様性の機能の維持に関し、入手できる情報を見直し、関連する重要政策声明を発表するよう、事務局長に対して要請し、また事務局とラムサール条約の STRP 並びにその他関係するパートナーに対して求める。
40. 締約国、その他政府及び関連組織に対して、専門部会の研究に関連した科学及び／または、現地の知識に基づいた情報及び事例を、事務局長に提出するよう求めるが、本作業によって、必要で適切な場合、国家レベルでの問題となっている課題への取り組みのために、緊急の活動を遅らせてはならないことにも留意する。
41. 事務局長に対して、クリアリングハウスメカニズム (CHM) その他適切な方法で、作業結果の草案を締約国及びその他の政府に広く知らせ、彼らのコメントや意見を求めるよう、また、知識の交換や作業結果の効果的な適用を促進するために、できるだけ早い機会に、締約国及びその他の政府のグループによる最終報告書を配布し、第 11 回締約国会議に先立つ SBSTTA 会合で進捗状況に関し報告するよう要請する。

生物多様性及び自然災害

42. 一部の自然災害、特に洪水や干ばつ等水関連の影響に対する脆弱性を緩和するサービスを提

供するにあたり、生物多様性及び生態系の役割を銘記し、さらに、現在の地球変動は、自然災害への脆弱性やリスクを高めると見込まれていることを銘記する。

43. 締約国及びその他の政府が健全な生態系、特に、人間社会を一部の自然災害から守ってくれている湿地の役割について認識し、こういった考慮を関連政策に組み込むよう奨励する。
44. 淡水流及び水資源が生物多様性を維持し、人類の福利に貢献できるよう、締約国及びその他の政府に対して、生態系を保全し持続的に利用し、必要に応じて生態系を復元するよう奨励する。
45. 事務局長に対して、資源に応じて、ラムサール条約及び国連国際防災戦略等、パートナーと協力して以下の事項を行うことを要請する。
 - (a) 内陸水生物多様性及び生態系、並びに防災におけるその潜在的役割に関して、ギャップ分析に取り掛かること
 - (b) 政策及び管理ガイダンス等、強化されたツール及び情報により、生物多様性条約の権限の範囲内で、必要に応じ、これらの不均衡に取り組む方法を探索すること
 - (c) 内陸水生物多様性及び生態系の防災に対する貢献度を向上させるため、締約国を支援する手段として、この目標を達成するための能力支援を強化すること

さらに、締約国及びその他の政府に対して、これを達成するため、技術及び資金援助を求める。

生物多様性、水域及び戦略計画

46. 水の供給、調節及び浄化について、以下の事項を銘記する。
 - (a) 水の供給、調節及び浄化は、生物多様性が支え、生態系が提供する非常に重要なサービスであり、持続可能な開発には必須であること
 - (b) 水の供給、調節及び浄化は、地表、内陸及び沿岸生態系の継続的機能並びにそれらに内在する生物多様性に必須であること

さらに、条約のすべての関連する利害や作業計画全体にわたって、水域に対する関心を高めるための、明確な科学的及び技術的根拠がある。
47. 水の供給、調節及び浄化、さらに水資源を今後持続させることにおける生物多様性の役割を認識することによって得られる機会を十分に活用し、それをもって、締約国、その他の政府及び関連組織に対して、条約の目的達成に貢献するものとして、生物多様性をあらゆる政府や社会の部門及びレベルへ主流化するよう強く要請する。

附 属 書

水循環及び関連する生態系サービスを支援する 生物多様性の役割に関する専門家グループの条件

1. 専門家グループは、水循環を維持する上で生物多様性が果たす役割、及び、とりわけ以下の事項を含めた、このことに関連して起こっている現在のまたは潜在的な変化に関する、事例を含む、既存の文書及びその他の関連情報を見直す。
 - (a) 極端な水文学的事象（干ばつや洪水）や年々長期間する問題も含む、水の利用性を調整する生態系の役割（森林、湿地、草地、湖及びその他関連する生物群系）
 - (b) 森林、湿地、草地、農作物及びその他の関連する生物群系等さまざまな生態系型の蒸散率

- (c) 地方及び地域水の利用性を維持する上での蒸散の貢献、生態系の機能及び関連する生態系サービス
 - (d) 土地被覆型の地下水の利用性への依存度および地下水利用の傾向が及ぼす関連した影響
 - (e) グリーンとブルー水流（分割）間の関係および両者が入れ替わる変化が起こった場合の影響
 - (f) 水域の人的利用と水循環の変化による地表生態系への、実際のまたは潜在的な影響
 - (g) 特に炭素蓄積に関連する、水循環における進行中または予測される変化の生態系サービスへの影響
 - (h) 気候変動から生じた圧力のこれら要因に対し予想される影響
2. 専門家グループは次の事項を特定する： 現在及び将来予想される変化の発生が及ぼす影響及び規模、情報格差、科学的確実性及びリスクのレベル、並びに将来の政策に関連する科学研究に対するニーズ。
 3. 専門家グループは、政策立案者のために知識集約型の単純かつ簡単に伝達できる主要メッセージを作成する。
 4. 専門家グループは、資源に応じて、関連する地理的地域及びこれらの地域内の水理学的生態ゾーン（例えば降雨量の多寡／湿度分布等）から専門知識を集めて、生物多様性、水資源利用性及び土地と水域の需要等さまざまな状況下における地域別の経験を記録していくべきである。
 5. 専門家グループの作業には、資源に応じて、直接話し合う機会を持つことを含むことができる。

【参照】

28-1 IX/19 の第 3 項

COP9 の決定 IX/19 「陸水生態系の生物多様性」の第 3 項は以下の通りである。

第 3 項 締約国会議は、陸水生態系の生物多様性に関する作業計画（programme of work on the biological diversity of inland water ecosystems）を実施するためには、水資源管理における国際協力に関する協定を改善することが重要であることを銘記し、決議 VIII/27 第 22 項を踏まえ、地域、多国間、二国間レベルで現在用いられている国際協力に関する既存文書（文書 UNEP/CBD/COP/9/INF/4 で挙げられている文書を含む）を銘記し、締約国及びその他政府に対し、生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという 2010 年目標の達成に貢献するために、条約第 5 条に則り内陸の水路及びおよび水塊を管理する上で、関連する国際的協力に関する取決を必要に応じて強化するよう強く促す。

28-2 決定 VII/4 第 11 項

COP8 の決定 VII/4 「陸水生態系の生物多様性」の第 11 項は以下の通りである。

第 11 項 農地、森林、乾燥地及び半湿潤地並びに山地における内陸水生態系のプレゼンス並びに内陸水、河口及び沿岸域間の生態的連結性を認識し、従って、締約国、その他政府及び機関に対し、本作業計画の実施に際して他の分野別課題との相互参照及び一貫性を確保するよう奨励する。

28-3 決定 IX/16D

COP9 の決定 IX/16 「生物多様性と気候変動」 D 項「泥炭地・生物多様性・気候変動に関する世界規模評価の結果の概要」の主な内容は以下の通りである。

D 項 締約国会議は、湿地、とりわけ泥炭地の生物多様性の保全及び持続可能な利用が、気候変動への対処において重要であることを認識し、「泥炭地・生物多様性・気候変動に関する世界規模評価」(global Assessment on Peatlands, Biodiversity and Climate Change) の結果が評価に値することを銘記する。

1. 地球環境センター (GEC : Global Environment Centre) に対し「泥炭地・生物多様性・気候変動に関する世界規模評価」を国連公用語に翻訳し、さらなる普及を要請する。
2. 締約国及びその他政府に対し、ラムサール条約との協力を強化し「泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン (Guidelines for Global Action on Peatlands)」及び「泥炭地・生物多様性・気候変動に関する世界規模評価」に記載されているような行動の実施にあたり、関心のある組織の参加を促進するよう奨励する。
3. ラムサール条約の科学技術検討委員会 (STRP) と事務局に対し、生物多様性が泥炭地及びその他湿地における気候変動の緩和・適応にもたらす効果についてさらに詳しく評価し、その評価報告書をウェブ上などで公開するよう要請する。
4. SBSTTA に対し、IPCC の次期報告書の計画・準備過程に関与する手法について検討するよう要請し、また、IPCC に対して、特に湿地におけるその関係について今後の技術調査を準備すること、CBD 及びラムサール条約のプロセスに参加するよう奨励する。
5. 事務局長に対し、ラムサール条約事務局との協力や、地元住民の生活を支援して貧困撲滅に貢献する奨励措置と資金調達メカニズムの可能性に関する分析を要請し、また、各国及び国際的な研究センター (CGIAR センターなど) と連携する方法を検討するようさらに要請する。
6. ラムサール条約の締約国に対し、ラムサール条約第 10 回締約国会議において、湿地、水、生物多様性、気候変動との適切な行動を検討するよう奨励する。

28-4 TEMATEA ツール

国連環境計画 (UNEP) と国際自然保護連合 (IUCN) が共同で手がけるウェブサイト TEMATEA (テマテア www.tematea.org)。様々な環境条約の下で合意された目標・行動計画が、ABS・保護地域・持続可能な利用・湿地・気候変動と生物多様性・外来種のテーマで横断的にまとめられ、無料で閲覧することができる。またテーマ毎に各種合意や条約における決定や決議に関する速報を提供している。

X/29. 海洋と沿岸の生物多様性

締約国会議は

決定 VII/5 附属書 I に記載されているとおりの、海洋と沿岸の生物多様性に関する綿密な作業計画実施の進捗状況についての検討

1. 第 3 回及び第 4 回国別報告書、任意の報告あるいはその他関連する報告等の関連情報の提出について、締約国、その他政府及び関連組織に謝意を表明する。
2. 決定 VII/5 附属書 I に記載されている国、地域及び地球レベルでの海洋と沿岸の生物多様性に関する綿密な作業計画の実施において進捗が認められること、又、事務局長や関連国連機関ならびに国際機関が実施を奨励していることを明記する一方で、この取組が海洋と沿岸の生物多様性や生態系サービスの深刻な衰退を阻止できていないことを懸念と共に銘記する。
3. 国連の下で、及び総会に対して説明責任のある形で、社会経済的要素を含む海洋環境の状態に関する地球規模の調査報告と影響評価についての定常的な検討過程 (the Regular Process for Global Reporting and Assessment of the State of the Marine Environment)、ならびに国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme)、国連教育科学文化機関 (UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)、政府間海洋学委員会 (IOC: Intergovernmental Oceanographic Commission) 及び国連法務局海事海洋法課 (UNDOALOS: United Nations Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea) の任務の確立を認識し、又支援する。
4. 国際法の趣旨に沿った、代表的ネットワーク等入手可能な最良の科学的情報に基づく海洋保護区の 2012 年目標達成に向け、進捗の遅れを懸念し、又、過去数年にわたる取り組みにもかかわらず、土地の保護地域が 15% 弱であるのに比べ、海面のわずか 1% 強が保護区と指定されているにすぎないことを懸念と共に銘記する。
5. 決定 VII/5 附属書 I に記載されている通り、海洋と沿岸の生物多様性に関する作業計画のあらゆる要素について、バランスの取れた手法の必要性を強調する。
6. 締約国に対し、国の能力と状況を考慮しつつ、国家レベルの活動を実施し、陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画 (GPA: Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-Based Activities) に関連する活動に協力するよう要請する。
7. 海洋と沿岸の生物多様性に対する気候変動の悪影響 (海面上昇、海の酸性化、サンゴ白化現象等) を懸念と共に銘記し、海洋が炭素を蓄積する最大の天然貯水のひとつであり、地球の気候変動の速度や規模に大きな影響を与えることを認識し、締約国、その他の政府及び関連組織に対して、海洋と沿岸の生物多様性の気候変動に関連した側面を、特に生物多様性国家戦略と行動計画 (NBSAP: national biodiversity strategies and action plans)、国別適応行動計画 (NAPA: national adaptation programmes of action)、海洋及び沿岸管理の国内統合計画 (national integrated marine and coastal management programmes)、生物多様性の最大適応能を確保するために保護を必要とする地域の選定を含む海洋と沿岸保護区の構想と管理 (the design and management of marine and coastal protected areas) 及びその他の海洋環境と海洋資源管理に関連する戦略を含む、関連する国家戦略、行動計画及び計画に組み入れるよう求める。
8. 気候変動への適応と緩和に対する海洋と沿岸の生物多様性の重要性を強調し、締約国、その他の政府、関連組織、原住民と地域社会に対し、生物多様性や気候変動に関する研究の綿密なレビューに基づいた決定を踏まえ、以下により、気候変動への適応と緩和の問題に対処するよう求める。(生物多様性及び気候変動に関する決定 X/33 を参照)
 - (a) サンゴ礁や河口ならびに干満のある塩性湿地、マングローブや海草等の生育地等、海洋と沿岸の生態系の役割と潜在力を強調する。
 - (b) 海洋と沿岸の生物多様性における天然炭素隔離サービスの持続可能な管理、保全及び強化を促進するため、現行の科学的政策的不均衡を特定する取組を拡大する。
 - (c) 海洋と沿岸の生態系について消滅や破壊の潜在的な動因を特定し、それに対応し、沿

岸と海洋区域の持続可能な管理を向上させる。

- (d) 代表的ネットワークを含め、入手可能な最良の科学的情報に基づき、国際法の趣旨に沿って、海洋保護区を設定する 2012 年の目標達成に向け、特に 実施の改善により、海洋と沿岸の生態系の回復力を増大する取組を奨励する。
9. 生物多様性と気候変動に関する決定 X/33 に従い、気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change）及び国連砂漠化対処条約（UNCCD: United Nations Convention on Combating Desertification）に共同活動の展開の提案を伝達する際には、海洋と気候変動の相互作用及び適応緩和戦略の代替手段を含めるよう、事務局長に要請する。
10. 世界の海洋が地上の既知の門（phyla）の大半を擁し、50 万から 1000 万の種を含み、特に深海において海洋性の新種が継続的に発見されていることを強調し、締約国、その他の政府及び組織に対して、海洋生物のセンサス（CoML: Census of Marine Life）及び海洋生物地理情報システム（OBIS: Ocean Biogeographic Information System）等、地球規模でネットワーク化された科学的取組を更に強化し、海洋のあらゆる生命について総合的かつ利用しやすい世界的データベースを継続的に更新し、又多くの海洋分布や種を更に評価しマッピングするよう奨励し、又締約国及びその他の政府に対して、国連海洋法条約（UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea）等の国際法に従い研究活動をより発展させ、現レベルの知識が不十分又は不在である海洋社会を探索するよう奨励する。
11. カスピ海や黒海、湾岸海洋環境保護機構（ROPME: Regional Organization for the Protection of the Marine Environment）地域、バルト海、広域カリブ圏、地中海及びその他類似の海域等、特に辺国に囲まれた閉鎖性又は半閉鎖性海域において、生態学的又は生物学的に重要な海域（EBSA: ecologically or biologically significant marine areas）を特定するにあたり、又これらの地域における生物多様性の保全と持続的利用を促進するために、UNCLOS 等の国際法に従い、関連する地域イニシアティブ、組織及び協定と協力および共同作業を行うことの重要性について銘記する。
12. 移動性野生動物の保全に関する条約（Convention on Migratory Species）、北東大西洋の海洋環境保護のための条約（オスパール条約）、黒海、地中海及び（ジブラルタル海峡以西の）大西洋の接続水域の鯨類の保全に関する協定（ACCOBAMS: Agreement on the Conservation of Cetaceans in the Black Sea, Mediterranean Sea and contiguous Atlantic area）、国際捕鯨委員会（IWC: International Whaling Commission）及び国際海事機関（IMO: International Maritime Organization）等に基づき海洋と沿岸生物多様性に対する水中騒音の影響を分析する上で、地域に進歩がもたらされたことを理解し、世界的な協力を支援する上で生物多様性条約が果たす役割を認識すると共に、事務局長に対して、資金源が利用可能であることを前提に、締約国、その他の政府及び関連組織との協力において、人為的な水中騒音とその海洋と沿岸生物多様性及び生息地に対する影響に関する入手可能な情報を編集し統合すると共に、第 11 回締約国会議に先立ち、科学技術助言補助機関(SBSTTA: Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice)やその他関連組織の今後の会合でそのような情報を検討できるようにすることを要請する。
13. 作業計画が地球規模の優先順位に現在も対応しており、決定 VIII/21、VIII/22、VIII/24 及び IX/20【参照 29-1】により更に強化されているが、十分に実施されていないことを再確認し、そのため締約国に対してこれら計画要素の実施を継続するよう奨励し、実施の強化のために、該当する場合、及び国の許容量と状況に従って、以下のガイダンスを推奨する。
- (a) 決定 IX/20 の附属書 II に定義されている海洋と沿岸保護区的世界的システムの適用範囲や代表性及び他のネットワーク特性の向上を図るために、特に、国家管轄権下又は当該措置の適要のために国際レジームの管轄下にある区域において生態的に代表的であり効果的に運営される海洋と沿岸保護区を確立する際の進捗を加速するために、又、UNCLOS を含む国際法に従い、代表的ネットワーク等の入手可能な最良の科学的情報に基づき一般的に合意した 2012 年度目標を達成するために、更に努力を重ねること。
- (b) 海洋と沿岸保護区の設置及び管理が、必要に応じ、貧困根絶への直接的な寄与となることを目指していることを確認し（決定 VII/5、附属書 I、第 8 項）、保護区に関する作業計画の計画要素 2 の趣旨に従い（決定 VII/28）、原住民と地域社会の完全かつ効

果的な参加を促進するために、さらに努力を重ねること。

- (c) UNCLOS を含む国際法に従い、入手可能な最良の科学的情報に基づき、必要に応じて当決定の附属書 I に含まれた行動表示リストを考慮し、国家管轄権を超える区域における海洋生物多様性の保全及び持続的利用 (the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity beyond Areas of National Jurisdiction) (非公式公開特別作業部会) に関連した諸問題を研究するため、そして国家管轄権外の区域における海洋生物多様性の保全及び持続的利用、及び社会経済的側面 (Socioeconomic Aspects) を含む海洋環境の状態に関する地球規模の調査報告と影響評価について定常的な検討過程 (the Regular Process for Global Reporting and Assessment of the State of the Marine Environment) に向けた国際的協力と調整を促進するためのアプローチにおける作業を早めるため、国連総会、特に非公式公開特別作業部会 (Ad Hoc Open-ended Informal Working Group) と協力し、締約国と、生態学的あるいは生物学的に重要で保護を必要とする海域 (EBSA) の特定に関連する科学的及び専門的問題に管轄権を有する国際組織を支援すること。
- (d) 大気中の二酸化炭素濃度の増加の直接的結果である海洋酸性化が海洋と沿岸の生物多様性にもたらす潜在的悪影響等、海洋と沿岸の生物多様性の気候変動に関連する側面に取り組むこと。
- (e) レポート (UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/7) 【参照 29-2】 及び当決定の第 57-62 項に記された開発を留意し、決定 IX/16 【参照 29-3】 に従う場合を除いては、海域肥沃化が生じることはないことを確認すること。
- (f) 気候変動に対する人間のその他の対応が海洋と沿岸の生物多様性に及ぼす潜在的な悪影響を可能な限り回避すること。
- (g) 国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agricultural Organization) 及び地域漁業管理機関 (RFMO: regional fisheries management organizations) を含む、関連の地域・国際組織と共同し、必要に応じて、UNCLOS を含む国際法に従い、海洋漁業資源の持続可能な利用レベルを達成するため、生態系アプローチを実施し、違法、無報告及び無規制 (IUU) の漁業を根絶し、漁業慣行の悪影響を最小限にとどめ、混獲を持続的に管理し緩和し、廃棄を減らすことを通じて 2011 年から 2020 年までの戦略計画の目標 6 【参照 29-4】 の成果を達成するにあたり、種や広範な生態系に対する漁業の影響を管理することによって、漁業の持続性を確認するために、更に努力を重ね、それにより、海洋と沿岸水域の良好な環境状態に貢献すること。
- (h) 船舶、生物・非生物資源の採取、バイオテクノロジー、科学的研究、インフラストラクチャ、廃棄物処理、観光事業及びその他の人間活動が海洋と沿岸の生物多様性に対して特定又は累積的悪影響を与えた場合に、それを最小限にとどめるために更に努力を重ね、環境評価 (EIA: environmental impact assessment) 及び戦略的環境アセスメント (SEA: strategic environmental assessments) の貢献を更に重視することで、国家管轄権内及び管轄権外の両区域における、生物・非生物資源の持続可能な利用を更に強化すること。
- (i) 海洋と沿岸の生物多様性及び生態系サービスを評価し、それを国家勘定システムに統合して、部門別の統合性を増大させること。
- (j) 分水界地域から生じる直接又は間接的で多様な人為的影響を受けた海域、ならびに生物多様性問題において水質改善や生態系全体の健全性と機能性の回復を目的とする統合的全体的アプローチが求められる海域において、更に努力を重ねること。
- (k) 生物多様性条約 (決定 VII/5) に基づき、海洋と沿岸の生物多様性に関する作業計画を促進するため、社会経済的要素を含む海洋環境の状態に関する地球規模の調査報告と影響評価について定常的な検討過程、及び提案された新しい生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES: Intergovernmental Science and Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) と協調すること。
- (l) 2011 年から 2020 年までの戦略計画

(m) 冷水サンゴ礁生態系の状態や傾向に関してアセスメントを実施すること

14. 海洋と沿岸環境における侵略的外来種の管理をより理解するため、又協力の成果を締約国が利用できるようにするため、他の関連組織と共に作業するよう、事務局長に対して要請する。
15. UNCLOS を含む国際法に従い、海洋と沿岸の生物多様性及び海洋生態系サービスならびに持続可能な生活を保護するため、海洋資源と沿岸生育地について長期にわたる保全、管理及び持続可能な利用を達成し、海洋保護区を効果的に管理し、更に、統合流域、統合沿岸域管理、海洋空間計画、及び影響アセスメント等の利用可能なツールの使用等、予防手段及び生態系手段の適用により、気候変動に適応するよう、締約国及びその他の政府に対して強く要請する。
16. 2011 年から 2020 年までの戦略計画および愛知目標に記載された特定指標及びスケジュールにより、海洋と沿岸の生物多様性に関する作業計画目標について足並みそろえることを決定する。
17. これら指標やスケジュールを国家目標や国家指標に関連付け、これらの枠組をモニタリングに焦点を当てるため使用するよう締約国に求める。
18. 海洋と沿岸の生物多様性に関する作業計画の実施に向け、必要に応じて国別レベルの目標を設定及び強化し、2011 年から 2020 年までの戦略計画へ寄与するものとして、特定のスケジュール、職責及び予算ならびに実施手段と共に NBSAP の改定に取入れるよう、妥当な場合、締約国及びその他の政府に対して強く要請する。
19. 決定 X/28 第 17 項(内陸水の生物多様性)で求める活動に関連し、湿地に関するラムサール条約(Ramsar Convention on Wetlands)の事務局及び科学的専門的レビューパネル(Scientific and Technical Review Panel of the Ramsar Convention on Wetlands)と協力し、海洋と沿岸の生物多様性における作業計画の沿岸に関する構成要素の実施を強化する機会を見直すよう事務局長に対して要請する。
20. 特に以下の通り、現行の決定を実施するため、地球環境ファシリティ(GEF: Global Environment Facility)、その他出資者及び出資機関に対して、必要に応じ、開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国ならびに市場経済移行過程諸国の能力開発へ更なる支援を与えるよう、考慮することを求める。
 - (a) 当決定第 38 項の要請に関して、
 - (b) 国際海底機構(ISA: International Seabed Authority)が促進するものを含め、現行決定第 10 項及び第 48 項で求める目標となる研究計画への参加促進
 - (c) 現行決定第 74 項及び 76 項で特定するイニシアティブへの支援

EBSA ならびに海域における環境影響アセスメントに関連する 科学的専門的要素の特定

21. 国家管轄権外の海域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する問題を対処するにあたり、国連総会の中心的役割を改めて表明する。
22. 国連総会決議 64/71 が UNCLOS の普遍的かつ統合的性質を強調し、海洋と海域におけるすべての活動が遂行されるべき法的枠組みを UNCLOS が設定することを再確認したこと、及び国連環境開発会議(UNCED)議題 21 第 17 章が確認しているように、その統合性を維持する必要があることを、想起する。
23. 海洋および海洋法に関する国連総会決議 64/71 を想起する。
24. 国家管轄権外の海洋保護区に関する国連総会の作業を支援するにあたり、海洋の生物多様性、生態系アプローチ及び予防手段の適用に関連する、科学的かつ、必要に応じ、専門的情報及び助言の提供に適宜焦点を合わせることにより、生物多様性条約が重要な役割を担っていることを認識する。
25. 海洋と沿岸の生物多様性の保全、持続可能な利用に重要な区域及び海洋環境の特徴を特定する、EBSA の特定に向けた決定 IX/20 附属書 I の科学的基準の適用は、締約国及び管轄権を有する政府間組織が、国家管轄権内及び管轄権外の両方の区域に関連して、生態系アプローチを実施し進展させるために使用する、選択できるツールを示していることを銘記する。

26. EBSA 基準の適用は、科学的かつ専門的行為であり、基準を満たすと見られる区域は、保全及び管理措置の強化を必要とする可能性があり、更にこれは、海洋保護区及び影響アセスメント等さまざまな方法により達成できることを銘記し、UNCLOS を含む国際法に従って EBSA の特定、保全及び管理措置の選定を行うことは、国家及び管轄権を有する政府間組織の問題であることを強調する。
27. MPA の代表的ネットワークを特定することで、国及び管轄権を有する政府間組織を支援することができる科学的かつ専門的情報源として、決定 IX/20 第 6 項に従って提出された、UNESCO、IOC 及び国際自然保護連合 (IUCN) が発表した、地球外洋及び深海底 (GOODs : Global Open Oceans and Deep Seabed) 生物地理学的分類 (Biogeographic Classification) に関する報告を踏まえる。
28. カナダ政府及びドイツ政府の共同出資に対して、又カナダ政府の、2009 年 9 月 29 日から 10 月 2 日にオタワで開催された、生物地理学的分類システムの利用及び国家管轄権外の海域の特定に関する科学的専門的ガイダンスに関する専門家ワークショップ (Expert Workshop on Scientific and Technical Guidance on the Use of Biogeographic Classification Systems and Identification of Marine Areas Beyond National Jurisdiction in Need of Protection) の主催に対して、その他の政府及び組織の代表者参加に対する出資について、更に、地球規模の海洋生物多様性イニシアティブ (GOBI: Global Ocean Biodiversity Initiative) の、その専門的援助及びサポートに対して、謝意を表す。この専門家ワークショップの報告 (UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/4) (生物地理学分類システムの利用及び国家管轄権外の要保護海域の同定に関する科学技術的ガイダンスに関する専門家ワークショップ報告) に注目する。
29. 海洋と沿岸の生物多様性の保全及び持続可能な利用への取組における、オタワ専門家ワークショップ (Ottawa Expert Workshop) の附属書 V に含まれている生物地理学的分類システムの利用や更なる開発に関し、科学的ガイダンスを使用し、更に、国際法に従い、代表的ネットワークを含め、入手可能な最良の科学的情報に基づき、海洋保護区を設定するため、大規模な生態系における海洋管理を促進し、とりわけ持続可能な開発に関する世界サミット (World Summit on Sustainable Development) の 2012 年度目標を達成するよう、締約国その他の政府及び関連組織に対して求める。
30. 決定 IX/20 及びオタワワークショップの成果を想起し、UNGA 非公式公開特別作業部会、締約国、その他の政府及び管轄権を有する政府間組織に、必要に応じ、国家管轄権外の海域の特定に関し、オタワワークショップレポート (UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/4) の附属書 6 に記載されているように、決定 IX/20 附属書 I の科学的基準を満たす、科学的ガイダンスの利用について考慮するよう求める。
31. オタワワークショップ (UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/4) が生物多様性条約の EBSA (決定 IX/20、附属書 I) に関する作業において CBD と、又脆弱な海洋生態系 (VME: vulnerable marine ecosystem) に関する作業において FAO と、多くの協調の機会を特定したことを銘記する。
32. 必要に応じて集合的に、あるいは地域ないし準地域ベースで協力し、それぞれの権限に準じて、UNCLOS 等を含む国際法に従いかつ入手可能な最良の科学的情報に基づき海洋保護区の代表者ネットワークを設立することを含めて、UNCLOS 等を含む国際法に従って EBSA に関連した適切な保全措置と持続可能な利用を特定、適用し、更に関連プロセスを UNGA 内で情報提供するよう、締約国、その他の政府及び管轄権を有する政府間組織に対して奨励する。
33. 国家管轄権外の区域で海洋保護区 (MPA : marine protected areas) 設置の進行が遅れていること、ならびに当該区域の指定について世界的プロセスが欠如していることに留意し、UNCLOS を含む国際法に従い、代表的 MPA ネットワーク設定の 2012 年目標に向け取組を強化する必要性を強調し、更に、これに関し、UNGA の役割を想起し、国家管轄権外の区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用、ならびに MPA 問題の考察に向けた国際協力や協調を奨励するアプローチに関する作業を早めるため、UNGA が事務局長に、2011 年中に非公式公開特別作業部会の会合を召集することを要請するよう求め、そのグループの作業を進展させるため、締約国に対して必要に応じ措置を講じるよう強く要請する。
34. 決定 IX/20 を想起し、EBSA の特定には入手可能な最良の科学的かつ専門的情報を用いるものとし、条約第 8 条 (j) 項 (伝統的知識) の趣意に沿って、必要に応じ、原住民と地域社

会について、従来の科学的、専門的及び技術的知識を統合する。

35. 海洋と沿岸の生物多様性に関する世界的、地域的あるいは国家的なあらゆる規模の入手可能な最良のデータセットと情報について、入手可能性及び相互運用性を促進するため、締約国、その他の政府、FAO、ユネスコ政府間海洋学委員会（UNESCO-IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）、特に OBIS、ISA の運営する中央データ・レポジトリ（Central Data Repository）ならびに信頼に足る品質管理された科学的情報をもたらすその他の関連国際科学パートナーシップ、例えば国連環境計画の世界動植物保全監視センター（UNEP-WCMC: World Conservation Monitoring Centre of the United Nations Environment Programme）や GOBI と連携するよう、事務局長に対して要請する。
36. 漁業管理に関し、締約国、その他の政府ならびに管轄権を有する組織や FAO、海域条約や行動計画、必要に応じて、地域漁業管理団体（RFMO：regional fisheries management organization）等の地域イニシアティブと連携して、第 11 回締約国会議に先立つ SBSTTA の今後の会合の前に、決定 IX/20 附属書 I の科学的基準及びその他関連して準拠する、補完的かつ国内及び政府間で合意済みの科学的基準、ならびに決定 IX/20 附属書 I の科学的基準を満たす、国家管轄権外の海域の特定についての科学的ガイダンスの適用により、EBSA について説明を促すという主要目的を持って、資金源が利用可能であることを前提に、諸条件の設定を含めて一連の地域ワークショップを開催することを事務局長に対して要請する。
37. 関連する地域イニシアティブにより、発展途上締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び市場経済移行過程諸国の訓練及び能力開発のために、追加的なワークショップが必要となる可能性があること、更にこのワークショップはいずれも、海洋資源の統合管理及び海洋と沿岸の形成計画手段の実施に関連する経験を分かち合い、海洋と沿岸の生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進するものであり、これらワークショップの計画時に提案された他の地域的優先事項に対応できることを強調する。
38. 決定 IX/20 第 18 項で求めているように、保護を必要としている、生態学的又は生物学的に重要かつ／又は脆弱な海域を特定し、更に、第 36 項及び 37 項の文脈内で、これらの区域に適切な保護策を開発するため、GEF 及びその他出資者ならびに出資機関に対して、必要に応じて、発展途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び市場経済移行過程諸国に能力開発支援を拡大するよう求める。
39. 決定 IX/20 附属書 I の EBSA の特定に関する科学的基準や、類似のイニシアティブと情報を共有し調和する、その他関連して準拠し、補完的かつ国内及び政府間で合意済みの科学的基準の適用に関連する科学的かつ専門的な情報と経験のためのレポジトリを設置するため、ならびに類似のイニシアティブ、例えば FAO の VME についての研究等と共に情報交換メカニズムを開発するために、締約国及びその他の政府、FAO、UNDOALOS、UNESCO-IOC、特に OBIS 及びその他の管轄権を有する組織、UNEP-WCMC 及び GOBI と協力するよう事務局長に要請する。
40. オタワワークショップの成果を考慮に入れて、決定 IX/20 附属書 I の科学的基準を満たす、その他の関連し準拠した補完的な、政府間の合意を得た科学的基準ならびに国家管轄権外の海域の特定に関する科学的ガイダンスを考慮し、事務局長に対して、関連国際組織と連携し、資源源が利用可能であることを前提に、決定 IX/20 附属書 I の科学的基準を用いて EBSA を特定するための能力開発ニーズを満たすために使用できる、国連作業用語で書かれたトレーニング用マニュアルやモジュールを作成するよう要請する。
41. 参加している締約国、その他の政府、政府間機関及び SBSTTA がその能力に応じて利用するため、科学的及び専門的データや情報ならびに第 36 項で触れているワークショップが照会した成果を入手可能にすることを、事務局長に対して要請する。
42. SBSTTA に対して、承認された報告書を第 39 項で触れたレポジトリに含めることを視野に入れ、締約国が透明性のある方法で考察し承認するため、決定 IX/20 附属書 I の基準を満たす区域の詳細を設定し、ワークショップの情報について科学的及び専門的評価に基づく報告書を作成し、更に、それを、UNGA 及び特にその条約の実施に関する作業部会、関連国際組織、締約国及びその他の政府に対して提出するよう要請する。
43. 決定 IX/20 附属書 18 を想起し、締約国及びその他の政府に対して、レポジトリに組み入れ

るために、第 11 回締約国会議に先立ち、決定 IX/20 附属書 I の基準、又はその他の関連し準拠した補完的な、国内や政府間で合意を得た科学的基準について、国家的管轄権内の区域への適用に関する、科学的かつ専門的情報及び経験を提供するよう求める。

44. 第 39 項で触れているように、当該協力の状況に関し、第 11 回締約国会議で考察するため、SBSTTA の今後の会合に報告し、更に UNGA、ISA 及び IMO 等の管轄権を有する国際組織に対して本件の進捗を伝えるよう事務局長に対して更に要請する。
45. 海洋開発区域に関連する 2012 年目標の実施に向けた作業に関する考察の一部として、科学的基準の EBSA への適用状態や成果を見直すことを決定する。
46. 閉鎖性又は半閉鎖性海域における、地域イニシアティブの事務局、海域組織及び生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するよう義務化された協定と共に、当該地域の生物多様性保全と持続可能な利用を支援するため、目標とする共同活動の特定、策定及び実施等、協力の可能性を探るよう、事務局長に対して要請する⁶⁰。
47. 決定 IX/20 第 27 項を想起し、資金源が利用可能であることを前提に、第 8 条 (j) 項及び関連条項の文脈内で研究に着手し、条約第 8 条 (j) の趣旨に沿って、原住民と地域社会の伝統的、科学的、専門的及び技術的知識、ならびに EBSA の特定、及び海洋保護区の設定や管理に向けた決定 IX/20 附属書 I の科学的基準適用のため、社会的文化的基準やその他の要素を特定し、第 11 回締約国会議で入手可能な報告書を作成し、その成果を、非公開作業部会 (the Ad Hoc Open-ended Informal Working Group) を含め関連する UNGA プロセスに伝えるよう、事務局長に対して要請する。
48. 知識が乏しい区域における生物多様性の構造、機能及び生産性に重要な主要プロセスや海洋と沿岸の生態系への影響に関する情報を改定し、又当該区域のモニタリングを適切に継続し、系統的な関連情報の収集を促進するため、UNCLOS を含む国際法に従い、締約国及びその他の政府に対して研究及びモニタリング活動を育成するよう要請する。
49. 東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA: Environmental Management for the Seas of East Asia) におけるフィリピン政府と GEF/UNDP/UNOPS の共催に対し、又、2009 年 11 月 18 日から 20 日までマニラで開催された、国家管轄権外の海域における EIA に関する科学的専門的ガイダンスに関する専門家ワークショップ (Expert Workshop on Scientific and Technical Aspects relevant to Environmental Impact Assessment in Marine Areas Beyond National Jurisdiction) (UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/5) への欧州委員会の財政援助に対し、更に、その代表者の参加に出資した政府及び団体に対し謝意を表し、専門家ワークショップの報告書を歓迎する。
50. マニラ・ワークショップレポート (UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/5) 附属書 II、III、及び IV のガイダンスを使用して、海洋と沿岸における EIA 及び SEA の生物多様性の考察に向けた任意ガイドラインの策定を促進し、これらガイドラインが、影響評価プロセスがないまま現在も規制されていない活動に最も役立つと思われることを認識し、ガイドラインの技術的ピアレビューを行い、第 11 回締約国会議に先立ち、SBSTTA の今後の会合で考察するため提出するよう、事務局長に対して要請する。
51. ISA による、海洋環境への潜在的な作用に関する影響アセスメントについて強制的に提出を求める、深海底における多金属硫化物の概要調査及び探査に関する規則⁶¹ の採択を感謝と共に銘記し、当該規則を実施するよう、締約国に強く促し、その他の政府及び政府間団体に対して求める。

破壊的漁業慣行、乱獲及び違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業等の

⁶⁰ この点において、生物多様性条約事務局は、経済協力機構 (ECO: Economic Cooperation Organization)、カスピ海環境計画 (CEP: Caspian Environment Programme) 及び海洋環境の保護に関する地域組織 (ROPME: Regional Organization on the Protection of the Marine Environment) 等の地域イニシアティブ、団体及び協定と協力を開始するよう奨励されている。

⁶¹ ISBA/16/C/L.5.

持続不可能な漁業の海洋と沿岸生物多様性への影響

52. FAO及びUNEPの財政及び技術的支援に対し、又、IUCNの生態系管理委員会（CEM: Commission on Ecosystem Management）の漁業専門家グループ（FEG: Fisheries Expert Group）の、決定IX/20第2項に従って2009年9月23日から25日までローマのFAO本部において生物多様性条約事務局と連携して編成されたFAO/UNEP破壊的漁業慣行、非持続可能な漁業及びIUU漁業の、海洋の生物多様性及び生育地への影響に関する専門家会議に向けて提供された技術的支援に対し、謝意を表明すると共に、同専門家会議の報告書（UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/6）（破壊的漁業、非持続可能な漁業、及び違法・無報告・無規制（IUU）漁業が海洋生物多様性及び海洋生息地にもたらす影響に関するFAO/UNEP専門家会合報告）について銘記する。
53. FAO及びUNEPの初期共同作業のための資源が限られており、かつUNCLOSを含む国際法に従った更なる見直しを急ぐ必要がないことによる、科学的レビューの取組で特定された情報の不均衡と制約という観点において、ならびに破壊的漁業慣行、乱獲及びIUU漁業のような非持続可能な漁業の、海洋と沿岸の生物多様性及び生育地への影響という観点において、初期の作業を踏まえ、事務局長に対して、第11回締約国会議に先立ち、SBSTTAの今後の会合で、FAO、UNEP、RFMOと、必要に応じ、UNCLOS、IUCNのCEMのFEGを含む国際法に従って、資金源が利用可能であることを前提に、既存のアセスメントメカニズムを通じて可能な合同専門家会議の作業部会における他の関連組織、プロセス及び科学的グループと協力すること、低栄養段階の遠洋漁業における海洋と沿岸の生物多様性への影響を含む、生物多様性に対するどの懸念を既存のアセスメントで取り上げ、選択肢として提案するかについて見直すこと、生物多様性の懸念について取り上げ、協力に関する進捗について報告することを要請する。
54. 締約国及びその他の政府に対して、国家管轄権外の区域において底引き網漁業が脆弱な海洋生態系及び深海の魚種資源の長期的な持続可能性に及ぼす影響に留意すると共に、国連総会決定64/72第113項から第130項【参照29-5】の、特に国家および/またはRFMOを対象とする同決定第119項及び第120項を、当該の海洋生態系において責任を負う漁業に対し、FAOによる公海における深海漁業管理のための国際ガイドライン及びその予防手段に一致した形で完全かつ効率的に実施するよう、又影響評価を実施し、さらなる海洋科学研究を実施し、利用できる最善の科学技術情報を利用して、既知の、又はそうなり得る脆弱な海洋生態系区域を特定し、そのような生態系への重大な悪影響を予防するために保護措置又は管理措置を採択し、あるいはそのような区域での漁業を禁じ、深海魚種資源の長期的な持続可能性を保つ対策を採択するよう（対象資源と非対象資源の両方）、又それらの対策が採択及び実施されるまで底引き網漁業を承認しないよう、奨励する。
55. 締約国及びその他の政府に対してIUU漁業を防止、排除するために、ポートステート対策に関するFAOの同意書の批准を考慮することを強く要請する。又該当地域において、国連公海漁業協定に基づき、特に生態系への適用と予防手段、過剰漁獲撤廃を実施すると共に、過剰漁獲、破壊的漁業慣行、持続不可能な漁業、IUU漁業の影響を軽減するために、必要に応じて関連FAOの国際的な行動計画(IPOAs)と、国家又は地域行動計画や同等の措置をRFMOへの参加を通じて実施する。
56. 締約国、政府は、必要であれば持続可能な沿岸の海洋資源の収穫改善及び過剰漁獲の防止に向け、適切な措置を講じることを奨励する。ただし、これらの対策は当該資源及び意識的な社会経済の制限に左右される沿岸地域に配慮しながら、2011年から2020年までの戦略計画の目標6を達成することを目的として実施されなければならない。又そのような措置を実施する締約国、政府、内部政府組織、非政府組織は、発展途上国、特に小島嶼開発途上国での能力開発を支援することを強く要請する。

海洋沿岸の生物多様性における海域肥沃化の影響

57. 決定IX/20第3項に従って、UNEP-WCMCとIMOの協力により作成された、海洋生物多様性に影響を及ぼす直接的な人為的・海域肥沃化に関する科学的情報（UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/7）を編集し統合した報告書を歓迎する。

58. 予防手段を再確認しながら、海域肥沃化に関する決定 IX/16 C【参照 29-6】の重要性を想起し、生物種や生育地の敏感さ、微量栄養素や主要栄養素が水面に加えられることで引き起こされる生理学的変化や生態系の持続的な変化の可能性を含め、大規模な海域肥沃化における意図的あるいは意図的でない潜在的影響を取り巻く重要課題の中には、科学的に証明されないものが存在することを認識し、締約国に対して、決定 IX/16 C の実施を要請する。
59. ロンドン条約及び海域肥沃化の規制に関する 2008 年決定 LC-LP.1(2008)【参照 29-7】で採択された議定書に基づく、公表された締約国である管理機関を銘記し、とりわけ、既存知識を提供すること、及び正式な科学的調査を除く海域肥沃化活動は許可されるべきではないことを銘記する。
60. 決定 IX/16 C で言及されている規制メカニズムの策定に貢献することを目的として、ロンドン条約及びロンドン議定書において進行中の作業を認識し、締約国及びその他の政府に対してロンドン条約及び議定書の決定 LC LP.2(2010)【参照 29-8】に従って行動することを求める。
61. 海域肥沃化に関連した海洋生物多様性に悪影響を及ぼすと考えられる活動に関する信頼性のある予測を提供するため、決定 IX/16 C に基づき、決定 IX/20 及び LC-LP.2(2010)を考慮した上で、知識や海洋生物地球化学的プロセスのモデリングの更なる向上のための作業を銘記する。
62. 又海洋生態系力学及び地球規模炭素循環における海洋の役割への我々の理解を深めるための調査が早急に必要とされていることを銘記する。

海洋及び沿岸の生物多様性における海洋酸性化の影響

63. 決定 IX/20 第 4 項【参照 29-9】に従い、UNEP-WCMC の協力のもと作成された、海洋酸性化とそれがもたらす海洋生物多様性及び生育地への影響に関する科学的情報 (UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/8) (海洋酸性化が海洋生物多様性にもたらす影響に関する科学的統合報告) の編集と統合を歓迎する。
64. 大気中の増加した二酸化炭素濃度が原因で進行する海洋酸性化現象によって、海洋動植物の重要な構成要素である海水中の炭酸塩鉱物の量が減少しているという深刻な懸念を表明する。例えば 2100 年までに、商業的な魚種の重要な生息地であり、餌場である冷水サンゴの 70%が、腐食水にさらされると予測され、もし現状の排出率だとすれば、高い生産率を誇る北極海は 2032 年までに、南洋は 2050 年までに、炭酸塩鉱物が不飽和状態の水面が 10%以下になり、海洋の食物連鎖の大規模な崩壊が起こる可能性が予測される。
65. 海洋と沿岸の生物多様性及び生態系への海洋酸性化による生物学的、生物地球化学的な懸念、及び海洋生態系から提供されるサービス、例えば漁業、沿岸保護、観光、炭素隔離、気候調節などの変化による影響に関する懸念が多数存在することに留意し、海洋酸性化の生態学的影響は、地球気候変動の影響と共に考慮されなければならない。
66. 資金源に応じ、IOC/UNESCO、FAO、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局、UNEP-WCMC、国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI)、ラムサール条約、南極条約、北極評議会、その他関連組織や科学グループと協力し、海洋と沿岸の生物多様性への海洋酸性化の影響を監視、評価する一連の合同専門評価プロセスの策定を実施し、又締約国、政府、組織の意識を高めるために評価結果を広く発信し、更に大気中の二酸化炭素濃度と海洋酸性化の関係についての評価結果を UNFCCC 事務局に送付することを事務局長に対して要求する。
67. 締約国、その他の政府及び組織に対して、海洋酸性化についての新たな知識を考慮に入れ、それらを NBSAP、総合的な海洋沿岸地域の管理、又は海洋沿岸保護区域の設計管理計画など、国家及び地方計画の中で具体化することを求める。

海洋及び沿岸の生物多様性へ人間活動が及ぼす影響

68. 既存知識を踏まえ、海洋及び沿岸の生物多様性に対する人間活動の影響と危険性を、より詳しく評価し、監視するための緊急な必要性を想起する。
69. 海洋と沿岸の商業活動や管理における生物多様性の懸念を確実に取り上げるアセスメント

を保証するために、社会経済的観点を含めた海洋環境の状態に関する地球規模の調査報告と影響評価に関する国連総会の一般プロセスを含む、海洋アセスメントの実施に適した組織、FAO、UNEP、UNESCO-IOC、IMO 及び ISA、及びその他の関連組織や科学グループと作業すること、ならびに必要に応じ、不均衡がある箇所において、アセスメントにおける生物多様性の考慮を改善するために、これらの機関と作業すること、ならびに第 11 回締約国会議に先立ち、SBSTTA の今後の会合で、それらの協力の進捗を報告することを、事務局長に対して要請する。

70. 締約国、その他の政府及び関連組織に対して、海洋及び沿岸の生物多様性に対する人間活動の悪影響や危険性を軽減することを更に要請する。
71. 締約国、その他の政府及び関連組織に対して、分水界地域に起因する、さまざまな直接的あるいは間接的な人為的影響を受ける閉鎖性及び半閉鎖性海域の特殊な性質を考慮することを要請する。その海域における生物多様性の問題は、水質改善と生態系サービスの確保のために、海洋及び沿岸の生態系の健全性と機能を回復することを目的とした総合的かつ全体的アプローチを必要とする。
72. 締約国に対して、生態学的に重要な生態系や生育地、例えば河口、沿岸の砂丘、マングローブ林、塩性沼沢、海草藻場、生物源礁などが、海域における沿岸開発やその他の要因によって悪化又は損失することを防ぎ、人為的影響の管理及び妥当な場合は復元を通じて回復を図るよう、強く要請する。
73. 締約国、その他の政府及び関連組織に対して、UNCLOS を含む国際法に基づき、持続不可能な人間活動が、特に生態学的又は生物学的に重要な海洋と沿岸地域に及ぼす多大な悪影響を防ぐために、補足的な対策を採択することを強く要請する。
74. 資金源に応じて、決定 VII/5(附属書 1 の付録 1) で採択されたサンゴ白化に対する具体的な作業計画の実施の進捗状況を報告し、第 11 回締約国会議に先立ち、SBSTTA の今後の会合での考察に利用できるよう準備することを事務局長に要請する。報告書は実施への弊害を特定し、財政資源を動員し、具体的な行動を認識すると共にこれらを克服する方法も銘記するものとし、これを用いて GEF などの関連財政機関へガイダンスを提供し、サンゴ白化に対する具体的な作業計画の実施を支援する。
75. 事務局長に対して、資金源が利用可能であることを前提に、締約国、その他の政府及び関連組織と協力し、海洋空間計画の経験と使用に関する各者の情報、特にそのような計画の指針に用いられる生態学的、経済的、社会的、文化的及びその他の原理、及び地域に基づく管理ツールの利用に関する情報を、編集及び統合し、それらを第 11 回締約国会議に先立ち、SBSTTA の今後の会合での考察に向けて利用可能にするよう要請する。
76. 締約国がこれまで経験した障害や成功要因に関する情報、及び全ての関連ステークホルダーの関与を踏まえ、資金源が利用可能であることを前提に、海洋環境で過小評価されている地域、特に国家管轄権下にある極めて重要で掛け替えのない生物多様性地域における MPA の設立と効率的な管理において実践的かつ革新的な方法を探り、その進捗を加速させるため、専門家ワークショップを組織することを事務局長に要請する。ワークショップでは、締約国による MPA の設立や管理、及び該当地域をその他の人間の利用配分との一体化を支援できる可能性のある海洋空間計画などの様々なツール見直しを行う。
77. 2009 年 5 月の世界海洋会議中、インドネシアのマナドで採択されたマナド海洋宣言(Manado Ocean Declaration)【参照 29-10】を想起し、締約国、その他の政府及び資金援助機関に、気候変動の軽減や適応に対して、海洋と沿岸の生態系復元力、抵抗力の改善を回復するために、生態系に基づいた取組を促進すること、ならびに気候変動の影響と生態系に基づいた適応を、特に沿岸地域における開発及び防災計画に組み込むこと、更に事務局長に、資金源及び UNFCCC との連携が得られることを前提に、気候変動の軽減と適応のために、生態系に基づく取組の計画と実施の経験を共有しガイダンスを提供することを視野に入れ、気候変動の影響への適応と軽減における海洋と沿岸の生物多様性及び生態系の役割に関する専門家ワークショップを開催すること、ならびにリオ 3 条約間での共同活動の発展のためのインプットとして、それらの広範な適応、軽減及び災害リスク軽減戦略と、海洋生物多様性及び気候変動の問題における要素の策定の支援を一体化することを求める。

78. 締約国及びその他の政府に対して、締約国の国家戦略と計画に基づき、海洋と他の部門の開発プログラム及び経済発展を目的とする計画全体における保全目的のより良い統合のために、必要に応じて海洋空間計画ツールを適用するよう取り組みを強化することを求める。

附属書

海洋及び沿岸に生息する資源の活動指針表 計画要素 2 作戦目的 2.4⁶²

- (a) 決定 IX/20 の附属書 I (生態学的あるいは生物学的に重要で保護を必要とする海洋および深海の生息地特定のための科学的クライテリア) にある CBD の科学的基準又は決定 IX/20 第 5 項 (海洋と沿岸の生物多様性) にあり、IMAP の随所に含まれる、その他の関連する、国内の科学基準に準拠し補完的で、かつ政府間で合意された科学的基準に基づき、国家管轄権外の外洋水域及び深海生息地での生態学的又は生物学的に重要な地域を特定するための情報を更に編集し、まとめ、分析する。
- (b) 決定 IX/20 の附属書 II 及び III【参照 29-11】を踏まえて、MPA の代表的なネットワーク設計に関する情報を更に編集し、まとめ、分析する。
- (c) 国家管轄権外の海洋地域において、生態学的又は生物学的に重要な地域(決定 IX/20 の附属書 I)の基準を満たす可能性のある地域、必要に応じて、その他の関連する補足的かつ全国的政府間合意の科学的基準を満たす地域において、生物学的な多様化に対する脅威を認識し、評価する。
- (d) EBSA の劣化や破壊を防ぐために、それぞれの管轄と権限の範囲内で、MPA のような地域に基づいた管理ツール、環境アセスメント(EIA) や戦略的環境アセスメント(SEA)などの関連ツールを実施することによって保全と持続可能な利用を保証する措置を取ることを締約国に奨励し、その他の政府及び政府間組織に求める。
- (e) マニラ・ワークショップレポート(UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/5)で認識されたような特殊な海洋生態系を考慮しながら、UNCLOS 第 206 条で言及される大規模な汚染や重大な海洋環境の変動を引き起こす可能性のある活動に関しては、EIA や SEA を適用することを奨励する。
- (f) 炭素サイクルにおける海洋および海洋生態系の役割に関する研究及び調査を更に進める。

【参照】

29-1a VIII/21

COP8 の決定 VIII/21「海洋及び沿岸生物多様性：国家管轄権の限界を超えて保全と深海底遺伝資源の持続可能な利用」は、熱水噴出孔、冷湧水、海山、冷水珊瑚及び海綿礁の生態系など、国家管轄権を超えた深海底の生態系には、生物多様性価値、科学的研究、そして現在及び将来の持続的開発と商業的応用に関して非常に重要な遺伝子資源が含まれており、これら遺伝子資源への脅威を懸念し、保全と持続的利用に備えることを、緊急に求めている。

深海底の生物多様性の脆弱性と、科学的知識の全般的な欠如から、科学的調査と協力体制を強化し、また、そうした海洋科学調査や分析の結果などの情報を効果的に普及させること、深海底における絶滅が危惧される生態系及び種に著しく悪影響を与えられとされる活動やプロセスを認識し、緊急に管理するための手段を講じること、などが決められた。

締約国及びその他の国家は、個々に、または協力して国家管轄権を超えた深海底の遺伝子資源を保護するために、1) 行動規範、ガイドライン及び原則の使用、2) 許可、環境影響評価、海洋保護領域の設定、絶滅危惧領域における有害・破壊的行動の禁止等による脅威の低減、管理など、

⁶² 決定 VII/5 附属書 I に記載の通り

特に、国連の枠組の中で、これらの取組などを展開することが採択された。

29-1b VIII/22

COP8 の決定 VIII/22 「海洋及び沿岸の生物多様性：海洋及び沿岸部総合管理の実施の強化」は、海洋及び沿岸部総合管理（IMCAM）関連の活動の課題と遂行についての分析に留意するとしている。分析内容は、海洋及び沿岸部管理の実施に関する臨時技術専門グループによる報告書に記載されており、概要は事務局長ノート(UNEP/CBD/COP/8/26/Add.1)にも記載されている。2010年の目標達成のために、締約国などに対して以下の施策による IMCAM の効果的な遂行が求められている。

- ・ 国家及び地域レベルでの施策に IMCAM を導入するため、原住民及び地域社会、各関係者に議論への参加を促し、意見を求める
- ・ IMCAM の制度構造や様式等の開発を適宜、検討する
- ・ 国家レベルでの IMCAM 戦略を適宜、作成、採択する
- ・ IMCAM に関わる国内環境関連法案を適宜、総合的に再検討し、適切な法案を制定する
- ・ IMCAM の国際、地域的ツールを支える適切な組織構造の検討
- ・ 沿岸部及び海洋資源の持続可能な利用と、コンプライアンス推進と違反者摘発の重要性について、法執行機関内における意識を高め、効果的かつ確実に法案を施行する
- ・ 越境協力体制の改善をめざし、地域の海洋プログラムや大規模海洋生態系（LME）、河川流域イニシアティブ等の国際イニシアティブや合意に参加することを検討する

このほか、一般の人々に対する IMCAM のメリットなどに関する情報の普及などについても求めている。

29-1c VIII/24

COP8 の決定 VIII/24 「保護地域」は、2004～2006 年の期間、保護地域における作業計画の実施に関する検証等について定められた。海洋及び陸水の生態系については、効果的な保護及び管理の強化を関係者（関係国）や他の政府に強く促している。特に留意すべきは以下の項目である。

- (i) 広範囲に及ぶ海景に関する海洋保護区の統合
- (ii) 更なる淡水保護区の創造（建設）
- (iii) 国際法（海洋法、及び科学的情報に基づく国連条約など）を背景とする国家管轄権を超えた海洋地区における生態系保護に関する協働作業の強化

第 38 項では、国内あるいは国境を超えたツールの適用において、一貫性、適合性、補完性の確保が必要などとし、また、第 42 項では、国連総会における国境を超えた海域における海洋保護区の設置に関する作業の支援に、生物多様性条約が重要な役割を果たすとしている。これは、2010 年目標達成に向け、科学技術的な情報や助言の提供に重点的に取り組むことの重要性をいう。さらに、第 44 項(a)では、生物多様性の保全からみて優先度の高い海域に関する科学研究の統合及び検討を求めている。

29-1d IX/20

COP9 の決定 IX/20 「海洋及び沿岸の生物多様性」は、COP8 の決定 VIII/24 「保護地域」の国境を超えた海域における海洋保護区設置に関する国際協力に関するセクションと国連総会の作業を支援するにあたり、利用可能な最高の科学研究の統合および検討を銘記した決定している。

また、海洋の生物多様性の保全および持続可能な利用において、国連総会とリオ宣言が果たす重要な役割を認識し、保護地域に関する世界データベース（WDPA：World Database on Protected Area）への統合を図るなどインタラクティブマップ（IMap）の普及の促進と、関連情報の更新、必要に応じて FAO などの関連機関との連携を強化することを要請している。

また、人間の活動が特定の海底生息地に与える悪影響を防ぐ、あるいは緩和するための効果的な選択肢（オプション）を引き続き開発・適用するよう要請している。

付属書Ⅰの科学的クライテリア、付属書Ⅱの科学的指針、付属書Ⅲの初期ステップを、締約国が国家政策および国家基準に適用するよう強く促している。

付属書Ⅰ

生態学的あるいは生物学的に重要で保護を必要とする海洋および深海の生息地特定のための科学的クライテリア 4

クライテリア	定義	論拠	例	適用における検討事項
特異性あるいは希少性	(i)特異(唯一)、希少(ごく少数の区域でのみ発生する)、固有の種・個体群・群集 (ii)特異、希少、孤立した生息地・生態系 (iii)特異あるいは珍しい地形学的・海洋学的特徴 以上のいずれかを含む地域	<ul style="list-style-type: none"> 置き換えられないものである 損失されると、恐らくその多様性、特徴が永久に失われることになる、あるいは、あらゆるレベルでの多様性の損失となる 	<p>海洋 サルガッソ海、テイラー柱、永続的なポリニア(氷湖)</p> <p>深海の生息地 沈下した環礁周辺の固有群集、熱水噴出孔、海山、pseudo-abyssal depression (疑深海陥没)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な情報量によっては、特異性が偏った見方をされる危険性がある ある規模において特異な特徴が、別の規模では典型的であるなど、特徴は規模によって異なる可能性がある。そのため、世界規模、地域規模の視点で捉える必要がある
種の生活史のある段階にとって特別な重要性を持つ	ある個体群が存続あるいは成長するために必要な地域	各種特有の生理的制約や優先性に加え、様々な生物・非生物的条件によって、海洋の一部地域が、他の地域よりも、種の生活史のある特定の段階や機能により適するという傾向がある	(i)繁殖地、産卵域、成育場、幼魚などの生息地、その他種の生活史のある段階にとって重要な地域 (ii)移動性の種の生息地(採食地、越冬地、休息地、繁殖、脱皮、回遊ルート) 以上のいずれかを含む地域	<ul style="list-style-type: none"> 種の生活史の各段階の連結性と地域間のつながり、栄養面から見た相互関係、実際の移動、海洋物理学、種の生活史 情報源には以下が含まれる。リモートセンシング、衛星追跡、過去の漁獲データ、各漁のデータ、漁船位置監視システム(VMS)のデータなど 時空間的な分布および種の集合体
絶滅のおそれのあるあるいは減少傾向にある種および生息地にとって重要である	以下を含む地域 絶滅のおそれのあるあるいは減少傾向にある種の存続および回復の場となっている生息地、当該種が特に著しく集合している地域	当該種および生息地の回復・再生を確実にする	以下を含む絶滅のおそれのあるあるいは減少傾向にある種および生息地にとって重要な地域 (i)繁殖地、産卵域、成育場、幼魚などの生息地、その他種の生活史のある段階にとって重要な地域 (ii)移動性の種の生息地(採食地、越冬地、休息地、繁殖、脱皮、回遊ルート)	<ul style="list-style-type: none"> 極めて広範にわたって生息している種を含む 多くの場合、種の回復では、過去の生息範囲において種を元元させる必要がある <p>情報源には以下が含まれる。リモートセンシング、衛星追跡、過去の漁獲・混獲のデータ、漁船位置監視システム(VMS)のデータなど</p>
クライテリア	定義	論拠	例	適用における検討事項
影響を受けやすく、脆弱で、感受性が高い、あるいは回復が遅い	影響を受けやすく、その機能が脆弱な(悪化、人間活動、自然事象の影響を極めて受けやすい)生息地・生息空間・種が比較的高い割合で存在する地域あるいは回復が遅い地域	当クライテリアは、その地域における人間活動・自然事象、あるいは構成要素が効果的に管理されない場合あるいは非持続的な速さで実施された場合に起こりうるリスクの大きさを示す	<p>種の脆弱性</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の類似地域において、種あるいは個体群が過去にどのように危険要因に反応してきたかというところからの推測 繁殖力が弱い、成長が遅い、成熟期に達するまでに長時間を要する、寿命が長い(サメなど)種 深海サンゴ、海綿、コケムシなど、生物にして生息地を提供する構造を持った種、深海種 <p>生息地の脆弱性</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶による汚染の影響を受けやすい氷に覆われた地域 海洋の酸性化を原因として、深海の生息地は他者に対してさらに脆弱になり、人為的な変化人の影響をさらに受けやすくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 自然事象と人間活動の影響に対する脆弱性の相互関係 既存の定義では、サイト特有な考えに焦点が合わせられているため、移動性の高い種について検討する必要がある 当クライテリアは単独で、あるいは他のクライテリアと組み合わせることで適用することができる
生物学的生産性	自然状態で生物学的生産性が比較的高い種・個体群・群集を含む地域	生態系に活気を与え、生物の生育速度を増加させ、生殖能力を高める上で、重要な役割を果たす	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域(Frontal areas) 湧昇流 熱水噴出孔 海山 ポリニア 	<ul style="list-style-type: none"> 光合成、化学合成による無機炭素の固定、あるいは溶解有機物、粒子状有機物質、餌の摂取を利用して、海洋生物およびその個体群の生育速度を測定することで評価することができる 海洋の色、プロセスベースのモデルなどリモートセンシングによる成果から推測することができる 時系列の漁業データを用いることが可能だが注意が必要である
生物的多様性	多様性が比較的高い生態系・生息地・群集・種を含む地域、あるいは遺伝的多様性が高い地域	海洋の生物種あるいは生態系の回復力の維持および進化にとって重要である	<ul style="list-style-type: none"> 海山 沿岸(fronts)、収束帯 冷水性サンゴの群集 深海カイメンの群集 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境と結びつけて多様性を考察する必要がある 多様性の指標は、種の置換を考慮しない 多様性の指標は、どの種がその指標の値に貢献している可能性があるかを問うものではなく、よって絶滅危惧種など特別に懸念される種にとって重要な地域などを選ぶものではない 生物多様性のサンプリングが集中的に実施されていない地域の種の多様性の代替として、生息地の異質性あるいは多様性から推測することができる
自然度	人為的なかく乱や悪化のレベルが低いあるいは存在しないことから自然度が比較的高い地域	<ul style="list-style-type: none"> 自然に近い構造・プロセス・機能を持つ地域を保護する これらの地域を対照地として維持する 生態系の回復力を保護・強化する 	ほとんどの生態系および生息地では、様々なレベルの自然度の実例が存在する。ここでの目的は、より自然に近い実例を選定することである	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境に対して比較的高く乱のレベルの低い地域を優先すべきである 自然地域が残っていない地域、種の再導入など復元に成功した地域について考察すべきである 当クライテリアは単独で、あるいは他のクライテリアと組み合わせることで適用することができる

付属書II

海洋および深海の生息地を含む海洋保護地域の代表ネットワーク
選定のための科学的指針⁴⁴⁴

ネットワークに必要な特性 および構成要素	定義	適切なサイト特有の検討事項 (特に重要な項目)
生態学および生物学的に重要な地域	生態学および生物学的に重要な地域とは、他の周辺地域あるいは類似した生態学的特徴を持つ地域に比べて、生態系の中の一つまたは複数の種・個体群あるいは生態系全体へ重要なサービスを提供する地理的および海洋学的に孤立した地域である。あるいは、決議IX/20 別紙 I のクライテリアを満たす地域である。	<ul style="list-style-type: none"> ● 特異性あるいは希少性 ● 種の生活史の一段階にとって特別な重要性を持つ ● 絶滅のおそれのあるあるいは減少傾向にある種および生息地にとって重要である ● 影響を受けやすく、脆弱で、感受性が高く、回復が遅い ● 生物学的生産性 ● 生物の多様性 ● 自然度
代表性	ネットワークが全球海洋および世界各地の海の様々な生物地理区分を象徴している地域で構成されており、当該地の海洋生態系の生物および生息地の多様性を含むすべての生態系を十分に反映している場合、代表性があると言える。	生物地理学的に見た生態系あるいは群集分類におけるあらゆる実例、種および群集の相対的な健全性、生息地の相対的な正常性、自然度
連続性	ネットワーク設計における連続性によりつながりが実現される。このつながりによって保護サイトは幼生あるいは種の交流などの恩恵を受ける。また他のネットワーク上のサイトとの機能上のつながりも実現する。連結されたネットワークでは、個々のサイトは互いに利益を享受し合う。	海流、還流、地形上の隘路、回遊ルート、種の分散、デトリタス、機能上のつながり。孤立した海山の群集などの孤立したサイトを含める可能性あり
生態学的特性の再現	生態学的特性の再現では、複数のサイトに、特定の生物地理区の特有の特性の実例が含まれていなければならない。“特性”とは、特定の生物地理区において自然に発生する“種、生息地、生態のプロセス”を指す。	不確実性、自然変動、壊滅的な事象の可能性を明らかにする。自然変動の少ないあるいは正確に定義されている特性は、本質的に非常に変化しやすいあるいは極めて一般的にしか定義されていない特性に比べ、再現の必要性が低い。
十分に生存能力のあるサイト	ネットワーク内のすべてのサイトは、そのサイトが選ばれた根拠である特性の生態学的な生存能力および完全性を確保するために必要な規模を有しており、また、十分に保護されていなければならない。	妥当性および生存能力は、以下によって異なる。規模、形状、緩衝、特性の持続性、脅威、周辺環境(背景)、物理的制約条件、特性・プロセスの規模、過剰・小規模

444 決議VIII/24 付属書II 第3項にて言及された。

付属書III

海洋保護地域の代表ネットワークの構築において考慮されるべき初期の4ステップ(段階)

1. 生態学および生物学的に重要な価値を持った最初の一連の地域の科学的な識別。利用可能な最高の科学情報を考慮に入れ、予防的アプローチを適用した上で、決定IX/20 付属書Iのクライテリアを用いるべきである。追加情報の入手に伴い、他のサイトが追加される可能性があることを理解した上で、生態学的価値がすでに認識されている最初の一連のサイトを構築する

ことに焦点を合わせるべきである。

2. 生物地理/生息地/群集の分類システムの構築および選定。当該システムは、適用規模を反映し、地域内の主要な生態的特性に対応しなければならない。この段階では、少なくとも2つの領域—海洋と深海底—の区別が必要である。
3. 上記ステップ1および2を踏まえて、定質的・定量的な技術を反復利用し、ネットワークに加えるサイトを特定する。これらのサイトの管理強化を検討する際は、認識されている生態的な重要性あるいは脆弱性を考慮し、代表性、連続性、再現による生態的な一貫性のための必要条件を考慮に入れなければならない。
4. 選定されたサイトの十分な存続能力の評価。規模、形状、境界、緩衝、管理体制の適切性について検討する。

29-2 UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/7

海洋肥沃化の海洋生物多様性への影響の科学的な統合に関する報告書。本報告書では、海洋肥沃化の定義・海洋肥沃化の科学的な仮説・海洋肥沃化アプローチのチェックと海洋生物多様性への潜在的な影響として、A. 鉄肥沃化 B. リン肥沃化 C. 窒素肥沃化 D. 深海水の噴出、調査結果の合成として、A. 有機体反応 B. 生物地球化学の変更 C. 実験の進歩およびモデリングなどについて提言している。

29-3 決定 IX/16

COP9の決定IX/16「生物多様性と気候変動」は、A. 気候変動に関する取組の本条約の作業計画への統合に関する提案、B. 3つのリオ条約間で相互支援的に気候変動に対処するための行動案、C. 海洋肥沃化（参照29-6に記述）、D. 泥炭地・生物多様性・気候変動に関する世界規模評価の結果、の4項目から構成されている。

各締約国など対し、付属書I、IIに行動案を示し、取組の実施、継続を求めている。付属書は以下の通りである。

付属書I

3つのリオ条約の枠組みにおいて締約国が必要であるとして求めている、あるいはすでに実施されている活動

1. 関連する相乗的な行動、プログラムに関する議論及び決定について、他の条約事務局員に逐次報告する。
2. CBD や、UNFCCC の技術移転に関する専門家グループなどの事務局員の間で経験の共有を継続する。
3. 各条約事務局は、条約の補助機関からの要請に従い、森林問題や適応に関する意見や情報を引き続き提供する。
4. 締約国によるCEPA活動における経験の共有。

付属書II

締約国によって提案されたリオ条約間の相乗効果を高めるための活動案（以下、抜粋）

政府窓口間の協力

1. 政府窓口と担当窓口チームとの定期的な会合の設定、など。

国家レベルの立案における協力

4. 相乗効果における格差を特定するために既存の国家計画を見直す。

5. 生物多様性、砂漠化、気候変動に関する協力によって恩恵を受ける関連セクターの計画及び政策を特定する、など。

技術移転

- 9.3 つの条約の技術移転データベースに情報を提供する。
10. 経済的実行可能性、社会的受容性、環境上の利点を考慮に入れた上で、必要に応じて、移転された技術に関する透明性のある影響評価およびリスク分析を行う、など。

森林と気候変動

13. 生物多様性、気候変動、砂漠化・土地劣化に関する問題を森林セクターの計画案に組み入れられる。
14. 国連森林フォーラム (UNFF) 並びに森林関連条約、その他の条約の政府窓口を、森林減少・劣化からの排出削減美及び植林・再植林による排出削減などの関連問題、森林の生物多様性に関する作業計画の実施に関する詳細な検討、その他関連問題に関する協議に関与させる。

気候変動への適応

15. 生物多様性、砂漠化・土地劣化問題を、気候変動適応計画に統合することを促進する。
16. エコシステムアプローチに照らして、分野横断的計画が気候変動への適応にもたらす利益についての考察を深める、など

研究及びモニタリング・組織的観測

20. 必要に応じて、国家および地方レベルで気候変動が生物多様性および砂漠化・土地劣化に与える影響を評価する。
21. 必要に応じて、相乗効果を高めるために役立つ地域及び原住民の知識を特定する。
22. 研究またはモニタリングの必要性を特定し、特定された必要性が満たされるようなメカニズムあるいはプロセスを確立する。
23. 気候変動が海洋及び海洋の生物多様性に与える影響に関する追加的な研究の奨励、など。

情報交換および広報

28. 相乗効果の伝達に関する教訓や経験を地域および世界レベルで共有する。

29-4 2011年から2020年までの戦略計画の目標6

COP10の決定X2「愛知目標2011年から2020年までの戦略計画及び愛知目標」の付属書「2011年から2020年までの戦略計画及び愛知目標 “自然との共生” (“*Living in harmony with nature*”)」の目標6は以下の通りである。

目標6: 2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

29-5 64/72 第113項から第130項

国連決議64/72 第113項から第130項は以下の通りである。

113. 深海生態系とその生物多様性の多大な重要性和価値を認識して、漁業資源を持続可能に管理し、海山、熱水噴出孔、及び冷水サンゴを含む脆弱な海洋生態系を破壊的な漁業慣行から保護するために、FAOの公海深海漁業管理に関する2008年国際ガイドラインを実施することについて、予防アプローチ及び生態系アプローチとの調和を保ちながら、個別の地域

漁業管理機関及び協定を通して、直ちに措置を取るよう国々に奨励する。

114. 脆弱な海洋生態系への底魚漁業の影響及び深海漁業資源の長期持続可能性に取り組む決定 61/105 の 80-91 項の重要性、並びに決定で求められている措置を再確認する、そして全ての国々及び関連する地域漁業管理機関または協定が、緊急にそれらの項目に従った義務を完全実施することの必要性を強調する。
115. 脆弱な海洋生態系への底魚漁業の影響に取り組む決定 61/105 及び本決定のどの項目も、条約（海洋法に関する国連条約）特に第 77 条で反映されているように、沿岸国家の大陸棚に対する主権的権利及び国際法下での大陸棚に関する沿岸国家の管轄権の行使を害するものではないことを想起する。
116. 決定 61/105 の 80、83-87 項を実施し、脆弱な海洋生態系への底魚漁業の影響に取り組むことに関して、国々、地域漁業管理機関または協定、ならびに底魚漁業を規制する権限を持つ地域漁業管理機関または協定を設立するための交渉に参加している国々が成し遂げた重要な進展を歓迎する。
117. また、公海深海漁業管理及び脆弱な海洋生態系の保護に関連した FAO の多大な作業 - 特にガイドラインの作成及び採用における - を歓迎する、そして、持続的な深海漁業の管理及び決定 61/105 の 80、83-87 項及び本決定の 119、120、122-124 項の実施に関する措置がガイドラインに従っていることを確実にするよう国々、地域漁業管理機関または協定に強く促す。
118. 成し遂げられた進展にも係わらず、全ての場合において、決定 61/105 の 80、83-87 項で呼びかけられた緊急措置が十分に実施されていないことについて、懸念をもって銘記する。
119. 決定 61/105 の 91 項に従って実施されたレビューに基づいて、予防アプローチ、生態系アプローチ、及び国際法に従ったさらなる措置が、決定 61/105 の 80、83-87 項の実施を強化するために必要とされることを考慮する、そして、これに関して、底魚漁業を規制する権限を持つ地域漁業管理機関と協定、かかる機関または協定を設立するための交渉に参加している国々、及び旗国に、国家管轄権を超えて以下の緊急措置をその地域で取るように奨励する。
 - (a) ガイドラインに従った、決定 61/105 の 83(a)項で呼びかけられた評価を実施する、そして、かかる評価が実施されるまでは、船舶が底魚漁業に従事しないように保証する。
 - (b) さらなる海洋科学的調査を実施する、及び脆弱な海洋生態系が発生した場所または発生しそうな場所を特定するために、利用可能な最高の科学技術情報を使用する、及びかかる生態系への重大な悪影響を予防するためにガイドラインに従った保護管理措置を採用する、または決定 61/105 の 83 (c)項で奨励されたように、保護管理措置が制定されるまで、かかる地域での底魚漁業を中止する。
 - (c) 決定 61/105 の 83(a)項及び本決定 119(a)項に従って実施された評価結果に基づくものを含む、脆弱な海洋生態系への重大な悪影響を予防するための他の保護管理措置を考慮に入れながら、利用可能な科学情報に基づき、ガイドラインに従って、脆弱な海洋生態系との遭遇の証拠を構成する事柄の定義 - 特に閾値及び指標種 - を含む、決定 61/105 の 83(d)項実施のための適切なプロトコルを設定し実施する。
 - (d) ガイドラインに従って、深海漁業資源及び対象外の種の長期持続可能性ならびに枯渇した資源の回復を保証するために、資源評価及び利用可能な最高の科学情報に基づいて、モニタリング、管理、及びサーベイランス手法を含む保護管理措置を採用する。そして、その科学情報が不確か、信頼できない、または不十分な場合には、漁業努力、漁獲能力、及び漁獲制限が、かかる資源の長期持続可能性に適切に相応するレベルであることを保証する方法を含む、予防アプローチとの一貫性を持つ保護管理措置を制定することを保証する。
120. 旗国、底魚漁業の規制権限を有する地域の漁業管理機関又は団体メンバー、及びかかる機関又は団体の設置交渉への参加国に対して、決定 61/105 の第 83、85 及び 86 項、現決定の第 119 項及び国際法に従い、国連指針と一致する措置を採択、実施し、並びにかかる措置が採

択、実施されるまで底魚漁業活動を許可しないよう要請する。

121. 開発途上国における特殊な状況及び要件並びに、国連指針中の或る技術的側面に対して完全実施を行う際に直面する可能性が有る特定の課題を認識するものであり、決定 61/105 の第 83～87 項、現決定の第 119 項及び国連指針に対するかかる国による実施は、開発途上国の特殊要件に関する国連指針第 6 節を完全に考慮するやり方で進めるものとする。
122. 国及び地域の漁業管理機関又は団体に対して、決定 61/105 及び現決定の関連項において求められる措置の実施に関する科学的及び技術的データ並びに情報の収集、交換に協力する努力を高め、国家管轄権を超えた地域における深海漁業を管理し、底魚漁業による重大な悪影響から脆弱な海洋生態系を保護する際、とりわけ以下を行うことでこれらを行うよう要請する。
 - (a) 現行の科学的及び技術的プロトコルを検討し、漁業及び地域にまたがって、ベストプラクティスの一貫した実施を促進し、これら目的を達成する際の開発途上国援助も含め、これを目指して国家管轄権及び地域の漁業管理機関又は団体を超えた地域で底魚漁業に従事する国が利用できるベストプラクティスを交換し、適切な場合は地域基準を策定する。
 - (b) 脆弱な海洋生態系に対して、個々の底魚漁業活動が重大な悪影響を持ち得るか否かについての評価、及び適宜、決定 61/105 の第 83, 85 及び 86 項に従って採択された措置を、国内法に一致して、公に入手可能とし、地域の漁業管理機関又は団体のウェブサイトにもこうした情報を含めるよう促進する。
 - (c) 国家管轄権を超えた地域における底魚漁業実施認可を受けた、旗を掲げた船舶リスト、及び決議 61/105 及び現決議の関連項を実施する目的で採択した措置を、旗国として国連食糧農業機関に提出する。
 - (d) 国家管轄権を超えた地域における底魚漁業操業に従事する船舶で、かかる船舶の責任を持つ旗国が決定不能である場合、そうした船舶に関する情報を共有する。
123. 国及び地域漁業管理機関又は団体に対して、データ収集基準、手順及びプロトコルを策定又は強化し、脆弱な海洋生態系の同定、かかる生態系に対する影響評価及び対象、非対象種に対する漁業活動が与える影響におけるプログラムを研究し、そうしたことを国連ガイドラインと一致し、当該文書パート13を含む、国連条約に従って行うことを奨励する。
124. 関連する国々に対し、必要に応じ、地域漁業管理組織あるいは協定を形成するために協力し努力することを求める。それは、地域漁業管理組織あるいは協定がカバーしていない国の管轄権を超える水域における海底漁業を規制することが出来るような組織あるいは協定とする。
125. 国の管轄権を超える水域における深海漁業の管理および脆弱な海洋エコシステムの漁業の影響からの保護に関し専門家の技術的アドバイスを提供する FAO の重要な仕事を高く評価し、ガイドラインの実行に関する FAO の更なる活動を奨励する。
126. 海洋資源の持続可能な利用と脆弱な海洋エコシステムの保護を保証する公海深海漁業プログラムに関する FAO の提案を歓迎する。それは、脆弱な海洋エコシステムの支援ツールとデータベースの開発に関する提案も含むものとする。また、各国が FAO 提案プログラムを支持し、優先度の問題としてその要因を解決するよう期待する。
127. FAO が、関連の国際的政府組織と協働し、国連決議第 61/105 号の第 83 項～第 87 項、同決議の第 119 項～第 122 項及びガイドラインの実施において旗国と地域漁業管理組織あるいは協定を支援する方法を検討するよう期待する。
128. 事務総長が、既存の資源の枠内で、持続可能な漁業決議に関する非公式協議にあてられた時間内に、そして将来の協定に影響を与えることなしに、国連決議第 61/105 号の第 80 項および第 83 項～第 87 項並びに同決議の第 117 項および第 119 項～第 122 項の実行につき審議するための 2 日間のワークショップを 2011 年に開催するよう要求する。このワークショップには、国連の慣行に従い、米国、FAO 及びその他関連の特別機関と基金、サブリージョナル・リージョナルな地域漁業管理組織あるいは協定、その他関連の政府間団体、及び関連

の非政府組織とステークホルダーが出席を求められる。

129. 国連決議第 61/105 号の第 80 項及び第 83 項～第 87 項並びに同決議の第 117 項及び第 119 項～第 122 項に従って各国及び地域漁業管理組織あるいは協定が取った行動の更なるレビューを 2011 年に行うこととする。これは、とられた措置が効果的に実行されることを保証し、更なる勧告を行おうとする考えによるものであり、また上記パラ 128 に言うワークショップにおける討議を考慮したものである。
130. 事務総長が、FAO の協力の下に、第 66 回総会に提出する漁業に関する事務総長報告に国連決議第 61/105 号の第 80 項及び第 83 項～第 87 項並びに同決議の第 117 項及び第 119 項～第 122 項に従って各国及び地域漁業管理組織あるいは協定が取った行動について述べることを求める。そして、各国及び地域漁業管理組織あるいは協定がその行動に関する情報を開示するよう期待する。

29-6 IX/16 C

COP9 の決定 IX/16 「生物多様性と気候変動」の C 「海洋肥沃化」は以下の通りである。

C. 海洋肥沃化

締約国会議は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関するロンドン条約（1972 年）及び 1996 年議定書の成果を銘記し、2007 年 11 月 5～9 日に開催された第 29 回締約国会合の決議を歓迎する。それは、(i) 科学者グループによる 2007 年 6 月の「海洋への鉄散布による CO2 隔離に対する懸念声明（Statement of Concern regarding iron fertilization of the oceans to sequester CO2）」を承認し、(ii) 各国に対し、大規模な海洋肥沃化計画案を検討する際は細心の注意を払うよう強く要請し、(iii) 海洋肥沃化に関する知識の現状に鑑みて、大規模な海洋肥沃化は現時点では正当化されるものではないとの見解を示した。

1. 事務局長に対し、海洋肥沃化の問題を共同連絡会にて取り上げるよう求める。
2. 締約国およびその他政府に対し、ロンドン条約の決議に従って行動するよう強く促す。
3. 海洋肥沃化のあらゆる側面を網羅した信頼性のあるデータは現在存在せず、そのため、潜在的なリスクを評価する際の基準が不十分であることを認識する。
4. ロンドン条約（1972 年）および 1996 年議定書の下で現在実施されている科学的・法的分析を念頭に置き、締約国に対し、予防的アプローチに従って、関連リスクの評価を含む海洋肥沃化を正当化する十分な科学的根拠が得られ、また、世界規模の透明性がありかつ効果的な管理・規制メカニズムが整備されるまでは、肥沃化活動を実施しないよう求め、その他政府に対してはこれを強く促す。但し、沿岸水域で実施される小規模な科学調査研究はこれに含まれないものとする。これらの調査研究は特定の科学データを収集する必要性によって正当化される場合のみ許可されるべきであり、調査研究が海洋環境に与える可能性のある影響について徹底的な評価を事前に実施することを前提条件とすべきである。また、これらの調査は厳しく管理されるべきであり、カーボンオフセットに係る取引やその他の商業目的に使用されることがあってはならない。
5. 事務局長に対し、ロンドン条約および議定書の下で現在実施されている科学的・法的分析の結果、その他の関連する科学的・技術的情報を、SBSTTA 第 14 回会合に提供するよう求める。

29-7 LC-LP.1 (2008)

2008 年の第 30 回ロンドン条約締約国会合及び第 3 回ロンドン条約議定書締約国会議で採択された「海洋肥沃化の規制に関する議定」。

2007 年 6 月の科学会合による大規模海洋肥沃化に関する「懸念表明」が、いまだ有効であるとし、2008 年 5 月の第 9 回 CBD 会議の決定 IX/16 が、「予防的アプローチに基づき、沿岸水域での小規模な科学的研究のための実験を除き、海洋肥沃化の活動の実施は、それに伴うリスクの評価を含む、その活動を正当化しうる十分な科学的基盤が存在し、地球規模で透明性のある効果的な制御・規制機構が設けられるまでは行われなことを確保するよう締約国に要求し、かつ、そ

の他の国の政府に要請する」としたことなどを銘記している。

海洋肥沃化の有効性及び潜在的な環境影響に関する知見は、正当な科学研究を除けば、現在その活動を正当化するに足るものではないとし、以下項目について合意している。

1. ロンドン条約及び議定書の対象範囲が海洋肥沃化の活動を含む。
2. 海洋肥沃化とは海洋における一次生産力を促進することを第一義的な意図としてあらゆる人為的活動を指す。
3. 正当な科学研究を規定するため、そうした研究はロンドン条約第 III 条 1(b)(ii)及びロンドン議定書第 1 条 4.2.2 の単なる処分の目的以外の目的での物質の配置とみなす。
4. 科学研究の提案は科学会合が策定した評価枠組みを用いて個別の案件ごとに評価する。
5. 前出の評価枠組が、とりわけ、提案された活動が条約及び議定書の目的に反するかどうかを判断するツールを含むものとする。
6. 特定の指針が整うまでは、締約国は科学研究の提案を評価するに当たって条約及び議定書と矛盾しない海洋環境保全が確保できるように最大限の注意と入手できる最善の指針 4 を用いて行う。
7. 正当な科学研究とは当該評価枠組みのもとで評価され容認できるとされた提案として定義される。
8. 現在の知見を前提として、正当な科学研究以外の海洋肥沃化の活動は許可されない。それらの他の活動は条約及び議定書の目的に反しているとみなし、また現状において条約第 III 条 1(b)及び議定書第 1 条 4.2 で定義する投棄のいずれの適用除外にも当たらない。
9. 本議定書は適切な間隔ごとに、新たな関連する科学的情報・知見に照らして再考される。

29-8 LC LP.2 (2010)

2010 年の第 32 回ロンドン条約締約国協議会及び第 5 回ロンドン議定書締約国会合で採択された「海洋肥沃化に伴う科学的調査の評価フレームワークに関する決議」。科学者会合による「懸念表明」は未だ有効であることを確認し、科学者会合がその都度、調査の提案を評価するため、海洋肥沃化に関する科学的調査の為に評価フレームワーク（以下、「評価フレームワーク」と言う）を採択した（第 1 項）。

このほか、科学的調査の提案は評価フレームワークを用いてその都度評価されるべきであること（第 2 項）更に、締約国は細心の注意を払って提案された海洋肥沃化活動が、ロンドン議定書またはロンドン条約の目的に反していない正当な科学的調査であるかどうかを確定する為に、評価フレームワークを用いること（第 3 項）などが合意され、また、最新かつ関連した科学的情報や知識を踏まえ、評価フレームは定期的に見直されるべきであるとしている。

29-9 IX/20 第 4 項

COP9 の決定 IX/20 「海洋及び沿岸の生物多様性」の第 4 項は以下の通りである。

4. 事務局長に対し、締約国、その他政府、関係機関と協力し、冷水性サンゴやその他の海洋生物多様性に対する深刻な脅威となる可能性があるとして特定されている海洋の酸性化、および酸性化が海洋の生物多様性および生息地に与える影響に関する利用可能な科学的情報を集約・統合し、第 10 回締約国会議に先立つ SBSTTA にて検討することができるようそれらの情報を公開するよう求める。

29-10 マナド海洋宣言 (Manado Ocean Declaration)

世界最大の島嶼国インドネシア政府の呼びかけにより 2009 年 5 月、沿岸域支援や汚染対策を気候変動が脅かす海洋環境の保護などについて討議する世界海洋会議がインドネシアの北スラウェシ州マナドで開催された。気候変動と海洋の関連性を政府間で話し合う初の国際会議で、70

カ国余りの閣僚や国際機関の代表らが出席し、「マナド海洋宣言」採択した。マナド海洋宣言は、気候変動で最も影響を受ける発展途上国沿岸地域への支援や海洋への影響調査の重要性などを訴え、また、海洋汚染への対策や持続的な漁業への取組などの重要性も強調している。

29-11 IX/20 の附属書 II 及び III

COP9 の決定 IX/20 「海洋及び沿岸の生物多様性」の附属書 II 及び III は以下の通りである。

附属書 II

海洋および深海の生息地を含む海洋保護地域の代表ネットワーク選定のための科学的指針

ネットワークに必要な特性及び構成要素	定義	適切なサイト特有の検討事項（特に重要な項目）
生態学および生物学的に重要な地域	<p>生態学および生物学的に重要な地域とは、他の周辺地域あるいは類似した生態学的特徴を持つ地域に比べて、生態系の中の一つまたは複数の種・個体群あるいは生態系全体へ重要なサービスを提供する地理的および海洋学的に孤立した地域である。あるいは、決議 IX/20 別紙 I のクライテリアを満たす地域である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特異性あるいは希少性 ・ 種の生活史の一段階にとって特別な重要性を持つ ・ 絶滅のおそれのあるあるいは減少傾向にある種および生息地にとって重要である ・ 影響を受けやすく、脆弱で、感受性が高く、回復が遅い ・ 生物学的生産性 ・ 生物の多様性 ・ 自然度
代表性	<p>ネットワークが全球海洋および世界各地の海の様々な生物地理区分を象徴している地域で構成されており、当該地の海洋生態系の生物および生息地の多様性を含むすべての生態系を十分に反映している場合、代表性があると言える。</p>	<p>生物地理学に見た生態系あるいは群集分類におけるあらゆる実例、種および群集の相対的な健全性、生息地の相対的な正常性、自然度</p>
連続性	<p>ネットワーク設計における連続性によりつながりが実現される。このつながりによって保護サイトは幼生あるいは種の交流などの恩恵を受ける。また他のネットワーク上のサイトとの機能上のつながりも実現する。連結されたネットワークでは、個々のサイトは互いに利益を享受しあう。</p>	<p>海流、還流、地形上の隘路、回遊ルート、種の分散、デトリタス、機能上のつながり。孤立した海山の群集などの孤立したサイトを含める可能性あり</p>
生態学的特性の再現	<p>生態学的特性の再現では、複数のサイトに、特定の生物地理区の特定の特性の実例が含まれていなければならない。“特性”とは、特</p>	<p>不確実性、自然変動、壊滅的な事象の可能性を明らかにする。自然変動の少ないあるいは正確に定義されている特性は、本質的に非常に変化しやすいあ</p>

	定の生物地理区において自然に発生する“種、生息地、生態のプロセス”を指す。	るいは極めて一般的にしか定義されていない特性に比べ、再現の必要性が低い。
十分に生存能力のあるサイト	ネットワーク内のすべてのサイトは、そのサイトが選ばれた根拠である特性の生態学的な生存能力および完全性を確保するために必要な規模を有しており、また、十分に保護されていないなければならない。	妥当性および生存能力は、以下によって異なる。規模、形状、緩衝、特性の持続性、脅威、周辺環境（背景）、物理的制約条件、特性・プロセスの規模、過剰・小規模

付属書Ⅲ

海洋保護地域の代表ネットワークの構築において考慮されるべき 初期の 4 ステップ（段階）

1. 生態学および生物学的に重要な価値を持った最初の一連の地域の科学的な識別。利用可能な最高の科学情報を考慮に入れ、予防的アプローチを適用した上で、決議IX/20 付属書 I のクライテリアを用いるべきである。追加情報の入手に伴い、他のサイトが追加される可能性があることを理解した上で、生態学的価値がすでに認識されている最初の一連のサイトを構築することに焦点を合わせるべきである。
2. 生物地理/生息地/群集の分類システムの構築および選定。当該システムは、適用規模を反映し、地域内の主要な生態的特性に対応しなければならない。この段階では、少なくとも2つの領域—海洋と深海底—の区別が必要である。
3. 上記ステップ1および2を踏まえて、定質的・定量的な技術を反復利用し、ネットワークに加えるサイトを特定する。これらのサイトの管理強化を検討する際は、認識されている生態的な重要性あるいは脆弱性を考慮し、代表性、連続性、再現による生態的な一貫性のための必要条件を考慮に入れなければならない。
4. 選定されたサイトの十分な存続能力の評価。規模、形状、境界、緩衝、管理体制の適切性について検討する。

X/30. 山地の生物多様性

締約国会議は

山地の生物多様性に関する作業計画の実施は、均衡のとれた形で生物多様性条約における 3 つの目的に沿っていなければならないことを強調し、

2005 年 12 月 22 日の総会決定 60/198 の第 16 項及び 2007 年 12 月 19 日の決定 62/196 の第 26 項において、総会は、生物多様性条約の下での山地の生物多様性に関する作業計画の採択に満足していると述べたことを想起し、

また、2009 年 12 月 21 日の総会決定 64/205 の第 23 項によって、総会が国家及び利害当事者が新たな政治的責任や適切な複数の利害当事者制度及び構造の設立を通して、生物多様性条約に基づいた山地の生物多様性に関する作業計画の実施強化を奨励したことも想起し、

山地の生物多様性の状況と傾向

1. 地球規模生物多様性情報機構(GBIF : Global Biodiversity Information Facility)のもと、開発中の生物多様性科学国際共同計画 (DIVERSITAS : International Programme of Biodiversity Science) の山岳生物多様性評価(GMBA : the Global Mountain Biodiversity Assessment)によってなされた達成により、分野別山地のポータルで、地理参照型データベースの使用が可能となり、山地特有の状況から一次多様性データを検索することが可能となったことに深く感謝し、定期的に分野別ポータルを更新し、情報を様々なフォーマットで幅広く活用できるようにすることを GMBA 及び関連組織に求める。
2. 締約国、政府、関連組織、原住民、地域社会に対し、定期的に情報収集や更新、特に 分野別ポータル使用に関して変更を監視し、以下の情報を普及することを求める。
 - (a) 生物学的、生態学的、社会経済的な重要性のある場所を含む山地、とりわけ生態系サービス上、絶滅寸前の特定地域の種や遺伝資源、特に食糧及び農業用の遺伝資源を含む山地の生物圏保護区の生物多様性
 - (b) 伝統的な知識や文化的側面に関連した山地の生物多様性
 - (c) 山地の生物多様性において、直接的及び間接的な要因の変化、特に気候変動や観光産業、スポーツ活動などの土地活用の変化
 - (d) 価値の高い種、特に地域固有の種の収穫が集中している地域の利用傾向や、また人口、居住地、生態系の特性における連続的な変化

計画要素 1 : 保護、持続的利用及び利益共有に向けての直接的行動

3. 締約国、関連組織、原住民、地域社会に以下を求める。
 - (a) 既存の山地保護区域の管理の効率化を図ること。
 - (b) 山地の生態系において、最優先事項の多様性地域を守るために、作業計画に則って効果的かつ適切に管理された保護区域を設立すること。
 - (c) 特に必要または可能な場合、侵略的外来種の拡散を避けながら地域固有の種、境界を越える山地保護地域の体制、保護区域をより広範囲な土地に統一する必要性を考慮しながら、保護回廊地帯や連結性を確立すること。
4. 締約国、政府に対して、山地の生物多様性を含む生物多様性の損失の直接的要因に真剣に取り組む 2011 年から 2020 年までの戦略計画を考慮しながら、各国の生物多様性戦略や行動計画 (NBSAP) の中で目標達成を評価する関連指標の開発と共に国家及び地域目標の開発と実施を考慮することを求める。これは生息地の変化、乱獲、汚染、侵略的外来種、気候変動による生物多様性への圧力を軽減し、山地の生物多様性及び関連する生態系サービスを守り、回復することを目的とし、気候変動緩和や適応へ貢献できると考えられる。

5. 締約国、政府、関連組織、原住民や地域社会に対して、決定 X/33 における生物多様性や気候変動に関する作業の詳細な検討を考慮しながら、山地の生物多様性に対する気候変動や適応、緩和問題について、以下によって真剣に取り組むことを奨励する。
 - (a) 山地の生物多様性及びその成分をそのままの状態での保全するための措置を開発、実施し、必要に応じて、現在及び将来的に気候変動による脅威にさらされる可能性のある遺伝資源や種の保全も行うこと。
 - (b) 必要に応じて、森林破壊を軽減し、悪化した森林の生態系を回復し、天然炭素や水質調整のような重要な生態系サービスを供給できるよう山地の役割を高めるための、泥炭地及び湿地を含む山地の土壌に含まれる炭素を保全する対策を講じること。
 - (c) 均衡の取れた方法で山地の生態系における生物多様性条約の 3 つの目的の達成に向けて有利な政策を開発、強化、実施し、その際山地の生物多様性及び関連する伝統知識に対する気候変動の影響を軽減し、回復力を高め、持続不可能な農業慣行に取り組むこと。
 - (d) 自然プロセス、生態系サービス、生物多様性の観察を通して、山岳地域の地球変動による影響を研究し、ネットワークを監視することを支援、調整する。
 - (e) 山岳地域における緩和戦略の一部として、また山地の生物多様性への影響を軽減するため、再生可能エネルギー計画の環境戦略評価を行う。
6. 関連組織やイニシアティブ、その他多くの中で、IUCN 世界保護地域委員会(WCPA : World Commission on Protected Areas)による山地生物相計画に対して、気候変動に関連するそれぞれの計画やプロジェクトにおいて各国を支援するよう求める。
7. 締約国に対して、均衡の取れた方法での山地の生態系における生物多様性条約の 3 つの目的の達成と、農業の改良や、山地の資源の保全と持続可能な使用の両立可能な大規模放牧や林業活動を促進するよう奨励する。

計画要素 2 : 保護、持続可能な利用、利益共有の実施手段

8. 締約国及び管轄内に山地を有する他の各国政府に対して、山地の生物多様性に関する作業計画の実施のための具体的行動、予定、能力開発の必要性を開発し、更に、必要に応じて、山岳地域における総合的な持続可能な開発戦略及び生物多様性戦略計画 2011-2020 に従い、改訂版生物多様性国家戦略及び行動計画に統合することで、バランスよく、山地の生態系における生物多様性条約の 3 つの目的の実施に向けて、長期的視点や生態系へのアプローチの導入を検討するよう求める。
9. 締約国に対して、2007 年 12 月 19 日の総会決議 62/196 の第 15 項で求められた持続可能な山地開発に向けて、国家または地域レベルでのセクターを超えた調整や協力を高めるために、既存の、もしくは新たに設立する国内委員会や複数の利害当事者制度の取り決めや構造を利用し、山地の生物多様性における作業計画の実施へつなげることを奨励する。
10. 締約国に対して、実行可能かつ必要な場合には、関与するすべての締約国によって必要とされ、要請、認可された際に、国際的及び地域組織からの効果的な資金を含む援助を得て、特に大型肉食動物など人間との対立が生じる可能性のある動物に関するものを含む山地の生物多様性の保全のために、地域共同戦略や行動計画を開発、実施することを奨励する。
11. 締約国、政府、関連組織に対して、均衡の取れた山地の生態系における生物多様性条約の 3 つの目的達成し、生態系サービスの供給を強調することで結果的に人類の幸福を保証することにつながることを目的として、高地／低地の交差する場所の開発を行うことを奨励する。
12. 国際総合山岳開発センター(ICIMOD : International Centre for Integrated Mountain Development)、アンデス環境地域の持続的開発のためのコンソーシアム(CONDESAN : the Consorcio para el Desarrollo de la Ecoregion Andina)、アルプス条約、カルパチア条約、アルプス保護イニシアティブやその他関連イニシアティブに対して、地域戦略作成への参画を強化し、各国から要請を受けた場合に各国と密接に作業し、そして、山地の生物多様性における作業計画の実施を支援することを求める。

13. 山岳パートナーシップ、GMBA やその他イニシアティブに対して、2009 年 12 月 21 日の総会決定 64/205 の第 23 項を念頭に置いて、各締約国と組織間の緊密な協力のもと、山地の生物多様性における作業計画の強化実施を促進することを求める。
14. 締約国、政府、世界植物保全戦略の目的に沿う関連組織、その他関連イニシアティブに対して、バランスよく山地の生態系における生物多様性条約の 3 つの目的を達成するために、着実かつ条約やその他の関連国際義務と一貫した財政的及びその他のインセンティブを提供することによって、自生山地植物や動物などの遺伝資源の保護状況を回復し、高めることを求める。

計画要素 3 : 保全、持続可能な使用、利益共有に対する支援行動

15. 締約国、他の政府、関連組織に対して、生態系サービスの供給を強調し、その結果として山地の住民と低地社会の幸福を守るため、バランスよく山地の生態系における生物多様性条約の 3 つの目的の実施を行うことの社会的、生態学的、社会的利益を強調して、国家、地域及び地球規模の広報、教育、普及啓発計画の開発、実施を求める。
16. 締約国、政府、関連組織に対して、最良の慣行、専門知識、情報共有、適切な技術を交換するため、山地間での共同計画の開発、実施を行うことを求める。
17. 科学社会、関連政府間組織、山岳社会が連携し合い、持続可能な適応及び緩和戦略を丹念に策定するために、気候変動の影響と山岳環境及び生物多様性に関する適応策や緩和策を研究することを締約国に対して強く要請し、政府、関連組織に対して奨励する。
18. 締約国、他の政府、関連組織に対して、バランスよく山地の生態系における生物多様性条約の 3 つの目的を実施するために、研究計画を開発することを求める。
19. 事務局長に対して、以下のことを要請する。
 - (a) 山地の生物多様性及び関連する決定事項に関する作業計画の実施において確定役国を支援するために、諸機関、イニシアティブ、地域条約の協力やパートナーシップを強化すること、
 - (b) 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムやその他の方法を通して、山地の生物多様性に関する情報、最良の慣行、ツール、資源普及に努めること。

X/31. 保護地域

締約国会議は

A. 実施強化戦略

1. 国家レベル

1. 締約国に対し、次のことを要請する。

- (a) 関連する全ての生物群系、生態地域又は生態系を含む、保護地域の代表システム及び一貫した生態系ネットワークの発展に貢献するため、保護地域の範囲及び質、代表性ならびに適切な場合は連結性を増進すること。
- (b) 適切な実施メカニズムなどの保護地域作業計画の実施のため、原住民と地域社会を含む関連する利害当事者の全てを関与させ、自国の事情及び優先順位を考慮に入れた上で長期行動計画を立案し、又は、必要に応じて関連する既存の計画を再設定し、必要に応じて、2011年から2020年の戦略計画の実施への貢献を視野に入れた上で、保護地域作業計画の主要アセスメントに基づき、活動、期限、予算及び責任の詳細な一覧を作成し、事務局長に対し当該計画の準備に関する報告書を第11回締約国会議において提出するよう要請すること。
- (c) 保護地域作業計画の行動計画を、可能な限り早く、第12回締約国会議開催の6カ月前までに、改定された国家生物多様性戦略及び行動計画（NBSAP）並びに関連するセクター別計画及び予算に統合し、事務局長に対し、保護地域行動計画のNBSAPならびに関連するセクター別計画及び予算への統合に関する報告書を第12回締約国会議において提出するよう要請すること。
- (d) 生物多様性の効果的な保全のために保護地域をより広範な陸地及び／又は海洋景観へ統合するエコシステムアプローチの適用を促進し、自国の管理目標に従い、保護地域内の持続可能な利用を円滑化すること。
- (e) 保護地域が所在する国家及び経済開発計画への保護地域の統合を円滑化するため、セクター間の連携及びコミュニケーションを強化するために必要に応じて多角的セクター諮問委員会の設立を推進すること。
- (f) コミュニケーション、教育及び普及啓発（CEPA）との関連で、特に意思決定者間において、保護地域作業計画に対する意識を高めること。
- (g) 保護地域の重要性に関する情報共有及び理解を促進するためのコミュニケーション計画を実行し、もって国家及び地方経済、生態系サービスの確保、公衆衛生、文化的価値の維持、持続可能な開発ならびに気候変動への適応及び緩和における保護地域の便益に関して、政府、地域社会及び非政府組織のあらゆるレベルの意思決定者及び主要セクターのステークホルダー（利害当事者）からの支援を高めること。
- (h) 絶滅危惧種に関する国際自然保護連合(IUCN : International Union for Conservation of Nature and Natural Resource)レッドリスト（Red List of Threatened Species）における保護地域システム図の作成、ユネスコ「人間と生物圏」計画（UNESCO Man and Biosphere Programme）、世界遺産条約（World Heritage Convention）、湿地に関するラムサール条約（Ramsar Convention on Wetlands）、絶滅のおそれのある生態系アセスメント、ギャップ分析、生物多様性重要地域（Key Biodiversity Area）及び重要野鳥生息地（Important Bird Area）その他の関連情報を含むその他の関連プロセスの既存の基準の開発時に、世界的な生物多様性の保全にとって重要なサイトを特定するための標準的な基準を考慮すること。
- (i) 保護地域作業計画の追加的な実行にあたって、必要に応じて原住民の権利に関する国

際連合宣言（United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples）⁶³に注意すること。

2. 締約国、その他政府及び関連機関に対し、あらゆる関連する規模の保護地域内の保全のため、及びその管理目標に従い、持続可能な利用のため、研究及び監視プログラムを開発し実行し、ならびに本条約の3つの目的に準拠した多種多様な種類、分類の保護地域の効果及び効率のアクセスメントを行うよう要請する。

2. 地域レベル

3. 地域イニシアティブ⁶⁴の進捗を銘記し、締約国に対し、保護地域作業計画の実施についての国家活動計画その他の関連作業計画に基づき、IUCN 世界保護地域委員会（IUCN WCPA: IUCN World Commission on Protected Areas）その他の保全機関との連携において、必要に応じて保護地域作業計画の国内のフォーカルポイントを通して、当該イニシアティブの形成を育成し、必要に応じて地域活動計画を策定し、ならびに地域技術支援ネットワークを通して、保護地域作業計画を実施するための資金調達、技術支援、経験の交換及び能力開発を調整するよう要請する。
4. それを行う立場にある国家、非政府組織その他の出資組織に対して、保護地域、特に海洋保護地域に関して地域イニシアティブを支援するよう要請する。
5. 締約国に対し、潜在的に越境保護区連携に適切な地区を積極的に模索し、効果的な手段により、実践の計画及び管理、連結性ならびに国境を越えた開発に関する越境連携を可能とする環境を創出するよう要請する。
6. 締約国に対し、既存のガイドライン、最優良事例及びツールを利用し、必要に応じて、越境保護区連携の有効性を向上させるために地域のガイドライン、最優良事例及びツールを作成し、ならびに当該連携の質を評価する方法及び手段を模索するよう奨励する。

3. 世界レベル

7. 事務局長に対し、資金が利用可能であることを条件として、次のことを求める。
 - (a) 作業計画のエレメント2（統治、参加、衡平及び利益配分）ならびに計画及び出資に関する具体的な日程を有する他の特定された優先事項、地域及び準地域の協定合意との連携の発展、保護地域に関する IUCN 世界会議、技術ネットワーク及び他のパートナーに特に注意を払った上で、地域及び準地域の能力開発ワークショップの開催を継続すること。
 - (b) 締約国パートナー及び国際機関と連携し、保護地域作業計画の主題に関するツールキット、最優良事例及びガイドライン（特に生態系サービス及び費用便益の価値のアクセスメントを行い、情報を伝達するための技術及びツール）の開発、保護地域システムの計画及び組織強化、十分に代表されていない生態地域、生物群系及び生態系の保護地域の対象範囲の向上、ならびに保護地域作業計画のエレメント2の実施を通して、追加的な技術支援を提供すること。
 - (c) 気候変動への適応及び緩和ならびに貧困緩和を含むミレニアム開発目標の達成のため、

⁶³ 2007年9月13日国際連合総会決議61/295、附属書

⁶⁴ ミクロネシア・チャレンジ（Micronesian Challenge）、カリビアン・チャレンジ（Caribbean Challenge）、海洋条約、ダイナル・アーク・イニシアティブ（Dinaric Arc Initiative）、アマゾン・イニシアティブ（Amazonian Initiative）、コーラル・トライアングル・イニシアティブ（Coral Triangle Initiative）、ナチュラ2000及びエメラルド・ネットワーク（Natura 2000 and Emerald Networks）、アルプス条約及びカルパティア保護地域ネットワーク（Alpine Convention and the Carpathian Network of Protected Areas）、南部アフリカのトランス・フロンティア保護地域イニシアティブ（Trans Frontier Conservation Areas Initiative）、欧州北極圏のバレンツ保護地域ネットワーク（Barents Protected Areas Network）（BPAN）、中央アフリカ保護地域ネットワーク（Le Réseau des Aires Protégées d'Afrique Centrale）（RAPAC）、西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States）（ECOWAS）、西アフリカ保護地域ネットワーク（Réseau des aires protégées d'Afrique de l'Ouest）（RAPAO）、地中海保護地域優先活動計画（Programme d'Actions Prioritaires pour les Aires Protégées en Méditerranée）並びに熱帯東部太平洋海洋回廊（the Tropical Eastern Pacific Marine Corridor）など

保護地域作業計画の実施によって健康、水、漁業、鉱業、観光その他のセクターにもたらされる利益、保護地域によって提供される生態系サービスの重要性に対する意識を、これらのセクターの主要アクターに相互利益に到達するために保護地域作業計画の実施促進にあたって連携する方法を議論させるワークショップの開催により高めること。

- (d) 他のアクターの中でも特に、原住民及び地域社会、関連する国際組織及び技術ネットワークの関与などを通して、世界中の保護地域作業計画支持者（Friends of the Programme of Work on Protected Areas）ネットワークを支援すること。
 - (e) 保護地域作業計画の実施における地域条約及び世界条約並びに各国の政策及び戦略との相乗効果を強化するため、連携及びコミュニケーションを支援すること。
8. 保護地域に関する IUCN WCPA その他の関連機関に対して、生態系の回復、保護地域における生物多様性の状態の監視及び評価、保護地域の統治、連結性、地域アプローチとの代表性、管理の有効性、保全回廊並びに気候変動への適応及び緩和に関する技術指導を展開するよう要請する。

B. 更なる注意が必要な課題

1. 持続可能な財政

9. 決定 IX/18 B【参照 31-1】の第 1 項を想起し、保護地域作業計画の完全な実施を可能にするため、開発途上国、後発開発途上国、小島嶼開発途上国及び市場経済移行過程諸国に、適切で、予測可能な時宜に適った金融支援を提供するよう、締約国、特に先進国の締約国に対し、さらに強く促し、その他政府及び地球環境ファシリティ（GEF:Global Environment Facility）を含む国際金融機関、地域開発銀行その他の多国間金融機関に対し、要請する。
10. 締約国に対して、次のことを要請する。
- (a) 保護地域システムに関する国内法制及びシステムに従った持続可能な財政計画を 2012 年までに立案及び実施し、必要に応じて、特に生態系サービスの支払など、現実的な需要のアセスメントならびに伝統的及び革新的な財政メカニズムを含んだ分散ポートフォリオに基づき、個別の保護地域を支援すること。
 - (b) 保護地域作業計画の実施についての行動計画を資金の取得利用の基礎として利用し、GEF の第 5 回増資期間の保護地域の生物多様性配分、保護地域に関連する二国間、多国間その他の財政支援を適時に適切に利用すること。
 - (c) とりわけ生態系サービスのより強い評価を基礎として、必要に応じて生態系と生物多様性の経済学（TEEB: The Economics of Ecosystems and Biodiversity）研究の成果を考慮し、資金の調達及び配分の追加的な手段及び手法を開発し及び実行すること。
11. 開発途上国である締約国、とりわけ後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに市場経済移行過程諸国に対し、ライフ・ウェブ・イニシアティブ（LifeWeb Initiative）などを通して、自国の国家生物多様性戦略及び行動計画並びに保護地域作業計画の行動計画に基づき、自国の保護地域システム全体及びプロジェクトの資金調達需要を表明するよう奨励し、資金提供機関及びそれを行う立場にある国々に対し、援助効果向上に関するパリ宣言（Paris Declaration on Aid Effectiveness）【参照 31-2】を考慮した上で、資金調達需要を支援するよう強く促す。
12. 資金提供機関、締約国及びそれを行う立場にある国々に対し、資金が利用可能であることを前提として、保護地域作業計画の実施資金の動員戦略を支援するため、関連する資金調達機関を関与させ、必要に応じてライフ・ウェブ・イニシアティブ（LifeWeb Initiative）との連携において、準地域及び国家的な資金提供機関の円卓会議を開催するよう奨励する。
13. GEF 及びその各実施機関（Implementing Agencies）に対し、適切で、集中的、十分かつ調和のとれた介入及びプロジェクトの連続性のため、迅速でつり合いの取れた支払いを能率化し、プロジェクトを保護地域作業計画についての各国の行動計画と提携させるよう強く促す。

2. 気候変動

14. 締約国に対して、次のことを要請する。
- (a) 気候変動の影響に取り組み、気候変動に対する回復力を向上させるため、生態系ネットワーク⁶⁵及び生態系回廊の作成などの連結性対策などの利用並びに荒廃生息地及び景域の回復などを通じた、保護地域をより広範な景域及び海洋景観ならびにセクターに統合する協調努力を通して、2015年までに保護地域作業計画の目標1.2を達成すること。
 - (b) 気候変動が生物多様性に与える影響に取り組むために、適応管理計画の立案を支援し保護地域の管理の有効性を向上させるため、科学的知見を高め、エコシステムアプローチの利用、原住民の伝統的知識の活用を強化すること。
 - (c) 気候変動への適応及び緩和における生態学的な代表性を有する実効的に管理された包括的な保護地域システムの価値及び便益を評価し、認識し、伝達すること。
 - (d) 生物多様性の保全が引き続き保護地域の主要目的であることを認識する一方、気候変動及び人類の福利に取り組むため、生物多様性の共通便益(コ・ベネフィッツ)を向上させる目的をもって、炭素固定化及び炭素貯蔵の維持を含む、生物多様性の保全、気候変動の緩和及び／又は適応の双方にとって重要な地域を特定し、必要に応じて、これらを保護し、回復し、効果的に管理し、及び／又は保護地域システムに含めること。
 - (e) 生物多様性の保全が引き続き主要目的であることを認識する一方、炭素固定化及び炭素貯蔵の維持並びに気候変動への適応のための生態系を基礎とするアプローチに貢献するにあたり、自然に機能する生態系及び、特に保護地域システムの保全及び管理を支援及び出資し、包括的な統合された保護地域システム(緩衝地域、回廊及び回復された景域を含む)に関する改良された設計及び管理アプローチを、既存の自国の適応戦略及び計画などを通して、気候変動へ取り組むためのNBSAPに関連付けること。
 - (f) 保護地域ネットワーク、及び気候変動の緩和、適応措置の計画にあたって関連する国家機関及びステークホルダーが利用するのに適したツールをさらに開発すること。これは、他の課題の中でも特に、生物多様性、自然の炭素貯蔵その他の生態系サービス、及び必要に応じて、陸上、海洋及び沿岸の各保護地域の脆弱性アセスメントを一体化させるものである。
15. 締約国に対し、いかにすれば気候変動の適応及び緩和戦略における資金調達機会が、生物多様性ならびに気候変動の適応及び緩和の共通便益(コ・ベネフィッツ)を高める一方、保護地域作業計画の実施に貢献し得るかを模索するよう要請する。
16. 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change) の締約国会議に対し、適切な社会的及び生物多様性保護措置を有する適応及び緩和戦略における保護地域の影響及び役割に注意を払い、保護地域ネットワークの拡大を伴った国家の緩和及び適応活動が気候に関連した資金メカニズムから財政的及び技術的支援を受けられるようにすることにより、保護地域における適応及び緩和に関連するプロジェクトを支援するよう催促する。
17. UNFCCC の締約国会議に対し、適応のための生態系を基礎とするアプローチ及び、特に、脆弱な地域社会及び生態系の回復力を形成するための効果的なメカニズム／ツールとしての保護地域の役割を考慮するよう要請する。
18. 事務局長に対し、決定 X/33 に盛り込まれたように、UNFCCC 及び砂漠化対処条約 (UNCCD: United Nations Convention to Combat Desertification) の各事務局にリオ3条約間の共同活動を展開するための提案を伝達する際に、保護地域の役割を確実に盛り込むよう求める。

⁶⁵ この作業計画の文脈においては、実効的な生物多様性の保全及び持続可能な利用のために保護地域をより広範な景域及び／又は海洋景観へ統合するエコシステムアプローチの適用を含む、必要に応じて、一部の国及び地域で用いられている一般名称。

3. 管理の有効性

19. 締約国に対し、ステークホルダーの全面的かつ効果的な参加を得た参加型の科学的基礎に基づいた配置計画を利用して 2012 年までに全ての保護地域について効果的な管理が存在するよう求める作業計画の目標 1.4 を考慮に入れ、管理の有効性のアセスメントを行うためには、特定の指標もまた必要とされることを銘記し、次のことを要請する。
- (a) 2015 年までに保護地域の総面積の 60% のアセスメントを行うという目標に向けて、多様な国家及び地域のツールを利用し、管理有効性のアセスメントの拡張及び制度化を継続し、結果を国際連合環境計画世界自然保全モニタリングセンター (UNEP-WCMC: United Nations Environment Programme World Conservation Monitoring Centre) が維持する管理の有効性に関する世界的データベースに報告すること。
 - (b) 保護地域の統治ならびに社会的な影響及び便益に関する情報を管理有効性評価プロセスに盛り込むこと。
 - (c) 管理有効性のアセスメントにおいて気候変動への適応及び緩和を考慮すること。
 - (d) アセスメントの結果が実施され、保護地域作業計画のその他のアセスメント (持続可能な財政、処理能力など) に組み込まれるようにすること

4. 侵略的外来種の管理

20. 生物多様性の損失の主要要因としての侵略的外来種の役割を銘記し、締約国に対し、保護地域の回復、維持ならびに、これが提供する生態系サービスの費用効果的なツールとしての侵略的外来種の役割を考慮し、そのため、侵略的外来種に関する決定 X/38 を考慮に入れ、保護地域作業計画の実施のための行動計画に侵略的外来種の管理を盛り込むよう要請する。

5. 海洋保護地域 (MPA)

21. 締約国、その他政府及び国際組織に対し、必要に応じて共同で又は地域若しくは準地域を基礎として、その能力に従い、生態学的又は生物的に重要な地域に関する保全及び持続可能な利用のための適切な手法の特定及び採用について、並びに、国際法に従った利用可能な最高の科学情報を基礎とする海洋保護地域の代表ネットワークを設立することなどによって海洋法に関する国際連合条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea) を含む国際法に従って、協力し、国連総会内の関連プロセスに情報を提供するよう奨励する。
22. 国家管轄権を超えた地域における海洋保護地域の設立の緩慢な進捗及び当該地域の指定について世界的なプロセスが存在しないことを銘記し、海洋法に関する国連条約を含む国際法に従った 2012 年の海洋保護地域の代表ネットワークの設立目標の達成に向けた取組を強化する必要性を強調し、ならびに、この点における総会の役割を想起し、総会に対し、国家管轄権を超えた地域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用、ならびに海洋保護地域に関する課題の検討のための国際的な協力及び協調を促進するためのアプローチに関する作業を推進するため、2011 年中に特別無期限非公式作業グループの会議を招集するよう事務局長に求めるよう要請し、締約国に対し、当該グループの作業を進めるため必要に応じて措置を講じるよう強く促す。
23. 締約国に対し、国家管轄権に基づく海洋保護地域又はその手法の採用にふさわしい国際レジームの対象である地域の長期にわたる適切な管理のための様々な手法を創設し、及び/又は強化し、有効な統治原則を組み込むよう奨励する。
24. 締約国に対し、生物多様性の保全及び管理を主要目的として、保護地域の管理目的に沿う場合は漁業管理ツールとして、海洋保護地域を設立するようさらに奨励する。

6. 内陸水保護地域

25. 締約国に対し、内陸水保護地域の指定又は拡大を通して、必要に応じて、自国の保護地域システム内の内陸水生態系及びその主要水文学的特徴の対象範囲、質、代表性及び連結性を増大させ、世界遺産条約 (World Heritage Convention) 及び湿地に関するラムサール条約 (Ramsar Convention on Wetlands) などの生物多様性関連条約に基づいて利用可能な適用されている既存の指定メカニズムの利用などを通して、これらの回復力を維持又は高め、生態系サービスを持続させるようさらに奨励する。

7. 保護地域の生態系及び生息地の回復

26. 締約国に対し、次のことを強く促す。
- (a) 生態系及び生息環境の回復努力を強め、必要に応じて、生態系回廊及び／又は保全措置などの保護地域内部、保護地域と隣接する景域及び海洋景観との間の連結性ツールを盛り込むことなどを通して、生物多様性の保全における保護地域の有効性を高め、気候変動その他のストレス要因に対する保護地域の回復力を高めること。
 - (b) 回復活動を保護地域作業計画の国家戦略及び行動計画に盛り込むこと。

8. 保護地域 (その生態系サービスを含む) の費用及び便益の評価

27. 事務局長に対し、生態系と生物多様性の経済学 (TEEB) 研究などの既存の作業に基づいて構築された異なる生物群系及び生態系の特徴を念頭に置いた上で、保護地域に関する IUCN WCPA ならびに原住民及び地域社会などの他のパートナーと協調し、作業計画を支援して保護地域の価値、費用、便益を評価するための既存の方法論及びガイドラインを模索及び評価し、必要な場合は評価結果を適用するために締約国に広めるよう求める。
28. 事務局長に対し、財源が利用できることを前提として、ならびに実施したアセスメントを基礎として、保護地域の費用及び便益を判断するためのガイドライン及び指標を作成するようさらに求める。
29. 締約国に対し、次のことを要請する。
- (a) 全てのレベルにおいて、地域の生活の持続、生態系サービスの提供、自然災害の危険低減、気候変動への適応及び緩和、健康、水その他のセクターにおける保護地域の役割、重要性、費用及び便益についての理解を高め、これらを伝達すること。
 - (b) 公園ビジター及び一般公衆に生物多様性の価値についてのより深い理解を植えつけ、その保護に対する支持及び参加を呼び起こすための革新的手法を発展させること。

9. 統治、参加、衡平及び利益配分に関するプログラム要素 2

30. 締約国に対し、次のことを奨励する。
- (a) 各プログラムの実施に関する情報及び実施強化のための共同行動の可能性に関する推奨事項の交換のため、国家レベルにおいて、保護地域作業計画と、生物多様性条約に基づく他の関連プロセス、とりわけ森林生物多様性、海洋及び沿岸の生物多様性に関する作業計画、機会の取得及び利益配分に関する作業並びに第 8 条(j)項(伝統的知識)ならびに本条約の関連条約、生物多様性の持続可能な利用に関するアジスアベバ原則、ガイドライン (Addis Ababa Principles and Guidelines for the Sustainable Use of Biological Diversity)⁶⁶ 及び先住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に関する文化的、環境的及び社会的影響アセスメント実施のための Akwé: Kon 任意ガイドライン (Akwé: Kon Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural,

⁶⁶ 決定 VII/12、附属書

Environmental and Social Impact Assessment regarding Developments Proposed to Take Place on, or which are Likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands and Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities) ⁶⁷に関連するプロセスなどとの協調を強化すること。

- (b) 本条約の 3 番目の目的に関する取得の機会及び利益配分に関する規定の保護地域の統治への統合を促進し、貧困緩和ならびに原住民と地域社会の生活における保護地域の役割についてのイニシアティブを支援すること。

31. 締約国に対し、次のことを要請する。

- (a) 自国の法律及び適用される国際的な責務に従い、保護地域に関して、公平な費用及び便益共有並びに原住民及び地域社会の全面的かつ効果的な参加に関する明確なメカニズム及びプロセスを開発すること。
- (b) 生物多様性の保全、協調管理及び統治類型の多様化における先住民族及び地域社会の保全地域並びに他のステークホルダー（利害当事者）の保全地域の役割を認識すること。

32. 決定 IX/18 A 第 6 項【参照 31-3】を想起し、締約国に対し、次のことをさらに要請する。

- (a) 適切な場合は原住民と地域社会その他の地域密着型組織を認識し考慮に入れるなど、適切な国内法制を導く、またはこれに従った保護地域の統治類型を向上させ、必要に応じてこれを多様化させ強化すること。
- (b) 必要に応じて、国内法制における承認その他の効果的な手段を通して、保全地域の国家保護地域システムにおける、共同管理された保護地域、民間保護地域並びに原住民と地域社会の貢献を認識すること。
- (c) 保護地域の統治におけるその権利を十分に尊重し、その責任を認識した上で、国法及び適用される国際的な責務と調和した、原住民と地域社会の全面的かつ効果的な参加のための効果的なプロセスを確立すること。
- (d) 保護地域の設立及び管理に由来する費用及び便益の双方の衡平な共有のための手段をさらに開発し実行し、保護地域を国内法制及び適用される国際的な責務と調和した地域的及び世界的な持続可能な開発の重要な構成要素にすること。
- (e) 原住民及び地域社会を、複数のステークホルダー（利害当事者）の諮問委員会、保護地域作業計画の国別報告に関する協議、保護地域システムの有効性に関する国家評価に参加させること。
- (f) 要素 2 の実施において、及び特に環境問題に関する紛争などの課題を含む保護地域の統治面について、国際組織、非政府組織及び資金提供機関の支援を受けて、必要に応じて、事務局及び他の組織が用意したツールキットを利用して保護地域の統治のアセスメントを実行し、保護地域機関及び関連ステークホルダーのための能力開発活動を実行すること。

10. 報告

33. 締約国に対し、次のことを要請する。

- (a) 国別報告の一部として、保護地域内の生物多様性の保全の全体的な状況並びに保護地域作業計画の行動及び成果を追跡する平明かつ効果的な報告プロセスを検討すること。
- (b) 本決定に附属する保護地域作業計画の実施における報告フレームワークを採用すること。このフォーマットは、標準化された、使い勝手のよいウェブベースのフレームワークを利用した定期的な更新を促進するものである。
- (c) 必要に応じて、原住民と地域社会の保全地域の世界的登録の提案などの標準化された

⁶⁷ 決定 VII/16 F、附属書

指標及び分類法を利用した自主的な詳細報告を検討すること。

- (d) ステークホルダーの情報提供及び検討のための透明かつ効果的なメカニズムを開発すること。
 - (e) 保護地域作業計画の報告が愛知目標及び関連指標に対する進捗報告に明確に統合されるようにすること。
34. 事務局長に対し、国別報告に記載された内容の追加情報を検討することにより、また、報告フレームワークを活用した締約国の回答を検討することにより、保護地域作業計画の実施の進捗状況及び成果の評価を強化するための選択肢を模索しコミュニケーションするよう求める。
 35. 締約国に対し、各国の保護地域システムに関する関連情報を、保護地域に関する世界データベース（World Database on Protected Areas）に共有し更新するよう奨励する。同データベースには、保護地域に関する国際連合リスト（United Nations List of Protected Areas）を含む。
 36. 事務局長に対し、財源が利用可能であることを前提として、報告フレームワークの利用に関する包括マニュアルを作成し、報告プロセスを円滑化するためにオンライン報告ツールを保護地域に関する世界データベース（World Database on Protected Areas）に統合し、締約国による双方のツールの共同利用を促進するよう求める。

C. 目標及びスケジュールに関する課題

37. 事務局長に対し、保護地域作業計画の目標を、愛知目標及び生物多様性条約戦略計画（2011-2020）に基づく具体的な指標及びスケジュールと協調させるよう求める。
38. 締約国に対し、これらの指標及びスケジュールを自国の国家目標に関連付け、保護地域作業計画の実施の進捗状況のモニタリングに焦点をあてるためにこのフレームワークを利用するよう要請する。

附属書

1. 保護地域作業計画の実施に関する国別概要	
<p>草案報告フレームワークは、実施状況を示すために、保護地域作業計画の 13 の主要目標に関するアセスメントの実施及びこれらのアセスメントの結果を実施するための具体的な活動の進捗状況の把握を容易にするものである。これらのアセスメントの実施の進捗状況は、0 から 4 で計測される（0-進捗なし、1-計画段階、2-初期進捗、3-重要な進捗、4-ほぼ又は完全に完了）。このフレームワークにおいて、締約国は、3つの期間（2004年より前、2004年から2009年の間、及び2010年以降）について、これらのアセスメントの結果を付記し、実施された具体的な措置を任意に記述することができる。該当しない設問については、N/A という文字を記入すること。PoWPA の焦点は、アセスメントに着手し完了している限り、又は国別報告の報告サイクルに従って、ユーザーID とパスワードを通して、CBD のウェブサイトへ情報をアップロードすることができる。</p>	
国名：	（国名）
調査者名：	（氏名）
調査者の電子メールアドレス：	（電子メール）
調査完了日：	（日付）
この調査のための情報収集に関与した人について簡単に説明してください	
1) PoWPA の実施のために複数ステークホルダーの諮問委員会が組織されたか？	（はい/いいえ）
2) PoWPA の実施のための行動計画が存在するか？	（はい/いいえ）
2) 「はい」の場合、戦略的行動計画の URL を記入（又は pdf を添付）してください：	（URL 又は添付文書）
4) 「はい」の場合、行動計画の実施を担当する主導機関はどこか？	（機関名）

5) 「いいえ」の場合、PoWPA の行動は他の生物多様性関連の行動計画に含まれているか？（含まれている場合、URL を記入するか添付文書を提供してください）	(URL 又は添付文書)
---	--------------

1.1 世界的に合意された目標への貢献としての世界的ネットワークに統合された保護地域に関する国家又は地域システムの確立及び強化

1) 回答国の保護地域ネットワークの代表性、包括性及び生態学的なギャップのアセスメントについていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)																								
2) 可能な場合、ギャップアセスメント報告の URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)																								
3) 保護地域システムについて具体的な目標及び指標はあるか？	(はい/いいえ)																								
4) 「はい」の場合、目標及び指標の URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)																								
5) 保護地域ネットワークの生態学的代表性を向上させるためにいかなる行動がとられたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：																									
√	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動</th> <th>2004 年より前</th> <th>2004 年から 2009 年の間</th> <th>2010 年以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規の保護地域を創設した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多様な種類の保護地域（多様な IUCN カテゴリー、CCA など）の配置を促進した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存の保護地域の境界を拡張及び/又は再設定した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護地域の法的形態及び/又は統治類型を変更した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ネットワークの代表性及び包括性を向上させるためのその他の行動</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行動	2004 年より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年以降	新規の保護地域を創設した				多様な種類の保護地域（多様な IUCN カテゴリー、CCA など）の配置を促進した				既存の保護地域の境界を拡張及び/又は再設定した				保護地域の法的形態及び/又は統治類型を変更した				ネットワークの代表性及び包括性を向上させるためのその他の行動			
行動	2004 年より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年以降																						
新規の保護地域を創設した																									
多様な種類の保護地域（多様な IUCN カテゴリー、CCA など）の配置を促進した																									
既存の保護地域の境界を拡張及び/又は再設定した																									
保護地域の法的形態及び/又は統治類型を変更した																									
ネットワークの代表性及び包括性を向上させるためのその他の行動																									

1.2 生態学的構造及び機能を維持するためのより広範な景域及び海洋景観ならびにセクターへの保護地域の統合

1) 保護地域の景域及び海洋景観の連結性及びセクター別統合のアセスメントについていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)																																																				
2) 可能な場合、保護地域の連結性及びセクター別統合のアセスメントの URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)																																																				
3) 保護地域の連結性及びセクター別の統合を向上させるためにいかなる行動がとられたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：																																																					
√	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動</th> <th>2004 年より前</th> <th>2004 年から 2009 年の間</th> <th>2010 年以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要な連結地域の法的形態及び/または統治を変更した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要な連結地域に新規の保護地域を創設した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結性を向上させるために天然資源管理を向上させた</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結回廊及び/又は緩衝地域を指定した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結性を促進するために市場インセンティブを創設した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要な連結地域の主要ステークホルダーの意識を変えた</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要な連結地域内部または周辺の法律及び政策を向上させた</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要な連結地域内の荒廃地域を回復した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要な連結地域内の土地利用計画、ゾーニング及び/または緩衝地帯を変更した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結性及び生態学的機能の障壁を除去した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護地域を貧困緩和戦略に統合した</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結性及び統合を向上させるためのその他の行動</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行動	2004 年より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年以降	主要な連結地域の法的形態及び/または統治を変更した				主要な連結地域に新規の保護地域を創設した				連結性を向上させるために天然資源管理を向上させた				連結回廊及び/又は緩衝地域を指定した				連結性を促進するために市場インセンティブを創設した				主要な連結地域の主要ステークホルダーの意識を変えた				主要な連結地域内部または周辺の法律及び政策を向上させた				主要な連結地域内の荒廃地域を回復した				主要な連結地域内の土地利用計画、ゾーニング及び/または緩衝地帯を変更した				連結性及び生態学的機能の障壁を除去した				保護地域を貧困緩和戦略に統合した				連結性及び統合を向上させるためのその他の行動			
行動	2004 年より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年以降																																																		
主要な連結地域の法的形態及び/または統治を変更した																																																					
主要な連結地域に新規の保護地域を創設した																																																					
連結性を向上させるために天然資源管理を向上させた																																																					
連結回廊及び/又は緩衝地域を指定した																																																					
連結性を促進するために市場インセンティブを創設した																																																					
主要な連結地域の主要ステークホルダーの意識を変えた																																																					
主要な連結地域内部または周辺の法律及び政策を向上させた																																																					
主要な連結地域内の荒廃地域を回復した																																																					
主要な連結地域内の土地利用計画、ゾーニング及び/または緩衝地帯を変更した																																																					
連結性及び生態学的機能の障壁を除去した																																																					
保護地域を貧困緩和戦略に統合した																																																					
連結性及び統合を向上させるためのその他の行動																																																					

1.3 地域ネットワーク、越境保護区 (TBPA) 及び国境を越えた近隣保護地域間の協調の設立及び強化

1) 保全の優先度並びに越境保護区及び地域ネットワークの設立機会の特定についていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)
---	-------------

2) 可能な場合、越境保護区及び地域ネットワークの機会アセスメントの URL を記入（又は pdf を添付）してください：		（URL 又は添付文書）		
3) 地域的な保護地域ネットワークを強化し、越境 PA を助成するためにいかなる行動がとられたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年 より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年 以降
	越境保護区を設立した			
	地域規模の保全回廊の設立に貢献した			
	地域ネットワークの設立に参加した			
	越境保護区を認めるための権限付与政策を創設した			
	多国間協調メカニズムを開発した			
	地域ネットワーク及び越境地域を助成するためのその他の行動			

1.4 現地密着型の保護地域の計画及び管理の実質的な向上

1) 保護地域管理計画の立案についていかなる進展があったか？		（状況：0 から 4）		
2) 回答国の保護地域の何パーセントが適切な管理計画を有しているか？		（ % ）		
3) 保護地域の総表面積の何%が管理計画の対象とされているか？		（ % ）		
4) 参加型の科学的基礎に基づいた管理計画の最近の事例の URL を記入（又は pdf を添付）してください：		（URL 又は添付文書）		
5) 保護地域の管理計画を向上させるためにいかなる行動が取られたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年 より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年 以降
	管理計画を立案するためのガイドライン及びツールを開発した			
	管理計画について研修及び／又は技術支援を提供した			
	保護地域の管理計画を立案した			
	管理計画を強化するために法制又は政策を変更した			
	既存の管理計画の科学的根拠を向上させた			
	保護地域の資源の棚卸しを実施した			
	管理計画を向上させるためのその他の行動			

1.5 保護地域に対する主要な脅威の悪影響の防止及び緩和

1) 保護地域の脅威の状況ならびに緩和、予防及び回復機会のアセスメントについていかなる進展があったか？		（状況：0 から 4）		
2) 可能な場合、脅威の状況ならびに緩和、予防及び回復機会のアセスメントの URL を記入（又は pdf を添付）してください：		（URL 又は添付文書）		
3) 保護地域の脅威を緩和もしくは防止し、又は荒廃地域を回復するためにいかなる行動がとられたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年 より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年 以降
	保護地域の状態及び／又は統治類型を変更した			
	脅威を防止及び緩和するためにスタッフ数及び／又はスキルを向上させた			
	管理計画に脅威に取り組むための手段を盛り込んだ			
	脅威を防止又は緩和するために管理実務を向上させた			
	脅威緩和財源を増加した			
	気候変動の影響に取り組むための計画を立案した			
	脅威を軽減又は防止するため市場インセンティブを変更した			
	脅威のモニタリング及び探知を向上させた			

	脅威関連行動の有効性を評価した			
	脅威に関する一般認識及び行動様式を向上させた			
	脅威に関する法律及び政策を変更した			
	荒廃地域を回復させた			
	脅威を緩和するための政策を立案及び／又は実行した			
	脅威の緩和及び防止のためのその他の行動			

2.1 衡平性及び利益配分の向上

1) 保護地域設立の費用及び衡平な利益配分のアセスメントについていかなる進展があったか？		(状況：0 から 4)		
2) 可能な場合、保護地域設立の費用及び衡平な利益配分のアセスメントの URL を記入 (又は pdf を添付) してください：		(URL 又は添付文書)		
3) 衡平な利益配分を向上させるためにいかなる行動がとられたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年 より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年 以降
	補償給付メカニズムを開発した			
	アクセス及び利益配分に関する政策を立案及び／又は適用した			
	衡平な利益配分メカニズムを開発した			
	PA の便益を貧困緩和に転用した			
	衡平な利益配分を強化するためのその他の行動			
5) 保護地域の何%について IUCN のカテゴリーが指定されているか？				
		(%)		
6) 可能な場合、保護地域の統治のアセスメントの URL を記入 (又は pdf を添付) してください：		(URL 又は添付文書)		
7) 統治類型を向上させ多様化させるためにいかなる行動が取られたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年 より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年 以降
	共同体保全地域などの革新的な統治類型を有する新規の保護地域を創設した			
	新規の統治類型を可能にするため法律又は政策を変更した			
	統治類型を多様化させるためのその他の行動			

2.2 先住民族及び地域社会並びに関連ステークホルダーの関与の強化及び確保

1) 原住民と地域社会、その他の主要ステークホルダーの主要な保護地域の決定への参加状況はどうなっているか？		(STATUS: 0-4)		
2) 原住民と地域社会の参加を向上させるためにいかなる行動がとられたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年 より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年 以降
	主要な保護地域の決定への地域社会の参加について機会及び需要のアセスメントを行った			
	参加を促進するために法律、政策及び／又は実務を向上させた			
	再定住に対する事前のかつ情報に基づく同意に関する政策を立案した			
	原住民及び地域社会の参加に関するメカニズムを向上させた			
	主要な決定への原住民及び地域社会の参加が増加した			

参画を促進するためのその他の行動			
------------------	--	--	--

3.1 保護地域の権限付与政策、制度的及び社会経済的環境の提供

1) 保護地域の創設及び管理に関する政策環境のアセスメントについていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)			
2) 可能な場合、政策環境のアセスメントの URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)			
3) 保護地域の政策環境を向上させるためにいかなる行動が取られたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年より 前	2004 年から 2009 年の間	2010 年 以降
	管理の有効性を強化するためにセクター別政策又は法律を調和させた			
	PA の価値及び生態系サービスを国民経済へ統合した			
	意思決定における説明責任及び／又は参加を向上させた			
	民間保護地域のインセンティブメカニズムを開発した			
	保護地域を支援するため積極的な市場インセンティブを作成した			
	実効的な管理の妨げとなる想定通りの効果のないインセンティブを除去した			
	保護地域の設立及び管理のための法律を強化した			
	越境地域に関して近隣諸国と協力した			
	公平な紛争解決のメカニズム及び手順を開発した			
	政策環境を向上させるためのその他の行動			
4) 地域及び国民経済への保護地域の貢献のアセスメントについていかなる進展があったか？		(状況：0 から 4)		
5) ミレニアム開発目標への保護地域の貢献のアセスメントについていかなる進展があったか？		(状況：0 から 4)		
6) 可能な場合、地域及び国民経済並びにミレニアム開発目標への保護地域の貢献のアセスメントの URL を記入（又は pdf を添付）してください：		(URL 又は添付文書)		
7) 保護地域の貢献を評価するためにいかなる行動が取られたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年より 前	2004 年から 2009 年の間	2010 年 以降
	政策決定者に対し保護地域の価値を認識するよう奨励するためのコミュニケーションキャンペーンを実施した			
	保護地域の価値に関連付けられた資金メカニズム（生態系サービスに対する支払いなど）を創設した			

3.2 保護地域の計画、設立及び管理のための処理能力の構築

1) 保護地域の処理能力需要のアセスメントについていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)			
2) 可能な場合、処理能力需要のアセスメントの URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)			
3) 保護地域の処理能力を強化するためにいかなる行動が取られたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年 より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年 以降
	保護地域のスタッフ向けの専門的な開発プログラムを創設した			
	主要なスキルについて保護地域のスタッフを教育した			
	保護地域のスタッフ数を増加した			

伝統的な知識の評価及び共有のためのシステムを作成した			
処理能力を向上させるためのその他の行動			

3.3 保護地域に関する適切な技術の開発、適用及び移転

1) 保護地域の管理の適切な関連技術の需要のアセスメントについていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)			
2) 可能な場合、技術需要のアセスメントの URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)			
3) 適切な関連技術へのアクセス及びこれの利用を向上させるためにいかなる行動がとられたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年以降
	生息地の回復及び機能回復のための適切な技術を開発し及び／又は利用した			
	資源マッピング、生物学的棚卸し及び迅速なアセスメントのための適切な技術を開発し、及び／又は利用した			
	適切なモニタリング技術を開発し、及び／又は利用した			
	保全及び持続可能な利用のための適切な技術を開発し、及び／又は利用した			
	保護地域と機関との間の技術移転及び協力を奨励した			
	適切な技術へのアクセス及びこれの利用を向上させるためのその他の行動			

3.4 保護地域の財政的持続可能性並びに保護地域の国家及び地域システムの確保

1) 保護地域の財政需要のアセスメントについていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)			
2) 可能な場合、財政需要のアセスメントの URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)			
3) 財政メカニズムの分散ポートフォリオを組み込んだ持続可能な財政計画の立案及び実施についていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)			
4) 可能な場合、持続可能な財政計画の URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)			
5) 回答国の保護地域の持続可能な財政を向上させるためにいかなる行動がとられたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年以降
	新規の保護地域資金メカニズムを開発した			
	保護地域の事業計画を立案した			
	収益配分メカニズムを開発した			
	資源配分手順を向上させた			
	財政に関する研修及び支援を提供した			
	会計及びモニタリングを向上させた			
	財務計画能力を向上させた			
	持続可能な財政に対する法的な障壁を除去した			
	機関間の財政責任を明確化した			
	持続可能な財政を向上させるためのその他の行動			

3.5 コミュニケーション、教育及び啓発の強化

1) 普及啓発及びコミュニケーションキャンペーンの実行についていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)		
2) 可能な場合、普及啓発及びコミュニケーション計画の URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)		
3) 一般認識を向上させ教育プログラムを強化するためにいかなる行動がとられたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：			

√	行動	2004年 より前	2004年から 2009年の間	2010年 以降
	保護地域に関する教育、啓発及びコミュニケーション プログラムの中核テーマを特定した			
	地域及び国民経済、ならびにミレニアム開発目標に対する保護地域の価値に関する普及啓発運動を実行した			
	気候変動の適応及び緩和における保護地域の価値に関する普及啓発運動を実行した			
	原住民及び地域社会などの主要ターゲット集団とのコミュニケーションを確立又は強化した			
	教育機関と共に保護地域カリキュラムを作成した			
	社会奉仕資料を作成した			
	社会奉仕プログラムを実行した			
	コミュニケーション、教育及び意識を向上させるためのその他の行動			

4.1 国家及び地域の保護地域システムに関する最低基準及び最優良事例の作成及び採用

1) 最優良事例及び最低基準の作成についていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)			
2) 可能な場合、保護地域の最優良事例及び最低基準の例の URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)			
3) 保護地域作業計画を通して達成された保護地域の成果をモニタリングするためのシステムが整備されているか？	(はい/いいえ)			
4) 最優良事例及び最低基準に関連していかなる行動が取られたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004年 より前	2004年から 2009年の間	2010年 以降
	保護地域の設立及び選択に関する基準及び最優良事例を作成した			
	保護地域の管理計画に関する基準及び最優良事例を作成した			
	保護地域の管理に関する基準及び最優良事例を作成した			
	保護地域の統治に関する基準及び最優良事例を作成した			
	最優良事例及び最低基準の試験、検討及び促進のために他の締約国及び関連組織と協力した			
	最優良事例及び最低基準に関するその他の行動			

4.2 保護地域の管理の有効性の評価及び向上

1) 保護地域の管理の有効性のアセスメントについていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)			
2) な場合、保護地域の管理の有効性のアセスメントの URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)			
3) 保護地域の総面積の何%について管理の有効性のアセスメントが実施されたか？	(%)			
4) 保護地域の数の何%について管理の有効性のアセスメントが実施されたか？	(%)			
5) 保護地域内の管理プロセスを向上させるためにいかなる行動が取られたか？ 該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004年 より前	2004年から 2009年の間	2010年 以降
	管理システム及びプロセスを向上させた			
	法の執行を向上させた			
	ステークホルダーの関係を向上させた			
	ビジター管理を向上させた			

天然及び文化的資源の管理を向上させた			
管理の有効性を向上させるためのその他の行動			
管理有効性の結果を UNEP-WCMC の WDPA に提出した			

4.3 保護地域の状況及び動向のアセスメント及びモニタリング

1) 保護地域の対象範囲、状況及び動向の効果的なモニタリングシステムの創設についていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)			
2) 可能な場合、最近のモニタリング報告の URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)			
3) 保護地域のモニタリングを向上させるためにいかなる行動が取られたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年以降
	主要な生物多様性の状況及び動向のアセスメントを行った			
	保護地域の対象範囲をモニタリングした			
	生物モニタリングプログラムを開発し、又は向上させた			
	保護地域の管理データに関するデータベースを開発した			
	モニタリング及び／又は研究の結果に基づいて管理計画を改定した			
	モニタリング及び／又は研究の結果に基づいて管理実務を変更した			
	地理情報システム (GIS) 及び／又はリモートセンシング技術を開発した			
	その他のモニタリング活動			

4.4 科学的知見の保護地域及び保護地域システムの創設及び有効性に対する貢献の確保

1) 保護地域の創設及び管理を支援するための適切な科学及び研究プログラムの開発についていかなる進展があったか？	(状況：0 から 4)			
2) 可能な場合、最近の研究報告の URL を記入（又は pdf を添付）してください：	(URL 又は添付文書)			
3) 保護地域の研究及びモニタリングを向上させるためにいかなる行動が取られたか？該当するもの全てにチェックを入れ、簡単な説明を記入してください：				
√	行動	2004 年より前	2004 年から 2009 年の間	2010 年以降
	主要な研究ニーズを特定した			
	主要な生物多様性の状況及び動向のアセスメントを行った			
	生物モニタリングプログラムを開発し、又は向上させた			
	社会経済上の主要な課題に関して保護地域の研究を行った			
	保護地域の研究の普及を促進した			
	モニタリング及び／又は研究の結果に基づいて管理計画を改定した			
	モニタリング及び／又は研究の結果に基づいて管理実務を変更した			
	その他の研究及びモニタリング活動			

【参照】

31-1 IX/18 B の第 1 項

COP9 の決定 IX/18 「保護地域」の B 「作業計画の実施に必要な十分かつ時宜を得た財政的資源を緊急課題として動員するための様々なメカニズムを介した選択肢」の第 1 項は以下の通りである。

締約国、特に先進国に対し、保護地域作業計画の全面的な実施を可能にするために、十分かつ順当で時宜を得た財政的支援を、途上国（特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国）及び市場経済移行過程諸国に対して行うよう強く促し、その他の政府、GEF などの国際金融機関、地域開発銀行、その他の多国間金融機関に対してはこれを要請する。

31-2 援助効果向上に関するパリ宣言（Paris Declaration on Aid Effectiveness）

2005 年 3 月 2 日にパリで開催された「援助効果向上に関するハイレベルフォーラム」において採択された、援助の質の改善を目指し、援助が最大限に効果を上げるために必要な措置について、援助国と被援助国双方の取組事項をとりまとめたもの。同宣言には現在、111 か国（援助国および被援助国を含む）、26 国際機関、14 民間団体が参加し、良い援助を実施するための規範として広く認知され、OECD-DAC（経済協力開発機構の開発援助委員会）を中心に実施が促進されている。また、同宣言には、①援助効果向上の 5 原則と、② 5 原則を具体的に実施し、援助の効果を向上するために援助国・機関等と被援助国のそれぞれが取り組むべき具体的な行動についての 56 の取組事項、③被援助国の国家計画に沿ってプログラム化された援助の割合、被援助国の公共財政管理・調達システムを利用した援助の割合等の 12 の指標が含まれている。

援助効果向上の 5 原則

<1> 自助努力 (Ownership)	被援助国は、開発戦略の策定と実施についてリーダーシップを発揮し、援助国・機関等はそれを支援する。
<2> 制度、政策への協調 (Alignment)	援助国・機関等による支援は、被援助国の開発戦略に沿って、可能な限り被援助国の財政・調達等の制度と手続きを利用して行う。
<3> 援助の調和化 (Harmonization)	援助国・機関等は、可能な限り援助の計画、実施、評価、報告等に関する制度・手続きを共通化する。
<4> 開発成果管理	被援助国の開発計画、予算措置、評価等の援助実施・管理に関連する制度を強化し、相互の連関性を強めることにより、開発の成果を高める。
<5> 相互説明責任：	援助国・機関等と被援助国は、援助資金や手続き、開発成果等に関して透明性を高め、相互に説明責任を果たす。

31-3 決定 IX/18 A の第 6 項

COP9 の決定 IX/18 「保護地域」の A 「保護地域作業計画の実施検討」の第 6 項は以下の通りである。

6. 締約国に対し、以下を要請する。

- (a) 必要に応じて、原住民、地域共同体、その他共同体に根差した組織を十分に認識し、かつ考慮に入れた適切な国内法に従い、あるいはこのような適切な法律の制定の契機となるべく、保護地域のガバナンス・タイプを改善し、必要に応じて、拡大・強化する。
- (b) 場合によっては、国の保護地域システム内で、国の法律あるいは他の有効な手段による認可を受けた共同管理保護地域、民間保護地域（private protected area）、原住民・地域社会による保護地域（CCA）が重要な役割を果たすことを認識する。
- (c) 必要に応じて、国家、地域、準地域レベルでの陸域および海域の生態系ネットワークを確立し、その重要性を高める。
- (d) 国の法令及び関連国際協定に従い、原住民・地域社会の権利を完全に尊重し、その責任を認識した上で、保護地域のガバナンスへの原住民・地域社会の全面的かつ効果的な参加を促す効果的なプロセスを確立する。
- (e) 保護地域の設定及び管理から生じる費用と便益を衡平に配分するための手段を引き続き開発・実施し、国内法令及び関連国際協定に従い、保護地域を地方及び世界規模の持続可能な開発の重要な要素のひとつとする。

(f) 地域及び準地域レベルでの保護地域作業計画の効果的な実施に貢献する地域的あるいは準地域的なフォーラムを設立あるいは強化する。このフォーラムでは、主に次のような活動を行うものとする。国の法令に従い、国境にまたがる保護地域の設置及び必要に応じた陸域、海域環境における生態系ネットワークの構築における協力、保護地域作業計画の実施において各地域が得た教訓の共有、地域的な能力開発計画の実施にむけた調整、保護地域作業計画の様々なテーマ別分野に必要な陸域及び海域の保護地域に関する専門家の地域ネットワークの確立、様々な提供国及び国際機関との協力による地域ドナー円卓会議の開催。

X/32. 生物多様性の持続可能な利用

締約国会議は

1. 科学技術助言補助機関（SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）の第 14 回会合⁶⁸のために作成された、本条約第 10 条（生物多様性の構成要素の持続可能な利用）の実施ならびにアジスアベバ原則及びガイドライン（Addis Ababa Principles and Guidelines）の適用の検討に関する事務局長ノートに附属したブッシュミート（食料用の野生鳥獣）の保全及び持続可能な利用に関するブッシュミートに関するリエゾングループ（Liaison Group on Bushmeat）の勧告を留意し、
2. 締約国及び他の政府に対し、次のことを要請する。
 - (a) 原住民及び地域社会の生活のための慣習的な持続可能な狩猟慣行に関して第 10 条(c)（生物多様性の伝統的・文化的利用慣行の保護）を考慮する一方、必要に応じてブッシュミートの保全及び持続可能な利用に関するブッシュミートに関するリエゾングループ（Liaison Group on Bushmeat）の推奨事項を実施すること。
 - (b) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用を促進し既存の計画の実施を強化するために、アジスアベバ原則及びガイドラインなどを通して、生物多様性及び生態系サービスの価値を各国の関連経済セクターに関する政策、計画及び戦略にさらに統合すること。
 - (c) 必要に応じて、生物多様性の持続可能な利用に関する基準、指標その他の関連モニタリングスキーム及びアセスメントを作成又は更に向上させ、2011 年から 2020 年の戦略計画の関連目標及び指標に貢献する国家レベルの目標及び指標を特定し活用すること。
 - (d) 生物多様性の持続可能な利用に関するアジスアベバ原則及びガイドライン（Addis Ababa Principles and Guidelines for the Sustainable Use of Biodiversity）【参照 32-1】⁶⁹ならびに生物多様性の持続可能な利用に関する本条約の他の規定の適用に関して、とりわけ管理計画を設定及び強制し、セクターを超えた統合及び協調を強化し、持続可能な利用の定義を具体化し、適応管理の概念の理解及び実施を向上させ、持続不可能かつ不正な活動に対抗することによって、必要に応じて人類及び財政上の処理能力を増大させること。
 - (e) 例えば、意思決定及び生物学的資源の管理について原住民及び地域社会の全面的かつ効果的な参加を得て、原住民及び地域社会による生物学的多様性の慣習的な持続可能な利用を国家戦略、政策及び行動計画に組み込むことなどにより、原住民及び地域社会による生物多様性の慣習的な持続可能な利用を保護し奨励するために障害に取り組む解決法を工夫すること。
 - (f) 原住民及び地域社会により創設され維持されているものを含む、農地や二次林などの人の影響を受けた自然環境の価値を認識し、当該地域における本条約の全ての目標の達成に貢献する取組、特に生物多様性及び伝統的な識見の持続可能な利用及び保全を促進すること。
 - (g) 意思決定において生物多様性及び生態系サービスの価値を十分に考慮するために、国家レベルでの協力を推進し異なる分野（とりわけ、エネルギー、金融セクター、林業、野生鳥獣管理、漁業、給水、農業、防災、健康及び気候変動など）を引き込むよう、2011 年から 2020 年の生物多様性条約戦略計画を考慮に入れ、必要に応じて、国家戦略及び行動計画（NBSAP）を検討し、改定し、更新すること。
 - (h) インセンティブ手段に関する作業計画（決定 V/15【参照 32-2】及び IX/6【参照 32-3】ならびに締約国会議の関連決定）及び NBSAP を参照し、生物多様性の持続可能な利用の生産、民間及び金融セクターでのメインストリーミング化、ならびに生物多様性に害を及ぼすインセンティブの特定、除去又は緩和を視野に入れて、自国のインセンティ

⁶⁸ UNEP/CBD/SBSTTA/14/7.

⁶⁹ 決定 VII/12、付属書 II

ブ手段及びフレームワークを検討及び改定し、必要に応じて更新すること。新規のインセンティブのみならず、強化した既存のインセンティブも、本条約の3つの目的その他関連する国際的な責務と一致し調和したものでなくてはならない。

- (i) とりわけ「汚染者負担原則」の適用、及び本条約の3つの目的その他関連する国際的な責務に一致し調和した、任意認定制度、責任消費慣行、行政によるグリーン調達、生物多様性に由来する商品のトレーサビリティなどの生産・加工・流通過程の管理の向上その他の原住民及び地域社会のメーカー識別製品などの認証制度などの生物多様性の持続可能な利用を支援しサプライチェーンの持続可能性を向上させる潜在力を有する効果的な市場原理に基づく方策の適用を奨励すること。
 - (j) エコシステムアプローチを考慮に入れ、大規模な生物多様性の保全を考慮に入れた良好な管理モデルを創設する目的をもって、生物多様性の持続可能な利用に関するパイロットプロジェクトの実施を支援すること。
3. 締約国、その他政府及び関連する国際機関その他機関に対し、次のことを要請する。
- (a) 必要に応じ、ライフ・ウェブ・イニシアティブ（LifeWeb Initiative）を保護地域への出資のクリアリングハウスとして活用すること。
 - (b) 民間セクターにおける生物多様性の持続可能な利用の統合を推進するために企業と生物多様性イニシアティブ（Business and Biodiversity Initiative）を促進すること。
 - (c) 民間セクターに対し、アジスアベバ原則及びガイドラインならびに本条約の互換条項を、セクター別及び企業の戦略、基準及び実務に採用、適用するよう奨励し、民間セクターの当該取組を円滑化すること。
 - (d) 知識の普及、能力開発及び慣習的な利用などの持続可能な利用の促進のためのパートナーシップの設立の助成、ならびに天然資源の持続可能な管理のための国連教育科学文化機関（UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）の人間と生物圏計画（Man and Biosphere Programme）、国際モデル森林ネットワーク（International Model Forest Network）その他同様のイニシアティブなどの景域レベルイニシアティブの貢献を認識し支援すること。
 - (e) 国際連合貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development）のバイオトレード・イニシアティブ（BioTrade initiative）などの生物多様性、開発及び貧困緩和を関連付けるイニシアティブを歓迎し強化すること。
4. 事務局長に対し、次のことを求める。
- (a) 現在及び将来の生活需要を支援し、ブッシュミートの持続可能な利用を削減するため、ブッシュミートに関するリエゾングループ（Liaison Group on Bushmeat）を通して、国連食糧農業機関（FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations）、国連開発計画（UNDP: United Nations Development Programme）、国際森林・林業研究センター（Center for International Forestry Research）その他の関連機関と協力して、利用可能なケーススタディに基づき、熱帯国及び亜熱帯国における生物多様性の持続可能な利用に基づいた小規模な食糧及び代替所得の選択肢を開発し、第11回締約国会議に先立つ会合においてSBSTTAが検討するために報告を提出し、当該会合に上記第1項で言及するブッシュミートに関するリエゾングループ（Liaison Group on Bushmeat）の推奨事項の改定版を提出すること。
 - (b) 関連基準と指標の検討を含む、持続可能な農業と林業のセクター別政策、国際ガイドライン及び最優良事例などの景域の観点から生物多様性の持続可能な利用を向上させる方法についての情報を蓄積し、結果を第11回締約国会議に先立つ会合においてSBSTTAに報告すること。この活動は、以下を含むがこれらに限られない関連機関と協調して実行すべきである。FAO及びこれの林業・農業委員会、食糧農業遺伝資源委員会（CGRFA: Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture）、食糧農業植物遺伝資源に関する国際条約（International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture）事務局、国連森林フォーラム（United Nations Forum on Forests）、野生動物取引監視プログラム（TRAFFIC: Wildlife Trade Monitoring Network）、国際自然保護

連合 (IUCN: International Union for Conservation of Nature) 及び森林に関する協調パートナーシップ (Collaborative Partnership on Forests) のメンバー。

SATOYAMA イニシアティブ

5. SATOYAMA イニシアティブ⁷⁰の展開の円滑化及び調整において日本国政府及び国連大学高等研究所 (United Nations University Institute of Advanced Studies) が果たした主導的役割が評価に値することを銘記する。
6. SATOYAMA イニシアティブを、生物多様性の便益及び人類の福利のために人類の影響を受けた自然環境をより良く理解及び支援するための潜在的に有益なツールとして認識し、SATOYAMA イニシアティブを本条約、国際的に合意された開発目標その他の関連する国際的な責務と一致・協調して利用すべきことを確認する。
7. 生物多様性条約第10条(c)に従った慣習的な利用の理解及び実施を推進するため、生物資源の持続可能な利用についてさらに知識を広め、能力を開発し、プロジェクト及びプログラムを促進するために SATOYAMA イニシアティブについてのさらなる議論、分析及び理解を認識し、支援し、SATOYAMA イニシアティブと UNESCO の人間と生物圏計画、国際モデル森林ネットワーク (International Model Forest Network) その他の地域社会及び先住民族社会によって開発及び管理されている地域社会保全地域を含むイニシアティブなどの他のイニシアティブ又は活動との相乗効果を促進すること。
8. SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (International Partnership for the Satoyama Initiative) を、ケーススタディの収集・分析、教訓の抽出及び多様な生物資源の持続可能な利用慣行に関する研究の促進、ならびに人類の影響を受けた自然環境に関する意識の向上、現場プロジェクト及び活動の支援などの SATOYAMA イニシアティブによって特定された活動を実行するメカニズムの一つとして注目し、締約国、その他政府及び関連機関に対し、当該イニシアティブを更に推進するために当該パートナーシップに参加するよう要請する。
9. SATOYAMA イニシアティブなどの生物多様性の持続可能な利用の促進を必要に応じて支援するよう事務局長に対し求め、締約国、その他政府及び関連機関に対し要請する。

【参照】

32-1 アジスアベバ原則及びガイドライン (Addis Ababa Principles and Guidelines)

第7回締約国会議で (決定 VII/12) 採択された生物多様性条約の3つの目的のうちの1つ、「持続可能な利用」を実践することを手助けするための原則とガイドライン。政府、資源管理者、先住民及び地域社会、民間セクター等による生物多様性の利用が長期的な生物多様性の減少に繋がらないよう支援することを目的とし、以下の14の原則とその運用上のガイドラインから成る。

- | |
|--|
| 原則1：行政のあらゆるレベルにおいて支えとなる政策、法律及び制度があり、これらがレベル間で効果的に連携している。 |
| 原則2：国際法および国内法と一致した行政的枠組みの必要性を認識し、生物多様性の構成要素の地元の利用者が十分な権限を与えられ、当該資源の利用に責任を持つ権利が公正に支持されなければならない。 |
| 原則3：生息域を悪化させるようなゆがんだ市場や、あるいは生物多様性の保全と持続可能な利用を損なう負のインセンティブを与えるような国際および国内の、政策、法および規則を特定し、除去もしくは緩和するべきである。 |
| 原則4：a 科学および伝統的かつ地域的な知識、b 環境への影響、社会経済的な影響および利用されている資源の現状に関するモニタリングから得られる、反復的で時宜を得た透明性のあるフィードバック、c モニタリング手法による時宜を得たフィードバックに基づいた管理の調整、に基づいて、順応的管理が実行されるべきである。 |
| 原則5：持続可能な利用の管理目標および実践は生態系の機能、構造、およびその他の生態系の構成要素への負の影響を回避もしくは最小化すべきである。 |

⁷⁰ UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/28.

<p>原則 6 : 生物多様性の利用と保全に関する全ての側面に対する学際的な研究が促進され支援されるべきである。</p> <p>原則 7 : 管理の空間的および時間的規模は、利用とその影響の生態的および社会経済的規模と両立するべきである</p> <p>原則 8 : 多国家間の意思決定および協調が必要とされる場合には国際的な協力のための協定があるべきである。</p> <p>原則 9 : 利用に関する管理と統治 (ガバナンス) の適切なレベルで、学際的かつ参加型のアプローチがなされるべきである。</p> <p>原則 10 : 国際的および国内の政策は、a 生物多様性の利用から得られる現在および潜在的価値、b 生物多様性の内在するその他の非経済的価値、c その価値と利用に影響を与える市場の力、を考慮すべきである。</p> <p>原則 11 : 生物多様性の構成要素を利用する者は廃棄物と環境への負の影響を最小限にし、利用によって得られる利益を最大限にするよう努めるべきである。</p> <p>原則 12 : 生物多様性の利用と保全によって生計を立て、影響を受ける、先住民と地域社会のニーズは、持続可能な利用とその保全とに対する寄与と共に、資源の利用からうまれる利益の衡平な配分という形で反映されるべきである。</p> <p>原則 13 : 生物多様性の管理と保全のためのコストは管理地域内で内包化され、利用からの利益の分配に反映されるべきである。</p> <p>原則 14 : 保全と持続可能な利用に関する教育と普及啓発が実行され、利害関係者と管理者の間のより効果的な意思疎通を図る方法が開発されるべきである。</p>

32-2 決定 V/15

決定 V/15「奨励措置(Incentive measures)」では、効果的な支援と政策やプロジェクトの優先順位付けのための資金メカニズムとして、実用的なガイダンスを開発することが採択された。実際の作業計画は、クリアリングハウスメカニズム (CHM) のデータベースを活用して、奨励措置の設計や運営において各国政府や各機関の間で経験の交換をすること等が決められた他、事務局長に対して、国連食糧農業機関、経済協力開発、貿易と開発、国連開発計画、国連環境計画、世界自然保護連合などの関係機関との協調行動を促進すること、2000 年から 2001 年 (国連環境計画/生物多様性条約の湿地の生物多様性に関する条約等の共同作業計画/SBSTTA/5/INF/12) の期間に、奨励措置の検討を含むこと等が定められている。

32-3 決定 IX/6

COP9 の決定 IX/6「奨励措置(第 11 条)」では、締約国や事務局長等に、以下を要請することを決定した。(抜粋)

2. 優良事例、得られた教訓、直面した問題その他のその実施における実際的経験に関する強化された情報交換の他、アセスメント、研究、分析及び能力開発などを通して、作業計画の実施により重点を置く。
3. 奨励措置に関する作業計画の詳細検討中に締約国、国際機関及びステークホルダーによって提供された奨励措置に関する豊富な有用情報を、条約のクリアリングハウス・メカニズムを通して普及するよう、事務局長に対して求める。
4. 以下により重点を置くことをさらに決定する。
 - (a) 啓発活動及び政策的措置の重要な基盤の1つとしての生物多様性及び関連する生態系サービスの価値のアセスメント
 - (b) 必要に応じ、エコ表示などを通じた、消費者の意思決定における生物多様性に関する科学的基礎に基づく情報の普及を促進する方法の開発
 - (c) 地域社会を基礎とする保全プログラム内を含む地域レベルでの代替収入源としての持続可能な方法で生産される生物多様性を基礎とする製品の促進におけるガイダンスの提供
 - (d) 地方、国家及び国際レベルでの生態系サービスの市場及び支払スキームを開発するためのアプローチ、これらの優位性の他、潜在的な限界及びリスク並びに生物多様性と先住民及び地域社会に対する潜在的な影響の研究

- (e) 様々な奨励措置の効果並びに様々な地理的領域における様々なグループ全体の、及び長期において生物多様性に及ぼす影響の分析
- (f) 有益な奨励措置を含む奨励措置の有効性のアセスメント方法及び想定通りの効果のない奨励措置の除去方法

有益な奨励措置及び想定通りの効果のない奨励措置の除去

5. 締約国、その他政府及び国際機関に対し、開発途上国における森林減少及び森林荒廃による排出削減のための予定される措置が生物多様性条約の目的に矛盾しないが、森林の生物多様性に対して、並びに可能な場合は先住民及び地域社会に便益をもたらすものとなるようにするよう要請する。
6. 事務局長に対し、政府が指名する実践者並びに関連機関及びステークホルダーからの専門家で構成される、想定通りの効果のない奨励措置の除去及び緩和並びに有益な奨励措置の促進に関する国際ワークショップを開催し、並びに、第10回締約国会議における検討のために第10回締約国会議に先だって開かれる科学技術助言補助機関（SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）で考慮するために、様々な地域からの優良事例の限定数を識別するよう求める。など

X/33. 生物多様性と気候変動

締約国会議は

1. 第 2 回生物多様性と気候変動に関するアドホック技術専門家グループ (Second Ad Hoc Technical Expert Group on Biodiversity and Climate Change) の報告⁷¹に留意し、締約国、その他政府及び関連機関に対し、生物多様性及び気候変動に関する取組を実行する際に必要に応じてこの成果を考慮するよう奨励し、事務局長に対してはこれを求める。
2. 生物多様性の損失及びその潜在的な損害が、とりわけ気候変動に対する影響力の一つであることを認識する。
3. 気候変動枠組条約 (UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change) に基づいて現在実施されている森林減少及び森林劣化による排出量の削減 (REDD: Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation) 並びに開発途上国における森林保全、持続可能な管理及び森林の炭素貯蔵の強化の役割に関する議論、ならびに生物多様性条約及び UNFCCC の双方の目標の達成の支援におけるその重要性を銘記し、締約国に対し、この課題に関する継続的な議論における生物多様性の重要性の考慮を促進するよう奨励する。
4. とりわけライフウェイイニシアティブなどを通じた、開発途上国 (特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国) 及び市場経済移行過程諸国の保護地域の内外双方に充当される、気候変動の適応及び緩和手段のポートフォリオの一部としての本条約第 20 条 (資金) に従った新規のかつ追加的な資金などを通じた生物多様性の保全及び持続可能な利用の財政支援の提供を改善することにより、気候変動によって引き起こされる課題及びこれが生物多様性に与える悪影響の一部に取り組むこともできることを認識する。
5. 気候変動に由来した生物多様性の課題 (特に脆弱性及び適応に関するもの) に取り組むために、開発途上国 (特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国) 及び市場経済移行過程諸国が本条約第 20 条 (資金) に従った新規のかつ追加的な資金などの財政支援の提供及び技術支援について差し迫った需要を有していることもまた認識し、先進国に対し、気候変動が生物多様性に与える影響への開発途上国の取組を支援するため、本条約に基づく自国の開発途上国に対する財政上の約束を全面的に果たすよう強く促し、資金提供機関に対し、生物多様性及び気候変動に関する締約国会議の決定の実施をより優れたものとするため、開発途上国 (特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国) 及び市場経済移行過程諸国に適切な支援を提供する方法及び手段について事務局長と協議するよう要請する。
6. 地球環境ファシリティ (GEF: Global Environment Facility) に対し、生物多様性及び気候変動に関する締約国会議の決定 (特にリオ条約間の協力強化に関するもの) に従った締約国の取組を円滑化するため、当該決定を各実施機関 (IA: Implementing Agency) により良く伝達する方法及び手段について事務局長と協議するよう要請する。
7. 締約国に対し、自国の事情に従い、国家及び準国家レベルで生物多様性及び気候変動インターフェイスに関する報告及びデータ収集を合理化するためのメカニズムの開発を考慮するよう提案する。
8. 締約国、その他政府に対し、国内の事情及び優先事項ならびに関連する機関、プロセスに従い、気候変動の緩和及び適応に貢献する一方生物多様性及び生態系サービスを保全し、持続的に利用し、回復する方法についての以下のガイダンスを考慮するよう要請する。

気候変動が生物多様性に与える影響のアセスメント

- (a) 気候変動及び海洋酸性化が生物多様性と生態系サービスに与える影響を特定し、モニタリングして取組み、利用可能な最新の脆弱性及び影響のアセスメントフレームワーク及びガイドラインを利用して生物多様性及び生態系サービスの提供における将来的

⁷¹ UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/21.

なりスクのアセスメントを行う。

- (b) 適応の優先度の特定を視野に入れて、気候変動が生物多様性及び生物多様性を基礎にした生活に与える影響（特に、気候変動のマイナスの影響に対して特に脆弱であると特定された生態系内の生活に関するもの）のアセスメントを行う。

気候変動が生物多様性及び生物多様性を基礎にした生活に与える影響の低減

- (c) 生物多様性を維持し回復する保全及び持続可能な管理戦略を通して、生態学的に実現可能な限り、気候変動によるマイナスの影響を低減する。
- (d) 気候変動の中での種の適応能力及び生態系の回復力を高める活動を実施する。とりわけ、
 - (i) 公害、乱獲、生息地の喪失及び分断化ならびに侵略的外来種などの気候ストレス以外のストレスの低減
 - (ii) 可能であれば、向上した適応力のある総合的な水資源、及び海洋、沿岸域の管理などを通じた気候に関連したストレスの低減
 - (iii) 保護地域に関する決定 IX/18 及び保護地域作業計画（目標 1.2、行動 1.2.3）【参照 33-1】に従った、生態系ネットワーク及び生態系回廊の作成などの連結性対策の利用ならびに荒廃生息地及び景域の回復などを通じた保護地域ネットワークの強化
 - (iv) 生物多様性のより広範な海洋景観及び景域管理への統合
 - (v) 荒廃した生態系及び生態系機能の回復
 - (vi) モニタリング及び評価システムの強化による適応管理の円滑化
- (e) 気候変動下においては自然適応が困難であることを念頭に置き、域内保全活動がより効果的であることを認識し、侵略的外来種の拡散などの故意でない生態学的結果を回避するための予防アプローチを考慮に入れ、適応能力の維持及び危険にさらされた種の存続の確保に貢献することができる、とりわけ生息地の移動、定着援助及び飼育下繁殖などの域外対策もさらに考慮する。
- (f) 気候変動の結果として新規用途に利用可能となった地域の景域及び海洋景観の管理を含む、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための戦略を立案する。
- (g) 次のために特別な対策を講じる。
 - (i) 移動性の種などの気候変動に対して脆弱な種
 - (ii) 本条約附属書 I の第 2 パラグラフを考慮に入れた、気候変動の中での遺伝子多様性の維持
- (h) 気候変動の緩和及び適応メカニズムの一つとしての生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要な役割についての普及啓発及び能力開発戦略を取る。
- (i) 海洋景観及び景域全体での生態系の連結性及び回復力を強化し、もって気候変動の中で基本的な生態系サービスを維持し生物多様性を基礎とした生活を支援するという、原住民と地域社会の保全地域の役割を認識する。

生態系を基礎とする適応アプローチ

- (j) 気候変動が生物多様性に与える影響を限定し、人々が気候変動の負の影響に適応するために生態系を管理することができることを認識し、必要に応じて、地域社会の複合的な社会的、経済的及び文化的な共通便益(コ・ベネフィッツ)を考慮に入れた総合的な適応戦略の一部として、生態系を基礎とする適応アプローチを実施する。当該アプローチには、生態系の持続可能な管理、保全及び回復が含まれることがある。
- (k) 国内の能力及び事情に従って、生態系を基礎とする適応アプローチを、適応戦略及び計画、砂漠化に対抗するための国家行動計画、国家戦略及び行動計画（NBSAP）、貧困

/...

緩和戦略、災害リスク軽減戦略ならびに持続可能な土地管理戦略などの関連戦略に統合する。

- (l) 生態系を基礎とする適応アプローチの計画及び実施にあたって、その提供する様々なサービス及びそれから生じる可能性のある潜在的なトレードオフのアセスメントを行うために、様々な生態系管理の選択肢及び目標を慎重に考慮する。

生態系を基礎とする緩和アプローチ

- (m) 気候変動の緩和と適応活動のための生態系を基礎とするアプローチ間の生態学的、社会的、文化的及び経済的な利益などの複合的な利益の達成を考慮する。
- (n) UNFCCC、UNCCD (United Nations Convention to Combat Desertification)、湿地に関するラムサール条約 (Ramsar Convention on Wetlands) 及び生物多様性条約の目標の達成への貢献として、かつ当該目標と一致した形で、生態系管理活動 (中でも、自然林、自然草地及び泥炭地の保護、再植林活動において森林種の自然群生の利用を考慮する持続可能な森林管理、持続可能な湿地管理、荒廃した湿地及び自然草地の回復、マングローブ、塩沼地及び藻場の保全、持続可能な農業生産方式並びに土壌管理など) を実施する。
- (o) 森林景観において、伐採、開墾及び／又は荒廃を前提として、炭素を隔離し天然の原生林及び二次林の荒廃及び開墾を制限する一方、必要に応じて、生物多様性の保全及び関連サービスを向上させるために、種の自然群生の利用を優先して、改良された土地管理、再植林及び森林回復を実施する。
- (p) 気候変動の緩和のための植林、再植林及び森林回復活動の設計、実施及びモニタリングの際に、次のことなどを通じた生物多様性及び生態系サービスの保全を考慮する。
 - (i) 生物多様性の評価が低い土地又は主に外来種から構成された生態系で、できれば荒廃したもののみを転換すること
 - (ii) 実現可能な限り、植林を行う種の選択時に順化した在来樹種を優先すること
 - (iii) 侵略的外来種を回避すること
 - (iv) すべての有機炭素プールにおける炭素貯蔵の純減を防止すること
 - (v) 連結性を強化し森林地域内の生態系サービスの提供を増大させるために、植林活動の実施場所を景域内で戦略的に定めること
- (q) 適当な場合には関連する政策決定及び実施プロセスへの住民と地域社会の全面的かつ効果的な参加の確保の必要性を考慮に入れ、開発途上国における REDD 並びに森林の保全、持続可能な管理及び森林の炭素貯蔵の強化の役割、他の持続可能な土地管理、並びに生物多様性の保全、持続可能な利用の生物多様性に対する利益を高め、これらの負の影響を回避し、国内法制に従って土地所有権及び借地制度を考慮する。
- (r) 現在の炭素貯蔵の維持及び潜在的な増加と同時に生物多様性の保全及び持続可能な利用にもつながる可能性のある、農業セクターにおける広範な持続的活動のアセスメントを実施し、モニタリングする。
- (s) 泥炭地その他の湿地、草地、サバンナ及び乾燥地などにおける土壌、生物体内の有機炭素を保全し回復する一方、必要に応じて、特に土壌の生物多様性に関して、生物多様性の保全を促進する。
- (t) UNFCCC、UNCCD、湿地に関するラムサール条約及び生物多様性条約の目標の達成への貢献として、マングローブ、泥炭地、潮間塩沼地、昆布林及び藻場などの気候変動の影響に対して脆弱な又は気候変動の緩和に貢献する海洋及び沿岸生息地の保全、持続可能な利用及び回復を強化する。

気候変動の緩和及び適応対策の生物多様性への影響の軽減

- (u) 各国の事情に基づいて、とりわけ、利用可能なすべての気候変動の緩和及び適応の選択肢の考慮を円滑化する戦略的環境アセスメント（SEA: strategic environmental assessment）⁷²及び環境影響評価（EIA: environmental impact assessment）の結果に基づき、気候変動の緩和及び適応対策が生物多様性に与えるプラスの影響を増加させ、負の影響を軽減させる。
- (v) 再生可能エネルギーなどの効果的な気候変動の緩和及び適応活動の計画及び実施において、生物多様性及び生態系サービスの提供に与える影響を考慮に入れ、次のことを通して、生物多様性にとって重要な地域の転換または荒廃を回避する。
 - (i) 原住民及び地域社会の全面的な関与などの伝統的な知識の考慮
 - (ii) 科学的に信頼できる知識ベースの構築
 - (iii) 生物多様性の保全及び持続可能な利用にとって重要な生物多様性の構成要素の考慮
 - (iv) エコシステムアプローチの適用
 - (v) 生態系及び種の脆弱性のアセスメントの展開
- (w) 決定 IX/16 C【参照 33-2】に沿って、かつこれと一致する形で、海洋肥沃化、生物多様性及び気候変動について、地球工学に関する科学的根拠に基づいた世界規模の透明性かつ効果的な管理・規制メカニズムが存在しない中、環境及び生物多様性に対する関連するリスク、ならびに関連する社会的、経済的、文化的影響についての適切な考慮がなされるまでは、予防アプローチ及び本条約第 14 条（影響の評価及び悪影響の最小化）に従い、生物多様性に悪影響を与える可能性のある地球工学活動⁷³が行われなようにする。但し、本条約第 3 条（原則）に従って管理された環境において行われる小規模な科学調査研究であって、特定の科学データを収集する必要性によって正当化され、かつ環境に与える可能性のある影響について徹底したアセスメントを事前に実施することを前提とする場合のみを例外とする。
- (x) 海洋肥沃化活動が、ロンドン条約／ロンドン議定書（London Convention/London Protocol）【参照 33-3】を踏まえ、決定 IX/16 の C に従って取組まれるようにする。

評価及びインセンティブ対策

- (y) 気候変動関連活動の計画及び実施に際し、多様な評価手法を利用することにより、生物多様性及び生態系サービスの評価を考慮に入れる。
 - (z) 必要に応じて、生物多様性及び関連する社会的、文化的側面を考慮に入れた、生物多様性条約その他の関連する国際責務に一致し調和した気候変動関連活動を円滑化するためのインセンティブを考慮する。
9. 事務局長に対し、次のことを求める。
- (a) 国家能力自己評価（NCSA: national capacity self-assessment）のためのリソースキットの検討及び改定について、当該自己評価によって特定された活動の実施において生物多様性及び気候変動に関する締約国会議の決定（特に生物多様性及び気候変動に関する決定 IX/16 を実施するための開発途上国の能力の強化に関するもの）がより良く反映されるようにすることを視野に入れて、国連環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）、国連開発計画（UNDP: United Nations Development Programme）

⁷² 決定 VIII/28（生物多様性の包括的影響アセスメントに関する自主ガイドライン）。

⁷³ 将来の地球工学活動の定義についての審議を損なうものではないが、生物多様性に影響を与える可能性のある、大規模に日射量を故意に減少させ、又は大気からの炭素固定化を増加させる技術（大気中に排出される前に二酸化炭素を捕捉する場合は化石燃料に由来する炭素の捕捉及び貯蔵を除く）は、より厳密な定義がなされるまでは、生物の多様性に関する条約に關係する地球工学の一形態であるとみなされるべきであると解する。日射量は単位面積が単位時間に受ける太陽放射エネルギーと定義され、炭素固定化は大気以外の貯蔵場所／プールの炭素含有量を増加させるプロセスと定義されることを銘記する。

と連携し、この行動の進捗状況を第 11 回締約国会議に先立つ会合において科学技術助言補助機関（SBSTTA: the Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）に報告すること。

- (b) 科学的知見とケーススタディを収集し、生物多様性の保全、持続可能な利用と有機炭素貯蔵の保全及び回復との間の関連における知識ギャップを特定するために関連国際機関と連携し、クリアリングハウスメカニズム（CHM）を通して結果を締約国に提供すること。
- (c) 炭素貯蔵の保全と回復にとって高い潜在力を有する地域、及び関連する気候変動を緩和する機会を最大限に利用する生態系管理対策を特定する分析を拡大、改良するために関係国際機関と連携し、この情報を統合された土地利用計画の支援などのために公に提供すること。
- (d) 気候変動が生物多様性に与える直接的及び間接的な影響のアセスメントを行うための既存のツールを取り纏めること。
- (e) 生物多様性に関連するものとして生態系を基礎とする緩和、適合アプローチを設計し実施するため、必要に応じて締約国、関連機関及びプロセスを支援すること。
- (f) 財源が利用可能であることを前提として、UNFCCC 事務局と連携して、生物多様性及び生態系を基礎とする炭素固定化、並びに森林の炭素貯蔵の保全に関する課題についての能力開発の取組の協調強化を視野に入れて、開発途上国の専門家の全面的かつ効果的な参加を得て、開発途上国における REDD 並びに森林保全、持続可能な管理及び森林の炭素貯蔵の強化の役割に関する専門家ワークショップを開催すること。
- (g) 開発途上国における REDD、森林保全、並びに持続可能な管理及び森林の炭素貯蔵の強化の役割について、国連森林フォーラム（UNFF: United Nations Forum on Forests）事務局、森林炭素パートナーシップ機構（FCPF: Forest Carbon Partnership Facility）の機構管理チーム（Facility Management Team）、世界銀行の気候投資ファンド管理ユニット（Climate Investment Funds Administrative Unit）、UNFCCC 事務局、開発途上国における REDD に関する国連連携プロジェクト（United Nations Collaborative Programme on Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries）事務局及び森林に関する連携パートナーシップ（CPF: Collaborative Partnership on Forests）のその他のメンバー及び森林被覆率の低い国々（Low Forest Cover Countries）の事務局と連携し、締約国の生物多様性条約に関するフォーカルポイントを通して締約国と連携した形で、将来 UNFCCC に基づいてなされる決定を先取りすることなく、締約国との効果的な協議及び締約国の見解に基づき、原住民と地域社会の参加を得て、行動が生物多様性条約の目標と一致したものとなるように、生物多様性に与える負の影響を回避し生物多様性に対する利益を高めるために、関連する生物多様性の保護措置の適用などについて、第 11 回締約国会議において承認を得るための助言を提供すること。
- (h) 締約国と効果的な協議を行った上で、締約国の見解に基づき、CPF と連携し、将来 UNFCCC に基づいてなされる決定を先取りすることなく、開発途上国における REDD ならびに森林保全、持続可能な管理及び森林の炭素貯蔵の強化の役割の生物多様性条約の目標達成における貢献のアセスメントを行い、これら及びその他の気候変動緩和対策の生態系を基礎とするアプローチが生物多様性に与える影響をモニタリングするために利用し得るメカニズムのアセスメントを行うために利用し得る指標を特定し、進捗状況を第 11 回締約国会議に先立つ会合において SBSTTA に報告すること。
- (i) 国別報告を通して締約国が特定した、生物多様性の考慮を気候変動関連活動に統合することを妨げる知識及び情報のギャップに関連機関の注意を向けさせ、当該ギャップに取り組むために当該機関が行った活動について報告すること。
- (j) 必要に応じて UNFCCC のウェブサイト上で公開するために同条約へ提出するため、生物多様性の気候変動関連活動への統合に関する締約国からの現在の及び追加的な見解とケーススタディを蓄積し、これについて、生物多様性条約、UNFCCC 及び UNCCD の締約国会議に報告すること。

/...

- (k) 第 11 回締約国会議に先立つ会合において SBSTTA が検討するために、締約国から提出された生物多様性の気候変動関連活動への統合に関する見解の編集資料のセクション IV⁷⁴ に列挙された障害に取り組むための行動に関する提案を作成すること。
 - (l) 地球工学的手法が生物多様性に与える可能性のある影響及び関連する社会的、経済的、文化的な考慮事項、並びに生物多様性条約に関係する地球工学の定義及び理解の選択肢についての利用可能な科学情報、ならびに原住民及び地域社会その他のステークホルダー（利害当事者）の見解と経験を蓄積、統合し、第 11 回締約国会議に先立つ会合において SBSTTA の検討に供すること。
 - (m) 科学的根拠に基づく世界規模の透明性がありかつ効果的な管理・規制メカニズムの潜在的な必要性を考慮に入れ、財源が利用可能であることを前提として、締約国会議の将来の会合に先立って SBSTTA が検討を行うために、生物多様性条約に関係する地球工学の既存メカニズムのギャップに関する研究を、当該メカニズムが生物多様性条約において最善の立場にない可能性を念頭に置いた上で行い、結果を関連機関に伝達すること。
 - (n) 生物多様性及び生態系を気候変動に適応させる必要性、ならびに現存及び潜在的な新種の侵略的外来種の影響を低減する必要性を銘記して、侵略的外来種と関連する管理対応に関する既存のガイドラインなどの情報を蓄積すること。
 - (o) 第 11 回締約国会議に先立つ SBSTTA 会合による検討のために、第 2 回生物多様性と気候変動に関する「アドホック技術専門家グループ」の報告書に概要が示された、気候変動が生物多様性に与える影響に関する知識及び情報のギャップに取り組むための選択肢に関する提案を作成すること。
 - (p) 生物多様性及び気候変動に関する決定のより良い実行のためのツールとして、生物多様性及び気候変動に関する課題別モジュール TEMATEA の更新及び維持に貢献すること。
10. 事務局長に対し、この決定に盛り込まれたように、リオ三条約間の共同活動を展開するための提案を UNFCCC 及び UNCCD の事務局に伝達する際に、開発途上国における REDD、森林保全、持続可能な管理ならびに森林の炭素貯蔵の強化の役割に関する生物多様性の考慮事項、ならびに 2010 年 9 月 20 日から 23 日にナイロビで行われた開発途上国における REDD、生物多様性の利益に関する国際専門家ワークショップ（Global Expert Workshop on Biodiversity Benefits of Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries）の勧告を盛り込み、UNFCCC 第 17 回締約国会議の前に適切な検討を行うため、この情報を UNFCCC の事務局に伝達するようさらに求める。

気候変動ならびに乾燥地及び半湿潤地の生物多様性

- 11. 締約国、その他政府及び関連機関に対し、干ばつ及び気候変動の増大が生物多様性に与える影響の予測を向上させるために、気温及び降水量に関する情報をマルチストレス生物学モデルと組み合わせた小規模気候変動モデルを開発するよう要請する。
- 12. 締約国、その他政府及び関連機関に対し、乾燥地及び半湿潤地の生物多様性作業計画の実施に関する将来の行動において、事務局長ノート⁷⁵ に盛り込まれた情報を活用するよう奨励する。
- 13. リオ 3 条約がそれぞれ独立した法的地位及び権限を有し、締約国の構成が異なること、及び重複を回避し資源効率を高める必要性を念頭に置き、これに基づき、生物多様性、気候変動及び森林減少／土地荒廃に関する締約国会議の決定を実施し協力を促進するために各国（特に開発途上国）の能力を強化する目的のため、決定 IX/16 の行動並びに気候変動の結果としての生物学的脆弱性の評価において現在深刻な知識及び情報のギャップが存在することを銘記し、

⁷⁴ UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/22.

⁷⁵ UNEP/CBD/SBSTTA/14/6/Add.1.

- (a) 事務局長に対し、リオ 3 条約間で共同活動を展開するための提案を UNFCCC 及び UNCCD の事務局に伝達するよう求める。
- (b) UNFCCC 及び UNCCD の締約国会議に対し、必要に応じて、次のことを視野に入れて、リオ 3 条約共同連絡グループ (Joint Liaison Group of the three Rio conventions) を通して、生物多様性条約と連携するよう要請する。
 - (i) 共同活動の展開をリオ 3 条約共同連絡グループ (Joint Liaison Group of the three Rio conventions) の次回会合の議題に含め、必要に応じて、気候変動、生物多様性、及び土地荒廃に関する共同活動の候補要素並びに決定 IX/16 に盛り込まれた気候変動の緩和及び適応に対する生態系を基礎とするアプローチを考慮すること。
 - (ii) 既存の規定及び権限を尊重する一方、財源が利用可能であることを前提として、リオ+20 の前に、共同活動の可能性を検討するため、適切な場合は先住民及び地域社会の参加を含んでリオ 3 条約間の共同準備会合を開催する可能性を模索し、締約国主導の連携の対象地域を特定し、これらを検討のため 3 条約それぞれの次回の締約国会議に提出すること。
 - (iii) 2012 年の国連持続可能な開発会議 (United Nations Conference on Sustainable Development 2012) (リオ+20) 準備委員会事務局と協議し、当該事務局と共に、当該準備活動をリオ+20 との関連で活用する方法を模索すること。
 - (iv) 協力プロセスへ貢献するため、追加的な資源負担を回避する必要性を念頭に置き、国家及び／又は補助団体のフォーカルポイントの会合を開催する可能性を模索すること。
- 14. 各国の生物多様性条約のフォーカルポイントに対し、関連プロセス内での議論の開始を視野に入れて、UNFCCC及びUNCCDの各フォーカルポイントに上記の要請について通知するよう要請する。
- 15. 締約国、その他政府に対し、決定IX/16 の附属書IIに盛り込まれた活動指示リストの実施を含む、国家レベルでの 3 条約の実施協力についての優良事例を特定し広めるよう要請する。

生物多様性の共通便益(コ・ベネフィッツ)を達成する方法及び手段

- 16. 事務局長に対し、財源が利用可能であることを前提として、次のことを求める。
 - (a) 共同連絡グループ (Joint Liaison Group) を通して、生物多様性、気候変動及び森林減少／土地荒廃の対処の共通便益 (コ・ベネフィッツ) の達成についての最優良事例及び締約国が得た教訓のツールキットを開発すること。
 - (b) 共同連絡グループ (Joint Liaison Group) を通して、生物多様性、気候変動及び森林減少／土地荒廃の対処による共通便益 (コ・ベネフィッツ) の達成の最優良事例に関する冊子を発行すること。
 - (c) GEF と連携して、生物多様性、気候変動及び森林減少／土地荒廃の対処による社会的、文化的及び経済的利益の成果を測定し報告を円滑化するための指標を特定すること。
 - (d) GEF とその IA と連携して、とりわけ GEF の IA 内に整備されているプロジェクト及び環境保護政策の潜在的な環境に対するセクター横断的な影響を分析するための既存のフレームワークに基づき、気候変動の緩和及び適応活動が生物多様性に与える負の影響を評価し低減するためのツールを開発すること。
- 17. 締約国、その他政府に対し、投資、プロジェクトとプログラムの気候適応／気候回復力向上の際に生物多様性及び関連する生態系サービスの役割を考慮し、生物多様性関連の投資、プロジェクトとプログラムのために当該戦略を立案するよう要請する。

【参照】

33-1a IX/18

COP9の決定 IX/18「保護地域」は、保護地域作業計画の実施検討において、締約国に対し、未だ達成されていない2010年目標および2012年目標を達成するために、保護地域作業計画の生態学的なギャップ分析を2009年までにまとめることや、途上国への技術移転を促進・改善するよう強く促す、と定められた。

事務局長に対しては、地域的・準地域的な能力開発および進捗検討に関するワークショップを、保護地域作業計画の主要テーマに関連するすべての地域において開催することが要請され、締約国は、保護地域作業計画の実施を引き続きモニタリングし、途上国（特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国）および市場経済移行過程諸国に対し、効果的な協議および参加メカニズムを活用した保護地域作業計画の実施の検討を実施しながら財政的支援を行うことが強く促されている。

33-1b (目標1.2、行動1.2.3)

COP7の決定VII/28「保護地域(第8条(a)~(e))」に基づいて設置された、保護地域作業計画の目標1.2、行動1.2.3は以下の通りである。

目標1.2 生態系の構造と機能を維持するために、より広範な土地や海の風景や区域に保護価値を統合する

行動1.2.3 広い土地と海洋風景に、国または準国家の保護地域のシステムを、生態学的プロセスを維持するために、また、渡り鳥のニーズを考慮し、生態系のネットワークや、必要によっては生態学的な通路または緩衝地帯を確立し管理することによって、統合する。

33-2 IX/16 C

COP9の決定 IX/16「生物多様性と気候変動」のC項「海洋肥沃化」は以下の通りである。

C. 海洋肥沃化

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関するロンドン条約（1972年）及び1996年議定書の成果を銘記し、2007年11月5～9日に開催された第29回締約国会合の決定を歓迎する。それは、(i) 科学者グループによる2007年6月の海洋への鉄散布によるCO₂隔離に対する懸念声明（Statement of Concern regarding ironfertilization of the oceans to sequester CO₂）を承認し、(ii) 各国に対し、大規模な海洋肥沃化計画案を検討する際は細心の注意を払うよう強く要請し、(iii) 海洋肥沃化に関する知識の現状に鑑みて、大規模な海洋肥沃化は現時点では正当化されるものではないとの見解を示した。

1. 事務局長に対し、海洋肥沃化の問題を共同連絡会にて取り上げるよう求める。
2. 締約国及びその他政府に対し、ロンドン条約の決議に従って行動するよう強く促す。
3. 海洋肥沃化のあらゆる側面を網羅した信頼性のあるデータは現在存在せず、そのため、潜在的なリスクを評価する際の基準が不十分であることを認識する。
4. ロンドン条約（1972年）及び1996年議定書の下で現在実施されている科学的・法的分析を念頭に置き、締約国に対し、予防的アプローチに従って、関連リスクの評価を含む海洋肥沃化を正当化する十分な科学的根拠が得られ、また世界規模の透明性がありかつ効果的な管理・規制メカニズムが整備されるまでは、肥沃化活動を実施しないよう求め、その他政府に対してはこれを強く促す。但し、沿岸水域で実施される小規模な科学調査研究はこれに含まれないものとする。これらの調査研究は特定の科学データを収集する必要性によって正当化される場合のみ許可されるべきであり、調査研究が海洋環境に与える可能性のある影響について徹底的な評価を事前に実施することを前提条件とすべきである。また、これらの調査は厳しく管理されるべきであり、カーボンオフセットに係る取引やその他の商業目的に使用されることがあってはならない。
5. 事務局長に対し、ロンドン条約及び議定書の下で現在実施されている科学的・法的分析

/...

の結果、その他の関連する科学的・技術的情報を、SBSTTA 第14 回会合に提供するよう求める。

33-3 ロンドン条約/ロンドン議定書 (London Convention/London Protocol)

ロンドン条約の正式名称は「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」で、廃棄物の海洋投棄や洋上での焼却処分を規制するための国際条約である。1972 年に採択され、1975 年に発効した。日本は 1980 年に批准。同条約は、各国が取るべき措置等について、規制の内容を定めた条約本文と、投棄禁止物質（附属書 I）、投棄に特別許可を必要とする物質（附属書 II）、特別許可又は一般許可の発給基準を定める際の考慮事項（附属書 III）からなる。国内では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき措置がとられてきた。

1996 年に採択されたロンドン議定書は、2006 年に発効し、我が国は 2007 年 10 月に締結。ロンドン条約の内容を改正・強化した議定書で、「主に陸上で発生した廃棄物等に関し、船舶等からの海洋投棄を原則として禁止し、例外的に海洋投棄が認められる廃棄物等についても厳格な許可条件を定める」ことを目的としている。ロンドン条約の投入禁止リストに代わって「リバーリスト」と呼ばれる投入可能な物のリストについて決められ、その一連の厳格な管理と影響評価のための手続規定である「廃棄物評価フレームワーク」が導入された。

X/34. 農業の生物多様性

締約国会議は

1. 2009年食糧安全保障に関する世界サミット（2009 World Summit on Food Security）のローマ宣言（Rome Declaration）⁷⁶によって認識されたように、特に気候変動及び天然資源に限られた中での食糧安全保障及び栄養摂取における農業の生物多様性の重要性を強調する。
2. 農業生物多様性作業計画の実施についての国連食糧農業機関（FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations）及び食糧・農業遺伝資源委員会（CGRFA: Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture）で継続中の行動、土壌の生物多様性、ポリネーターならびに食糧と栄養の生物多様性に関する3つの国際イニシアティブが評価に値することを銘記し、2009年の第12回CGRFA常会において承認された、多年度作業計画の実施のための2010年から2017年の戦略計画（Strategic Plan for the period 2010-2017）⁷⁷を歓迎し、世界食糧農業白書（State of the World's Biodiversity for Food and Agriculture）の定期刊行計画及び様々な遺伝資源の構成要素について（これは確固たる技術的基礎を提供するものである）を歓迎し、第2回食糧・農業のための世界植物遺伝資源白書（State of the World's Plant Genetic Resources for Food and Agriculture）（これは植物遺伝資源に関する世界行動計画の更なる発展の確固たる技術的基礎を提供するものである）の刊行、並びに動物遺伝資源に関する世界行動計画（Global Plan of Action on Animal Genetic Resources）の実施のための資金戦略の採用を特に歓迎し、締約国、その他政府に対し、農業生物多様性作業計画の実施においてこれらの刊行物の学際的及びセクター横断的な性質を考慮に入れるよう要請する。
3. FAO、CGRFAに対し、その権限内の領域について、生態系レベル及び遺伝資源レベルなどで農業生物多様性の目標を改良し、指標を利用してこれらの進捗状況をモニタリングすることにより、2011年から2020年の生物多様性戦略計画（Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020）の実施に貢献するよう要請する。
4. 科学技術助言補助機関（SBSTTA: the Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）第14回会合のために作成された決定IX/1に盛り込まれた要請のフォローアップに関する事務局長ノート⁷⁸の附属書に盛り込まれた、生物多様性条約事務局、FAO事務局及びCGRFAとの間の共同作業計画、ミレニアム開発目標のゴール1及びゴール7の達成における共同作業計画の重要な貢献、並びにCGRFAの他年度作業計画を実施するために2011年から2020年の戦略計画に由来する関連事項（作業計画との関連性の目標、指標に関する事項の考慮を含む）及び2010年から2017年の戦略計画に基づく関連事項に応じて共同作業計画を更に強化する機会を歓迎し、その重要性を銘記する。
5. 事務局長に対し、愛知目標（Aichi Biodiversity Target）の結果必要とされる2011年から2020年の戦略計画の改定に焦点を当て、だが必要に応じてとりわけ次のことも考慮し、少なくとも2017年までを対象とする共同作業計画の第二段階の設計について協力するよう求め、FAO及びCGRFAに対してこれを要請する。
 - (a) 人類の栄養を向上させ、気候変動の影響その他の圧力に取組み、食糧安全保障に貢献するための、活用されていない穀物、栽培植物の近縁野生種そのたの潜在的な食料資源。
 - (b) 締約国会議の決定IX/1【参照34-1】に従った、農場、域内及び域外での農業の生物多様性の保全。
 - (c) FAO会議の決定18/2009に一致した二事務局間の既存の協力を考慮に入れた、生物多様性条約に基づく取得の機会と利益共有に関する国際レジームについての協議の成

⁷⁶ FAO document WSFS 2009/2.

⁷⁷ CGFRA-12/09/Report, appendix G.

⁷⁸ UNEP/CBD/SBSTTA/14/11.

果の主題として含まれる同条約の関連規定に一致したものや、CGRFA の枠内での、アクセスと利益共有の関連局面。

- (d) FAO の CGRFA の第 12 回常会で承認された他年度作業計画の実施のための 2010 年から 2017 年の戦略計画の行動項目 VI.1 を念頭に置いた、FAO の食料・農業のための生物多様性の世界アセスメント (Global Assessments of Biodiversity for Food and Agriculture) によって特定された植物、動物及び微生物遺伝資源 (関連する森林、牧草地ならびに放牧地の遺伝資源を含む) に関して出願され付与される植物種保護などの特許、その他の知的財産権の範囲に関する動向 (当該財産権が原住民及び地域社会、並びに開発途上国の小規模農業主に与える影響を含む) の検討。この検討には、必要に応じて、医薬品、化粧品、その他の業種など他のセクターについて遺伝資源が特許を受け、又は知的財産権が確保された場合に食糧安全保障に与える影響を含むべきである。
- (e) 生物多様性に貢献する持続可能な生物多様性関連の農業生産方式並びに生態系を基礎とした土壌の炭素定着化を促進し、土壌、生物体の有機炭素を保全及び回復する潜在的な行動。
- (f) 決定 IX/2【参照 34-2】及び X/37 ならびに締約国会議のその他の関連決定を念頭に置いた、バイオ燃料の生産及び利用が生物多様性に与える影響、関連する社会経済状況に作用する生物多様性に対する影響のうちプラスのものを促進し、マイナスの影響を最小化又は回避するための方法及び手段。
- (g) 以下を目的とした協力を強化する方法及び手段
 - (i) 農業従事者及び生産者組織の見解、原住民、地域社会の見解の入手及び検討。
 - (ii) 必要に応じて、これらの主体の生物多様性条約締約国会議、FAO の CGRFA の審議への効果的な参加、これら主体の機関の行動実施に対する貢献を、促進すること。
- (h) 共通の利益に関する問題について、情報を特定し、指示し、生物多様性条約並びに FAO の CGRFA のフォーカル・ポイントへ伝達する強化されたプロセス。
- (i) 生物多様性条約、その他の関連する国際的な責務に一致した、FAO の世界重要農業文化資産システム (GIAHS: Globally Important Agricultural Heritage Systems) などを含むがこれらに限られない、農業システム及び景域の持続可能性を促進するアプローチの強化。
- (j) 農業生態系の機能の維持及び／又は回復などを通して、農業生産性の持続可能な増大の機会を促進することにより、とりわけ遺伝資源の保全及び持続可能な利用などの持続可能な農業、生物多様性の有効な相乗効果を基礎とする、農業生態系の内部の生物多様性及び農業生態系が提供するサービスを増進すること。
- (k) 世界、地域、国家及び地方レベルにおける、生産指向の農業生態系の枠内における、農業の生物多様性の重要性及び食糧安全保障の進展との関係に関する普及啓発の促進。
- (l) 開発のための農業科学技術の国際的評価 (International Assessment of Agricultural Knowledge, Science and Technology for Development)⁷⁹ の関連成果と勧告並びに必要に応じてこれらの実施。
- (m) 必要に応じて、農業が衰退又は停止している場合、その結果土地が荒廃している場合に、必要に応じて原住民、地域社会の全面的かつ効果的な参加を得た上での、農業生態系、景域を修復し、これらの土地における社会経済的機能を回復するための行動の可能性のさらなる模索。

79

[http://www.agassessment.org/reports/IAASTD/EN/Agriculture%20at%20a%20Crossroads_Global%20Report%20\(E%20English\).pdf](http://www.agassessment.org/reports/IAASTD/EN/Agriculture%20at%20a%20Crossroads_Global%20Report%20(E%20English).pdf) を参照のこと。

6. 食糧・農業のための動物遺伝資源に関する世界行動計画（Global Plan of Action on Animal Genetic Resources for Food and Agriculture）⁸⁰の実施、食糧・農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する世界行動計画（Global Plan of Action for the Conservation and Sustainable Utilization of Plant Genetic Resources for Food and Agriculture）⁸¹の更新などの、作物セクターと家畜セクターにおける生物多様性条約の3つの目的の達成に直接的に貢献するFAOの主導するプロセスの重要性を認識する。
7. 締約国に対し、必要に応じ、農業生物多様性作業計画の関連要素を、自国の生物多様性戦略及び行動計画（NBSAP）ならびに自国の関連するセクター別及びセクター間の政策と計画へ、組み込むよう要請する。
8. 締約国、その他政府に対し、国内の状況を考慮に入れ、生物多様性条約及び関連する国際的な責務に一致、調和した食糧安全保障及び栄養を確保し、伝統的な生活様式を支援する手段としての伝統的及び地域の種、品種、血統の域内保全、並びに作物の近縁野生種の保全活動において、とりわけ農業従事者を支援するための行動をとるよう要請する。
9. 事務局長に対し、必要に応じて、農業生物多様性作業計画及び食糧農業植物遺伝資源国際条約（ITPGRFA: International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture）の実施のために、同条約事務局との連携を強化するよう求める。
10. 各国の生物多様性条約及びITPGRFAのフォーカル・ポイントに対し、連携を強化するよう要請する。
11. FAOに対し、クリアリングハウスメカニズム(CHM)を通して伝達するために、(SBSTTA第14回会合⁸²で配布された、農業の生物多様性に関する選択された行動に関する、FAOの進捗報告において既に提出された情報に加えて)土壌生物多様性に関する国際イニシアティブ（International Initiative on Soil Biodiversity）の実施に関する広範な進捗報告を事務局長に提出するよう要請する。
12. 特に農業の生物多様性に関する本条約の目標の達成における農業の生物多様性並びに科学的、非公式及び伝統的知識システムの重要性を認識し、この点における原住民及び地域社会などの他のパートナーの重要な貢献及び役割も認識する一方、農業生物多様性作業計画の実施ならびに、関連する伝統的知識システムの支援におけるFAOの主導的な役割を認識する。
13. 事務局長とFAOの連携により、顕著な進展がなされたこと、並びにさらなる協力の強化により相当な利益が得られることを銘記し、事務局長に対し、互いの協力を強化するよう求め、FAOに対してこれを要請し、締約国、その他政府に対し、実現可能な限り、必要に応じて、当該協力の強化を円滑化するためにさらなる支援を提供することを考慮するよう要請する。
14. 内陸水生生態系作業計画の詳細レビュー⁸³に銘記されたように一部の農業生産方式による栄養負荷問題が引き続き存在することを認識し、締約国、その他政府に対し、生物多様性条約締約国会議の決定IX/1第40パラグラフ【参照34-3】に従い、一部の農業生産による栄養負荷の低減に関する活動を更に強化し、事務局長に進捗状況について更なる情報を提供するよう要請し、事務局長に対し、この情報を照合しCHM、その他の関連する手段を通して伝達するよう求める。
15. 特に、土地及び水利用を通じた農業生態系と他の生態系との相互接続を銘記し、締約国に対し、国家レベル及び必要に応じて地域レベルでの、エコシステムアプローチに一致した、農業生物多様性作業計画の関連要素と本条約の他の作業計画の実行との間の調和を強化する必要性を考慮するよう要請する。
16. とりわけ農業の生物多様性及び持続可能な利用に関して事務局長を補助するためのスタッフの補佐について、バイオバーシティーインターナショナル（BI: Bioversity International）に感謝の意を表す。

⁸⁰ <http://ftp.fao.org/docrep/fao/010/a1404e/a1404e00.pdf>.

⁸¹ <http://typo3.fao.org/fileadmin/templates/agphome/documents/PGR/GPA/gpaeng.pdf>.

⁸² UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/30.

⁸³ UNEP/CBD/SBSTTA/14/3.

17. 農業生物多様性作業計画にとっての生物多様性の持続可能な利用という課題の重要性を銘記し、締約国に対し、農業生物多様性作業計画と持続可能な利用に関する本条約第 10 条（生物の多様性の構成要素の持続可能な利用）の一貫性を確保するよう、生物多様性の持続可能な利用のための農業ならびにアジスアベバ原則及びガイドラインに関する締約国会議決定 IX/1 第 32 パラグラフ【参照 34-4】を銘記した上で要請し、事務局長に対してこれを求める。
18. 事務局長に対し、原住民、地域社会を含む他の関連パートナーと共に、資源が利用可能であることを前提として、B I によって SBSTTA 第 14 回会合に提出された文書⁸⁴に含まれている情報を踏まえたものなど、農業生物多様性の持続可能な利用及び持続可能な農業の性質に関する更なる情報を提供するよう求め、FAO 及び BI に対してはこれを要請する。
19. とりわけ水田（灌漑され冠水した、米が栽培されている土地）が何世紀にもわたり広大な開放水面を提供し、水田生態系の維持並びに他の多数の生態系サービスの提供にとって重要な高水準の米と結びついた生物多様性を支えているという世界 114 カ国の米文化を銘記した、「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」という主題に関する、ラムサール条約（1971 年、イラン・ラムサール）第 10 回締約国会議の決定 X.31 を歓迎し、当該決議の農業生物多様性作業計画の実施との関連を認識し、関連締約国に対し、必要に応じ、当該決定を全面的に実施するよう要請する。
20. 生物多様性の保全及び持続可能な利用における農業生態系、特に水田、オアシスシステムの重要性をさらに認識し、FAO に対し資源を前提として、事務局長ならびに原住民、地域社会などの関連パートナーと協議の上、第 11 回締約国会議における考慮のための締約国に対する政策関連のガイダンスを更に支援するために、生物多様性条約、その他の関連する国際的な責務に一致し調和した形で、農業生態系が提供する生物多様性と生態系サービスの評価について更なる研究を行うよう要請する。

【参照】

34-1 決定 IX/1

COP9 の決定 IX/1 「農業生物多様性に関する作業計画の詳細検討」では、農業の生物多様性保全に着目した項目が採択されるとともに、第 37 項では「FAO の食糧農業遺伝資源委員会からの第 11 回会合での要請に応じて、事務局長に対し、FAO 及び委員会の事務局とともに、締約国がとりわけ、お互いの権限や政府間の権限を尊重しつつ、報告義務を簡素化し国際・地域・国家レベルでの環境及び農業に関する機関どうしの対話を促進することを援助する、食糧および農業のための生物多様性に関する共同作業計画を作成して、COP 10 の締約国会議に先立って SBSTTA に報告することを要請する。」として共同計画を作成することが採択された。

34-2 決定 IX/2

COP9 の決定 IX/2 「農業生物多様性：バイオ燃料と生物多様性」では、バイオ燃料については、生物多様性や地域コミュニティに対するバイオ燃料の生産と利用の正の影響を促進し負の影響を最小化する必要があること、各締約国や関係機関に対しその適切な政策フレームワークの作成を奨励すること、これを促進するための地域ワークショップの開催を事務局に要請すること等が決定された。以下、該当部分の決定 IX/2 の 3 項目を抜粋。

3. 以下の目的のために、原住民社会及び地域社会を含む、関係機関及びステークホルダーと協議の上、締約国に要請し、他政府に強く促す。

- (a) 生物多様性の保護と持続可能な使用に向けての利益を促進しリスクを最小限にする目的で、バイオ燃料の持続可能な生産と使用を促進する。

⁸⁴ UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/34.

- (b) バイオ燃料の生産と使用に起因する、社会経済状況及び食糧とエネルギーの安全保障に影響を与えるような生物多様性への肯定的な影響を促進し、否定的な影響を最小限にする。
- (c) 異なる国家状況を認め、他種燃料と比較した上でのバイオ燃料の全生活環を考慮に入れつつ、生物多様性の保護と持続可能な使用に貢献するような、バイオ燃料の持続可能な生産と使用のための確固とした政策的枠組みを、とりわけ下記を含む適切な協定に基づき関連のある手段や助言を利用しながら、発展させ、応用する。

34-3 決定 IX/1 第 40 パラグラフ

COP9 の決定 IX/1 の第 40 パラグラフは以下の通りである。

40. 締約国及びその他の政府に対して、決議 VIII/15 を銘記した上で、栄養塩負荷量の問題、特に窒素堆積の問題に対処し、生物多様性の保全と持続可能な利用をおびやかす要素の軽減に関連する活動について、情報を事務局長に報告し、その情報をクリアリングハウスメカニズム等を通じて普及させるよう、締約国及びその他の政府に強く求める。

34-4 決定 IX/1 パラグラフ 32

COP9 の決定 IX/1 の第 32 パラグラフは以下の通りである。

アジスアベバ原則と持続可能な利用に関する指針

32. 農業生物多様性の特殊な性質や明確な特徴、特殊な解決策を要する問題を考慮しつつ（決定 VII/12、付属書 II）、アジスアベバ原則及び持続可能な利用に関する指針の運用ガイドラインをさらに充実させるべく、国連食糧農業機関やその他関連機関との連携を事務局長に要請する；

X/35. 乾燥地及び半湿潤地の生物多様性

締約国会議は、

1. テーマ別作業計画に関する進捗報告附属書 I⁸⁵に記載されている乾燥地及び半湿潤地の改定版図表を採択し、事務局長に対し、砂漠化対処条約（UNCCD: United Nations Convention to Combat Desertification）に基づく10年戦略計画（10-year Strategic Plan）の改定の進行中のプロセスについて通知するために、当該図表を同条約事務局に伝達するよう求める。
2. 締約国、その他政府に対し、必要に応じ、次のことを行うよう強く促す。
 - (a) 干ばつ及び砂漠化が生物多様性に与える影響、乾燥地及び半湿潤地の回復力向上における生物多様性及び砂漠化対処行動の役割を考慮に入れて、次のことを追求して、地域、準地域及び流域レベルの管理計画など、あらゆるレベルにおける干ばつ管理計画及び早期警戒体制を立案、実施し、又は既存の同計画及び同体制を改定すること。
 - (i) リスク評価、影響アセスメント及び影響管理を盛り込むこと
 - (ii) 全てのステークホルダー（利害当事者）（特に女性及び遊牧民族その他の原住民及び地域社会）の関与などを通して、また、必要に応じて伝統的な地域密着型戦略に従って（特に慣習的な利用システムを通して）砂漠化防止のための生物多様性管理を指揮すること
 - (b) 可能であれば原住民と地域社会の全面的かつ効果的な参加を得て実施を改善し、調和させることを視野に入れて、乾燥地及び半湿潤地に関する課題を、特に改定された国家戦略及び行動計画（NBSAP）、国別砂漠化対処行動計画及び国別適応行動計画などの関連する各国のNBSAP及びプログラムに統合すること。
 - (c) 決定 IX/17【参照 35-1】を想起し、リオ条約間のさらに効果的な協調のため、その実施がこれまでは限定されていたことを認識して、第9回締約国会議のために事務局長が作成した進捗報告及び将来の行動に関する提案の検討⁸⁶の paragraph 29、30に含まれている活動、及びリオ3条約に関する共同活動の可能性に関する決定 IX/16【参照 35-2】で特定された活動の実施を、地域プログラムなどを通して継続すること。
 - (d) 保護地域の過小代表性に取り組むために、当該保護地域に含まれる温帯草地の範囲を増加させること。
 - (e) 地域、準地域及び／又は流域レベルで干ばつ及び砂漠化が生物多様性に与える影響を低減するための連携的な干ばつ管理戦略及び行動計画を立案及び実行するために、近隣諸国その他の国々と各国の準地域及び地域について協議すること。
 - (f) 乾燥地及び半湿潤地の生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献することを視野に入れて、乾燥地及び半湿潤地並びに湿地との間の総合的な計画立案のための最優良事例ガイドを作成し実施すること。
 - (g) 管理目標に従った保護地域の天然資源の保全及び持続可能な利用に特に注意を払い、乾燥地及び半湿潤地における持続可能な土地管理についての実証及びパイロット活動を創設すること。
3. メコン河流域の国々の共通の課題として気候変動への適応及び生物多様性へのリスクに取り組むホアヒン宣言（Hua Hin Declaration）⁸⁷を考慮に入れる。
4. 締約国、その他政府に対し、当該生態系及びその内部に居住する人々（特に原住民及び地域社会）が直面している個々の課題をより良く反映するために、自国の事情に従い、2011年

⁸⁵ UNEP/CBD/COP/10/20.

⁸⁶ UNEP/CBD/COP/9/19.

⁸⁷ http://www.mrcmekong.org/mrc_news/press10/MRC-Hua-Hin-Declaration-05-Apr-10.pdf を参照

から 2020 年の生物多様性条約戦略計画（Strategic Plan for Biodiversity）に沿って、生物多様性条約に基づいた乾燥地及び半湿潤地の生物多様性作業計画の実施のアセスメントを行うための具体的な国又は地域の目標を設定するよう強く促す。

5. 締約国、その他政府及び関連機関に対し、準国家、国家及び地域レベルで、乾燥地及び半湿潤地内におけるリオ三条約間の相乗効果を促進する国家自己能力評価（NCSA: national capacity self-assessment）で特定された活動を支援するようさらに強く促す。
6. 事務局長に対し、生物多様性及び気候変動に関する決定 X/33 に盛り込まれたように、リオ 3 条約間の共同活動を展開するための提案を気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change）及び UNCCD 事務局に伝達する際に、乾燥地及び半湿潤地の役割を確実に盛り込むよう求める。
7. 締約国、その他政府及び関連機関に対し、乾燥地及び半湿潤地の生物多様性作業計画内の気候変動の影響及び対応行動に関する事務局長ノートに盛り込まれた情報⁸⁸、ならびに決定 IX/16 に盛り込まれた情報を、原住民及び地域社会の全面的かつ効果的な参加を得て、気候変動を乾燥地及び半湿潤地の生物多様性作業計画の実施に統合するという将来の活動において活用するよう奨励する。
8. 事務局長に対し、UNCCD 事務局、及び可能な限り UNFCCC 事務局、他の関連パートナーと連携して次のことを行うよう求める。
 - (a) 望ましくは各関連条約内で既に確立されている手段及び手順（生物多様性条約に基づく作業計画など）を通して、生物多様性と持続可能な土地利用の統合、ならびに防災及びリスク管理における生態回復に対する配慮を強化するために自然科学コミュニティと社会科学コミュニティの協力を強化するための共同行動を模索し、かつ必要に応じて、財源が利用可能であることを前提としてこれを立案し実施すること。
 - (b) 財源が利用可能であることを前提として、UNCCD 科学技術委員会の第 2 回科学会議（Second Scientific Conference of the Committee on Science and Technology）に間に合うように報告を作成することを視野に入れて、乾燥地及び半湿潤地の生物多様性の保全及び持続可能な利用における遊牧民族その他の原住民及び地域社会の役割、並びに関連するこれらの伝統的知識を考慮に入れた、湿地及び森林の評価に関するテクニカル・シリーズ（Technical Series）報告と同様の乾燥地及び半湿潤地の評価に関する相互レビューの特別な CBD テクニカル・シリーズ報告を刊行すること。
 - (c) 財源が利用可能であることを前提として、適合した農業生産方式及び土壌浸食管理などの水利用及び土地利用管理についての、ならびに乾燥地及び半湿潤地の生物多様性に最も重大な影響を与える脅威の特定についてのガイダンスを作成すること。
 - (d) UNCCD の 10 年戦略計画、生物多様性 2020 年目標及び 2011 年から 2020 年の戦略計画に共通する指標を特定し、結果を統一報告に関する関連機関委員会（Inter-agency Task Force on Harmonized Reporting）に送信すること。
 - (e) 「乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿潤地域の砂漠化、持続可能な土地管理並びに回復力の経済アセスメント」を具体的なテーマ主題として 2012 年に開催予定の UNCCD 科学技術委員会の第 2 回科学会議に参加すること。
 - (f) 2009 年 8 月にブラジル・セアラ州フォルタレザで開催された第二回半乾燥地帯における気候、持続可能性及び開発に関する国際会議（International Conference on Climate, Sustainability and Development in Semi-arid Regions）⁸⁹ その他の関係行事の結果を考慮に入れること。
 - (g) 市民社会の重大な役割並びに乾燥地及び半湿潤地の持続可能な管理のための対策の実施にあたって市民社会の能力を構築及び開発し、（特にアフリカにおける）最優良事

⁸⁸ UNEP/CBD/SBSTTA/14/6/Add.1.

⁸⁹ http://www.unccd.int/publicinfo/icid/2010/docs/FORTALEZA_DECLARATION_ICID2010.pdf を参照

例を特定する必要性を考慮に入れること。

9. 事務局長に対し、次のことを拡大するようさらに求める。
 - (a) 生物多様性の保全及び持続可能な利用の乾燥地及び半湿潤地の生活への関連付けに関する優良事例及び得られた教訓（特に原住民及び地域社会の事例）についての既存の生物多様性データベース。また、知識管理システムを構築するための UNCCD の CST の取組と協調し、国連食糧農業委員会が作成したものを含むその他の関連ケーススタディのデータベースと協調すること。
 - (b) 乾燥地及び半湿潤地におけるプログラムをより良く盛り込むことを目的として、インセンティブ対策データベース
10. 遊牧民族、自然保全及び開発に関する優良事例ガイド⁹⁰に盛り込まれた遊牧民族に関するガイダンスを銘記し、事務局長に対し、次のことを特定するようさらに求める。
 - (a) FAO 及び UNCCD と協調し、原住民及び地域社会の全面的かつ効果的な参加を得て、かつ財源が利用可能であることを前提として、特定された情報のギャップを埋めることを目的として、特にその利益相反が生物多様性の水需要に影響を与える場合における、総合的な水管理及び水不足に関する利益相反などの、乾燥地及び半湿潤地における生物多様性の保全及び持続可能な利用と遊牧生活及び農業との間の利益相反に取り組むための最優良事例
 - (b) 乾燥地及び半湿潤地の生物多様性作業計画の実施における、国内の事情に応じて定義された周辺集団（特に非定住遊牧民族及び移動遊牧を行う原住民）の関与に関する優良事例

【参照】

35-1 決定 IX/17

COP9 の決定 IX/17 「乾燥地および半湿潤地の生物多様性」では、事務局長に対し、FAO、砂漠化対処条約（UNCCD）、他の関連機関、協力者と連携することや、乾燥地および半湿潤乾燥地の農業利用と牧畜との協同を強化すること等を、COP10 の前の SBS T T A で検討するための報告書を提出すること、また、国連環境計画（UNEP- WCMC）の世界自然保護モニタリングセンターの研究による図解オプション採用と、乾燥地および半湿潤乾燥地の定義をすることなどを前提とした図解オプションの更新を UNEP-WCMC と共同で行うことが要請された。さらに、ミレニアム開発目標のゴール1（「極度の貧困と飢餓の撲滅」）とゴール7（「環境の持続可能性確保」）を組み合わせて、「作業プログラム—進捗状況と今後の行動のための提案の検討」（UNEP/CBD/COP/9/19）内の 29、30 項に含まれる活動をさらに発展させること等が要請されている。

35-2 決定 IX/16

COP9 の決定 IX/16 「生物多様性と気候変動」B 項「3 つのリオ条約間で相互支援的に気候変動に対処するための行動案」では、リオ3 条約との重複を避けコスト削減を促進すること等について、クリアリングハウスメカニズム等のツールを使って、リオ条約間の相乗効果に関する電子報告書等を開始し、締約国に情報を提供するウェブ・コミュニケーション・ツールの開発等が定められた。また、相乗効果を高めることを目的として、原住民・地元共同体および小島嶼開発途上国の代表者を含む、生物多様性と気候変動に関するアドホック技術専門家グループの設置等し、生物多様性に関する科学的および技術的助言を作成することを義務づけられた。

⁹⁰ <https://www.cbd.int/development/doc/cbd-good-practice-guide-pastoralism-booklet-web-en.pdf>

X/36. 森林の生物多様性

締約国会議は、

国連森林フォーラム (UNFF: United Nations Forum on Forests)、国際熱帯木材機関 (ITTO: International Tropical Timber Organization)、及び低森林被覆国 (LFCC: Low Forest Cover Countries) 事務局と連携し、

森林の生物多様性に関する拡大作業計画と締約国会議における決定 IX/5[参照 36-1]に対する、詳細検討を想起し、

1. 環境変化における森林、協力の強化及び部門横断的政策、プログラムの連携、並びに地域・準地域インプットに関する UNFF の決議 8/1 を歓迎し、また、2011 年国際森林年の祝賀における連携の機会を歓迎する。
2. 生物多様性条約事務局と UNFF の間で 2009 年 12 月 15 日に締結された、とりわけ、目標となる合同活動を特定し、策定及び実施することを目指す覚書を歓迎し、支援する。この決定に沿って、締約国、各国政府及び関連組織に対して、覚書に基づいた合同活動を支援することを奨励し、また、条約の適切な任意信託基金を通じての、合同職員の配置と活動資金のための資金提供を奨励する。利用可能な資金を受け、合同職員は覚書に基づいた活動を実施する任務を担う。
3. 生物多様性条約事務局と ITTO の間で 2010 年 3 月 2 日に締結された、熱帯林の生物多様性条約の森林生物多様性における拡大作業計画の実施強化を目指す覚書を歓迎及び支援し、また、締約国、各国政府及び関連組織に対して、覚書に基づいた合同活動を支援することを奨励する。
4. 全ての関連地域及び LFCC を含む、権限委任された国際機関と連携し、あらゆる種類の森林に対する保全促進及び持続可能な利用の重要性を銘記する。

生物多様性条約事務局と国連森林フォーラム (UNFF) 間で目標とする合同活動

5. 事務局長に対して、決定 IX/5 で特定された優先事項に基づき、且つ、最近の策定、特に UNFF の決議 8/1 を考慮に入れ、UNFF 事務局長と協議の上、締約国、特に発展途上国を支援するための、森林生物多様性及びあらゆる森林に対する法的拘束力を有さない文書に対する拡大作業計画において、生物多様性条約事務局と UNFF 間で目標となる合同活動を特定し実施することを、以下を通して要請する。
 - (i) 2009 年 9 月 2 日から 5 日にシンガポールで開催された UNFF/CBD 準地域の森林生物多様性及び気候変動についての能力開発ワークショップ⁹¹ を基盤とし、現在の議論を考慮に入れ、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change) によってなされる今後の決定を先取りすることなく、森林生物多様性及び気候変動に対する生物多様性国家戦略と行動計画 (NBSAP)、国家森林計画、継続的森林管理習慣などの生物多様性政策及び森林政策の改善方法についてのさらなる能力開発を行うこと
 - (ii) 特に遺伝的多様性に焦点を当てた、森林景観修復に関する国際的パートナーシップと他の森林生態系の修復に関する協力メカニズムとのさらなる連携
 - (iii) 森林生物多様性報告及び監視における不備の有無を調査するために、第 11 回締約国会議に先立ち、森林に関する協調パートナーシップ (CPF : Collaborative Partnership on Forests) タスクフォースに基づき、国際森林資源アセスメント (Global Forest Resources Assessment) 及び他の関連プロセス、イニシアティブ

⁹¹ 協議の報告書はドキュメントファイル UNEP/CBD/WS-CB-FBD&CC/1/2 として <http://www.cbd.int/doc/meetings/for/wscb-fbdcc-01/official/wscb-fbdcc-01-02-en.doc> で入手可能。

の多様性要素のさらなる向上の必要性和、決定 IX/5 の 3 (g) 項 に従う必要があることを意識しつつ、組織化、国連食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations) との連携、タスクフォースとの会合などを含む、森林関連報告の合理化をおこなうこと

第 11 回締約国会議に先立つ会合において、科学技術助言補助機関 (SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) へ進捗を報告する。

国連及び関連組織と FAO との連携

6. 森林生物多様性についての更新と広範な情報を提供する 2010 年国際森林資源アセスメントにあたって、FAO との作業を歓迎する。
7. *世界森林資源評価 2010 (FRA2010: Global Forest Resources Assessment 2010)* の結果を銘記し、FAO の森林生物多様性の監視向上に向けての作業継続を奨励する。
8. FAO による、国家主導の *世界森林遺伝資源白書 (The State of the World's Forest Genetic Resources)* の作成を歓迎するという状況に照らし、気候変動への取組及び森林生態系の回復力の維持を含む、森林生物多様性の保全と持続可能な利用のために、森林遺伝多様性の重要性を認識する。
9. 締約国、各国政府及び関連組織に対して、国別報告書の品質を保証する目的も含み、国家主導による第 1 回 *世界森林遺伝資源白書* の作成を支援するよう求める。これには、国別報告書や国際組織からの報告書の作成が含まれ、さらに、必要な場所と時期に応じて、能力開発、技術的・財政的支援を、発展途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに市場経済移行過程諸国へ提供すべきであることを銘記する。
10. 事務局長に対して、*世界森林遺伝資源白書* の作成において、食糧農業及び政府間の、森林遺伝資源に関する技術的作業部会のために開催される、FAO 食料農業遺伝資源委員会 (CGRFA: Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture) への参加を含め、FAO と連携することを要請する。
11. 事務局長に対して、LFCC 事務局と共に、締約国、特に低森林被覆の発展途上国を支援するために、森林多様性に関する拡大作業計画の実施において、目標とする合同活動の特定、策定及び実施を含む作業計画の策定の可能性を模索することを要請する。

森林に関する協調パートナーシップ (CPF: Collaborative Partnership on Forests) との協力

12. 事務局長に対して、森林多様性に関する国際公約において、TEMATEA ツールのモジュールの策定を要請する。
13. 締約国、他の各国政府、関連組織に対して、生物多様性条約のフォーカルポイント、UNFF、砂漠化防止条約及び地球温暖化防止条約の間で、国家及び地域レベルで、特定されたニーズに基づき調整及び連携を一層向上させること、また、関連部門とステークホルダーを参画させ、森林生物多様性についての拡大作業計画を含む、全ての関連する決定 (決定 VI/22 【参照 36-2】、IX/5 及びその他関連決定) を実施することを求める。
14. 締約国、各国政府、CPF メンバー及び関連組織とプロセスに対して、森林生物多様性についての拡大作業計画、及び 2011 年から 2020 年までの戦略計画で合意された森林多様性に関する目標を実施するにあたって、緊密に連携することを求める。
15. 締約国、各国政府、CPF メンバー及び関連組織とプロセスに対して、森林法を強化促進し、互いに協力的な活用を増大させ、森林生物多様性に関する拡大作業計画の実施に貢献するための関連取引に取組むため、対策について情報交換することを求める。

【参照】

36-1 決定 IX/5

COP9 の決定 IX/5「森林の生物多様性」は、条約全体の指針と COP8 の決議 VIII/15「2010 年目標の達成状況のモニタリングに関する枠組み、およびテーマ別作業プログラムへの目標の統合」と VIII/19「森林の生物多様性：作業プログラムの実施」と各々の附属書を詳細に検討して採択されたもの。

第 1 項では、締約国に対し、森林の生物多様性に関する作業の拡張プログラムの実施の強化や、森林に関する国連フォーラム（国連森林フォーラム）の決議や、2010 年目標の達成と森林の 4 つのグローバルな目標のために、先住民や地域社会や民間を含む他の利害関係者の関与を含め、森林のすべてのタイプの非法的拘束力のある文書を含んだ、あらゆるレベルで分野横断的な協力と取組みを広げることや、違法伐採対策、遺伝子組換え樹木の慎重なリスク評価の開発などに取り組むこと等が(a)～(z)の 26 項目にわたって定められた。

第 2 項では、その他の政府等に対しても森林生態系サービスの知識を発展させ、汚染の影響についての情報交換などを行って、植林と植林を含む森林の回復を推進することなど、統合的なアプローチのための分野横断的な協力と取組みを強化すること等が(a)～(i)の 9 項目にわたって要請された。

事務局長に対しては、国連食糧農業機関、国際熱帯木材機関事務局、国連森林フォーラムなど既存の機関等と緊密に協力することが要求され、また、気候変動に関する国際連合枠組条約の枠組みの中で、開発途上国における森林減少および森林劣化の排出量削減への対処をサポートするために、気候変動（気候変動枠組条約）に関する国際連合枠組条約や世界銀行等と協働することなど、(a)～(h)の 8 項目が要請された。

森林の作業計画は、1998 年 COP4 で採択、2002 年 COP6 に拡大作業計画へと修正され、修正後 6 年を経て、COP9 での詳細検討、と段階を経てきた。森林に関しては他の作業計画に比べ厳密なことが特色となっている。

36-2 決定 VI/22

COP6 の決定 VI/22「森林の生物多様性」は、森林の生物多様性についての作業計画の、拡大作業計画への修正を採択したもの。附属書に記載された拡大行動計画は、3 つの要素（Element）から構成されており、それぞれに目標（Goal）が計 12 定められ、さらに計 27 の目的（Objective）と計 129 の行動（Activities）が示されている。概要は以下の通りである。

要素 1（Element 1） 保全、持続可能な利用と利益配分

- Goal 1. 全種類の森林の管理に生態系アプローチを適用する
- Goal 2. 森林の生物多様性における差し迫った過程の脅威を減らし影響を軽くする
- Goal 3. 森林の生物多様性を回復・復元・保護をする
- Goal 4. 森林の生物多様性の持続可能な利用を促進する
- Goal 5. 森林遺伝資源の取得の機会と利益を共有する

要素 2（Element 1） 制度と社会経済の可能な環境

- Goal 1. 制度を実現する環境を強化する
- Goal 2. 社会経済的障害と、森林の生物多様性を損失にみちびくギャップに対処する
- Goal 3. 社会教育や参加、認識を増やす

要素 3（Element 1） 知識、評価及びモニタリング

- Goal 1. 森林の生物多様性の傾向と価値の評価を向上させるために、森林全体の分類を様々なスケールを開発し、世界規模で森林生態系を分析し、特徴づける。
- Goal 2. 入手可能な情報に基づく、森林の生物多様性の傾向と価値を評価する方法と知識を向上する
- Goal 3. 森林の生物多様性の役割と生態系の機能の役割について理解を向上する
- Goal 4. 世界の森林生物多様性の正確な評価とモニタリングのためにデータと情報管理のインフラを向上する。

X/37. バイオ燃料と生物多様性

締約国会議は

第10回締約国会議において、バイオ燃料の生産と使用の生物多様性への好影響を促進し、悪影響を最小化する方法と手段の検討することを決定した、決定 IX/2 を想起し、

科学的、環境的かつ社会経済的調査及びアセスメントの向上、利害を有する原住民と地域社会の全面的かつ効果的な参加を得た、オープンで透明性のある協議、及び最優良事例の共有が、政策ガイダンスの継続的な向上のために、そして、バイオ燃料の生物多様性への影響および社会経済状況等に作用する生物多様性への影響のうち、好影響のものは促進し、悪影響のものは最小化又は回避し、また科学的知識の格差およびそのような影響に対し存在する懸念とに対処する意思決定のために、必要不可欠とされていることを認識し、

バイオマスをより柔軟で広範囲の燃料へ変換させることのできる、新技術の急速な発展を想起し、

締約国会議での決定 X/38 第6項及び資源の過消費を踏まえた上で、バイオ燃料技術の配備が、その需要を高める可能性があり、更には土地利用の変化、侵略的外来種の導入など、生物多様性損失を悪化させる原動力となる可能性があるという懸念を踏まえ、

また、バイオ燃料技術が、気候変動の緩和、その他の生物多様性損失の主な原動力への前向きな貢献、及び農村地域への追加所得を生み出すなどの前向きな貢献をする可能性があることを踏まえ、

特に、原住民と地域社会が生物多様性の保全及び慣習的使用をする上で、バイオ燃料の生産と使用に際しての好影響・悪影響、また原住民と地域社会の健康状態に及ぼす結果を意識し、

1. ヨーロッパ連合 (EU: European Union) のラテンアメリカ、カリブ、アジア、太平洋地域に対する地域ワークショップへの財政貢献、及びドイツ政府のアフリカに対するワークショップへの財政貢献、ブラジル、タイ、ガーナ政府の地域ワークショップ主催に当たっての全域にわたる積極的な参加に、感謝の意を表明する。
2. 特に原住民と地域社会への暗示を認識し、生物多様性条約の実施の対象となる場所において、バイオ燃料の生産と使用の生物多様性への影響は、良くも悪くも、食糧・エネルギー安全保障や、さらには土地保有権や水を含む資源権利の認識を含む、社会経済状態等にも影響を与えることを認識する。
3. 第9回締約国会議で決定された決定 IX/2 の通り、締約国、その他の政府、関連組織及びステークホルダーに対し、バイオ燃料の生産と使用に際する影響についての科学的アセスメントに基づいて、また、原住民と地域社会の全面的かつ効果的な参加や、3度の地域ワークショップによって展開されたバイオ燃料の生産と使用に際する好影響を促進し、悪影響を最小化又は回避するための方法と手段のための任意の概念的枠組を分析し、必要に応じてさらに発展させることを求める。そのような任意の概念的枠組の更なる策定に当たり、バイオ燃料の生物多様性への影響、社会経済状況等に作用する生物多様性への影響、及びバイオ燃料の生産と使用から引き起こされる食糧及びエネルギー安全保障についての基盤へ焦点を当てた努力が必要である。
4. 原住民と地域社会の全面的かつ効果的な参加とともに、また、その他関連ステークホルダーや関連組織と連携し、バイオ燃料の生産と使用に際する影響への科学的アセスメント実行の際には、締約国及びその他の政府に対して、各国の法令に基づき、また、必要に応じて原住民と地域社会の慣習を考慮に入れ、原住民と地域社会の継続的農業慣習及び食糧・エネルギー安全保障への取り組み及び配慮を強調することを、強く要請する。
5. バイオ燃料の生産と使用に際し、生物多様性、原住民と地域社会、及び生物多様性国家戦略と行動計画及び策定計画等、国家計画への好影響を促進し、悪影響の最小化又は回避をするための方法と手段を含む必要性があることを認識し、また、締約国に対して、必要に応じて、この件に関して第5回国別報告書の一部として、生物多様性条約に報告することを求める。

6. 締約国に対して、バイオ燃料の生産と使用の生物多様性への影響および社会経済状況等に作用する生物多様性への影響のうち、好影響のものは促進し、悪影響のものは最小化又は回避していく政策を、特に、他種の燃料の全ライフサイクルと比較して、バイオ燃料のライフサイクル内での、生産と使用の生物多様性への直接的及び間接的な効果や影響を評価することによって、策定および実施するよう求める。
7. 締約国に対して、異なる国別状況、その他の政府及び関連組織を踏まえ、生態系の機能とサービスに留意し、以下の事項を求める。
 - (a) 高い生物多様性の価値を有する地域、危機的な生態系、及び原住民と地域社会にとって重要な地域を特定するために、国別リストを策定すること
 - (b) バイオ燃料の生産に使用される可能性のある、又はその生産から除外される可能性のある区域について、あるいは必要に応じて同様の生態系について、評価と特定を行うこと

適切な対策の施行、バイオ燃料の原料生産に不適切と見なされる区域を特定するにあたって、政策立案者の援助をするために、また、原住民と地域社会、ステークホルダーの全面的かつ効果的な参加とともに適切な影響アセスメントを実施し、バイオ燃料の生産と使用に際して生物多様性に与える好影響の促進と、悪影響を最小化又は回避するために、

8. 締約国会議の決定 IX/2 第 3 項【参照 37-1】を考慮に入れ、これに含まれる指導に従い、異なる国別状況を踏まえた上で、締約国、その他の政府及び関連組織に対して、バイオ燃料の生産と使用の生物多様性への影響および社会経済状況等に作用する生物多様性への影響のうち、好影響の促進と、悪影響を最小化又は回避するための支援策を丹念に作り上げることを求める。
9. 締約国、その他の政府及び関連機関に対して、土地利用及び治水政策、その他関連方針及び／又は戦略を策定し、実施するにあたり、とりわけ、生物多様性にとって高い価値を有する地域、文化的、宗教的、伝統的影響力をもつ地域や原住民と地域社会における、直接的かつ間接的な土地利用や水利用の変化に対処し、バイオ燃料の生産と使用の生物多様性への影響および社会経済状況等に作用する生物多様性への影響について対処することを奨励する。
10. 締約国及びその他の政府に対して、バイオ燃料の生産と使用の生物多様性への影響および社会経済状況等に作用する生物多様性への影響のうち、好影響の促進と悪影響を最小化又は回避するための環境保全型の技術を開発し、使用すること、及び調査計画策定の支援と影響アセスメントの実施を奨励する。
11. 事務局長に対して、資金が利用可能であるという前提で、以下の事項を要請する。
 - (a) 多種類燃料と比べて、バイオ燃料の生産と使用がその全ライフサイクルにおいて直接的及び間接的に与える生物多様性への影響と、社会経済状況等に作用する生物多様性への影響を査定するために、利用可能な基準や手法を含む、任意使用ツールに関する情報を収集、分析及び要約すること。
 - (b) 取組の重複を減らすため、一連のプロセスにおいて、国連食糧農業機関（FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations）、国連環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）、国連エネルギーイニシアティブ（United Nations Energy Initiative）、持続可能な資源管理に関する国際パネル（International Panel for Sustainable Resource Management）、国際エネルギー機関（IEA: International Energy Agency）、グローバル・バイオエネルギー・パートナーシップ（Global Bio-Energy Partnership）、その他関連組織やマルチステークホルダーによるイニシアティブなどの、関連パートナー組織との連携を考慮に入れ、この作業を実施すること。この作業は、生物多様性条約で策定されたガイダンスと関連する決定に基づいており、地域ワークショップの結果を考慮に入れる必要がある。
 - (c) バイオ燃料の生産と使用の生物多様性への影響および社会経済状況等に作用する生物多様性への影響のうち、好影響の促進と悪影響を最小化又は回避するための方法と手段を適用するにあたり、クリアリングハウスメカニズム（CHM : Clearing-House Mechanism）及びその他の関連方法によって、締約国、企業セクター及び関連ステークホルダーを援助するために、ツールについての要約された情報を普及させ、情報へのアクセスを容易にすること。

12. 事務局長に対して、上記第 11 項の作業を行う中で特定された、利用可能な基準や手法の中の不均衡について、情報を収集し、また、それを関連組織に知らせ、第 11 回締約国会議に先立つ科学技術助言補助機関（SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）会合で進捗報告することを要請する。
13. 事務局長に対して、資源が利用可能であることを前提に、締約国会議での決定 IX/2 の権限に沿って、森林多様性についての締約国会議決定 IX/5 第 2 (b) 項【参照 37-2】及び進行中の徹底的な科学アセスメントの結果を考慮に入れ、上記第 11 (b) 項に列記されているような進行中の関連パートナー組織の作業とプロセスに貢献及び援助し、バイオ燃料やバイオマスをエネルギーとして生産及び使用する際に、社会経済状況及び生物多様性に対する好影響の促進と、悪影響を最小化又は回避することを要請する。
14. 締約国、その他の政府、及び関連機関に対して、バイオ燃料の生産と使用に際して社会経済状況及び生物多様性へ与える影響についてのアセスメント、及び上記第 7 項、8 項、9 項で特定された活動の経験と結果を事務局長に提出することを要請し、上記第 13 項で事務局長へ要請された行動へ援助することを奨励し、また、事務局長が CHM によって、締約国へこれらの経験や結果が使用できるようにすること、及び上記第 13 項で要請された活動について、第 11 回締約国会議に先立つ SBSTTA 会合で報告することを求める。
15. 決定 IX/2 及び当決定を実行するため、発展途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、及び市場経済移行過程諸国へ技術的及び／又は財政的支援をすることを締約国、特に先進国に対して奨励し、その他の政府、金融機関及びその他の関連組織に対して同様に求める。
16. 締約国及びその他の政府に対して、協議会の前文及びカルタヘナ議定書に従って、バイオ燃料の生産に際する遺伝子改変生物の導入及び使用、合成生命、細胞又はゲノムの環境への放出に対し、国家法に従い、締約国の権限によって合成生命、細胞又はゲノムの環境への放出を一時中断することを認識し、予防策を実行することを強く要請する。
17. 決定 X/12 の第 4 項に従った SBSTTA の考察が、合成生物学におけるガイダンス及び明確性を与える援助となるべきであることを認識し、また、締約国に対して、決定 X/12 第 4 項に応え、情報を提出する際、合成生物学及びバイオ燃料についての情報を含めることを奨励する。

【参照】

37-1 決定 IX/2 第 3 項

COP9 の決定 IX/2 「農業生物多様性：バイオ燃料と生物多様性」の第 3 項は以下の通りである。

政策の枠組

以下について、原住民や地域社会を含む利害関係者と関係機関との協議の上で、締約国に対し強く要請し、他の各国政府に対しても要請する。

- (a) 生物多様性の持続可能な使用と保全の利益を促進し、リスクを最小限におさえる観点とともにバイオ燃料の持続可能な生産と使用を促進すること。
- (b) 生物多様性を正しく推進し、バイオ燃料の生産と使用に起因するエネルギー安全保障、社会経済的状況や食べ物に影響を与える悪影響を最小限に抑えること。
- (c) 各国のおかれた諸事情を認識しつつ、他の燃料と比較した上でライフサイクルを考慮に入れ、生物多様性の保全及び持続可能な使用に貢献する形で、バイオ燃料の持続可能な生産及び使用に向けた健全な政策の枠組を計画し、適用すること。これにあたっては、本条約に基づく関連手段及びガイダンス、とりわけ以下を適宜活用すること。

- i. 生物多様性に関する条約の前文に応じた予防的アプローチの適用；
- ii. アジスアベバ原則と持続可能な利用（決定 VII/12）、彼らの今後の精緻化のためのガイドライン；
- iii. 生態系アプローチの応用（決定 V/6）；
- iv. 生物多様性の包括的な影響評価についての自主ガイドライン（決定 VIII/28）；
- v. アクウェ(The Akwé)：原住民や地域社会で使用される、伝統的に占有された土地や水、聖地での開発に関して、文化的行動や環境、社会的影響評価のための、Kon 自主ガイドライン(Kon voluntary guidelines)（決定 VII/16 F）
- vi. 保護地域（決定 VII/30）、第 8 条 (j) に関する作業プログラム（決定 V/16）、その他条約に関連する作業プログラム。
- vii. 植物保全の世界戦略（決定 VI/9）；
- viii. 侵入種の指針となる原則（決定 VI/23）；
- ix. 持続可能な森林管理と生物多様性との関係で最高の農業の適用；
- x. 国家生物多様性戦略と行動計画；
- xi. 必要に応じてバイオセイフティに関するカルタヘナ議定書のもとで発達した関連ガイドライン

37-2 決定 IX/5 第 2 (b) 項

COP9 の決定 IX/5 「森林の生物多様性」の第 2(b)項は以下の通りである。

締約国、その他の政府、及び関連するその他の国際機関に対して、以下を要請する。

- (b) エネルギー源としてのバイオマスの生産及び使用、特に大規模または(かつ)工業の生産及び使用がもたらす、森林の生物多様性、原住民の社会、及び地域社会に対する直接的・間接的、及び好影響・悪影響の双方につき注目を促すこと。またこれにあたっては、バイオ燃料及び生物多様性についての決定第 IX/2 のうち、各国及び地域の諸事情を鑑みた森林の生物多様性に関する部分を考慮に入れること。

X/38. 侵略的外来種

締約国会議は

A. ペット、水族館及び動植物園での展示生物、生き餌、生食料として導入された侵略的外来種

決定 IX/4 第 10 項【参照 38-1】に従い、

1. 第 14 回科学技術助言補助機関（SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）会合で準備された想起で要約されている通り、ペット、水族館及び動植物園での展示生物、生き餌、生食料として導入された侵略的外来種の対処について事務局長が収集した情報を銘記する⁹²。
2. 特に科学的かつ専門的な情報の提供を含む、現在の国際基準範囲にない侵略的外来種の拡散を回避し、認識された不均衡に対処し、かつペット、水族館及び動植物園での展示生物、生き餌、生食料としての侵略的外来種の導入に伴うリスクを最小化し、その影響を防ぐために、適切な機関によって世界レベルで使用することのできる基準の策定に際して、方法及び手段を提案するため、ここに附属する諸条項と共に特別専門技術グループ（AHTEG: Ad Hoc Technical Expert Group）を設立する。また、スペイン政府の技術グループ（Expert Group）機関への資金援助提供に感謝の意を表明する。
3. 事務局長に対して、以下の事項を要請する。
 - (a) 締約国、他の政府及び関係機関からのペット、水族館及び動植物園での展示生物、生き餌、生食料として導入された侵略的外来種に対する最良の慣行例に関して、さらなる提出を求めること
 - (b) 第 2 項で制定された AHTEG 会議を開催し、第 11 回締約国会議に先立つ SBSTTA 会合においてその懸念事項に関する報告書を提出すること
 - (c) 生物多様性関連議事事務局、及び国際獣疫事務局（OIE: World Organization for Animal Health）、国際食品規格委員会（CAC: Codex Alimentarius Commission）、国際植物防疫条約（IPPC: International Plant Protection Convention）、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）などの生物多様性関連条約の事務局又は関連国際組織との協議を通じて、ペット、水族館及び動植物園での展示生物、生き餌、生食料として導入された侵略的外来種に対処するための能力向上のため、さらなる手段を探索すること

B. その他侵略的外来種に関する問題

4. 侵略的外来種の危険性に対処するため、特に気候変動に直面した際の生態系回復を促進する目的で、地域の連携が重要であることを認識する。
5. 決定 IX/4 及び IX/21【参照 38-2】について言及した、2010 年 4 月 11 日から 16 日にニュージーランドのオークランドで開催された列島適応助成:生物多様性の保全及び気候変化への適応のための侵略的外来種に対する地域的行動についてのワークショップ（Helping Islands Adapt: A Workshop on Regional Action to Combat Invasive Alien Species on Islands to Preserve Biodiversity and Adapt to Climate Change）⁹³の報告書を歓迎する。

⁹² UNEP/CBD/SBSTTA/14/16/Rev.1.

⁹³ UNEP/CBD/SBSTTA/14/INF/29.

6. 既存の潜在的な侵略的外来種の生物多様性への危険性を認識し、バイオ燃料の原料と炭素隔離を含む、農業及びバイオマス生産のために、決定 VI/23*の附属書に含まれている侵略的外来種についての指針に従い、侵略的外来種の導入、定着及び拡散に関しての予防手段を適用することを締約国に対して強く要請し、他の政府に対して奨励する。
7. リスク及び/または影響アセスメントの実行や、早期警告システム開発に役立つデータベースやネットワークを含む、既存の情報源の相互運用性の向上方法及び手段を検討することを締約国に対して奨励し、他の政府及び組織に対して求める。
8. 決定 VI/23*、VII/13、VIII/27 及び IX/4【参照 38-3】を想起し、また、特にその中で言及されている人々や物品の移動に関する問題についてこれらの決定実施を更に促進及び強化する必要性を認識し、必要に応じて狩猟、釣りなどの更に別の導入経路及び既存の侵略的外来種と侵略的外来遺伝子型の脅威に対する管理を考慮に入れ、事務局長に対して、それらの決定に関連する機関の事務局、及びその他の生態学関連の多国間環境協定、地域機関と共に追跡調査することを要請する。
9. 事務局長に対して、以下の事項をさらに要請する。
 - (a) 生物多様性と生態系が気候変動に適応する必要性、並びに既存の、及び可能性のある侵略的外来種のリスクを防止し、最小化する必要性を調和させる（侵略的外来種についてのガイドライン、それらの可能性のある管理および関連する管理対応例を含む）既存の情報を編集し、配布し、利用可能な資金調達を行って、条約のクリアリングハウスメカニズム（CHM）やその他の手段を通じ、当該情報を全ての国連公用語で締約国へ提供すること
 - (b) 特に河川流域での侵略的外来種の管理に際する、国境を越えた連携を促進すること
 - (c) 第 11 回締約国会議に向けて予定されている島嶼の生物多様性の作業計画検討に際し、地域間及び地域内取引と南南協力を含む、侵略的外来種の脅威を管理するための地域の島との連携で学んだ教訓と進展を組み込むこと
 - (d) 侵略的外来種の検討事項に取り組む際、伝統的知識を活用する目的で、原住民と地域社会の全面的かつ効果的な関与を強調すること。
10. 侵略的外来種に関する局間連絡グループにおいて、IPPC事務局、OIE、世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）、国際海事機関（IMO: International Maritime Organization）、国連食糧農業機関（FAO: Food and Agriculture Organization）及び、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、ならびに国際自然保護連合（IUCN: International Union for Conservation of Nature）、国際侵略的種プログラム（Global Invasive Species Programme）の参加を歓迎し、また、これらの機関ならび国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization）に対して、決定 IX/4A第11項【参照38-4】に沿って、事務局長との連携を継続することを奨励する。
11. IPPC、OIE、WTO及びFAOの水産委員会（Committee on Fisheries）の各事務局が、侵略的外来種に関する国際規制の枠組内にある特定の不均衡や不一致に対処する方法を設定している決定IX/4 Aの第2、3、4 及び5 項【参照38-5】における要請に返答することを歓迎する。
12. 決定 IX/4A 第6 項【参照38-6】を想起し、締約国及び他の政府に対して、各国代表団からこれらの組織を通じて、これらの検討事項を公式に追及することを強く要請する。
13. 事務局長に対して、第11回締約国会議に先立つSBSTTA会合において、これらの問題についての進捗報告をすることを要請する。

* 一代表がこの決定の採択に至る過程において異議申し立てをし、締約国会議が合法的に提案または所定の異議申し立ての文章の採択をできないと思うと強調した。少数の代表はこの決定の採択に至る過程に関してためらいを示した（UNEP/CBD/COP/6/20, 第 294-324 項参照）。

附 属 書

ペット、水族館及び動植物園での展示生物、生き餌、生食料としての侵略的外来種導入に伴うリスク対策についてAHTEG に対する諸条項

1. 決定 X/38 の 2 項で、締約国会議は、特に科学的かつ専門的な情報の提供を含む、現在の国際基準範囲にない侵略的外来種の拡散を回避し、認識された不均衡に対処し、かつペット、水族館及び動植物園での展示生物、生き餌、生食料としての侵略的外来種の導入に伴うリスクを最小化し、その影響を防ぐために、適切な機関によって世界レベルで使用することのできる基準の策定に際して、方法及び手段を提案するため、特別専門技術グループ (AHTEG) を設立した。また、スペイン政府の AHTEG 機関への資金援助提供に感謝の意を表明した。
2. さらに具体的には、AHTEG が関連する、特定のかつ具体的な、ペット、水族館及び動植物園での展示生物、生き餌、生食料として導入される外来種に関してのリスク対策のためのツール、任意の行動基準、手法、ガイダンス、最良の慣行例及び可能な規制メカニズムを含む手段を特定し、検討する。これには以下の事項が含まれる。
 - (a) 必要に応じて、国家法を考慮に入れ、輸出入及び運搬を、地方、国家及び地域レベルで管理し、監視し、必要な場合は禁止すること
 - (b) インターネット取引、関連輸送及びその他の関係のある経路の管理
 - (c) リスクアセスメントとリスク管理の策定及び利用
 - (d) 早期発見と迅速な対応システムの策定及び利用
 - (e) ペットとして取引され、放たれる可能性のある侵略的外来種の輸出入、運搬の規制
 - (f) 社会啓発及び情報普及
 - (g) 適切な場合において国境を越えた、地域の連携と取組
3. さらに、AHTEG が、リスク及び/または影響アセスメントを行う際、また早期発見と迅速な対応システム開発の際に役立つデータベースやネットワーク、その使用法を含む既存の情報源の相互運用性を向上させることを認識する。
4. AHTEG は以下を利用し、提案する。
 - (a) 特に 締約国、他の政府、非政府組織、民間部門、関係国家、地域、及び国際組織、関連国際条約事務局から提供される情報
 - (b) アメリカ合衆国インディアナで 2008 年 4 月 9 日から 11 日に開催された、国際取引における輸入前審査最善策についての専門家ワークショップ (the expert workshop on best practices for pre-import screening of live animals in international trade)⁹⁴ で集められた情報
 - (c) 侵略的外来種に対する TEMATEA 問題基盤のモジュール
 - (d) 侵略的外来種に対する、世界、国家、及び地域のデータベース
 - (e) 事務局長によって想起された、特にペット、水族館及び動植物園での展示生物、生き餌、生食料として導入された侵略的外来種と、それらの導入に関するリスク対処の最善策についての国際規制の枠組内の不均衡及び不一致に対する更なる取組についてのセクション II 及び III⁹⁵
 - (f) 関連したその他の科学的に信頼出来る情報、特に科学専門家、大学及び関係機関からの情報
5. 統合された SBSTTA (決定 VIII/10, 附属書 III【参照 38-7】) の方法 で概説されている手順に

⁹⁴ UNEP/CBD/COP/9/INF/32/Add.1.

⁹⁵ UNEP/CBD/SBSTTA/14/16/Rev.1.

従い、IPPC、OIE、WTO 衛生植物検疫措置委員会（WTO-SPS: Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures of the World Trade Organization）、ICAO、CITES、IMO、世界税関機構（World Customs Organization）、FAO 及び IUCN、侵略的外来種についてのデータベースを管理している機関、産業団体、GISP を含む関連国際組織の経験を駆使する必要性を考慮に入れ、AHTEG を設立する。

6. AHTEG は、その任務を完了するために、資金が利用可能であることを前提に、求めに応じて会合し、文章でのやりとりやテレビ会議を通じて作業する。
7. AHTEG は、第 11 回条約締約国会議に先立つ SBSTTA 会合で報告する。

【参照】

38-1 決定 IX/4 第 10 項

COP9 の決定 IX/4 「生態系、生息地または種を脅かす外来種の進行中の作業の徹底的な見直し」の A 「国際的な監査機関の欠陥と矛盾」第 10 項は以下の通り。

10. 科学技術助言補助機関（SBSTTA）会合が、上記 8 項、9 項を参照して事務局長により準備された最良実施例の照合を検討することを依頼する。そしてもし必要であり適切であれば、ペット、水槽種、テラリウム種、生き餌、などとしての外来種、の導入に関連したリスクに対処するため実際の指針を含む方策を提案する特別技術専門家グループの制立を検討することを依頼する。

38-2 決定 IX/4 及び IX/21

ワークショップの報告書が触れているのは、決定 IX/4 の B 項の 6 で、事務局長との共同でニュージーランドが技術ワークショップの開催を提供することを歓迎するとした内容を指している。また決定 IX/21 「島嶼の生物多様性」では 4 項で「外来種の作業のプログラムの下で、自然保全団体との協同で、太平洋侵入種イニシアティブから学んだ教訓の展示や経験の交換のための機会を提供する、島嶼の地域技術ワークショップを開催することについて、ニュージーランドのイニシアティブを歓迎する」と定めている。

38-3 決定 VI/23、VII/13、VIII/27 及び IX/4

決定 VI/23

COP6 の決定 VI/23 「生態系、生息地または種を脅かす外来種」では、生物多様性に世界的規模で悪影響を与えることが懸念されている外来種問題への対策として、第 5 回締約国会議において採択された「外来種の予防、導入、影響緩和のための中間指針原則」に修正を加え、最終的な指針原則が採択された。本指針原則は自発的なガイドラインであることが確認されるとともに、「外来種の侵入の予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」の 3 つの段階に応じて優先順位をおくべき対策として、15 の原則が本指針の中に規定された。

決定 VII/13

COP7 の VII/13 「生態系、生息地または種を脅かす外来種」（第 8 条（h））では、ラムサール条約など国際的な規制の枠組みと共同で、外来生物の管理に関連する活動など制度を強化することが定められた。

決定 VIII/27

COP8のVIII/27「生態系、生息地または種を脅かす外来種（第8条（h））：国際的な規制の枠組の中でギャップや矛盾の更なる検討」では、2006年当時の国際的な規制の枠組でカバーし切れていない、外来生物への対策が必要な分野について、進入経路への国内及び国際的な対策の取り組みを締約国に対して促すことが決議された。また、条約事務局に対して、関連する国際機関等に助言を求めること等が決議された。さらに、締約国に対して、侵略的外来生物の社会等への影響について普及啓発することを奨励すること等が決議された。

決定 IX/4

COP9のIX/4「生態系、生息地または種を脅かす外来種の進行中の作業の徹底的な見直し」では、生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、移入防止、影響緩和のための指針原則等の実施に関する優良事例の提出、気候変動の侵略的外来種への影響の予見や緩和に対する能力開発等について検討され、侵略的外来種に関する国際的な規制枠組の不整合の解消が課題となった。

38-4 決定 IX/4A 第11項

COP9の決定IX/4「生態系、生息地または種を脅かす外来種の進行中の作業の徹底的な見直し」のA「国際的な規制の枠組みの中でのギャップや矛盾」の第11項は以下の通りである。

11. 規制の枠組についてギャップを埋め、統一性を向上させること、重複を減らすこと、国レベルで移入種に対処するため他のアクションを推進すること、能力開発を通じて締約国への支援を促進し、第10回締結国会議用の報告書を準備するなど、国際植物防疫条約、国際獣疫事務局、絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する条約（CITES）、世界貿易機関、また国際民間航空機関、国際海事機構といったその他の国際機関の事務局と継続的に協力することを事務局長に要請する。

38-5 決定IX/4Aの第2、3、4及び5項

COP9の決定IX/4Aの第2、3、4、及び5項は以下の通りである。

2. 「国際植物保護協議会」に対し、水環境を含む生物多様性に影響を与える移入種の実際の行動範囲を拡大するその権限の範囲内で努力を継続することを勧める。

3. 国際獣疫事務局（OIE）国際委員会に対し、移入種、特に国際植物防疫条に定める植物の害虫ではない動物についての国際標準の欠如に注意を向けること、またこれが例えば以下の例を含むこのようなギャップへの対処にいかに関与できるか検討することを勧める。

(a) 野生生物だけに影響を及ぼす病気も含むなど、より幅広い動物の病気を含むように OIE 病原体リストを拡大すること

(b) OIE では病気の原因物質であると考えられていない外来種への対処において役割を果たすかどうかを検討すること、またこの目的のために権限を広げる必要があるかを検討することを勧める。

4. 衛生植物検疫措置の適用に関する世界貿易機関協定の委員会に、特に、動物ではあるが国際植物保護会議に定める植物の害虫ではなく、国際獣疫事務局にリストアップされた病気でもない移入種に関する国際的な基準がないことに注意を向けることを勧め、国際間の貿易に関連して在来種からのリスクに対処する動植物の健康を対象とする世界貿易機関の衛生植物検疫措置の適用に関する条約の条項が実行される方策を検討することを勧める。

5. FAO の漁場委員会に、特に、国際植物保護会議に定める植物の害虫ではない移入種で特に動物を対象とした国際基準の欠落に注意を向けること、このギャップに対処する更なる方策を検討することを勧める。なぜならこれはより明確で実用的なガイダンスの発展を含み、例えば FAO 事務局が開発した関連技術ガイダンスの形式化を検討するなどにより、漁業と水産養殖への外来種の導入に適用されるからである。

38-6 決定 IX/4A 第 6 項

COP9 の決定 IX/4A の第 6 項は以下の通りである。

6. 締結国および他国政府が、国際獣疫事務局、国連食糧農業機関、世界貿易機構などに国代表団を送ることによって上記の問題を正式に取り上げることを奨励する。

38-7 決定 VIII/10, 附属書 III

COP8 の決定 VIII/10 「条約の操作」の附属書 III 「科学および技術の助言に関する補助機関（SBSTTA）の強化された運用方法（モーダス・オペランディ）」では、SBSTTA の全体的な業務のあり方と運用する手段等が、A～L の 12 項目に詳しく書かれている。附属書 III の概要は以下の通りである。

- A 機能
 - B 操作の原則
 - C 手続きのルール
 - D SBSTTA の会合のタイミングと頻度
 - E 書類
 - F 会議中の作業組織
 - G 科学的な技術的評価
 - H 特別な技術専門家のグループ会議
 - I INGO の貢献
 - J その他の関連団体との協力
 - K 地域および準地域準備会合
 - L 活動の中心部
- 付録 A 科学および技術の助言に関する補助機関(SBSTTA)の任務
付録 B SBSTTA ならびにその科学的・技術的助言の質の改善のための戦略的方法と手段
付録 C SBSTTA によって進められる科学的、技術的評価の作成に関するプロセス

X/39. 世界分類学イニシアティブ

締約国会議は、

世界分類学イニシアティブ (GTI : Global Taxonomy Initiative) は、締約国会議の決定 VI/8 で採択され、かつ決定 VIII/3 で綿密に検討された作業計画と、決定 IX/22 に含まれる提出物に適応した成果とともに、条約の 3 つの目的を均衡のとれた形で実施するにあたっての優先順位の高い分野横断的な問題であることを想起し、

1. 進行中の分類学への障害⁹⁶は、新しい分類学データ生成を脅かすだけでなく、自然史の収集物やその他の科学的資源として堆積している分類学試料や関連するデータの検証を危うくすることを想起する。
2. 国家レベルでの分類学ニーズアセスメントの進捗が限られていることを認識し、特に条約の全ての関連条項と作業計画を実施するにあたり、締約国及びその他の政府に対して、必要に応じて、あらゆるエンドユーザーならびにその分類学における支援のニーズを特に考慮し、分類学ニーズのアセスメントを行うことを強く要請する。
3. 侵略的外来種の管理のための分類学ニーズの優先事項決定における世界的レベルでの進捗を踏まえ、締約国、その他の政府及び関連組織に対して、分類群の特定のニーズや地域的に把握された能力開発のニーズを考慮に入れ、当条約の分野別課題及び分野横断的問題においての分類学ニーズの優先事項を決定することを奨励する。
4. 締約国及び関連組織に対して、とりわけ侵略的外来種及び絶滅危惧種管理のための情報や専門知識といった、国家的及び地域的な優先事項として特定された情報ニーズに応じて、分類学及びその他の関連機関や組織から得た分類学及びその他必要なデータ並びにメタデータへ容易にアクセスできるようにし、その収集物を提供することを奨励する。
5. より良く、かつより包括的な、地域生態的な (bioregional) 規模での種分布データに対するニーズを認識し、生物地理的尺度における分類学研究の調整を進め、既存及び新しい情報の共有と交換をすることを、締約国に対して強く要請し、その他の政府及び組織に求める。
6. 生態学的な健康状態の生物学的指標 (bio indication) についての利用者ニーズをより良く満たすために、生態学的範囲及び種の状態に基づいた知識を深めることを、締約国に対してさらに強く要請し、その他の政府及び組織に対して求める。
7. 事務局長に対して、GTI 調整メカニズムの援助の下、関連国際組織と連携の上、必要に応じて、全ての準地域および地域において、能力開発訓練ワークショップを開催することを要請する。
8. 地球環境ファシリティー (GEF : Global Environment Facility) 及びその他の資金源から成り立つ、プロジェクト資金の調達プロセスを促進するため、国家、地域及び国際レベルのパートナー組織及びネットワークとの連携のもと準備された、生物多様性国家戦略と作業計画 (NBSAP) に沿った、GTI に関するプロジェクト提案を承認することを、締約国に対して強く要請し、その他の政府に対して求める。
9. 必要に応じて、国際的、地域的及び準地域的ネットワークと連携し、以下のような能力の開発を促進することを、締約国に対して強く要請し、その他の政府に対して求める。
 - (a) 条約 15 条 (遺伝資源の取得の機会) の規定を受け、国内で収集された参考種の管理及び使用の促進による、共有可能な分類学知識と関連資料の使用
 - (b) 特に DNA バーコーディングのような分類学で共通して使用される分子技術
 - (c) 分類学情報の利用者及び若年層の分類学専門家のための研修コース
 - (d) 発展途上国、特に後発発展途上国や小島嶼開発途上国、及び市場経済移行過程諸国で

⁹⁶ 決定 VI/8 に含まれている、分類、種類、値及び機能と分類学についての知能の不足を含む、全ての生物多様性の要素についての知識の不足問題

の科学的収集

10. 非商業用生物多様性研究のために分類学の証拠標本を取引することの重要性を認識し、締約国、その他の政府及び機関に対して、関連国家法と必要に応じた関連要求事項に従い、分類学以外での使用や目的への変更を届け出る必要性、及び条約下でのアクセスと利益配分についての国際レジームにおける交渉結果に従う必要性を十分に考慮しながら、地域及び準地域の科学的及び専門的連携を促進し、さらに利益を得られる方法を見つけることを奨励する。
11. 分類学者の数について減少が予測されていること、及び DNA 配列の急速な情報蓄積には、配列が導き出される分類群を確実に特定するための分類学の専門的知識の拡大が必要であることを認識し、幅広い範囲においての生物多様性アセスメントに対し新しい技術の可能性を最大限活かすために、締約国及びその他の政府に対して、分類学に関連する機関の活動を強化し、若年層の分類学者への雇用の機会や奨励金を提供すること、さらに分類学補助員や国家、地域、国際レベルにおける関連エンドユーザーへの適切な研修を実施するための分類学知識を高めることを奨励する。
12. 締約国、その他の政府、国際出資組織に対して、生物、すなわち植物、動物及び微生物の国別、地域別リストに特別な注意を払い、GTI の作業計画実施を実行することを求める。
13. 分類学知識が条約の全関連事項と作業計画を実施するうえで欠かせないものであり、DNA バーコーディングやその他関連情報技術などの新技術の使用等、生物多様性のリスト作成及びモニタリングの分類学知識は世界の多くの場所で十分ではないことをさらに認識し、GEF、締約国、その他の政府及びその他の国際出資組織に対して、GTI 提案への資金調達を最優先事項とすることを求める。
14. GTI のための特別信託基金 (Special Trust Fund) 設立の前進を歓迎し、また、バイオネット・インターナショナル (Bio NET-INTERNATIONAL) と関連ネットワーク、組織及び締約国が、スポンサーシップ戦略及び国際キャンペーンの策定と促進に貢献していることに謝意を表明する。そのことは、GTI のための特別信託基金の設立に関する進捗報告書に詳しく述べられている。⁹⁷
 - (a) 締約国、その他の政府及び組織に対して、第 11 回締約国会議の前にその信託基金を運用するために、至急対応することを求める。
 - (b) 決定 IX/22 に従い、事務局長に対して、進捗報告に含まれている提案を考慮しつつ、適した資金源の特定を促進し、特別基金 (Special Fund) が運用可能となるよう援助するために、地域バランス及びその他の適切な専門知識を反映した運営委員会の正式規約を提案するよう要請する。
15. 2010 年 1 月 25 日から 29 日にパリの国連教育科学文化機関 (UNESCO : United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) 本部で開催された UNESCO 国際生物多様性科学政策協議年 (UNESCO International Year of Biodiversity Science Policy Conference) での声明と勧告の一部としての分類学の項目を歓迎し、また、当協議からの結果として、必要に応じて、生物多様性条約の全ての 3 つの目的に従い、原住民と地域社会、ならびに関連国家法から、事前のインフォームドコンセント及び/または許可と関与のもと、分類学の拡大と維持のために以下の勧告を支援し実施することを、締約国に対して強く要請し、その他の政府及び関係組織に対して求める。
 - (a) 分類学知識の獲得及び保護にあたって、原住民と地域社会に援助すること
 - (b) 分類学的発見及び説明のワークフローを加速させるため、サイバー分類学、分子及び革新的手法を適用すること
 - (c) 分類学のデータとその他の種類の生命科学情報を一致させるため、分類学データと、その他の種類の生命科学情報をデジタル及び分子のインフラツールを使用し、また、識別やその他のサービスを支援出来る製品の幅を広げること
 - (d) 科学知識の不均衡と利用者のニーズに従い、分類の取組への優先順位を決めること

⁹⁷ UNEP/CBD/CO/10/INF/35

- (e) インターネットメディア基盤を使用し、国民やその他の人々に伝わるようにコミュニケーションを取り、広報の標準的技法を作成すること
- (f) 柔軟に、かつ連携して作業が出来るよう、新世代の分類学者の研修を行い、新技術及びツールを吟味すること
- (g) 分類学の価値ある貢献に感謝し、それらを最先端科学の一分野であると認識すること

16. GTI の調整メカニズム、そのイニシアティブに対する国家フォーカルポイント、関連機関、団体及び組織と協議の上、事務局長に対して、以下の事項を考慮に入れ、2011年から2020年までの戦略計画に対処する GTI に対する包括的な能力開発戦略を世界的及び地域レベルで策定することを要請する。

- (a) GTI の作業計画における能力開発に関して計画された行動、及び決定 IX/22 に含まれる成果重視の提出物と一致する必要性
- (b) 既に報告されている分類学のニーズと可能。
- (c) 関連するステークホルダー、必要な資源及び考えられる資金調達メカニズム
- (d) 条約の分野別課題及び分野横断的な問題に対する分類学ニーズと優先事項、特に保護区域や侵略的外来種に対する作業

および、事務局長に対して、進捗報告書草案を第 11 回締約国会議に提示することを要請し、また、科学技術助言補助機関（SBSTTA：Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）に対して、第 11 回締約国会議に先立ち戦略草案の検討を要請する。

17. 事務局長に対して、締約国が使用するための分類学ニーズと可能性に対するアセスメントの基準形式を策定することを要請する。

18. GTI の調整メカニズム、及び 2010 年以降の指標に関する特別専門技術グループ（AHTEG: Ad Hoc Technical Expert Group）と協議の上、事務局長に対して、必要に応じてイニシアティブのための作業計画の実施に関する進捗を評価する指標の策定を考慮するよう要請する。

X/40. 条約の作業への原住民と地域社会の参画促進メカニズム

A. 能力開発の取組

締約国会議は

1. スペイン政府及びラテンアメリカ・カリブ地域における原住民女性の生物多様性ネットワーク（Indigenous Women's Biodiversity Network of the Latin American and Caribbean region）と連携の上、第 8 条 (j) 項（伝統的知識）に関連する検討事項及び関連対策、アクセスと利益共有についての第 15 条、特にアクセスと利益共有についての採択と 2010 年以降の国際レジームの実施を見越して、事務局による原住民と地域社会のための能力開発の取組に感謝を表明するとともに歓迎し、締約国に対して、これらの取組を続けることを奨励する。
2. 生物多様性条約の下で作成された生物多様性及び観光開発についての指針（Guidelines on Biodiversity and Tourism Development）⁹⁸ のインターネットを基盤とした技術を通じた実施強化の支援によって、締約国と連携しながら事務局が実施している、一連の原住民と地域社会のための能力開発を目指した地域及び準地域のワークショップについて歓迎する。
3. 事務局に対して、指導者訓練方法（train-the-trainer methodology）を利用したワークショップを通じた能力開発⁹⁹に関する決定の効果的な実施と、原住民と地域社会の代表者、特に条約の作業に詳しい女性の参画を増加させることを視野に入れた、国家及び地域レベルでの実施を含む、全ての地域への機会の提供を促進する取組みを続けることを奨励する。
4. 締約国、各国政府、及び原住民と地域社会の組織を含む関連組織に対して、条約の作業に効果的に参画してもらえるよう、原住民と地域社会、特に女性と若者の能力開発及び強化を視野に入れ、その他の地域で同様のイニシアティブを設立するため事務局との連携を考慮することを求める。
5. 事務局長に対して、資金源が利用可能であることを前提に、地域及び準地域の能力開発ワークショップを開催し、第 8 条 (j) 項、第 10 条 (c)、及び第 15 条に関連する検討事項についての経験の交換を継続することにより、原住民と地域社会の条約の作業への効果的な参画を支援し、能力の強化を図るよう要請する。
6. 事務局長に対して、資金源が利用可能であることを前提に、原住民と地域社会の能力開発を目的とした地域及び準地域のワークショップを継続して開催し、乾燥及び亜湿潤地、山岳に対する、強化されたマーケティング戦略やインターネット基盤の技術を通じて、生物多様性条約の下での生物多様性及び観光開発に関するガイドラインのさらなる実施を支援するよう、また、その結果を第 7 回会議で検討するために、第 8 条 (j) 項 及び関連条約の作業部会へ報告するよう要請する。

B. 条約の作業における原住民及び地域社会の効果的な参画を促進するためのコミュニケーション、メカニズム、およびツールの開発

締約国会議は、

1. 第 8 条 (j) 項 のホームページ、伝統的知識情報ポータル（Traditional Knowledge Information Portal）及び関連イニシアティブなどの、進行中の電子メカニズムに関する作業を想起し、事務局長に対して、これらのイニシアティブの使用を監視し、差異、欠陥に関しては条約の作業に参画している原住民と地域社会と協議し、第 8 条 (j) 項 と関連条約に関する次回作業部会へその所見を報告するよう要請する。
2. 事務局長に対して、締約国、原住民と地域社会と協議して、締約国、特に国家フォーカルポイントの第 8 条 (j) 項 及び関連条約に関する作業の支援に際し、伝統的知識ポータルの効果をどのように発展し増大し続けられるかを究明するよう求める。
3. 締約国及び各国政府に対して、伝統的知識情報ポータルを通じて周知するために、国家法、

⁹⁸ 決定 VII/14、附属書

⁹⁹ 決定 IX/13 D 及び E、ならびに VIII/5 B 及び C、VII/16 附属書、V/16 附属書 II 課題 4 参照

方針、計画及びその他の伝統知識保護に関する情報を事務局に提出することを求める。

4. 条約の目標を達成する上で、伝統的知識の役割についての認識を向上させるため、様々な非電子メカニズム、ツール、製品のさらなる開発を歓迎するとともに奨励し、また、国際生物多様性年（International Year of Biodiversity）後のそれらの推進を奨励する。
5. 事務局に対して、資金源が利用可能であることを前提に、電子的及び伝統的方法の両方ならびにその他の方法による社会教育及び普及啓発の資料、その他原住民と地域の言語を含むコミュニケーション手段を引き続き開発することを要請し、また、締約国がそのような資料を、国際機関、原住民と地域社会、及びその他ステークホルダーと連携して、地域ラジオやその他様々なメディアを通じて普及するよう要請する。
6. 事務局長に対して、資金源が利用可能であることを前提に、第 8 条 (j) 項 のホームページと伝統的知識情報ポータルを含む様々な電子コミュニケーションメカニズムの開発、更新及び移転を継続し、その進捗状況を第 8 条 (j) 項 の作業部会及び第 7 回関連条約会議で報告するよう要請する。
7. 締約国に対して、国家フォーカルポイントの支援の下で、第 8 条 (j) 及び関連条項に対するフォーカルポイントを指定することを検討し、原住民と地域社会組織とのコミュニケーションを促進し、また、第 8 条 (j) 項及び関連条項に関する作業計画の効果的な開発及び実行を促進するよう求める。

C. 原住民と地域コミュニティの参画を促進する任意拠出基金 (Voluntary Fund for Facilitating the Participation of Indigenous and Local Communities) の使用を含めた条約の作業における原住民と地域社会の参画

締約国会議は、

1. 原住民と地域社会の条約プロセス（VB トラストファンド）への参画を促進するための任意拠出基金を推進する事務局の継続的取組みを高く評価し、また、事務局長に対して、取組みを継続し、本作業の進捗及び原住民と地域社会の参画に関する関連統計について、第 8 条 (j) 項及び関連条約に関する次回作業部会で報告するよう要請する。
2. 原住民と地域社会の効果的な参画が条約の作業及び 3 つの目的の達成に必要な不可欠であることを留意しつつ、締約国、各国政府及び関連資金調達機関及びメカニズムに対して、寛大な任意拠出資金による貢献を求める。
3. 締約国に対して、条約の下で、コミュニティを代表するよう義務付けられた原住民と地域社会組織を条約のプロセスに効果的に参画する機会が提供されるよう努力することを求める。

D. その他のイニシアティブ

締約国会議は、

民間部門代表と原住民と地域社会代表間の革新的なイニシアティブ及びパートナーシップを歓迎し、原住民と地域社会、ビジネスと生物多様性会議（Business and Biodiversity Consultation）、さらに事務局長に対して、第 8 条 (j) 項及び関連条約の第 7 回作業部会でこれらの取組について報告することを要請する。

X/41. 伝統的知識の保護のための特別の制度の要素

締約国会議は

1. 事務局長ノート (UNEP/CBD/WG8J/6/5) のセクション II に提示されている *特別の* 制度の要素は、締約国及び各国政府が地方、国家、地域及び世界レベルにおいて、伝統的知識、工夫、慣行の保護のための *特別の* 制度を策定するにあたり、考慮すべき有益な要素を含むことを *銘記* する。
2. さらに、原住民と地域社会の知識、工夫、慣行の保護のための *特別の* 制度は、必要に応じて、地域社会の効果的な参加、許可及び介入を取り入れ、慣習法、慣習及び地域の議定書を考慮に入れた上で策定されるべきであることを *銘記* する。
3. 伝統的知識の保護のための *特別の* 制度を、まだ検討または策定していない締約国に対して、必要に応じてそのような対策を講じることを *奨励* する。
4. 締約国に対して、採択された伝統的知識の保護に関する *特別な* 制度の要素について、それら対策の有効性についてのアセスメント、また、その焦点が地方、準国家、国家、又は地域のいずれなのかという情報を事務局長に提出することを求める。
5. 締約国及び各国政府に対して、生物多様性に関する原住民と地域社会の伝統的知識と工夫、慣行の保護のために、国境を越えて行われている地域の対策について、策定中又は策定済み、及び／または実施済みの *特別な* 制度について、その対策の有効性もあわせて報告することを求める。
6. 事務局長に対して、締約国が地方、国家、地域及び国際的といった様々なレベルでの伝統的知識の保護のための *特別な* 制度を策定するにあたり講じた対策の情報について、編集し、クリアリングハウスメカニズム (CHM) を通じてその情報を提供することを *要請* する。
7. 締約国、原住民と地域社会及びその他組織に対して、制定法及び慣習法が、伝統的知識、工夫、慣行の保護の観点からどのように相互作用するのかについて、事例研究を通じて示し、また、その結果について条約の CHM による伝統的知識ポータルと、第 7 回検討作業部会に対して提供することを求める。
8. さらに、事務局長に対して、事例研究及び経験を踏まえ、提出された事例研究により何が変更されたのかについて、第 8 条 (j) 項及び関連条約についての第 7 回作業部会で考慮するために、事務局長ノート (UNEP/CBD/WG8J/6/5) を更新することを *要請* する。
9. 決定 VII/16 H で述べられているとおり、様々なレベルで策定、採択又は認識されうる効果的な *特別な* 制度と、アクセスと利益配分の実施の明確な関係性、及び原住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行の誤用及び不正流用の防止の必要性について、*銘記* する。
10. 他フォーラムで追求した作業に対して予断なく作業を継続するため、2009 年 9 月 22 日から 10 月 1 日ジュネーブで開催された第 38 回 (通常 19 回) 世界知的所有権機関 (WIPO: World Intellectual Property Organization) 総会での決定と、「遺伝資源、伝統的知識及び伝統的文化的表現の効果的な保護を強調する国際的な法律文書における合意達成と目標文書基盤の交渉を実行する」を *銘記* する。
11. 特に原住民と地域社会の知識、工夫、慣行の保護のための *特別な* 制度に関連し、また、法的拘束力のあるアクセスと利益配分の議定書の早期設定に関連する、生物多様性条約の作業についてさらに *銘記* する。
12. 事務局長に対して、WIPO の遺伝資源等に関する政府間委員会 (IGC: Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore) へ上述第 6 項における作業についての情報提供を継続すること、並びに政府間委員会の作業に対して積極的な貢献を継続することを *要請* する。

X/42. 原住民及び地域社会の文化及び知的遺産を尊重するための Tkarihwaité:ri 倫理行動規範

締約国会議は

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民と地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を強調するための倫理行動規範の要素を懸念しつつ、かつ第 8 条 (j) 項 (伝統的知識) と関連規定における作業プログラムのタスク 16 を考慮に入れ、締約国会議の決定 VII/16 第 5 項、及び決定 VIII/5 F で銘記された、第 2 回国連原住民問題常設フォーラム (United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues) の報告書の 1、8 及び 9 の勧告を想起し、

当規定「文化及び知的遺産」の目的が、原住民と地域社会の文化的及び知的財産という意味であり、条約内においては、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための伝統的生活様式を体現している原住民と地域社会の知識、工夫、慣行として理解されるということを強調し、

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する原住民と地域社会の文化的及び知的遺産に対する全面的な尊重の促進を目指し、

生物多様性条約締約国は、各国の法令を受け、条約の第 8 条 (j) 項に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的生活様式を体現している原住民と地域社会の知識、工夫、慣行 (以降「伝統的知識」) を尊重し、保全し、維持しなければならないこと、及びそのような知識、工夫及び慣行の保持者の許可、関与における幅広い適用を促進し、かつそのような知識、工夫及び慣行の利用から生じる利益の衡平な配分を奨励しなければならないことを想起し、

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する原住民と地域社会の文化的及び知的遺産の全面的な尊重を促進するために、伝統的知識の尊重には、科学的知識と同等かつ相互補完的に評価される必要があり、そしてそれが欠かせないものであると認識し、

また、倫理行動規範のような伝統的知識の尊重、保全及び維持のためのあらゆる対策が原住民と地域社会の支援を得て、さらに理解しやすい言語によって計画、提示されれば、はるかに大きな成功の可能性があると認識し、

原住民と地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に係る文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のための Akwé:Kon 任意ガイドライン¹⁰⁰ (Akwé:Kon Voluntary Guidelines) の実施が重要であると一層認識し、

原住民と地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた土地及び水域への原住民と地域社会によるアクセス、並びにそれらの土地及び水域についての伝統的知識を実践する機会が、伝統的知識の保持及び生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する工夫や慣行の発展にとって最重要であることを想起し、

薬、農業生物多様性と畜産を含む伝統的農法、土地、大気、水域及び世代を通じて共有されている全ての生態系を含む伝統的知識の宝庫として原住民と地域社会で使用されている伝統的言語の保全及び策定の重要性を念頭に置き、

伝統的知識の全体的なコンセプト及び空間的¹⁰¹、文化的¹⁰²精神的、及び一時的性質¹⁰³を含み、且つこれに限定されない多次元の特徴を考慮に入れ、

様々な国際機関、手段、計画、戦略、基準、報告及び行程の妥当性、及びそれらの一致と相互補性及び効果的実施の重要性、特に、適用される地域において、以下を一層考慮に入れ、

(a) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (The Convention on the Elimination of

¹⁰⁰ 決定 VII/16 F、附属書

¹⁰¹ 地域基盤/地方基盤の

¹⁰² 国民の広範な文化的伝統に根ざした

¹⁰³ 徐々に動的に展開、適応、返還する。

- all Forms of Racial Discrimination) (1965)
- (b) 独立国における原住民及び種族民に関する条約第 169 号 (The Convention No.169 on Indigenous and Tribal Peoples) (ILO 1989)
 - (c) 生物の多様性に関する条約 (The Convention on Biological Diversity) (1992)
 - (d) 無形文化遺産の保護に関する条約 (The Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage) (UNESCO 2003)
 - (e) 文化表現多様性の保護及び促進に関する条約 (The Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions) (2005)
 - (f) 世界人権宣言 (The Universal Declaration on Human Rights) (1948)
 - (g) 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (The International Covenant on Civil and Political Rights) (1966)
 - (h) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (The International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) (1966)
 - (i) 第 2 次国際原住民の 10 年 (The United Nations Second International Decade of the World's Indigenous Peoples) (2005-2014)
 - (j) 文化多様性に関する世界宣言 (The Universal Declaration on Cultural Diversity) (UNESCO 2001)
 - (k) 生命倫理及び人権に関する世界宣言 (The Universal Declaration on Bioethics and Human Rights) (UNESCO 2005)
 - (l) 遺伝資源の取得の機会とその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン (The Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of their Utilization) (CBD 2002)
 - (m) Akwé:Kon ガイドライン (The Akwé:Kon Guidelines) (CBD 2004)
 - (n) 原住民の権利に関する国連宣言 (The United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples) (2007)

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する原住民と地域社会の文化的及び知的遺産の尊重を強調するため、倫理行動規範の要素を認識し、

1. この附属書に含まれている通り、倫理行動規範実施の要素を採択する。
2. 倫理行動規範「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する原住民と地域社会の文化的及び知的遺産の尊重についての Tkarihwaié:ri¹⁰⁴ 倫理行動規範 (Tkarihwaié:ri Code of Ethical Conduct on Respect for the Cultural and Intellectual Heritage of Indigenous and Local Communities Relevant for the Conservation and Sustainable Use of Biological Diversity) の要素を適用すると決定する。
3. 各締約国固有の国家状況と必要性に基づき、また、原住民と地域社会の多様な異文化を認識し、策定された「生物多様性の保全及び持続可能な利用のための研究、取得機会、利用、取引または伝統的知識、工夫、慣行に関する情報の管理指針」¹⁰⁵ へのモデルとして、締約国及び各国政府に対して、当倫理行動規範の要素を活用することを求める。
4. また締約国及び政府に対して、教育及び意識向上に取り組み、かつ開発及び／又は研究プロジェクトにおいて、関係政府部門と機関、学術機関、民間部門の策定者、潜在的なステークホルダーを支援し、資源採掘産業、林業及び倫理行動規範の要素に気付くべき公衆を、必要に応じて、原住民と地域社会との交流を管理している多国籍、国家及び地方レベルでの規定及びプロセスに取り組むことを支援するコミュニケーション戦略を策定することを求める。
5. これら多国間協定の事務局及び権限と活動が生物多様性に関連する機関、団体及びプロセスに対して、当倫理行動規範の要素を認識し、実施することを求める。

¹⁰⁴ {Tga-ree-wa-yie-ree}と発音される、モホーク族の言語で「適切な方法」という意味

¹⁰⁵ 決定 V/16、附属書、第 8 条(j)、要素 5、タスク 6 の実行に向けての作業計画

6. 地球環境ファシリティ（GEF: Global Environment Facility）、国際資金提供機関及び開発機関、関係非政府組織に対して、必要に応じて、そして任務と責任に従い、意識向上、能力開発及び倫理行動規範の要素への理解構築のため、原住民と地域社会、特に女性に対して援助を提供するよう求める。

附 属 書

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する原住民と地域社会の 文化的及び知的財産を尊重するための *Tkarihwaï:ri* 倫理行動規範

セクション1 論理的根拠

1. 倫理行動規範の以下の要素は任意のものであり、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的知識、工夫、慣行の尊重、保護及び維持促進を目的として、原住民と地域社会との活動／交流の指針提供及び地方、国家または地域的倫理行動規定の策定を目的とするものである。生物多様性条約締約国またはその他の国際機関の義務であると解釈されるべきではない。また、既存しうる国家法、条約、合意またはその他建設的合意の変更であると解釈されるべきではない。
2. 倫理行動規範のこれらの要素は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する原住民と地域社会の文化的及び知的遺産に対する尊重を促進することを目的とする。これにより、生物多様性条約の第8条(j)項及び原住民の伝統的知識、工夫、慣行に対する行動計画の目的達成へ貢献するものとする。
3. これらの要素は、とりわけ関係政府部門と機関、学術機関、民間部門の開発業者、開発及び／または研究プロジェクトにおける潜在的なステークホルダー、資源採掘産業、林業、他のすべての関係者による、原住民と地域社会との活動／交流で必要とされる国家体制の設立または向上に際して、特に原住民と地域社会によって伝統的に占有されている土地及び水域での活動／交流の発展のために、原住民と地域社会が伝統的知識及び関連の生物学的遺伝資源の尊重促進をできるようにしながら、指針を提供することを目的とする。
4. 原住民と地域社会の同意または権限において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的知識の尊重が要求され、それは彼らの慣習法及び手順に従った、当該知識の保持者を特定するための原住民と地域社会の権利である。

セクション2 倫理信条

5. 以下の倫理信条は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統知識、工夫、慣行を含む文化的及び知的遺産を享受及び保護し、次世代へと伝えるため、原住民と地域社会の権利の尊重を促進するためのものであり、原住民と地域社会と協働するものはこれらの信条に従うものとする。
6. 原住民と地域社会との活動／交流が、以下に基づくことが非常に望ましい。

一般的倫理信条

既存の合意への配慮

7. この信条においては、双方の合意または多くの国で存在する国家レベルでの合意の重要性及びそのような合意は随時尊重されるべきであると認識する。

知的財産

8. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的知識、工夫、慣行における文化及び知的財産に対する社会的及び個人的懸念または主張は、活動／交流を開始する前に原住民と地域社会との交渉によって誠意を表明し、対処されるべきである。

無差別

9. 全ての活動／交流への倫理規範及び指針は、特に性別、不利なグループ及び代表に関連した積極的活動を考慮に入れ、無差別でなければならない。

透明性／全面開示

10. 原住民と地域社会は、事前に、適切に、原住民と地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域で起こるまたはそれらに影響を及ぼす可能性のある、生物多様性の保全及び利用に関する伝統的知識、工夫、慣行の活用をする他者が申し出たあらゆる活動／交流の本質、範囲、及び目的について知らされるべきである。

情報に基づく事前同意および／または承認と関与

11. 原住民と地域共同体により、伝統的に占有または利用されてきた、聖地、土地及び水域で生じ、あるいはそれらに影響する可能性のある、また、特定集団に影響を及ぼす、生物多様性の保全並びに持続可能な利用を伴う、伝統的知識に関連するあらゆる活動／交流は、原住民と地域共同体の情報に基づく事前同意及び／または承認と関与により実行されるべきである。かかる同意または承認は、強要、強制または操作されてはならない。

異文化間での配慮

12. 伝統的知識は原住民と地域社会の文化、伝統及び経験の正当表明及び既存の知識制度の大多数の一部として尊重されるべきである。原住民と地域社会と交流するものが、異民族間の対話において、原住民と地域社会の全体性、倫理観、文化的精神性、伝統及び関係性を尊重し、外部の概念、基準及び価値判断の強制を回避することが非常に望ましい。

共同体または個人の所有権の保護

13. 資源及び原住民と地域社会の知識は共同体または個人で所有できるものとする。原住民及び地域社会と交流する者は、共同体または個人の権利と義務を理解しようとしなければならない。共同体でまたは個人の有形及び無形の文化及び知的遺産を保護するため、原住民と地域社会の権利は尊重されるべきである。

公正かつ衡平な利益の共有

14. 原住民と地域共同体は、生物多様性及びそれに伴う伝統知識に関連する、あるいは原住民と地域社会が伝統的に占有ないし利用してきた聖地、土地及び水域で行うことを提案され、またはそれらに影響を与える活動／交流への貢献に対し、公正かつ衡平な利益を受け取るべきである。利益の共有は原住民と地域社会の強化及び生物多様性条約の目的促進方法とみなされ、関連社会レベルの手段を考慮に入れ、関連グループ内で衡平であるべきである。

保護

15. 当条約の任務において提案された活動／交流においては、影響を受ける原住民と地域社会及びそれらの環境との関係を保持及び促進するため、相応の努力をするべきであり、それによって条約の目的が促進される。

予防手段

16. 当信条において、環境と開発に関するリオ宣言（Rio Declaration on Environment and Development）¹⁰⁶の第15条、及び生物多様性条約の序文に含まれる予防策を再確認する。生物多様性に対して害を与える可能性のあるものの予測及びアセスメントには地方基準及び指標を含み、関係する原住民と地域社会を全面的に取りこむべきである。

¹⁰⁶ 1992年6月3-14日、リオデジャネイロ、環境と開発に関する国連会議報告書 vol. I、会議（国連出版、販売番号 E. 93.I.8 と誤植）によって採択された決議、決議 I、附属書 I。

B. 特定の認識

原住民と地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、 文化的に重要な場所及び土地及び水域の認識

17. 本原則においては、原住民と地域社会の、それらが伝統的に占有または利用してきた、伝統的知識を伴う聖地、文化的意義を有する遺跡、並びに土地及び水域との不可欠な結びつき、及びそれらの文化、土地、水域が相互に関係することを認識する。各国内法及び国際義務に従い、これに関して、原住民と地域社会の伝統的土地保有においては、伝統的土地及び水域と聖地へのアクセスは伝統的知識と関連した生物多様性の保持に必須であると認識されるべきである。人口が少ない土地、水域は無人または占有されていないと推測されるべきではなく、原住民と地域社会によって占有または利用されている可能性があるとするべきである。

伝統的資源へのアクセス

18. 伝統的資源権は、事実上共有のものであるが、他の影響力及び義務が含まれる場合があり、原住民と地域社会によって伝統的に占有又は利用されてきた土地または水域にある伝統的資源に適応される。原住民と地域社会の伝統的資源へのアクセスは生物多様性の持続可能な利用及び文化的存続にとって極めて重要である。活動／交流が、関係する社会の許可なく伝統的資源へのアクセスを阻害すべきではない。活動／交流は、関係する社会からの要請に応じて資源へのアクセスを管理する慣習法を尊重しなければならない。

強制的に移動及び移住させられないこと

19. 生物多様性に関連する活動／交流及び保護のような条約の目的においては、原住民と地域社会が、彼らの同意なしに、彼らが伝統的に占有又は利用してきた土地及び水域またはそれが適応される箇所から強制的に移動させられるべきではない。移動に同意した場合は補償を与えられるべきである。可能な場合はいつでも、これらの原住民と地域社会は彼らの伝統的な土地へ戻る権利がある。そのような活動／交流が原住民と地域社会メンバー、特に年長者、身体障害者及び子供を家族から引き離すようなことをしてはならない。

伝統的な後見人／管理者の職務

20. 伝統的な後見人／管理者は、原住民と全体的な人間性と生態系と原住民と地域社会の義務と責任の相互関連性を、それらの伝統的役割を保護及び維持するため、彼らの文化、精神的信条及び慣行の維持を通じ、これらの生態系の伝統的な後見人及び管理人と認識する。故に、言語学的多様性を含む文化的多様性は、生物多様性の保全及び維持にあたり重要であると認識されるべきである。従って、原住民と地域社会は、必要に応じて、聖地や保護地区を含む、伝統的に占有又は利用されてきた土地及び水域の管理において、積極的に関与すべきである。原住民と地域社会はまた、特定の種の植物及び動物を神聖視し、生物多様性の保全及び持続可能性に責任のある管理者であるとみなしていることがあり、これは全ての活動／交流において尊重され、考慮されるべきである。

原住民と地域社会の構造の認識 — 大家族、社会及び先住国家

21. 原住民と地域社会にとっての全ての活動／交流は、社会的状況の中で行われる。年長者、女性及び若年者の役割は、知識、工夫、慣行の世代間の移行による文化の普及過程において最重要である。故に、知識の継承を含む原住民と地域社会の社会的構造は、彼らの伝統及び習慣に従って尊重されるべきである。

回復及び／または補償

22. 保全及び持続可能な利用に関する原住民と地域社会、及び彼らにより伝統的に占有又は利用されてきた土地及び水域、聖地及び神聖な種、及び伝統的資源に対して影響を及ぼす全ての活動／交流からの悪影響を避けるため、あらゆる取組がなされるべきである。そのような悪影響が万が一発生した場合には、国家法案及び、必要に応じて関連する国際義務に従い、また、原住民と地域社会及びそのような活動／交流を実行する者との間で相互同意された規約を介し、適切な制限または補償が提供されるべきである。

帰還

23. 帰還の取組は、生物多様性に関する伝統的知識の回復を促進するためになされるべきである。

和平関係

24. 原住民と地域社会、地方及び国家政府間の生物多様性の保全又は持続可能な利用に関する活動／交流による対立発生は回避すべきである。避けられない場合、紛争及び苦情を解消するため、国家的及び文化的に適切な対立解決方法が導入されるべきである。原住民と地域社会と交流をする者も、原住民及び地域社会の紛争への介入は避けるべきである。

原住民と地域社会の研究イニシアティブ援助

25. 原住民と地域社会は、彼らに影響を及ぼす、または条約の目標に関連して彼らの伝統知識を使用する研究、及び彼ら自身の研究イニシアティブと優先事項の決定、研究施設の建設や連携する建物、収容可能人数及び能力の促進を含む自身の研究の実施において、積極的に参加する機会を与えられるべきである。

セクション3 方法

誠意を持った交渉

26. この規約の要素を用いるものが、誠意を持った交渉の過程において、相互交流及び公式に尽力することを奨励する。

従属性及び政策決定

27. 条約の目的に関連する原住民と地域社会との活動／交流についての全ての決定は、原住民と地域社会への権限付与及び効果的な参加を強調するため、そのような活動／交流が原住民と地域社会の意思決定構成を尊重すべきであると考慮し、適切な水準で策定及び構成されなければならない。

パートナーシップと連携

28. パートナーシップと連携は、生物多様性及び伝統的知識の持続可能な利用の援助、維持、及び強調のために、倫理行動規範の要因を追求し、全ての活動／交流を指導すべきである。

ジェンダーの考慮

29. 手法については、必要に応じ、あらゆる水準での規定策定及び生物多様性の保全実施に、女性の全面的かつ効果的な参加が必要であることを確認し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に際し、原住民と地域社会の女性が果たす極めて重要な役割を考慮にいれなければならない。

全面的かつ効果的な参加／一般参加方法

30. この原理は、生物多様性とそれらに影響しうる保護に関する作業／交流における、原住民と地域社会の全面的かつ効果的な参加の重要性、及び彼らの意思決定プロセスに対する尊重とそれにかかる期間を認識するものである。道義的行為においては、原住民と地域社会にとって、彼らの伝統知識に対するアクセスを制限する正当な事情がいくつかあることを踏まなければならない。

守秘義務

31. 国家法に従い、情報の守秘義務は尊重されるべきである。原住民と地域社会から与えられた情報は同意された目的以外で使用または公開されるべきではなく、原住民と地域社会の同意なしに第三者へ流すことはできない。特に、不可侵及び／または機密情報に対して守秘義務が適用される義務がある。原住民と地域社会と共に作業を行うものは「公有財産」などの概念が多くの原住民と地域社会の文化的パラメーターを適切に反映していない可能性があることを意識しなければならない。

相互関係

32. 原住民と地域社会との活動／交流によって得た情報は、異文化間交流、知識と技術の移転

及び相乗効果と相互補完性の促進の観点から、理解可能かつ文化的に適切な形式で共有すべきである。

決定 X/43. 第 8 条 (j) 項及びその関連規定を実施するための多年度作業計画

締約国会議は

進捗状況報告

1. 条約における分野別課題のための作業計画の関連タスクの統合に関する進捗状況のうち、国別報告書に記されたものを銘記する。
2. 第 8 条 (j) 項 (伝統的知識) 及びその関連規定に関する条約の実施のための第 7 回作業部会 (Ad Hoc Open-ended Inter-Sessional Working Group) で、第 8 条 (j) 項及びその関連規定の実施の進捗について報告するよう、事務局長に要請する。
3. 第 8 条 (j) 項及びその関連規定のための作業計画の実施に関する情報を提供していない締約国 (原住民と地域社会の参加も含む) に対し、原住民や地域社会と協議の上、可能であれば第 4 回国別報告書により、第 8 条 (j) 項に関する第 7 回作業部会に間に合うように提出するよう強く促すとともに、事務局長に対し、当該情報を分析・要約し、第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する作業部会が第 7 回会合で閲覧できるよう要請する。
4. 第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する作業計画の実施をさらに促進するために、第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する第 7 回作業部会を、第 11 回締約国会議の前、できれば、生物多様性条約 (CBD: Convention on Biological Diversity) に基づくその他の会議と連続して、開催することを決定する。

詳細な検討及び多年度作業計画の改定

取得と利益配分に関する国際レジームの交渉、採択及び実施も含めた、最近の進捗状況を考慮に入れ、より包括的で先進的な作業計画が必要であることを認識する。

締約国が第 8 条 (j) 項及びその関連規定の作業計画のタスクの詳細な検討を第 10 回会議で実施することを決定した、決定 IX/13A の第 11 項【参照 43-1】を想起する。

5. 決定 V/16 により採択された作業計画を以下のように改定することを決定する。
 - (a) 完了し不要となったタスクである 3、5、8、9 及び 16 を廃止する。
 - (b) 1、2、4、7、10 及び 12【参照 43-2】などの進行中のタスクを継続し、作業の結果に基づき、かかるタスクの実施に必要なさらなる活動を特定した上で、締約国、政府、関連国際機関及び原住民と地域社会に対し、かかるタスクを促進するための各国のアプローチを提出するよう求め、また、第 8 条 (j) 項及びその関連規定についての第 7 回作業部会で検討するために、最低限の基準、最良事例、ギャップ及び教訓を見極めることを視野に、かかる情報の収集と分析を行うよう、事務局長に要請する。
6. 第 8 条 (j) 項に関する作業部会が最良事例のガイドラインを策定するために検討できるよう、条約第 17 条第 2 項 (伝統的知識の情報交換) に基づき、締約国及びその他の関連機関が提出した、タスク 15 に関連する還元のための国内外のアプローチに関する情報収集と分析を事務局が継続して実施するよう要請する。
7. タスク 11、6、13、14 及び 17【参照 43-3】の進展を鑑み、現行のタスクの実施を留保し、作業計画が未着手のタスクの検討と開始を延期することを決定する。

第10条

8. 第 10 条 (c) 項 (伝統的な慣行の保護) に重点を置き、第 10 条 (生物多様性の持続的可能な利用) についての新たな主要素を第 8 条 (j) 項及びその関連規定の改訂後の作業計画に含めることを決定し、第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する特別作業部会に対して、アジスアベバ原則及びガイドラインに基づき、原住民と地域社会のための持続可能な利用及び関連する奨励措置についてのさらなる指針を策定し、また、第 10 条と生態系アプローチの実施に際して、国家及び地域レベルでの原住民や地域社会と政府の参画を深めるための措置を検討するよう要請する。
9. 締約国、原住民と地域社会及び非政府組織に対し、第 10 条 (c) 項に重点を置いた条約第 10 条の実施に関する情報を事務局長に提出するよう求めるとともに、提供された情報を収集及び分析し、作業部会による本タスクの推進を後押しするために、第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する第 7 回作業部会に対し、この点をいかに実施すべきか助言を行うよう、事務局長に要請する。
10. 資金があることを前提に、本要素を取り入れるにあたって作業部会を支援するための第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する第 7 回作業部会での検討に向けて、新たな主要素の内容と実施に関する助言を提案するための第 10 条 (c) 項に重点を置いた第 10 条に関する締約国、政府及び国際機関並びに原住民と地域社会の代表者が参加する国際会合を事務局が招集することを認める。
11. 第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する作業部会に対し、第 7 回会合において、保護区についての作業計画を手始めに、第 10 条 (c) 項に重点を置いた第 10 条を分野横断的課題として、条約の各作業計画と分野別課題に取り入れる戦略を策定するよう要請する。

第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する作業部会の議事事項改定

12. 第 7 回会合より、第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する作業部会の今後の会合における「分野別課題及びその他の分野横断的課題についての詳細な意見交換」と題する、新たな議事事項を追加することを決定する。
13. 「生態系の管理、生態系サービス及び保護区」というテーマの下、第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する第 7 回作業部会での詳細な意見交換を行うことを決定する。

指標

原住民言語の言語的多様性及び使用者数の状況と傾向は、その他の指標とともに利用する場合、伝統的知識の維持及び利用に向けた有益な指標になることを認識する。

2011-2020 年生物多様性戦略計画及び愛知目標の枠組の中で伝統的知識の状況と傾向の全体像を提示し、原住民と地域社会の現状を把握するための質的・量的な指標の重要性を銘記する。

生物多様性に関する国際原住民族フォーラム (IIFB: International Indigenous Forum on Biodiversity) の指標作業グループが開催した地域的・国際的な専門ワークショップなど、第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する作業部会の支援により実施された、伝統的知識、工夫及び慣行の現状並びにその他の重点分野について、戦略計画と生物多様性の目標の達成に向けての進捗を評価する、有意義かつ実用的な限定的指標を特定する作業を銘記する。

当該イニシアティブへの手厚い資金援助について、スペインの国際協力庁 (AECI: Agency for International Cooperation)、ノルウェイ政府及びスウェーデン国際生物多様性プログラム (Swedbio: Swedish International Biodiversity Programme) に心から感謝の意を表明する。

14. 提案された以下の指標を採択する。

(a) 原住民と地域社会の伝統的領土での土地利用の変遷と土地保有の状況と傾向

(b) 伝統的職業の実践状況と傾向

これは、2011-2020 年生物多様性戦略計画と愛知目標の進捗を評価するために、すでに採択された、原住民言語の言語多様性及び使用者数の状況と傾向、「伝統的知識、工夫及び慣行保護」に関する重点分野についての指標を補完するものである。

15. 国際労働機関 (ILO: International Labour Organization) に対し、伝統的職業の実践に関するデータの収集の可能性を探り、第 8 条 (j) 項及びその関連規定の第 7 回作業部会で当該指標を検討することについて助言するよう求める。
16. さらに、国連食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations)、国際農業開発基金 (IFAD: International Fund for Agricultural Development) 及び国際土地連合 (International Land Coalition) などの関連機関に対し、第 8 条 (j) 項及びその関連規定の第 7 回作業部会で「原住民と地域社会の伝統的領土での土地利用の変遷と土地保有の状況と傾向」の指標を検討することについて助言するよう求める。
17. 締約国、政府、国際機関、IIFB の指標作業グループ及び 2010 年生物多様性指標パートナーシップなどの関係者と協力して、提案された指標に対し現在行われている改訂作業と利用を継続し、また、第 10 条の実施と改訂されたポスト 2010 戦略計画を念頭に置き、専門性のさらに高いワークショップなどによる、データ、手法及び調整機関の有無を検討し、かかる事柄を推進するために第 8 条 (j) 項及びその関連規定の第 7 回作業部会に報告するよう、事務局長に要請する。
18. 締約国が第 10 条の実施に新たに重点を置くことを考慮し、事務局長に対し、資金があることを前提に、締約国、政府、国連原住民族問題常設フォーラム (UNPFII: United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues)、IIFB の指標作業グループ、関連する NGO 及び 2010 年生物多様性指標パートナーシップと協力して、専門性のさらに高いワークショップによる、持続可能な慣例的利用の適切な指標を開発するよう要請し、本件が愛知生物多様性目標及び 2011-2020 年生物多様性戦略計画の枠組の中で達成されるよう、第 8 条 (j) 項及びその関連規定の第 7 回作業部会に報告するよう要請する。
19. さらに、締約国、国際機関、原住民と地域社会の団体及びステークホルダーに対し、土地保有の指標の策定についての意見を求め、事務局長に第 7 回作業部会に提出する文書を作成するよう要請する。

参加

(a) 任意基金

20. 原住民と地域社会の条約作業への参加を促進する任意拠出資金 (Voluntary Trust Fund to Facilitate the Participation of Indigenous and Local Communities in the Work of the Convention) により、可能であれば資金が得られることを前提に、適宜、条約に基づく能力開発のワークショップへの原住民と地域社会の参加を強化するよう、事務局に要請する。

(b) 地域社会

21. さまざまな理由で第 8 条 (j) 項に基づく地域社会の参画が限定的であることを銘記し、地理的及びジェンダーのバランスを念頭に置き、地域社会に共通する特徴を特定することを視野に入れ、地域社会の代表の特別専門家グループの会合を招集し、国レベルでの参加も含めて、地域社会がより効果的に条約プロセスに参加できるようにする方法、また、条約の実施とその目標の達成を後押しするために目指す広報活動を展開する方法について、助言を求めることを決定する。

能力開発、地域社会の教育及び普及啓発

22. 遺伝資源の取得と利益配分についての国際レジームの交渉、詳細決定及び実施を考慮し、原住民と地域社会の能力開発に向けた取組を強化することを視野に入れ、資金提供機関及びパートナーとの取組を継続し、とりわけ、可能であれば資金が得られることを前提に、条約のプロセスへの有効な参加に対する認識を強化させるための中長期的戦略を策定するよう、事務局長に要請する。
23. さらに、原住民と地域社会に対し、条約の成果を地域ぐるみで教育するよう支援し、また、原住民と地域社会の役割、とりわけ原住民と地域社会の女性の役割、並びに生物多様性の保全及び持続可能な利用、気候変動などその他の世界規模での問題についてのかかる人々の知識についての普及啓発を後押しするために、原住民と地域社会による貢献も含めた、コミュニケーション、教育及び普及啓発（CEPA）のための活動と成果を継続して促進するよう、事務局長に要請する。

伝統的知識、工夫及び慣行の記録と文書化の専門ガイドライン

伝統的知識の文書化と記録は主として原住民と地域社会に裨益すべきであり、かかる計画への原住民と地域社会の参加は任意とし、伝統的知識保護のための要件とすべきではないことを認識する。

生物多様性に関する伝統的知識、工夫及び慣行について、生物多様性条約が果たす主導的役割を銘記する。

さらに、世界知的所有権機関（WIPO: World Intellectual Property Organization）による伝統的知識の文書化のためのツールキットの開発、国連教育科学文化機関（UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）の提案による文書化及び伝統的知識をめぐるプロジェクトなど、伝統的知識の文書化に向けたガイドラインに関するその他の団体の取組と、国際体制の中でのかかる取組の調和が望まれていることを銘記する。

ガイドラインの策定は、その他の保護形態の開発に損害をもたらしてはならないことを強調する。

さらに、伝統的知識の保護を目的とした原住民及び地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行の文書化は、事前の情報に基づく合意により原住民及び地域社会が実施し、かかる人々の所有下に継続して置くべきであることを銘記する。

24. 原住民と地域社会自身が、自らの伝統的知識、工夫及び慣行を維持、管理、保護及び開発するよう支援・援助し、能力開発並びに必要とされる社会基盤及び資源の開発を支援することで、原住民と地域社会が、伝統的知識の文書化に関する情報に基づく決定を行うことができるよう、締約国及び政府並びに国際機関に対し奨励する。
25. 伝統的知識を文書化するにあたり想定される利益と脅威の双方に対処しつつ、伝統的知識の文書化をめぐる WIPO ツールキットの開発のための作業の達成に向けて WIPO を支援するため、UNPFII、UNESCO 及び WIPO との協力を継続し、また、WIPO との協力により、クリアリングハウス・メカニズム（CHM: Clearing House Mechanism）とトラディショナル・ナレッジ・インフォメーション・ポータル（Traditional Knowledge Information Portal）を通じてツールキットを利用できるようにすることを事務局長に要請する。

UNPFII による勧告

26. 「締約国に対し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する、原住民と地域社会の文化的知的遺産への尊重を保証する倫理行動規範の策定、交渉及び採択にあたって、規範で定める基準が、原住民の権利に関する宣言（Declaration on the Rights of Indigenous Peoples）

などの関連する国際基準を適切に反映することを考慮するよう求める」UNPFII による勧告を銘記する。

27. また、2009年5月12日と13日にニューヨークの国連本部で開催された原住民族と地域社会のコミュニティ、ビジネス及び生物多様性に関する審議会（Indigenous and Local Community, Business and Biodiversity Consultation）の報告書（UNEP/CBD/WG8J/6/INF/11）【参照43-4】をも銘記し、生物多様性の持続可能な利用に基づく地域社会レベルのビジネスを奨励しながら、生物多様性条約の有効な実施を保証することを視野に入れ、ステークホルダーとの建設的な提携による、さらなる協議を奨励する。
28. 生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する、原住民と地域社会の文化的知的遺産への尊重を保証する倫理行動規範の進捗状況について、次回のセッションで UNPFII に報告するよう、事務局長に要請する。

附 属 書

生物多様性条約第8条(j)項及びその関連規定に関する第6回作業部会のために作成された、第8条(j)項及びその関連規定のプログラムのタスク15の諸条件の検討及び策定に関する事務局長ノートに示された第8条(j)項及びその関連規定の作業計画に関するタスク15の付託条項（UNEP/CBD/WG8J/6/2/ADD.2）

1. タスク15の目的は、生物多様性に関する伝統的知識の回復を促進するため、生物多様性条約第17条第2項（伝統的知識の情報の交換）に基づき、文化財を含む情報の還元を促進するガイドラインを策定することである。
2. タスク15は、条約の規定、特に第8条(j)項及びその関連規定に基づき解釈されるものとする。
3. タスク15は、締約国、政府及び博物館、標本館、植物園、データベース、登録、遺伝子バンクなどその他の団体が行う既存の還元活動に基づき、当該活動を強化することを意図している。
4. ステークホルダーには特に以下が含まれる。
 - (a) 締約国及び政府
 - (b) 博物館、標本館、植物園並びに保全と持続可能な利用に関連する、原住民と地域社会の知識、工夫及び慣行に関する情報を収めたコレクション
 - (c) 関連する国際機関（特にUNPFII、UNESCO及びWIPO）
 - (d) 原住民と地域社会の代表者
 - (e) かかる問題に関する専門知識を有する関連NGO及びIPO
5. 事務局は、
 - (a) 学び得た最良事例を確立するために、第8条(j)項及びその関連規定に関する第7回作業部会で検討するための、作業計画15に関連する国内外の還元アプローチについての締約国とその他の関連機関の提出物を収集・分析するものとする。
 - (b) 最良事例と作業部会からの助言に基づき、事務局は、第8条(j)項及びその関連規定に関する作業部会を検討するために、以下を策定することができる。

- (i) 生物多様性に関する伝統的知識の回復を促進するため、生物多様性条約第 17 条第 2 項に基づき、文化財を含む情報の国内への還元を開始するための最良事例のガイドライン
 - (ii) 生物多様性に関する伝統的知識の回復を促進するため、生物多様性条約第 17 条第 2 項に基づき、文化財を含む情報の国際的な還元を開始するための最良事例のガイドライン又は枠組
6. 締約国、政府、国際機関、原住民と地域社会の団体及び非政府組織は、タスク 15 に関連する、文化財を含む情報の還元の最良事例に関する情報を事務局に伝えるものとする。
7. 第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する作業部会は、
- (a) 入手した情報に基づき、第 7 回会合において、取得情報及び助言、第 8 条 (j) 項及びその関連規定の作業計画の詳細な検討並びに取得利用と利益配分に関する国際レジームを考慮に入れ、国内外双方の状況下で本タスクをいかに進めるかを検討する。
 - (b) さらに、タスク 15 が、第 8 条 (j) 項の詳細な検討の中でいかに検討され、多年度作業計画にいかに取り入れるべきか、また、本タスクの成果が取得利用と利益配分についての国際レジームを効果的に実施する上でどの程度有用な補完役割を果たすかを判断する。

【参照】

43 - 1 決定 IX/13A の第 11 項

条約第 8 条(j)項に基づく作業部会の作業継続という目的で、かつ伝統的知識、工夫及び慣行の保護、生物多様性の保全及び持続可能な利用、並びにこれら知識・工夫・慣行の活用がもたらす利益の衡平な配分間の相関により重点を置くという視点を持って、第 8 条(j)項及び関連規定に定められる行動計画に基づく作業の詳細な再検討を第 10 回会議にておこなうことを決定する。

43 - 2 決定 V/16 により採択されたタスク 1、2、4、7、10 及び 12

決定 V/16 8 条 (j) 項及びその関連規定

タスク 1 締約国は、原住民や地域社会が、その伝統的知識、工夫及び慣行の利用と関連がある意思決定に効果的に参加することの向上と強化を評価する。

タスク 2 締約国は、原住民や地域社会の効果的な参加を奨励、促進する、適切なメカニズム・ガイドライン・法律制定あるいは他のイニシアティブを開発すること。意思決定や政策の計画などを通じて実施され、これには、取得利用と利益配分、保護地域の指定・管理及びエコシステム・アプローチへの考慮が含まれる。

タスク 4 締約国は、作業計画のすべての項目において、完全かつ自発的、効果的に女性の参加のためのメカニズムを開発する。

タスク 7 作業計画 1、2 及び 4 に基づき、作業部会はメカニズム、法律制定あるいは適切なイニシアティブの展開のため、ガイドラインを策定する。

タスク 10 条約の実施のための作業部会は、伝統的知識及び関連する遺伝資源の不法な流出の防止と報告の基準とガイドラインを策定する。

タスク 12 作業部会は、条約第 8 条(j)項及び関連規定（独自体系を含む）、原住民及び地域

社会がその伝統的な知識、工夫及び慣行に対し持つ権利を認知、保護および十分に保障する内容の規定の実施を目的として、加盟国および各国政府が法令、場合によってはその他の枠組を策定できるよう支援するガイドラインを作成すること。

43 - 3 決定 V/16 により採択されたタスク 11、6、13、14 及び 17

タスク 11 作業部会は、国際、国内または場合によっては地方レベルにおける既存の法令で、特に知的財産権に関する法令など原住民及び地域社会の知識、工夫及び慣行の保護につながる可能性のある法令につき、これら法令と第 8 条(j)項に掲げる目標との相乗効果を特定することを目的として評価すること。

タスク 6 条約の実施のための作業部会は、伝統的知識、工夫及び慣行の尊重、維持及び保護のためのガイドラインを策定する。

タスク 13 条約の実施のための作業部会が指針及び基準を策定することで、生態系アプローチ、生息域内保全、分類学、生物多様性のモニタリング及び生物多様性全の分野における環境影響評価に関し、伝統的知識が果たし得る役割を考慮しつつ、生物多様性における保全及び持続可能な使用のため、伝統的知識その他の形式の知識における使用を強化する。

タスク 14 条約の実施のための作業部会には、国家戦略と行動計画における原住民と地域社会が伝統的知識、工夫及び慣行を維持し、保護するためのガイドラインの策定し、提案する。

タスク 17 事務局長は各国政府、原住民の社会及び地域社会と連携して、条約第 8 条(j)及びこれに関連した国際・地域・国内・地方レベルの規定の実施状況の評価及び条約第 26 条に従った国別報告の中でおこなわれるこれらの評価報告を支援するための方法及び基準の策定をおこなうこと。

43 - 4 (UNEP/CBD/WG8J//6/INF/11)

条約第 8 条(j)項に関する作業部会による検討のための報告書。締約国は、原住民及び地域社会の知識、工夫、慣行を尊重し、保護し及び維持することを約束し、当該知識、工夫及び慣行の保有者の承認と関与を得た上で、これらの広範な適用を促進することとし、住民の権利に関する国連宣言 (UN-DECRIPS: Declaration on the Rights of Indigenous Peoples 2007 年 9 月 13 日国連総会で採択) を通じて、各政府は、原住民の集団的権利を認識し尊重するよう努めることとしている。この宣言の目標などに関する取組の一つとして 2008 年 10 月、香料、香水及び化粧品業界の天然資源管理集団 (NRSC: Natural Resources Stewardship Circle) によって、天然資源管理集団宣言 (NRSCD: Natural Resources Stewardship Circle Declaration) を採択された。NRSC は、2009 年 5 月に NRSCD の目標の具体化をどうすべきかについての会合を開催し、原住民と地域社会の専門家からの助言を得て、初期ガイドランス草案が全会一致で採択された。初期ガイドランス草案は、8 項から構成されている。

1. 伝統的知識 (原住民と地域社会の伝統的知識や取得利用の尊重と完全で効果的な参加。)
2. 持続性 (持続可能な利用を確実にするため、原住民と地域社会をサポート。)
3. プロジェクトの持続性 (原住民と地域社会は、1 社に依存しない交渉を要求する。)
4. 供給のキャパシティを知ってください。
5. サプライチェーンと付加価値 (伝統的知識と持続性の付加価値を含む) を理解してください。
6. 収益性 (製品の価格—消費者は持続可能な社会に製品の代償を払うことで支える。)
7. 独立した検査 / 証明 / 確認
8. コミュニティ・プロトコル (原住民と地域社会は、利益の多様化を奨励される。)

決定 X/44. 奨励措置

締約国会議は、

1. 2009年10月6日から8日にパリで開催された、誤った奨励策の廃止と緩和、そして有益な奨励策の促進のための国際ワークショップの作業を歓迎し、招集に際しての資金援助についてはスペイン政府に、ワークショップの開催については国連環境計画（UNEP: United National Environment Programme）に、また、最良事例の評価への支援の提供については国際自然保護連合（IUCN: International Union for Conservation of Nature）と UNEP に感謝の意を表明する。
2. 科学技術助言補助機関（SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice）の第14回会合での要請による、事務局長ノート（UNEP/CBD/COP/10/INF/18）における、国際的専門家のワークショップとその後の補足に基づく、誤った奨励策の廃止または緩和と有益な奨励措置の促進についての各地域からの最良事例の情報と編集物を銘記する。
3. 奨励措置の影響は、国内状況により国ごとに異なる可能性があることを念頭に置き、生物多様性の保全と持続可能な利用のために、誤った奨励策の廃止または緩和と有益な奨励措置の促進を見極める作業に際して、最良事例の情報と編集物を考慮するよう、締約国及びその他の政府並びに国際機関とイニシアティブに要請する。
4. 情報と最良事例を条約のクリアリングハウスメカニズム（CHM）やその他の方法を通じて、適宜、広めるよう事務局長に要請する。
5. 生態系と生物多様性の経済学（TEEB: The Economics of Ecosystem and Biodiversity）イニシアティブの報告書を歓迎し、UNEPによるイニシアティブ開催の支援と、ドイツ、欧州連合（EU）その他からの資金援助への謝意を表明する。
6. 有益な奨励措置のよりよい評価のために生物多様性と生態系サービスの価値を査定することの重要性を認識し、締約国とその他の政府に対し、各国の国内法に基づいて、TEEB イニシアティブの作業、ラテンアメリカとカリブ海諸国の持続可能な成長と価値のための生物多様性と生態系サービスの重要性についての国連開発計画（UNDP: United Nations Development Programme）の地域イニシアティブ及びその他の関連するイニシアティブをもとに、政府と民間のさまざまな分野の関与を深めるための国内の生物多様性戦略と行動計画の改定と更新など、官民の分野での意思決定に際して生物多様性と生態系サービスの価値を考慮することを視野に入れ、対策を取り、メカニズムの構築または改良を行い、また、国レベルで類似の研究を適宜実施することを考慮するよう奨励する。
7. 資金源があることを前提に、関係者と協力し、TEEB イニシアティブの作業、ラテンアメリカとカリブ海諸国の持続可能な成長と価値のための生物多様性と生態系サービスの重要性に関する UNDP の地域イニシアティブなどのこれに類する国または地域レベルの作業を考慮し、実践者の能力を構築または向上させ、実践者の間で共通の理解を深めることを視野に入れた、有害な補助金などの誤った奨励措置の廃止と緩和及びマーケットベースの奨励策など有益な奨励策の促進に関する実際の経験について、実践者の間で情報交換をするための地域ワークショップを実施することを事務局長に要請する。
8. 国内、地域内及び国際的な資金提供機関に対し、生物多様性と生態系サービスの価値の評価、誤った奨励策の特定と廃止または緩和、生物多様性の保全と持続可能な利用のための有益な奨励措置の設計と実施のための国の能力の構築または向上を支援するよう奨励する。
9. 生物多様性に有害な負の奨励策は、限られた公的資金を使う場合がありながら、コスト効率が悪いことや、社会的な目標の達成に効果がないことがしばしばあることを認識し、締

約国及びその他の政府に対し、生物多様性から影響を受ける可能性のある分野への既存の有害な奨励策による悪影響の最小化または回避を視野に入れ、2011-2020 年生物多様性戦略計画の目標 3 を考慮し、積極的な見極め、除去、段階的廃止、または改定への取組を優先し、大幅に強化すると同時に、現在実施されている負の奨励策の量と配分、また、原住民と地域社会の生活などへの影響についての継続かつ透明なコミュニケーションのメカニズムによる、利用可能なデータと透明性の向上を慎重に分析することが必要であると認識するよう強く促す。

10. 規制の本質的な役割と市場ベースの方策の補完的役割を想起し、締約国及びその他の政府に対し、TEEB イニシアティブの政策立案者向けの報告書に示された有益な奨励措置の範囲、「汚染者負担の原則」及び関連する「フルコストリカバリ（全費用回収）の原則」、そして原住民と地域社会の生活を適宜考慮し、全ての主な経済分野で、有効かつ透明性のある目的を絞り適切に監視され、また、条約及びその他の関連する国際的な義務に合致及び調和し、さらに、負の奨励策につながらない、生物多様性の保全と持続可能な利用のための有益な奨励策の設計と実施を促進するよう奨励する。
11. 条約の国内での実施を後押しする奨励措置の策定には、官民間のコミュニケーションが重要な役割を果たすことを踏まえ、締約国及びその他の政府に、生物多様性の保全と持続可能な利用のための有益な奨励策の設計と実施により、産業界や企業を条約の国内での実施に貢献する手段に直接的及び間接的に組み入れることを奨励する。
12. 締約国及びその他の政府に対し、条約の目的に合致する産業と生物多様性のイニシアティブや調達方針などによる、官・民両方の分野での、生物多様性の保全と持続可能な利用のための持続可能な消費と生産のパターンの実行、及び、条約やその他の関連する国際的な義務に合致及び調和する、消費者と生産者の意思決定の際の生物多様性に関する科学的な情報を普及させるための手法の開発を、適宜進めるよう要請する。
13. さらに、既存の評価ツールなど、既存アプローチの手法上の限界を認識し、国連食糧農業機関（FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations）、国連貿易開発会議（UNCTAD: United Nations Conference on Trade and Development）、UNDP、UNEP とその TEBB イニシアティブ、経済協力開発機構（OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development）、IUCN、また、その他の国際機関やイニシアティブなどの関連する国際機関による、誤った奨励策の特定と廃止または緩和、生物多様性の保全と持続可能な利用のための有益な奨励策の促進、及び生物多様性とそれに関連する生態系サービスの価値を評価するための、全世界、地域内、国内レベルでの取り組みを支援する作業を歓迎し、こうした団体に、普及啓発のために当該作業を継続、強化し、誤った奨励策の廃止または緩和、有益な奨励措置の促進、生物多様性と生態系サービスの価値の評価についての共通の理解を広めることを奨励する。
14. 上記の第 1 項から第 13 項に示した作業の開始、支援及び促進のために、関連機関やイニシアティブとの協力を継続及び強化し、奨励措置についての作業計画と条約に基づくその他の分野別及び分野横断的な作業計画の有効な調整を強調するよう、事務局長に要請する。
15. 上記の作業の実施に際しての進捗状況、発生した課題及び教訓を事務局長に報告するよう、締約国、その他の政府及び関連する国際機関とイニシアティブに要請する。
16. 上記第 15 項に示した要請に基づき提供された情報を、条約の CHM により広め、提供された情報を取りまとめ分析し、第 11 回締約国会議の前の SBSTTA の会合において検討するために進捗報告書を作成するよう、事務局長に要請する。

決定X/45. 条約の運営及び2011-2012年の2ヵ年作業計画のための予算

生物多様性条約締約国会議は

1. カナダのホスト国としての事務局への強力な支援に感謝の意を表明し、ホスト国カナダとケベック州からの事務局運営のための拠出金（2010年は年間108万2,432米ドルで、今後は年間2%ずつ増額の予定）を歓迎する。その拠出金のうちの83.5%を、2011年から2012年の2年間の各年の条約締約国の拠出金と相殺した。
2. 生物多様性条約第10回締約国会議で採択された2011年から2020年までの生物多様性戦略計画及びその他の決定の実施支援のための、締約国会議議長国、日本からの拠出金を歓迎する。
3. 本文書の附属書Iに示す、国連環境計画（UNEP: United Nations Environment Programme）と生物多様性条約事務局間における2010年10月26日付の改定管理協定を承認し、この協定で定められたサービス内容契約の早期の締結を期待し、事務局長に実行委員会を通じて締約国会議において協定の実施を報告するよう要請する。
4. 改訂管理協定について、2011年2月21日から25日にナイロビで開催される第26回会議でUNEPの管理理事会に報告するようUNEPの事務局長に要請する。
5. 条約の信託基金（BY、BE、BZ及びVB）は期間を2年間延長し、2012年1月1日から2013年12月31日までとすることを決定し、UNEPの事務局長に対し、この延長についてUNEPの管理理事会の承認を求めよう要請する。
6. 以下の表1aと1bに示す目的で、中核（BY）プログラムの予算として、2011年に1,176万9,300ドル、2012年に1,298万9,700ドルを承認する。
7. 2011年と2012年の経費割り当て基準を以下の表6のとおり採択する。
8. プログラムサポートコストも含めた、中核プログラム予算（BY信託基金）支出の5%の水準の運転資本準備金を再確認する。
9. 2009年とそれ以前の年度の中核予算（BY信託基金）の拠出金を支払っていない締約国を、懸念をもって銘記する。
10. 2009年とそれ以前の年度の中核予算（BY信託基金）の拠出金を支払っていない締約国に対し、遅滞なく支払いを行うよう強く促し、条約の信託基金（BY、BE、BZ及びVB）への資金拠出状況の情報を公表し、定期的に更新するよう、事務局長に要請する。
11. 2005年1月1日以降が支払期限の拠出金について、拠出金が2年以上未払いの締約国は、締約国会議の実行委員会の委員資格を失うことを決定する。ただし、これは後発開発途上国または小島嶼開発途上国の締約国以外に適用する。
12. 事務局長が、拠出金が2年以上未払いの締約国と、当該締約国の「支払スケジュール」について相互に合意し、その未払いの締約国の財務状況に応じて6年以内に未払金をすべて清算し、今後の拠出金は期限までに支払うという協定を締結し、こうした協定の実施を実行委員会の次回会合と締約国会議において報告することを認める。
13. 上記の第12項に基づき協定に合意し、その協定の規定を全面的に遵守する締約国は、上記の第11項の規定の対象とはならないことを決定する。
14. 条約のすべての締約国に対し、中核プログラム予算（BY）の拠出金は、その拠出金が予算計上された年の1月1日が支払期限であることを銘記し、それを速やかに支払うことを求め、該当する締約国に対し、以下の表6（査定基準）に示す拠出金を、暦年2011年については2010年12月1月までに、暦年2012年については2011年10月1日までに支払うよう強く促し、この点について、締約国に対し、拠出金を支払うべき年の前年中にできるだけ早期に拠出金の金額を知るよう要請する。
15. プログラム予算の合計の15%を上限とし、以下の表1aに示した主な割り当てラインの間でプログラムの資源を移転させることを事務局長に認める。ただし、各割り当てラインで最大

25%となるさらなる制限を適用するものとする。

16. 2011年から2012年までの2年間、生物多様性条約とバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に共通する事務局サービスのコストを85:15の比率で配分することに合意する。
17. 事務局長が、残高、前会計年度からの拠出金及び雑収入など、手元にある現金を利用して、承認された予算の水準までの契約を締結することを認める。
18. 以下の基金の試算を銘記する。
 - (a) 以下の表3に示す、2011年から2012年までの2年間の承認済みの活動を支援する追加任意拠出金の特別任意信託基金 (BE)
 - (b) 事務局長が指定し、以下の表4に示す、2011年から2012年までの2年間の、発展途上国の締約国、特に後発発展途上国と小島途上国、及び市場経済移行過程諸国の参加を促進するための特別任意信託基金 (BZ)また、締約国に対し、こうした基金と、条約の活動への原住民と地域社会の参加のためのVB信託基金(以下の表5参照)への資金拠出を強く促す。
19. すべての締約国と締約国ではない国、また、政府、政府間及び非政府の組織ならびにその他の資金提供者に対し、条約の適切と思われる信託基金に資金提供するよう強く促す。
20. 開発途上国、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに市場経済移行過程諸国が全面的かつ積極的に条約締約国会議の活動に参加することが重要であることを再確認し、財務上の必要性に応じて、締約国会議の定期会合の6ヵ月前までに特別任意信託基金 (BZ) に資金拠出する必要があることを締約国に再度知らせることを事務局に要請し、該当する締約国に対し、拠出金を締約国会議会合の3ヵ月前までに支払うよう強く促す。
21. 以下の表2a及び2bに示されたプログラム予算の事務局スタッフ表を承認する。
22. 締約国、政府及び団体に対し、既存の作業計画及び承認済みの活動を支援するために、事務局に有能な人材とその他の支援を提供するよう求める。
23. ABS名古屋議定書の発効及び実施の準備のために、議定書の現在の人員の内容を、この要素を強化するために、2013年から2014年までの2年間の予算の中で再検討する必要があることを銘記する。
24. 事務局長に対し、第11回締約国会議が検討できるよう、2013年から2014年の2年間の作業計画の予算を作成・提出し、以下に基づく中核プログラム予算の3つの選択肢を示すよう要請する。
 - (a) 中核プログラム予算 (BY 信託基金) の必要な成長率の査定を実施すること
 - (b) 中核プログラム予算 (BY 信託基金) を2011年から2012年までの水準から名目で7.5%増額すること
 - (c) 中核プログラム予算 (BY 信託基金) を名目で2011年から2012年までの水準で維持することまた、それぞれの選択肢でのスタッフと活動の違いとその影響の説明を含めるよう要請する。
25. 事務局のホスト国の通貨か米ドルを生物多様性条約の信託基金の口座と予算の通貨として用いることの長所と短所についての事務局長ノート (UNEP/CBD/COP/10/INF/16) を銘記する。
26. 事務局長に対し、プログラム予算の継続的な必要性にかかわらず、条約の作業の成果主義管理のコンセプト、特に該当する場合には成果主義の予算の適用を検討することを視野に、UNEPやその他の団体の実情を考慮に入れ、UNEPと提携し、それについて第11回締約国会議で報告するよう要請する。
27. 本決定の附属書IIに示す達成度と成果の計測可能な指標を事務局の管理ツールとして使用し、それについて第11回締約国会議において報告するよう要請する。

表 1a

2011 年から 2012 年の 2 年間の生物多様性条約の信託基金予算

支出	2011 年 (千米ドル)	2012 年 (千米ドル)	合計 (千米ドル)
I プログラム			
事務局長室	999.4	1,083.7	2,083.1
科学技術関連	2,485.6	2,540.5	5,026.1
社会経済法律関連	1,741.0	2,243.5	3,984.5
一般広報	1,342.2	1,377.9	2,720.1
実施技術支援	1,243.7	1,619.4	2,863.1
資源管理及び会議サービス	2,612.0	2,630.4	5,242.4
小計 (I)	10,424.0	11,495.3	21,919.3
II プログラムサポート料 13%	1,355.1	1,494.4	2,849.5
III 運転資本準備金	(9.8)		(9.8)
総計 (I + II + III)	11,769.3	12,989.7	24,759.0
ホスト国からの拠出金控除	921.9	940.3	1,862.3
正味合計 (締約国で分担する金額)	10,847.4	12,049.4	22,896.7

表 1b

2011 年から 2012 年の 2 年間の生物多様性条約の信託基金予算 (支出目的別)

支出	2011 年 (千米ドル)	2012 年 (千米ドル)	合計 (千米ドル)
A. 人件費 1/	6,617.7	6,822.1	13,439.8
B. ABS 名古屋議定書人件費	464.2	478.6	942.8
C. 実行委員会会合	115.3	177.8	293.1
D. 公式業務の出張	410.0	410.0	820.0
E. コンサルタント/下請契約	100.0	100.0	200.0
F. 会合 2/ 3/ 4/	1,050.0	1,840.0	2,890.0
G. 普及啓発用資料	90.0	90.0	180.0
H. 臨時支援/時間外手当	105.0	105.0	210.0
I. 一般事業費	1,471.8	1,471.8	2,943.6
小計 (I)	10,424.0	11,495.3	21,919.3
II プログラムサポート料 13%	1,355.1	1,494.4	2,849.5
III 運転資本準備金	(9.8)		(9.8)

総計 (I + II + III)	11,769.3	12,989.7	24,759.0
ホスト国からの拠出金控除	921.9	940.3	1,862.3
正味合計 (締約国で分担する金額)	10,847.4	12,049.4	22,896.7

1/ バイオセーフティに関するカタールヘナ議定書と分担する IP5、IP4、3P3 及び 2GS スタッフの person 費の 85% を含む。

2/ 中核予算から支出する優先的会合

科学技術助言補助機関 (SBSTTA: Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice) の第 15 回及び第 16 回会合

生物多様性条約の実施検討に関する特別作業グループの第 4 回会合

第 11 回条約締約国会議

ABS 名古屋議定書の特別政府間委員会の第 2 回会合

3/ スペインとスウェーデンによる任意予算を充てる第 8 条 (j) 項及びその関連規定に関する特別作業グループの第 7 回会合

3/ 日本による任意予算を充てる ABS 名古屋議定書に関する特別政府間委員会の第 1 回会合

4/ 2 年間で分割する COP-11 の予算

表 2a

2011 年から 2012 年の 2 年間に中核予算 (BY 信託基金) から支出する事務局スタッフ

	2011 年	2012 年
A 専門職及び上級職カテゴリー		
ASG	1	1
D-1	4	4
P-5	3	3
P-4	14	14
P-3	7	7
P-2	1	1
専門職及び上級職カテゴリー合計	30	30
B. 一般職カテゴリー合計	25	25
合計 (A + B)	55	55

表 2b

2011 年から 2012 年の 2 年間に中核予算 (BY 信託基金) から支出する ABS 議定書事務局スタッフ*

	2011 年	2012 年
A 専門職カテゴリー		
P-5	1	1
P-3	1	1
専門職カテゴリー合計	2	2
B. 一般職カテゴリー合計	2	2
合計 (A + B)	4	4

* ABS 名古屋議定書の IP-2 アソシエイトプログラムオフィサーにはスペインによる任意予算を充てる。

* IP4 プログラムオフィサーのポストに相当するプロジェクトコストには日本政府による任意予算を充てる。

表 3

2011年から2012年の2年間に承認済み活動を支援する追加任意拠出金の
特別任意信託基金（BE 信託基金）から支出する項目（千米ドル）

I. 内容	2011年から 2012年 千米ドル
1. 会合／ワークショップ	
事務局長室	
COP-11 の地域会合（4回）－ 会議サービス	40
科学技術関連	
内陸水生物多様性	160
沿岸海洋生物多様性	400
森林生物多様性	340
保護区	30
気候変動	100
持続可能な利用	160
科学的評価	30
世界植物保全戦略（Global Strategy for Plant Conservation）	60
目標及び指標	80
侵略的外来種	60
世界分類学イニシアティブ（Global Taxonomy Initiative）	60
内陸水生物多様性に関するワークショップ	240
沿岸海洋生物多様性に関するワークショップ	600
森林生物多様性に関するワークショップ	700
保護区に関する地域ワークショップ	900
科学的評価に関する地域ワークショップ	120
世界植物保全戦略に関する地域ワークショップ	300
世界分類学イニシアティブに関する地域ワークショップ	360
社会経済法律関連（SEL）	
地域社会に関する国際専門家会合	60
南南協力専門家会合	75
都市と生物多様性－ 専門家会合	80
第10条（c）項に重点を置いた第10条に関する国際会合	100
地域ワークショップ－ 経済、貿易及び奨励措置	450
第8条（j）項、第10条及び第15条に関する地域・準地域能力開発ワークショップ	240
ILC ツーリズム事業者のための地域ワークショップ	120
ILC ツーリズム開発に関する地域・準地域ワークショップ	60
第8条（j）項及びその関連規定に関する特別作業グループ第7回会合 1/	300
観光業	120
取得利用と利益配分に関する名古屋議定書	
ABS 名古屋議定書に関する特別政府間委員会第1回会合 2/	450
取得利用と利益配分に関する国際レジーム実施のための地域・準地域能力開発ワークショップ（2011年2回、2012年4回の全6回）	480
ABS 名古屋議定書に関する専門家会合	170
実施技術支援、一般広報	
生物多様性国家戦略と行動計画（NBSAP:）地域／準地域ワークショップ	2000
貧困と生物多様性に関する専門家グループ	200

国別報告書ワークショップ（2回）	200
生物多様性情報 CHM 非公式諮問委員会会合（1回）	30
地域ワークショップ—ジェンダー行動計画	60
地域ワークショップ — 金融サービス	380
専門家会合 — 金融サービス	150
金融メカニズム専門家会合 — 手法ガイダンスについて	150
専門家会合 — ビジネスと生物多様性	150
地域ワークショップ — ビジネスと生物多様性	50
普及啓発（CEPA: communication, education and public awareness） — 暫定諮問委員会会合（2回）	60
CEPA — 地域ワークショップ（年2回）	350

2. スタッフ

シニアプログラムオフィサー（P-5） — 貧困撲滅	421
プログラムオフィサー（P-4） — NBSAP	350
プログラムオフィサー（P-4） — ジェンダー行動計画	350
アソシエイトプログラムオフィサー（P-2） — ART 8J	214
アソシエイトプログラムオフィサー（P-2） — ABS 3/	214

3. 出張経費

内陸水	80
沿岸海洋生物多様性	80
農業	60
バイオ燃料	50
都市と生物多様性	15
森林	150
ビジネスと生物多様性	75
乾燥地及び半湿潤地	12
保護区	30
気候変動	96.5
持続可能地帯	20
科学的評価	20
侵略的外来種	20
生物多様性情報 CHM 関連会合	15
財政的資源	50
パートナーの主要イベントのインフォメーションオフィサー	80
貧困撲滅	75
南南協力	20
ジェンダー行動計画	30

4. 人材

短期スタッフ／臨時支援

農業	199.5
世界植物保全戦略	120
内陸水	12
バイオ燃料	66.5
森林	75
侵略的外来種	18
気候変動	20
持続可能な利用	60
CEPA — Satoyama マガジン 4 号の作成	120
戦略計画	90
沿岸海洋生物多様性	130

コンサルタント

内陸水	90
沿岸海洋	370

農業	15
森林	180
乾燥地及び半湿潤地	11
山地	12
保護区	140
気候変動	100
持続可能な利用	110
侵略的外来種	54
都市と生物多様性	25
南南協力	40
技術移転（ギャップ分析）	20
経済、貿易及び奨励措置	10
国別報告書	50
金融サービス	80
金融メカニズム	450
ビジネスと生物多様性	50
貧困撲滅	80
戦略計画	30
生物多様性情報 CHM（ウェブ開発及び文書化／知識管理）	50
CEPA ツールキット - 更新	60
メディア広報の支援	40
教育活動	20

5. 出版／報告書作成／印刷

内陸水	45
農業	20
沿岸海洋生物多様性	94
科学的評価	60
森林	160
乾燥地及び半湿潤地	6
気候変動	33.5
都市と生物多様性	30
南南協力	30
持続可能な利用	115
ビジネスと生物多様性	50
世界植物保全戦略	120
侵略的外来種	40
島嶼生物多様性ケーススタディ／保護区観光ツールキット	30
生物多様性情報 CHM 出版	5
現在の収集と配布の補充も含めた情報資料	120
特定目的の教育と普及啓発のための資料と活動（IBD 2011 及び 2012）	30
戦略計画	60
貧困撲滅	85
ジェンダー行動計画	10
金融サービス	80

6. 活動

ABS 名古屋議定書活動（実施及び批准プロジェクト） 2/	349.9
第 8 条 (j) 項及びその関連ウェブページの翻訳の進展	170
COP-11 での年次の世界島嶼パートナーシップ（GLISPA : Global Island Partnership）	
／観光イベント及びサイドイベントへの支援	10
普及啓発及び能力開発のためのツールキット及びイニシアティブの開発	80

国連生物多様性の10年のための戦略	100
メディア広報の支援	40
ウェブサイトとデータベースの国連の6言語への翻訳	300
第8条(j)項及びその関連規定	30

小計	19,053.90
PSC 13%	2,477.01
総計	21,530.91

- 1/ スペイン及びスウェーデン政府が資金提供
 2/ 日本政府が資金提供
 3/ スペイン政府が資金提供

表 4

2011年から2012年の2年間に締約国の条約プロセスへの参加を促進するための特別任意信託基金（BZ信託基金）から支出する項目

内容	(千米ドル)	(千米ドル)
	2011年	2012年
I. 会合		
第11回締約国会議		1,000.0
締約国会議（COP-11）準備の地域会合		300.0
科学技術助言補助機関	900.0	900.0
条約実施検討のための公開特別作業部会（Ad Hoc Open-ended Working Group on Review of Implementation）		400.0
第8条(j)項（伝統的知識）に関するアドホック作業部会	400.0	
ABS議定書に関するアドホック作業部会	600.0	600.0
小計 I	1,900.0	3,200.0
II. プログラムサポートコスト（13%）		
	247.0	416.0
コスト合計（I+II）	2,147.0	3,616.0

表 5

2011年から2012年の2年間に原住民と地域社会の条約プロセスへの参加を促進するための任意信託基金（VB信託基金）から支出する主な項目

内容	(千米ドル)	(千米ドル)
	2011年	2012年
I. 会合		
原住民と地域社会への支援	200.0	200.0
小計 I	200.0	200.0
II. プログラムサポートコスト（13%）		
	26.0	26.0
コスト合計（I+II）		

表6
2011年から2012年の2年間の生物多様性条約信託基金への拠出金

締約国	2011年 国連評価 基準 (%)	負担が 0.01%以下 の後発途上 国を除き、 上限を22% とする 基準 (%)	2011年 1月1日時点 の拠出金 米ドル	2012年 国連評価 基準 (%)	負担が 0.01%以下 の後発途上 国を除き、 上限を22% とする 基準 (%)	2012年 1月1日時点 の拠出金 米ドル	2011年から 2012年の 合計拠出金 米ドル
アフガニスタン	0.004	0.005	542	0.004	0.005	603	1,145
アルバニア	0.010	0.013	1,356	0.010	0.013	1,506	2,863
アルジェリア	0.128	0.160	17,359	0.128	0.160	19,282	36,641
アンゴラ	0.010	0.010	1,085	0.010	0.010	1,205	2,290
アンティグア・ バーブーダ	0.002	0.003	271	0.002	0.003	301	573
アルゼンチン	0.287	0.359	38,921	0.287	0.359	43,234	82,156
アルメニア	0.005	0.006	678	0.005	0.006	753	1,431
オーストラリア	1.933	2.417	262,143	1.933	2.417	291,192	553,335
オーストリア	0.851	1.064	115,408	0.851	1.064	128,197	243,605
アゼルバイジャン	0.015	0.019	2,034	0.015	0.019	2,260	4,294
バハマ	0.018	0.023	2,441	0.018	0.023	2,712	5,153
バーレーン	0.039	0.049	5,289	0.039	0.049	5,875	11,164
バングラデシュ	0.010	0.010	1,085	0.010	0.010	1,205	2,290
バルバドス	0.008	0.010	1,085	0.008	0.010	1,205	2,290
ベラルーシ	0.042	0.053	5,696	0.042	0.053	6,327	12,023
ベルギー	1.075	1.344	145,786	1.075	1.344	161,941	307,726
ベリーズ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ベナン	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
ブータン	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ボリビア	0.007	0.009	949	0.007	0.009	1,054	2,004
ボスニア・ヘル ツェゴビナ	0.014	0.018	1,899	0.014	0.018	2,109	4,008
ボツワナ	0.018	0.023	2,441	0.018	0.023	2,712	5,153
ブラジル	1.611	2.014	218,475	1.611	2.014	242,685	461,160
ブルネイ	0.028	0.035	3,797	0.028	0.035	4,218	8,015
ブルガリア	0.038	0.048	5,153	0.038	0.048	5,724	10,878
ブルキナファソ	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
ブルンジ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
カンボジア	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
カメルーン	0.011	0.014	1,492	0.011	0.014	1,657	3,149
カナダ	3.207	4.009	434,916	3.207	4.009	483,110	918,026
カーボベルデ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
中央アフリカ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
チャド	0.002	0.003	271	0.002	0.003	301	573
チリ	0.236	0.295	32,005	0.236	0.295	35,552	67,557
中国	3.189	3.987	432,475	3.189	3.987	480,398	912,873
コロンビア	0.144	0.180	19,529	0.144	0.180	21,692	41,221
コモロ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
コンゴ共和国	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
クック諸島	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
コスタリカ	0.034	0.043	4,611	0.034	0.043	5,122	9,733
コートジボワール	0.010	0.013	1,356	0.010	0.013	1,506	2,863
クロアチア	0.097	0.121	13,155	0.097	0.121	14,612	27,767

締約国	2011年 国連評価 基準 (%)	負担が 0.01%以下 の後発途上 国を除き、 上限を22% とする 基準 (%)	2011年 1月1日時点 の拠出金 米ドル	2012年 国連評価 基準 (%)	負担が 0.01%以下 の後発途上 国を除き、 上限を22% とする 基準 (%)	2012年 1月1日時点 の拠出金 米ドル	2011年から 2012年の 合計拠出金 米ドル
キューバ	0.071	0.089	9,629	0.071	0.089	10,696	20,324
キプロス	0.046	0.058	6,238	0.046	0.058	6,930	13,168
チェコ	0.349	0.436	47,329	0.349	0.436	52,574	99,904
北朝鮮	0.007	0.009	949	0.007	0.009	1,054	2,004
コンゴ民主共和国	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
デンマーク	0.736	0.920	99,812	0.736	0.920	110,873	210,685
ジブチ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ドミニカ国	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ドミニカ共和国	0.042	0.053	5,696	0.042	0.053	6,327	12,023
エクアドル	0.040	0.050	5,425	0.040	0.050	6,026	11,450
エジプト	0.094	0.118	12,748	0.094	0.118	14,160	26,908
エルサルバドル	0.019	0.024	2,577	0.019	0.024	2,862	5,439
赤道ギニア	0.008	0.010	1,085	0.008	0.010	1,205	2,290
エリトリア	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
エストニア	0.040	0.050	5,425	0.040	0.050	6,026	11,450
エチオピア	0.008	0.010	1,085	0.008	0.010	1,205	2,290
欧州連合	2.500	2.500	271,184	2.500	2.500	301,234	572,418
フィジー	0.004	0.005	542	0.004	0.005	603	1,145
フィンランド	0.566	0.708	76,758	0.566	0.708	85,264	162,021
フランス	6.123	7.655	830,368	6.123	7.655	922,383	1,752,751
ガボン	0.014	0.018	1,899	0.014	0.018	2,109	4,008
ガンビア	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
グルジア	0.006	0.008	814	0.006	0.008	904	1,718
ドイツ	8.018	10.024	1,087,358	8.018	10.024	1,207,850	2,295,208
ガーナ	0.006	0.008	814	0.006	0.008	904	1,718
ギリシャ	0.691	0.864	93,710	0.691	0.864	104,094	197,804
グレナダ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
グアテマラ	0.028	0.035	3,797	0.028	0.035	4,218	8,015
ギニア	0.002	0.003	271	0.002	0.003	301	573
ギニアビサウ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ガイアナ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ハイチ	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
ホンジュラス	0.008	0.010	1,085	0.008	0.010	1,205	2,290
ハンガリー	0.291	0.364	39,464	0.291	0.364	43,837	83,301
アイスランド	0.042	0.053	5,696	0.042	0.053	6,327	12,023
インド	0.534	0.668	72,418	0.534	0.668	80,443	152,861
インドネシア	0.238	0.298	32,276	0.238	0.298	35,853	68,129
イラン	0.233	0.291	31,598	0.233	0.291	35,100	66,698
イラク	0.020	0.025	2,712	0.020	0.025	3,013	5,725
アイルランド	0.498	0.623	67,536	0.498	0.623	75,020	142,556
イスラエル	0.384	0.480	52,076	0.384	0.480	57,847	109,923
イタリア	4.999	6.250	677,937	4.999	6.250	753,061	1,430,999
ジャマイカ	0.014	0.018	1,899	0.014	0.018	2,109	4,008
日本	12.530	15.665	1,699,251	12.530	15.665	1,887,549	3,586,800
ヨルダン	0.014	0.018	1,899	0.014	0.018	2,109	4,008
カザフスタン	0.076	0.095	10,307	0.076	0.095	11,449	21,756
ケニア	0.012	0.015	1,627	0.012	0.015	1,808	3,435
キリバス	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
クウェート	0.263	0.329	35,667	0.263	0.329	39,619	75,286

締約国	2011年 国連評価 基準 (%)	負担が 0.01%以下 の後発途上 国を除き、 上限を22% とする 基準 (%)	2011年 1月1日時点 の拠出金 米ドル	2012年 国連評価 基準 (%)	負担が 0.01%以下 の後発途上 国を除き、 上限を22% とする 基準 (%)	2012年 1月1日時点 の拠出金 米ドル	2011年から 2012年の 合計拠出金 米ドル
キルギスタン	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ラオス	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ラトビア	0.038	0.048	5,153	0.038	0.048	5,724	10,878
レバノン	0.033	0.041	4,475	0.033	0.041	4,971	9,446
レソト	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
リベリア	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
リビア	0.129	0.161	17,494	0.129	0.161	19,433	36,927
リヒテンシュタイン	0.009	0.011	1,221	0.009	0.011	1,356	2,576
リトアニア	0.065	0.081	8,815	0.065	0.081	9,792	18,607
ルクセンブルク	0.090	0.113	12,205	0.090	0.113	13,558	25,763
マダガスカル	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
マラウイ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
マレーシア	0.253	0.316	34,310	0.253	0.316	38,113	72,423
モルディブ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
マリ	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
マルタ	0.017	0.021	2,305	0.017	0.021	2,561	4,866
マーシャル諸島	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
モーリタニア	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
モーリシャス	0.011	0.014	1,492	0.011	0.014	1,657	3,149
メキシコ	2.356	2.945	319,508	2.356	2.945	354,913	674,421
ミクロネシア連邦	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
モナコ	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
モンゴル	0.002	0.003	271	0.002	0.003	301	573
モンテネグロ	0.004	0.005	542	0.004	0.005	603	1,145
モロッコ	0.058	0.073	7,866	0.058	0.073	8,737	16,603
モザンビーク	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
ミャンマー	0.006	0.008	814	0.006	0.008	904	1,718
ナミビア	0.008	0.010	1,085	0.008	0.010	1,205	2,290
ナウル	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ネパール	0.006	0.008	814	0.006	0.008	904	1,718
オランダ	1.855	2.319	251,565	1.855	2.319	279,442	531,007
ニュージーランド	0.273	0.341	37,023	0.273	0.341	41,125	78,148
ニカラグア	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
ニジェール	0.002	0.003	271	0.002	0.003	301	573
ナイジェリア	0.078	0.098	10,578	0.078	0.098	11,750	22,328
ニウエ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ノルウェー	0.871	1.089	118,120	0.871	1.089	131,209	249,330
オマーン	0.086	0.108	11,663	0.086	0.108	12,955	24,618
パキスタン	0.082	0.103	11,120	0.082	0.103	12,353	23,473
パラオ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
パナマ	0.022	0.028	2,984	0.022	0.028	3,314	6,298
パプアニューギニア	0.002	0.003	271	0.002	0.003	301	573
パラグアイ	0.007	0.009	949	0.007	0.009	1,054	2,004
ペルー	0.090	0.113	12,205	0.090	0.113	13,558	25,763
フィリピン	0.090	0.113	12,205	0.090	0.113	13,558	25,763
ポーランド	0.828	1.035	112,289	0.828	1.035	124,732	237,021
ポルトガル	0.511	0.639	69,299	0.511	0.639	76,978	146,277

締約国	2011年 国連評価 基準 (%)	負担が 0.01%以下 の後発途上 国を除き、 上限を22% とする 基準 (%)	2011年 1月1日時点 の拠出金 米ドル	2012年 国連評価 基準 (%)	負担が 0.01%以下 の後発途上 国を除き、 上限を22% とする 基準 (%)	2012年 1月1日時点 の拠出金 米ドル	2011年から 2012年の 合計拠出金 米ドル
カタール	0.135	0.169	18,308	0.135	0.169	20,337	38,645
韓国	2.260	2.825	306,489	2.260	2.825	340,452	646,941
モルドバ	0.002	0.003	271	0.002	0.003	301	573
ルーマニア	0.177	0.221	24,004	0.177	0.221	26,664	50,667
ロシア	1.602	2.003	217,255	1.602	2.003	241,329	458,584
ルワンダ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
セントクリスト ファー・ネイビ ス	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
セントルシア	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
セントビンセン ト・グレナディ ン	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
サモア	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
サンマリノ	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
サントメ・プリン シペ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
サウジアラビア	0.830	1.038	112,560	0.830	1.038	125,033	237,593
セネガル	0.006	0.008	814	0.006	0.008	904	1,718
セルビア	0.037	0.046	5,018	0.037	0.046	5,574	10,592
セーシェル	0.002	0.003	271	0.002	0.003	301	573
シエラレオネ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
シンガポール	0.335	0.419	45,431	0.335	0.419	50,465	95,896
スロバキア	0.142	0.178	19,257	0.142	0.178	21,391	40,648
スロベニア	0.103	0.129	13,968	0.103	0.129	15,516	29,484
ソロモン諸島	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ソマリア	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
南アフリカ	0.385	0.481	52,212	0.385	0.481	57,997	110,209
スペイン	3.177	3.972	430,848	3.177	3.972	478,591	909,438
スリランカ	0.019	0.024	2,577	0.019	0.024	2,862	5,439
スーダン	0.010	0.010	1,085	0.010	0.010	1,205	2,290
スリナム	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
スワジランド	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
スウェーデン	1.064	1.330	144,294	1.064	1.330	160,283	304,577
スイス	1.130	1.413	153,245	1.130	1.413	170,226	323,470
シリア	0.025	0.031	3,390	0.025	0.031	3,766	7,156
タジキスタン	0.002	0.003	271	0.002	0.003	301	573
タイ	0.209	0.261	28,343	0.209	0.261	31,484	59,828
マケドニア	0.007	0.009	949	0.007	0.009	1,054	2,004
東ティモール	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
トーゴ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
トンガ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
トリニダード・ト バゴ	0.044	0.055	5,967	0.044	0.055	6,628	12,595
チュニジア	0.030	0.038	4,068	0.030	0.038	4,519	8,588
トルコ	0.617	0.771	83,674	0.617	0.771	92,946	176,621
トルクメニスタ ン	0.026	0.033	3,526	0.026	0.033	3,917	7,443
ツバル	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ウガンダ	0.006	0.008	814	0.006	0.008	904	1,718
ウクライナ	0.087	0.109	11,798	0.087	0.109	13,106	24,904
アラブ首長国連 邦	0.391	0.489	53,025	0.391	0.489	58,901	111,926

締約国	2011年 国連評価 基準 (%)	負担が 0.01%以下 の後発途上 国を除き、 上限を22% とする 基準 (%)	2011年 1月1日時点 の拠出金 米ドル	2012年 国連評価 基準 (%)	負担が 0.01%以下 の後発途上 国を除き、 上限を22% とする 基準 (%)	2012年 1月1日時点 の拠出金 米ドル	2011年から 2012年の 合計拠出金 米ドル
イギリス	6.604	8.256	895,599	6.604	8.256	994,842	1,890,441
タンザニア	0.008	0.010	1,085	0.008	0.010	1,205	2,290
ウルグアイ	0.027	0.034	3,662	0.027	0.034	4,067	7,729
ウズベキスタン	0.010	0.013	1,356	0.010	0.013	1,506	2,863
バヌアツ	0.001	0.001	136	0.001	0.001	151	286
ベネズエラ	0.314	0.393	42,583	0.314	0.393	47,302	89,885
ベトナム	0.033	0.041	4,475	0.033	0.041	4,971	9,446
イエメン	0.010	0.010	1,085	0.010	0.010	1,205	2,290
ザンビア	0.004	0.005	542	0.004	0.005	603	1,145
ジンバブエ	0.003	0.004	407	0.003	0.004	452	859
合計	80.495	100.000	10,847,360	80.495	100.000	12,049,378	22,896,738

附 属 書 I

国連環境計画 (UNEP) 及び 生物多様性条約 (CBD) 事務局 間における改訂管理協定

UNEP 事務局長 (ED: Executive Director) 及び CBD 事務局長 (ES: Executive Secretary) は、

1994年7月8日付の文書 UNEP/CBD/COP/1/9 (1994年10月6日) に収められた、生物多様性条約の常設事務局を受け入れるという UNEP 事務局長の提案条件を想起する。

また、CBD 事務局の任務を遂行するとして UNEP を指定するが、同事務局の自由裁量権を強調し、生物多様性条約第24条 (事務局) に示された任務から免除する、生物多様性条約締約国会議の決定 I/4 第1項を想起する。

さらに、CBD 事務局の任務を遂行するとして UNEP を指定するが、同事務局の自由裁量権を強調し、生物多様性条約第24条に示された任務から免除することを UNEP 管理理事会が歓迎した、同理事会決定 18/36 (1995年5月26日) を想起する。

生物多様性条約の常設事務局をモンテリオールに受け入れるとのカナダの提案を採択した、第2回締約国会議の決定 II/19 を意識する。

UNEP 事務局長と ES に対し、それぞれの役割と責任を明確化し、より効果的に実行するために、条約の常設事務局の任務についての手続きを、1997年1月27日までに結論を出すよう努力し、策定するよう求めた、第3回締約国会議の決定 III/23 を想起する。

手続きは常設事務局の運営上の自由裁量権と効率、及び、条約のニーズへの対応を定め、締約国会議への ES の管理上の説明責任を強調するものでなければならないことを決定 III/23 で重視していることを認識する。

さらに、手続きが国連の財務・人事規定と締約国会議の決定 I/4 に準じるものでなければならず、可能な限り、適宜、国連と気候変動枠組み条約の間で合意した人事、財務及び共通サービス協定に従うべきであることを決定 III/23 で重視していることを認識する。

文書 UNEP/CBD/COP/4/24 の附属書 III に収められ 1997年6月30日に発効した、UNEP と CBD 事務局間における管理協定を承認した、第4回締約国会議の決定 IV/17 を想起する。

決定 V/22 第21項に基づき、UNEP 事務局長のポストを D-2 から事務次長補 (ASG: Assistant Secretary-General) に格上げする、2000年12月8日の国連事務総長の決定を、感謝をもって歓迎し、2001年4月に CBD 事務局長のポストの事務次長補への格上げを承認する第5回締約国会議の実行委員会決定を承認する、決定 VI/29 第6項を想起する。

締約国会議議長国に対し、今後の指名について事務局長と相談し、国連事務局長室と連携するようさらに求める決定 VII/34 に示された、CBD 事務局長の指名とその任期延長の手續きと、決定 IV/17 第 1 項に基づき締約国と実行委員会が関係する CBD 事務局長の指名のプロセスは透明で客観的でなければならないと銘記し、CBD 事務局長の指名の前に実行委員会を通じて締約国と相談し、締約国会議が ES の任期を決定する自由裁量権を有するとする VIII/10 を想起する。

また、UNEP 事務局長と CBD 事務局長に対し、UNEP と CBD 事務局間における管理協定の見直しと改訂を求めた決定 VII/33、VIII/10 及び IX/29 を想起する。

事務局長ノート ST/SGB/2006/13 でも認識されたとおり、CBD 事務局長は締約国会議にプログラムの進行状況についての説明責任を負うと同時に、国連と UNEP の規則及び規定、また、生物多様性条約の信託基金の管理に関する財務規則に定められたとおり、管理上財務上の問題を UNEP 事務局長に説明する責任も負うという、CBD 事務局長の報告と説明責任の二重のラインを認識し尊重する。CBD 事務局長は、締約国会議が UNEP 事務局長に付託した任務を免除する自由裁量権を有する。

よって、ここに、締約国会議の承認日に有効となる以下の改訂管理協定を適用することを決定する。

I. 基本原則

1. UNEP と CBD 事務局間における管理協定は、文書 UNEP/CBD/COP/1/9 (1994 年 10 月 6 日) に収められた、条約への事務局支援提供の 1994 年 7 月 8 日付の ED の提案と、締約国会議が採択したこれに関連する決定に基づくものである。

II. 人事協定

2. ES は、締約国会議の決定 VII/34 に示されたとおり、国連事務局長が指名する。CBD 事務局長は、実行委員会を通じた締約国会議との相談のうえ、UNEP 事務局長の推薦により、事務局長が事務次長補レベルとして指名する。
3. CBD 事務局長指名のプロセスは、透明で客観的であり、締約国会議と実行委員会が関与するものとする。締約国会議は CBD 事務局長の指名の期間を決定する権限を有する。
4. CBD 事務局長は、締約国に実行委員会を通じてプログラムの実施状況と政策に関連する問題を、また、UNEP 事務局長に国連の規則及び規定で定める管理上財務上の問題を、説明する責任を負う。
5. CBD 事務局長の実績の評価は、事務次長補レベルの国連上級職員についての定められた国連の慣例に従って行う。CBD 事務局長が UNEP 事務局長に報告し、説明責任のある分野に関連する部分については、UNEP 事務局長が ES の実績の評価を行う。これには、締約国会議と UNEP 管理理事会の関連する決定に基づき CBD 事務局長が自由裁量権を有する、条約第 24 条に基づく ES の任務は含まれない。
6. 生物多様性条約事務局のスタッフの医療に関する協定については、ナイロビの診療所と国際民間航空機関 (ICAO: International Civil Aviation Organization) の間で別の協定を締結し、附属書 I に示すものとする。

III. 財務協定

7. 財務及び共通サービスの協定は、国連及び UNEP 財務規定ならびに生物多様性条約の信託基金の管理についての財務規則に準拠する。
8. CBD のプロセスを支える信託基金の創設は締約国会議で決定し、国連及び UNEP 財務規定ならびに生物多様性条約の信託基金の管理についての財務規則に準じるものとする。これに関連する財源及び支出は、UNEP がこの目的のために設ける別の勘定とし、以下の第 9 項は例外とし、上記の規則及び規定に基づいて管理する。
9. 条約の中核予算と議定書の口座で CBD の運転資本準備金を維持・管理するとの理解に基づき、こうした口座に運営準備金は置かない。他の信託基金の口座にも運営準備金を置かない。
10. 条約及び議定書の拠出金はすべて、本協定第 8 項に示した信託基金に預け、当該信託基金の諸条件に基づき、国連事務総長が口座の中の利用可能な現金を投資する権限を有する。したがって、すぐに必要ではない CBD の資金を国連財務部が投資する。条約及び議定書の信託

基金の利息は、該当する信託基金のものとする。

11. UNEP は、CBD 事務局長と十分に相談し、条約及び議定書の口座を維持し、CBD 事務局に代わって支払いの承認、給与計算、債務の記録、その他のすべての取引の支払及び支出を行い、定められた手続きに基づき全口座の最新報告書を CBD 事務局長に適時提出する。
12. 国連財務規定に基づき、UNEP は毎月、分配状況、試算表及び未払い債務についての最新の情報を CBD 事務局長に提供する。外部監査役会が承認・監査した最終的な UNEP の報告書を、締約国会議が採択した財務規則に基づく締約国会議への報告のために CBD 事務局長に提出する。
13. 条約と議定書に支払う締約国の拠出金の通知は、各締約国が支払うべき拠出金額の承認についての CBD 事務局長の連絡に基づき行う。
14. UNEP は、速やかに、徴収した拠出金について CBD 事務局長に通知し、締約国に徴収完了の旨を知らせる。
15. 条約及び議定書の予算は締約国会議が承認する。CBD 事務局長は、それぞれの管轄機関が承認した予算の範囲内で、定められた財源の中で、財源を使うことができる。
16. ES と UNEP 事務局長間におけるサービス内容契約に、ナイロビの国連事務所と UNEP が提供し、生物多様性条約事務局が利用するサービスの詳細を示し、それを附属書 II として添付する。

IV. 事務局に提供するサービスに関わる返金

17. 事例ごとに UNEP 事務局長と CBD 事務局長により別段の合意がある場合を除いて、条約及び議定書のための信託基金のすべてに、実際の支出の 13%に相当するプログラムサポートコストを請求する。
18. 上記のプログラムサポートの資金は、一部をモンテリオールの CBD 事務局の管理／人事部門の資金の全額に充て、一部を CBD への UNEP のサポートサービスに充てる。資金の配分は、上記の第 16 項に示したサービス内容契約に詳述する。
19. UNEP は、CBD 事務局が管理及び財務のサポートを行った部分については、適宜の合意に基づき UNEP 及び UNON に発生したコストを差し引き、任意拠出金の特別基金に基づく活動の財務及び管理コストを毎年 CBD 事務局に返金する。

V. 会議その他のサービス

20. UNEP は、CBD 事務局長と全面的に協力し、締約国会議、議定書及びその下部組織の集会の調整とサービスの提供を進める。UNEP 事務局長と CBD 事務局長はこうした集会のための資金調達の新しい方法と手段を見つけるため協力する。

VI. 権限の委譲

21. UNEP 事務局長から CBD 事務局長への権限の委譲により本協定を補完する。

VII. 本協定の見直し

22. 当事者のいずれかから要請があれば、本協定の規定またはその適用を随時見直すことができる。この要請は 4 ヶ月前までに行い、締約国会議実行委員会の次回会合か、締約国会議の次回会合のいずれか早いほうで取り上げる。
23. 改訂管理協定は、1997 年 6 月 30 日に UNEP 事務局長と CBD 事務局長の間で署名し、締約国会議が第 4 回会合の決定 IV/17 で承認した管理協定に優先する。

日本国名古屋で署名

アヒム・シュタイナー
国連環境計画
事務局長

アフメド・ジョグラフ
生物多様性条約事務局
事務局長

署名日: 2010 年 10 月 26 日

署名日: 2010 年 10 月 26 日

附 属 書 II

プログラム予算の達成度及び成果の指標

A. 予算管理

1. 割り当てられた予算対支出（BY信託基金）
2. 割り当てられた予算対支出（BE信託基金）

B. BE、BZ及びVB信託基金の資源動員戦略

1. 事務局主導の活動のためのBE信託基金の資金活用
2. 地域ワークショップを通じた能力開発のためのBE信託基金の資金活用
3. BZ及びVB信託基金の資金活用

C. 能力開発及び広報

1. 事務局が財源を提供する研修活動及びワークショップ
 - a. 参加人数
 - b. 関係締約国数
 - c. 参加者の満足度
2. 発行した出版物の件数
3. ウェブサイトの閲覧件数
4. 事務局が参加した会合の件数

D. 事務局のその他の役割

1. 期限内にすべての使用言語で締約国に提供した作業文書の割合
2. 通訳サービスを提供した締約国会議本会議の割合

決定 X/46. 第 11 回締約国会議の開催日程及び開催地

生物多様性条約締約国会議は

1. バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書の締約国会合となる第 6 回締約国会議会合と第 11 回生物多様性条約締約国会議の開催受け入れの、インド政府の寛大な提案を歓迎する。
2. バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書の締約国会議となる第 6 回締約国会議と第 11 回生物多様性条約締約国会議を、それぞれ 2012 年 10 月 1 日から 5 日までと 10 月 8 日から 19 日まで、インドで開催し、ハイレベル分野は 2012 年 10 月 17 日から 19 日まで開催することを決定する。
3. 開発途上国、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに市場経済移行過程諸国の確実な参加を強調するため必要な、条約プロセスへの締約国の参加を促進するための特別任意信託基金（BZ）と議定書への締約国の参加を促進するための特別任意信託基金（BI）への適時の資金提供を締約国に求める。
4. 関係締約国に対し、できるだけ早期に、第 12 回締約国会議の開催受け入れの提案を事務局長に通知するよう要請する。

決定 X/47. 日本国政府及び日本国民への謝辞

わたしたち、生物多様性条約第 10 回締約国会議の参加者は、
日本国政府の丁重な招きにより、2010 年 10 月 18 日から 29 日まで名古屋で会合し、
日本国政府、愛知県、名古屋市及びその市民による、会議のための周到な準備と参加者への特別な配慮と温かなもてなしに深く感謝し、
日本国の政府と国民に対し、その寛大な心と会議の成功への貢献について、感謝の意を表明する。

愛知目標の解説

愛知目標達成に向けての技術的根拠、採用可能な指標、マイルストーン並びに現状及び背景等

COP10 では、2002 年の COP6（オランダ・ハーグ）において採択された「生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる」という「2010 年目標」にかわる、生物多様性に関する新たな世界目標として「戦略計画 2011-2020」が策定された。本戦略計画の長期目標は「自然と共生する世界」の実現であり、我々が生態系から受ける恩恵を絶やさないためにも、地球規模での生物多様性の保全と回復をめざし、緊急かつに効果的な行動を起こすことが求められている。そのための具体的な行動目標として、2020 年あるいは 2015 年までをターゲットにした 20 の個別目標からなる「愛知目標」がある。

本解説では、COP10 終了後に COP10 における議論を踏まえ修正された戦略計画（そして特にその下に設定された愛知目標）に対する技術的根拠に関する事務局長ノート（UNEP/CBD/COP/10/27/Add.1）及び生物多様性条約事務局が公表している地球規模生物多様性概況第 3 版（Global Biodiversity Outlook3）などに基づき、愛知目標達成に向けての技術的根拠、採用可能な指標及びマイルストーン並びに適宜現状及び背景等について解説する。

■事務局長ノートについて

COP10 終了後の 2010 年 12 月 19 日に公表された愛知目標に達成に向けた技術的根拠を示したものの、COP10 前に準備された事務局長ノート(UNEP/CBD/COP/10/9)を、締約国会議により採択された戦略計画の最終版の中で施された目標についての変更に伴う修正とともに、決議 X/2 のパラ 17(g)において列挙された事項を考慮し、修正したものである。

決議 X/2（パラグラフ 17(g)）及び X/7（パラグラフ 3(a)及び 5(a)）に従い、専門技術的根拠、指標及びマイルストーンは、アドホック技術専門家グループ（AHTEG）による調査を含む更なる作業を踏まえ、科学技術助言補助機関の第 15 回会合（SBSTTA15）及び条約の実施レビューに関する条約の実施のための第 4 回作業部会（WGRI4）による検討のために、今後更に開発・発展される予定である。

■地球規模生物多様性概況第 3 版について（GBO3：Global Biodiversity Outlook3）

GBO3 は、2010 年 5 月に生物多様性条約事務局が公表した 2010 年目標の達成状況の評価を主眼とした報告書であり、条約締約国によって提出された約 120 の国別報告書や最新の研究等を幅広く引用し、現在の生物多様性の状況を取りまとめたものである。

GBO3 では、2010 年目標に関する 15 の評価指標のうち、9 つの指標で悪化傾向が示され、「2010 年目標は達成されず、生物多様性は引き続き減少している」と結論付けている。

さらに、このまま損失が続くと、生態系が自己回復できる限界値である「転換点（tipping point）」を超え、将来世代に対して取り返しのつかない事態を招くおそれがあり、人類が過去 1 万年にわたって依存してきた比較的安定した環境条件が来世紀以降も続くかどうかは、次の 10～20 年間の行動によって決まると指摘している。

■戦略計画 2011-2020 について

戦略計画 2011-2020 は以下により構成される。

- I 技術的根拠
- II 長期目標（ビジョン）
- III 短期目標（ミッション）
- IV 戦略目標と愛知目標
- V 実施、モニタリング、再検討、評価

このうち、II 長期目標（ビジョン）には、「自然と共生する」世界、すなわち「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界の実現が掲げられている。ここで示された「自然との共生」の概念は、2010 年 1 月に日本から生物多様性条約事務局に提案したものであり、わが国において古くから培われてきた自然共生の考え方や知恵が、広く世界各国の理解と共感を得たものといえる。

また、III 短期目標（ミッション）は、「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」こととされ、これによって 2020 年までに回復力のある生態系と、そこから得られる恩恵が継続されることを確保し、そして、地球の生命の多様性を確保し、人類の福利（人間のゆたかな暮らし）と貧困解消に貢献することが掲げられている。このためには、①生物多様性への圧力（損失原因）の軽減・生態系の回復・生物資源の持続可能な利用 ②遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 ③適切な資金・能力の促進 ④生物多様性の課題と価値が広く認知され、行動につながる（主流化）⑤効果的な政策の実施、予防的アプローチと科学に基づく意思決定、を必要としている。

以上を達成していくために、IV 戦略目標と愛知目標では、5つの戦略目標に分類された 20 の具体的な行動目標として、2020 年あるいは 2015 年までをターゲットにした個別目標「愛知目標」が設定されている。

長期目標（Vision）2050 年 「自然と共生する “ <i>Living in harmony with nature</i> ”」世界			
短期目標（Mission）2020 年 生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する			
個別目標			
目標 1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する	目標 11	陸域の 17 %、海域の 10 %が保護地などにより保全される
目標 2	生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる	目標 12	絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される
目標 3	生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・提供される	目標 13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される
目標 4	全ての関係者が持続可能な生産・消費のために計画を実施する	目標 14	自然の恵みが提供され、回復・保全される
目標 5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合はゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	目標 15	劣化した生態系の少なくとも 15 %以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献する
目標 6	水資源が持続的に漁獲される	目標 16	ABS に関する名古屋議定書が施行、運用される
目標 7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	目標 17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する
目標 8	汚染が有害でない水準まで抑えられる	目標 18	伝統的知識が尊重され、主流化される
目標 9	侵略的外来種が制御され、根絶される	目標 19	生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される
目標 10	サンゴ礁など気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	目標 20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する

以下、5つの戦略目標に分類された 20 の個別目標について解説する。

戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、 生物多様性の損失の根本原因に対処する。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる、戦略目標Aに関する概要は以下の通り。

【概要】

- ・生物多様性損失の根本要因に長い時間をかけて取り組むため、戦略的な行動がただちに開始されるべきであり、そのためには、政策の統一性及び、すべての国家開発政策や戦略、経済部門に生物多様性を統合することが、あらゆる政府レベルにおいて必要である。
- ・これを達成するための手法には、広報・教育・普及啓発(CEPA)、適切な価格設定とインセンティブ、戦略的環境アセスメントといった計画ツールのより広範な利用が含まれる。
- ・政府、社会、ビジネスを含む経済の全ての部門にまたがる利害関係者がパートナーとして参加することが必要になる。生物多様性の保全と持続可能な利用のため、エコロジカル・フットプリント(人間活動が環境に与える負荷を示す指標)の削減のため、諸政府による行動を支えるため、消費者及び市民も動員されなければならない。

エコロジカル・フットプリント(人間活動が環境に与える負荷を示す指標)

エコロジカル・フットプリントは、人間が使う資源の供給と廃棄物の吸収に必要な生物生産力のある陸地と水域の面積を算出した値である。2006年のエコロジカル・フットプリントは、地球のバイオロジカルキャパシティを40%超えると推算された。2002年当時の約20%から、「オーバーシュート(過剰収奪)」がさらに増大している。2005年現在、人類が使用している資源と廃棄物の処理のために地球が1.4個必要、2040年には2個が必要だとされる。(Global Footprint Network)

※バイオロジカルキャパシティ：生物学的に生産が行える国などが、再生可能な資源を供給し、そのプロセスで出る廃棄物を処理できる容量

目標1

遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる、目標1に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・生物多様性の様々な価値についての理解・認識・評価が高まることで、生物多様性の保全と持続可能な利用に必要なライフスタイルの変革に取り掛かる意欲を創出するために必要。
- ・このような広報・教育・普及啓発活動の主要な対象は締約国間で異なるが、一般的には、生物多様性関連物品の生産者及び消費者としての役割も含め、政府・地方自治体・ビジネス・NGO・市民社会グループに重点的に取り組むことができる可能性。

【行動の手段と例】

- 普及啓発(CEPA)の実施
- 市民の積極的参加
- 市民行動リストの策定
- 持続可能な開発のための原則と教育メッセージ

【採用可能な新規の指標】

- ◇意識・認識調査の数
- ◇学校における生物多様性教育プログラムの数や公式に認められた教材の数
- ◇保護地域、自然史博物館、植物園への訪問者数
- ◇市民主導事業の数・関連活動への参加
- ◇市民、民間部門、その他の利害関係者のために推奨される行動リストの開発と利用

※ 普及啓発の度合いは、2007年に欧州地域で実施された「ユーロバロメーター」(euroborometer となっているが eurobarometer : EU 委員会による世論調査のことと思われる) のように、生物多様性に対する意識や態度についての調査を通じて図ることができる。

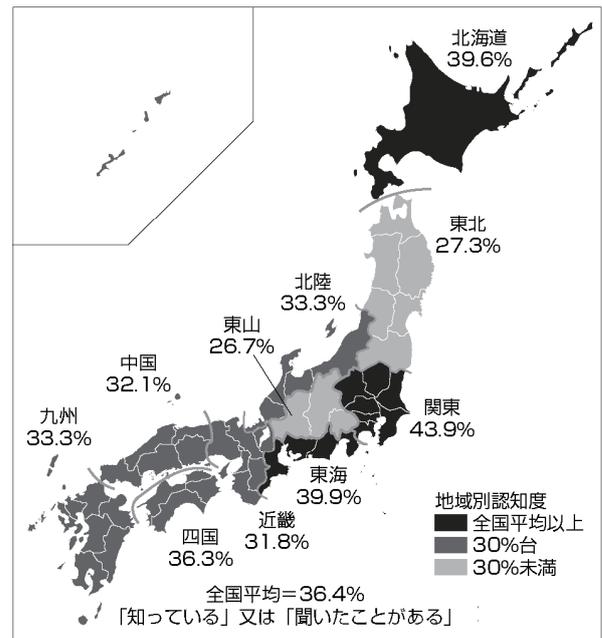
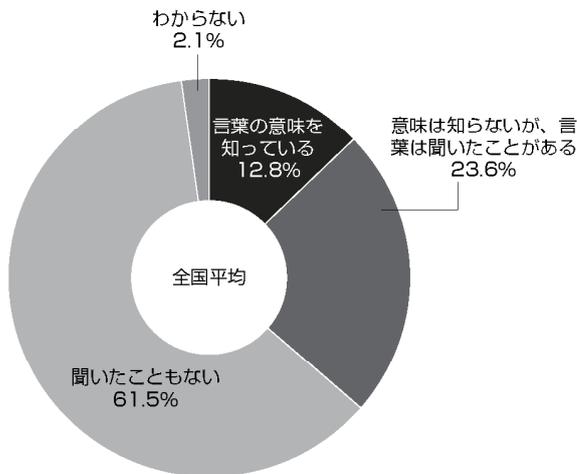
【提案されるマイルストーン】

2014年までに、国内ベースライン調査が実施され、生物多様性に関する認識向上のための包括的な国家戦略が準備・採択される。

■ 目標1に係る現状及び背景

※ 日本における「生物多様性」の認知度 (内閣府世論調査)

問：生物多様性という言葉の意味を知っていますか？



資料：内閣府「環境問題に関する世論調査」より環境省作成

目標 2

遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 2 に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- 生物多様性の価値を、国家や地方開発・貧困削減戦略・計画プロセス、同様に国家勘定・報告制度に組み込むことは、各国の開発アジェンダの中で生物多様性を一要素とし、政策決定者の間で生物多様性をより目に見えるものとするようになる。国家政策の決定過程に生物多様性を統合することにより、締約国は生物多様性の損失による影響や生じうるトレードオフを適切に評価するとともに、省庁間や異なるレベルの行政間での調整を増進させる。
- 国家勘定、諸戦略、計画プロセスへの生物多様性の価値を統合するための様々なツールが既に存在しており、経済、貿易、奨励措置に関する条約の取組、生態系と生物多様性の経済学（TEEB）、経済と環境を統合した勘定に関する国連システム、生態系サービスへの支払い機構など。

【行動の手段と例】

- 生物多様性と生態系サービスの価値評価
- 環境的会計の適用
- 貧困削減、開発戦略、開発協力における生物多様性の主流化
- 生態系サービスへの支払い（PES）の開発と適用

【採用可能な新規の指標】

- ◇ 生物多様性を統合した貧困削減戦略（PRSP）や国家開発計画（NDP）を有する国の数
- ◇ 生物多様性と生態系サービスの状態を反映する国家統計として、生物多様性と生態系サービスの生物物理学的資産目録（biophysical inventories）を有する国の数
- ◇ 生物多様性に優しい活動をしている企業数とその市場占有率
- ◇ 生物多様性と生態系サービス、可能であれば自然資源のストックとフローの状況を反映した国家勘定を有する国の数

※ 手続きについては、段階的や漸進的な実施も可能である。国内状況に応じ、まずは最も容易に計上できる生物多様性の価値を含めることから始め、次いで生物多様性の価値を意思決定過程に統合するためのシステムを更に開発、強化するといった形である。

【提案されるマイルストーン】

- 2012 年までに、生物多様性と生態系サービスの生物物理学的資産目録に関する作業の開始。
- 2014 年までに、生物多様性と生態系サービスの価値を国家勘定に反映させるための作業計画が、適切な場合には、策定される。

■ 目標2に係る現状及び背景

* 生物多様性の推定価格の例 (TEEB ほか)

森林伐採と森林劣化	推定、年間 2 兆～4 兆 5 千億ドル超の損失を 450 億ドルの投資によって保護。100 倍のリターン。
農作物の花粉を運ぶ昆虫 (特に果物や野菜)	世界の食料経済にとって、年間2,000 億ドル以上。
アフリカ南部の観光産業	野生生物の鑑賞を基盤とする観光産業は2000年に36億ドル。
インドの生態系サービス	水利用・土壌肥沃度・食用の野生生物などの価値を考慮すると、貧しい人々の実質所得は60ドルから95ドルに増加する。こうした恩恵が提供されない場合、暮らしの損失を取り戻すのに、一人当たり120ドルかかる。
ベトナムマングローブ林	1万2,000ha 近くの植林や保護に生じた費用は約100万ドル。年間 700 万ドルを大きく超える堤防の補修費を節約できた。
ベネズエラ	国立自然保護区制度に資金が投じられ、農業所得を年間およそ350万ドル減少させていたかもしれない土砂堆積が、未然に防がれつつある。
スリランカ北部ムトゥラジャウエラ湿地	ムトゥラジャウエラ湿地は、人口密集地域にある沿岸湿地である。 農業・漁業・燃料関連のサービス：1 ha 当たり150 ドル 洪水被害の防止：1ha 当たり1,907 ドル 産業・生活廃水の浄化：1 ha 当たり654米ドル
ニュージーランドテ・パパヌイ保護公園	テ・パパヌイ保護公園 (220km ²) にあるタソックグラスの生育地からオタゴ地域への水供給 (集水サービス) の価値は、9,500万ドル以上。

目標3

遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、段階的に廃止され又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標3に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・ 補助金を含む生物多様性にとって有害な奨励 (措置) の廃止、または改革は、決定的に重要であり、より広範な社会経済上の純利益を創出する本戦略計画の実施にとって必要な手順である。共通だが差異ある責任の原則を念頭に、本目標は、貧困削減のために必要な補助金を途上国が撤廃しなくてはならないということの意味するものではない。
- ・ 現行のドーハ・ラウンド交渉は、世界貿易機関 (WTO) の漁業及び貿易歪曲的補助金における規律の明確化と改善を目的としている。これらの交渉は本目標と高い相乗効果を発揮する潜在性を有しており、それゆえ目標達成のための重要な手段。
- ・ 各国や地域グループは環境にとって有害な補助金を段階的に撤廃及び/もしくは改革するための独自のイニシアティブをとるかもしれない。戦略的環境評価のより効果的な利用も本目標に向けた効果的な政策や行動の開発・実施の助けとなる一つのメカニズムとなる。

【行動の手段と例】

- 戦略的環境影響評価と奨励措置に関する CBD ガイダンスの適用
- 関係する OECD ガイダンスの適用
- 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置撤廃のための国あるいは地域レベルの措置の実施
- 漁業補助金と国内農業支援に関する WTO 交渉の妥結

【採用可能な新規の指標】

- ◇ 生物多様性にとって有害な補助金の価格
- ◇ 漁業補助金と国内農業支援に関する WTO 交渉の成功裏の妥結

※ WTO 及び経済協力開発機構（OECD）が開発したクライテリアを利用した有害補助金の価格評価が指標となりうる。ベースラインはすでに公表されている。さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用のための正のインセンティブの創出やその発展は、様々な主体による取組を促すための資金や他のインセンティブの提供によって、戦略計画の実施を助けるものとなりうる。

【提案されるマイルストーン】

- 2012 年までに全 OECD 加盟国により補助金の一覧が作成され、その有効性・費用効率性・生物多様性に対する影響について評価が開始されている。
- 2016 年までに、行動計画で特定された補助金に関するものを含む奨励措置事業が効果的に段階的撤廃もしくは改革される。

目標 4

遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

- 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 4 に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・ 自然資源の利用を安全な生態学的限界の範囲内とすることは、戦略計画にとって必要不可欠な部分である。総需要を削減し、資源利用やエネルギー効率を向上させることは、本目的に貢献する。これは政府の規制及び／もしくは、インセンティブ・教育・研究・社会的及び企業の責任（social and corporate responsibility）を通じて遂行できる。
- ・ 本目標は、戦略的環境影響評価などの計画ツールや奨励措置などの経済ツールといった生物多様性事項を統合するツールの裏付けを受けながら、部門間や利害関係者間の対話を通じて達成される。

【行動の手段と例】

- 省庁間委員会
- 各部門単位の指針
- 生産・消費に関する部門計画の策定
- 戦略的環境評価と経済ツール
- 国として策定された指針
- 都市区域における生態系管理
- 部門間、利害関係者間の対話促進

【採用可能な指標】

■ エコロジカル・フットプリント及び関連概念

(新規)

◇国ごと及び企業ごとの生物多様性を組み込んだ経営計画を有する部門の数

◇明確かつ測定可能な目標を持った計画の数

◇生物多様性を含む戦略的環境評価ツールを持ち、それらを様々な行政レベルで適用している国の数

※ 採用可能な指標としては更に、生物多様性にやさしい社則を有する企業数（もしくはこれら企業の市場占有率）がある。

【提案されるマイルストーン】

■ 2014年までに、政府と主要な民間主体が、部門や企業レベルで、そのエコロジカル・フットプリント評価を行うようになり、持続可能性に関する計画を策定している。

■ 2018年までに、政府と主要な民間の主体が持続可能性に向けた進展を示すことができる。

戦略目標B。生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる戦略目標Bに関する概要は以下の通り。

【概要】

- 生物多様性の損失を削減もしくは止めることは、生物多様性損失の諸要因や生物多様性に対する圧力自体を削減もしくは廃絶してのみ可能となる。
- 人口や収入の増加に伴い生物資源に対する需要が増加しているところ、何の行動も取られなければ、生物多様性に対する圧力は増加する。
- このため、技術向上、より効率的な土地・海・その他の資源の利用、そしてより良い空間計画による、生物多様性損失の間接要因と直接要因を切り離すための努力が必要とされている。
- 多様な圧力が複合して生態系の構造・機能・回復力を弱めているところでは、迅速な介入により修正可能な圧力削減のための決定的行動に高い優先度が与えられるべきである。同時に、気候変動や海洋酸性化といったより解決が難しい圧力を抑制するための長期的な努力を継続する。
- 我々がより直接的に管理できる要因や圧力を対象とすることは、危険な「転換点（tipping points）」に到達することを防ぐために必要な回復力を生態系が維持することの助けとなるほか、短期的には避けることができない気候変動の影響に我々がよりよい形で対処することを可能にする。
- 各経済部門それぞれの利害関係者も参加することが必要になる。各省庁はそれぞれの責任分野で主導的な役割を果たすことができる。同時に都市やその他の地方当局は、特に現地における土地利用計画の面で、決定的な役割を果たすことができる。

■ 戦略目標Bに係る現状及び背景

◆ 生態系への主要な5つの圧力（GBO3）

- GBO3では5つの主要な圧力として、♣ 生息地の損失と劣化 ♣ 気候変動 ♣ 過剰な栄養素の蓄積等による汚染 ♣ 過剰利用と非持続可能な利用 ♣ 侵略的外来種を掲げている。

- このうち生息地の損失と劣化による圧力は、世界の生物多様性に対する圧力の中でも群を抜いて大きく、IUCNの「レッドリスト」評価では、農業や持続可能でない森林管理による生息地の損失こそ、種が絶滅に近づく最大の原因としている。転換された土地は世界の陸地の約30%を占め、一部の地域では近年、バイオ燃料需要もこの傾向に拍車をかけているとしている。
- また、生物多様性損失の直接的な要因は、単独で生物多様性に作用するわけではなく、それぞれが組み合わさり、生物多様性への複合的な圧力を生み出すとされている。

- 例) ❖ 生息・生育地の分断化によって、より条件に恵まれた地域への移動が制限され、生物種の気候変動への適応能力が低下する。
- ❖ 海洋における汚染・漁業資源の乱獲・気候変動・海洋酸性化が全て組み合わさって、サンゴ礁の回復力が弱まり、結果、生物多様性の多大な損失を招く。
 - ❖ 栄養素レベルの上昇が、侵略的外来種の存在と相まって、適応力の高い植物の生育を助長し在来種が駆逐されることがある。気候変動によって、更に多くの生息・生育地が侵略種に適した環境になり、この問題を一層悪化させる可能性がある。

目標5

2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合にはゼロに近づけ、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

- 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標5に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- 劣化と分断化を含めた生息地の損失は、生物多様性損失の最も重要な要因であり、さらに、経済的・人口的、社会的圧力、特に2020年以降の土地利用変化により、生息地の損失が継続することになりそうであり、変化の速度は相当程度削減される必要がある。
- いくつかの生態系にとっては2020年までに生息地の損失速度をゼロに近づけることが可能であるが、その他の生態系にとっては、損失速度の半減がより現実的な目標となる。残された生息地が生物多様性を支えることができるように、生息地の劣化と分断化を顕著に減少させることも必要。
- 本目標の重点は、人類の福利に多大な負の影響を及ぼす「転換点」の超過というリスクの防止、つまり一次林や多くの湿地など生物多様性の価値が高い生息地や生態系の損失を防ぐことにある。自然生息地損失の削減は、生産効率や土地利用計画の改善、劣化した土地の農業生産での利用、生態系の連結性の向上、自然生息地による生態系サービスの経済的、社会的価値の認識と相まった自然資源ガバナンスのための強化されたメカニズムにより達成できる可能性。

【行動の手段と例】

- 空間計画
- 既存法令の執行
- REDD プラスの実施
- 生産効率の向上
- 生態系サービスの価値の認識
- 一次林及び高い生物多様性的価値を持ったその他の生息地の損失防止

【採用可能な指標】

- 選定された生物群系（バイオーム）、生態系、生息地の広がりの変動
- 選定された種の豊富さと分布の変動
- 生態系の連結性／分断
- 持続可能な資源からの製品の割合
- 人為による生態系機能破綻の発生

※ いくつかの生息地については合理的に良好なデータが利用可能だが、その他の生息地については、データの改善・向上が必要となる。生息地の損失速度が減少したかどうかを決めるためには、本目標に向けた進捗を測るためのベースラインを確立する必要がある。

【提案されるマイルストーン】

2014 年までに、国家目標との関係で、国内法制及び土地利用計画もしくは区画地図が見直され、更新されるほか、都市計画ツールが幅広い用途のために利用可能となる。

■ 目標5に係る現状及び背景

◆ 世界の森林の減少（GBO3・森林資源評価2010）

- ・ 陸域の動植物種の過半数は森林に生息し、その大半は熱帯林に生息し、また森林は陸域における純一次生産（太陽エネルギーを植物体内の物質へと変換）の 3分の2 以上を担っていると推定されている。熱帯林は引き続き急速に失われているが、最近、熱帯地域の国々では、森林減少が改善されている。これは主に農地への転換による森林伐採が減少の兆しを見せているため。1990年代には、年間160,000km² 近くの森林が失われたのに比べ、2000～2010年の各年に失われた森林は130,000km² に未達だった。
- ・ 森林の純減は過去10年間に於いて大幅に鈍化しており、森林の純減は、1990 年代の年間 約 83,000km² から、2000～2010 年には年間50,000km² 強と鈍化。これは主に、温帯地域における大規模な植林と自然拡張によるものである。ただし、新たに植林された森林は、単一の樹種で構成される可能性から、生物多様性価値の低い場合が多く、森林の純減率の低下が、必ずしも世界の森林の生物多様性損失率の低下を示すわけではないとされる。2000～2010年の間に、世界の天然林（実質的に人の手が入っていないもの）は、400,000km² 以上も減少しており、これはジンバブエの国土よりも広い面積に相当する。

2000～2010年の森林面積	
南米・アフリカ	2000～2010年の間も引き続き過去最大の森林の純減
オセアニア	森林の純減
北米・中米	2010年の森林面積は、2000年とほぼ同じであると推定
欧州	1990年代に比べ増加率は鈍化。森林面積は引き続き拡張
アジア	1990年代は純減したが、2000～2010年は主に中国の大規模な拡大造林により、森林は純増。しかし南アジア・東南アジアの多くの国々では、引き続き森林減少率が高い

- ・ 温帯林、北方林ともに、冬季気温の上昇も一因となって、病虫害の発生に対して以前より脆弱になっている。例えば、1990年代後半以降、樹皮下キクイムシ類の未曾有の大発生により、カナダと米国西部の110,000km² を超える森林が甚大な被害を受けたとされる。

目標 6

2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿って、かつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標6に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・ 過剰漁獲は海洋生態系にとって世界的に主要な圧力である。世界銀行の推定では、漁業資源の乱獲は年間約500億ドルの収益性の喪失を意味するとともに、約2,700万人の雇用と10億人以上の福利を危険に晒していると推定。
- ・ エコシステム・アプローチに基づく利用の増加や激減した種の回復計画の策定などを通じた収穫海洋資源のより良い管理が海洋生態系に対する圧力の削減と海洋資源の持続可能な利用の確保のために必要。責任ある漁業のための行動規範といった既存の諸イニシアティブを踏まえた行動は、それを確保する助けとなる可能性。

【行動の手段と例】

- 地元社会及び漁業団体との協力的パートナーシップを通じた漁獲圧削減
- 責任ある漁業のための行動規範
- 2002年持続可能な開発のための世界サミット
- 協調的な漁業 (share fishery) を管理するための地域メカニズムの開発

【採用可能な指標】

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ■ 海洋食物連鎖指数 (Marine Trophic Index) | (新規) |
| ■ 魚種の豊富さと分布 | ◇ 崩壊した種の割合 |
| ■ 持続可能な資源から生成される製品の割合 | ◇ 漁獲量 |
| ■ 選定された種の豊富さと分布の動向 | ◇ 単位努力あたりの漁獲高 |
| | ◇ 過剰利用されている資源の割合 |

※いくつかについてのベースラインは国連食糧農業機関 (FAO) のものが利用可能。

海洋食物連鎖指数 (平均栄養段階) : 数十年にわたる漁獲データを基に、漁獲された魚が食物網の中で占める位置の平均 (海洋食物連鎖指数) の長期的な傾向が判明し、これによって、海洋生態系の生態学的な健全性をモニタリングすることができる。

【提案されるマイルストーン】

- 2012年までに、至急の関心が必要とされる国際漁業の漁業能力管理に取組むための措置をとっていること。
- 2012年までに、締約国が破壊的な漁業慣行を撲滅していること。
- 2015年までに、漁業による海洋生態系への圧力が、世界的には、半減していること。

■ 目標6に係る現状及び背景

* 海洋における過剰漁獲 (GBO3)

- ・ 評価情報が手に入る世界の海洋資源のうち約80%が、最大限まで開発されているか、あるいは乱開発されているとされている。

- ・1977年から評価対象となっている魚類資源の総バイオマス量は、地域によって差があるが、地球規模では11%減少しており、各地域における最も巨大な魚の平均体長は、1959年から22%減となっている。
- ・また、資源崩壊の傾向も徐々に高まっており、評価対象の種の14%が2007年に激減した。一部の漁場では、大型の捕食魚を優先して大量に捕獲したため、このような資源が回復していない。漁獲の殆どを小型魚や無脊椎動物が占める傾向もみられ、「食物網における漁獲対象の低次化」現象として知られている。このことは、海洋生態系の能力が長期的に損なわれていく原因となるとされる。

＊海洋資源の管理を促進する例 (GBO3)

地域主導型管理海域ネットワーク (LMMA)

・南太平洋の12,000km²以上において、この10年間で「地域主導型管理海域ネットワーク (LMMA)」という、地域に根差した海洋資源管理システムが導入された。この取組には、太平洋諸島の15カ国、500の地域社会が関わっており、伝統的な知識、慣習に基づく保有権や統治に則って、暮らしや保全にかかわる幅広く寄与するとともに、行動を起こす必要性や発生し得る利益に関する認識を地元住民に普及してきた。

- ・発生し得る利益としては、天然資源の回復・食料安全保障の向上・統治の改善・情報やサービスへのアクセスの向上・健康状態の改善・所有権の保護・文化の回復・地域組織の構築などが挙げられる。

フィジーにおける LMMA の成果

(1997年から実施)

- 禁漁区で二枚貝の生息密度が20倍
- 隣接区域の漁獲高が平均200~300%増加
- 漁獲高が3倍
- 家計所得が35~45%増加

・認証制度

海洋管理協議会などの認証制度は、最終製品が海洋生態系の長期的な健全性を尊重する管理システムから生まれたものであることを消費者に知らせるもので、こうした認証基準を満たす海産物は、市場での優位性が付与される可能性がある。

・MSC 漁業認証

MSCの漁業認証は持続可能で適切に管理され、環境に配慮した漁業を認証する制度。「海洋管理協議会(MSC: Marine Stewardship Council)」が定める基準に基づき、漁業を第三者認証機関であるDNVが認証し、その水産物にはMSCの認証マークが与えられる。日本では、水産会社や食品メーカーなどが認証を受けている。



目標7

2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

- 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標7に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・食料・繊維・燃料に対して増大する需要は、もし管理制度が生物多様性の面でより持続可能なものにならなければ、生物多様性と生態系サービスの損失につながる。持続可能な森林管理のクライテリアは森林部門で採択されているほか、政府、原住民・地域社会、NGO、民間部門による良好な農業・水産養殖・林業慣行の促進にむけた多くの努力がなされている。エコシステム・アプローチのさらなる適用も本目標の実施の助けとなる。

- ・他方、様々な生産システムや環境条件にかんがみれば、持続可能性について合意された普遍的なクライテリアはなく、各部門や多くのイニシアティブが独自のクライテリアを開発しており、これらはより共通のアプローチが開発されるまでの間利用することができる可能性。
- ・同様に、認証やラベリングの制度・基準も本目標の一部としての促進が可能。

【行動の手段と例】

- エコシステム・アプローチの適用
- 法及び統治機構の適用
- 殺虫剤の削減と統合的害虫管理の適用
- SATOYAMA イニシアティブや類似イニシアティブの実施
- 持続可能な森林、農業、水産養殖管理の実施
- 優良農業慣行の適用
- 認証及びラベリングの推進

【採用可能な指標】

- 持続可能な管理下にある林業、農業、水産養殖生態系の面積
- 持続可能な資源から生成される製品の割合
- 家畜、栽培植物、大きな社会経済的重要性を持つ魚種の遺伝的多様性の動向
- エコロジカル・フットプリント及び関連概念

(新規)

◇優良な農業慣行の利用

※ 既存の認証スキームがいくつかの生態系や部門についてベースラインを提供できる。

【提案されるマイルストーン】

- 2012年までに、全ての締約国が持続可能性に関するクライテリア及び／もしくは農業、水産養殖業、林業についての優良慣行を特定もしくは策定し、推進している。
- 2015年までに、持続可能なクライテリアに従って管理されている農業、水産養殖業、林業の面積が倍増する。

■目標7に係る現状及び背景

- ・持続可能な管理下にある土地の面積を増やそうと、多くの取組が行われており、持続可能な森林管理の各地域レベルでのプロセスが、これに寄与するものと期待される。倫理的かつ健康的な製品の需要が増し、伝統的な農業慣行の維持と活性化につながっている。
- ・しかし、まだ比較的小さな隙間市場でしかなく、持続可能な管理下にある土地の面積を顕著に増加させるには、多大な努力が必要とされる。(GBO3)

目標8

2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

- 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標8に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・過剰栄養を含む汚染は、特に湿地・沿岸・海洋地域における生物多様性の損失と生態系機能の破綻の主な原因である。生物圏 (biosphere) における「反応性窒素」の量は既に2倍以上となっており、従来通りの動向が続けば、2050年までに同規模での更なる増加が示唆されている。

- ・肥料利用の効率化と家畜廃棄物など汚染源の優れた管理は、栄養素水準を生態系機能にとって危機的な水準以下に抑えるために利用できる。これは、適切な場所における天然の水処理施設としての湿地利用とあわせ、地力や食糧保障上の需要に対応し、必要な場所での肥料利用を抑制することなく利用できるもの。
- ・また同様に、国による水質指針の策定と適用は、汚染や淡水・海洋の生態系への過剰な栄養素の流入を制限する一助となる可能性

【行動の手段と例】

- 適切かつ効率的な肥料利用、家畜からの廃棄物処理（良好な農業慣行）の促進
- 下水処理の向上
- 汚染源地点の管理向上
- 湿地の賢明な利用
- 国家水質ガイドラインの策定

【採用可能な指標】

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ■ 窒素蓄積 | (新規の指標) |
| ■ 水系生態系における水質 | ◇ 栄養素の総使用量 |
| ■ エコロジカル・フットプリントと関連概念 | ◇ 淡水、海洋地域における栄養素負荷 |
| ■ 人為による生態系の機能破綻 | ◇ 貧酸素水域や水の華の発生 |

※ いくつかの指標については、地球規模での大気中の反応性窒素の蓄積量や貧酸素海域 (marine dead zones)、人間に起因する生態系の機能破綻の例を含むベースライン情報が既に存在する。

【提案されるマイルストーン】

- 2014 年までに、締約国は栄養素負荷やその他の生態系への汚染の国家評価を発達させ、これを削減するための戦略や政策を策定する。
- 2015 年までに殆どの生態系において栄養負荷とその他の汚染物質の水準が減少を示す。

■ 目標 8 に係る現状及び背景

* 栄養蓄積と汚染 (GBO3)

- ・栄養素（窒素とリン）やその他の汚染源からの汚染は、陸域生態系、陸水生態系、沿岸生態系の生物多様性に対し、増大し続ける脅威となっている。
- ・化石燃料の燃焼や、化学肥料の使用をはじめとする農業の慣行など、近代的な産業プロセスによって、環境内の反応性窒素（植物の生育を促進するために利用できる形態の窒素）の量は、産業化以前と比べて2 倍以上に増えている。言い換えれば、人類は現在、窒素固定植物や燃焼、落雷など自然のプロセスをすべて合わせたよりも多くの反応性窒素を環境に加えている、といえる。

* 陸域生態系

- ・陸域生態系の場合、栄養素増加の恩恵を受ける一部の植物が、ほかの数多くの種を駆逐し、植物構成に顕著な変化を引き起こしている。例えば、イネ類やスゲ類などの植物は、矮性低木や蘚類（せんるい）、地衣類を駆逐し、増殖するだろう。窒素の蓄積はすでに、さまざまな温帯生態系
- ・特に欧州や北米各地の草原において、種の変化の主因であることが明らかになっており、中国南部、南アジア及び東南アジアの一部地域でも、高レベルの窒素が記録されている。これを原因とする生物多様性の損失は、高緯度の北方林地帯、地中海の生態系、一部の熱帯サバンナや山地林など他の生態系においても、当初考えられていたより深刻である可能性がある。
- ・窒素はまた、生物多様性ホットスポットでもかなりの水準の蓄積が観測されており、多種多様な植物種に今後深刻な影響が及ぶおそれがある。

＊ 陸水生態系

- ・淡水湖やその他の陸水生態系は、農業用肥料と下水からのリン酸塩と硝酸塩が蓄積すると、長期的に藻類が優占する、富栄養化の状態に変化する可能性がある。これにより、漁獲量が減少し、多くの開発途上国における食料安全保障に影響が及ぶことが懸念される。
- ・また、有毒アオコによって人々や家畜の健康に影響が及ぶ場合もあるだろう。

＊ 取組事例 – 欧州連合の硝酸指令 – (GBO3)

- ・欧州連合は、陸地から水系へ浸出する窒素量の制限を目的とした「硝酸指令」を実践。
- ・主に農業による面汚染源（非特定汚染源）に対する取組により、生態系内の窒素蓄積の問題に対処するもの。
- ・面汚染源は、工業地域の点汚染源（特定汚染源）よりも制御がはるかに難しい場合もある。

主な措置

- ❖ 輪作・冬季の土壌被覆・間作物の利用など。雨季に浸出する窒素量を抑えるため。
間作物：異なる農作物を連続して植える場合農作物の間で栽培する生育の速い農作物
- ❖ 化学肥料や堆肥の施肥量の定期的土壌分析に基づき、必要な量に制限。
- ❖ 堆肥を適切に管理する貯蔵施設を備え、必要とする時期のみ利用。
- ❖ 水路や溝に沿って肥料を施さない緑地帯や生け垣を保持。
- ❖ 急斜面での耕作及び灌漑の適切な管理と制限。

指令の効果 (OECD)

- EUにおける陸域の湖や池などの最近のモニタリングによれば、硝酸塩やリン酸塩のレベルは、かなりゆっくりとはいえ減少傾向にある。栄養素のレベルは依然として極めて高いが、水質が改善したことで、生態系の回復が促されている河川もある。
- 欧州の特定の国々における、農地 1 ha 当たりの平均窒素バランスが、一部の国々で年の経過とともに減少。肥料の利用効率が高まり、栄養素の流出による生物多様性損失のリスクが低減していることが読み取れる。

平均窒素バランス：肥料として土地に加えられた窒素量と作物や放牧によって使われた量を比較した値

目標 9

2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 9 に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・侵略的外来種は生物多様性と生態系サービスにとって主要な脅威の一つであり、貿易や旅行の増加は、追加的な行動がとられない限り、この脅威が増大する可能性が高いことを意味する。
- ・侵略的外来種の導入経路は、植物や動物衛生に責任を有する国家及び地域の機関のより 良好な調整も含め、国境管理と検疫の改善により管理できる。侵略的種の導入経路が多様であること、既に多くの外来種が多くの国に存在していることから、生物多様性に最も多大な影響を与え、最も資源効率の高い取組が行える、種や経路の防除や根絶の努力を優先することが必要となる。

【行動の手段と例】

- 国境管理・検疫措置の改善
- ペット取引への対処
- 侵略的な種の防除拡大
- 国、地域レベルでの動植物保健衛生機関との連携向上
- WTO の衛生と植物防疫のための措置（SPS）に関する規格及び通商開発機構（STDF）

【採用可能な指標】

- 侵略的外来種の動向（侵入状況）
- 侵略的外来種の影響に関するレッドリスト指標（新規）
 - ◇ 侵略的な種に関する国家戦略および行動計画を有している国の数
 - ◇ 侵略的外来種の防止・防除に関する国際合意や基準を批准・承認した国の数

※ 世界規模で適用可能な指標は不足しているが、いくつかの基本的な手法があり、更なる監視の出発点となるか、ベースライン情報を提供できる。

【提案されるマイルストーン】

- 2014 年までに、リスク評価の枠組を利用して、侵略的外来種の潜在的経路が特定される。最も有害な侵略的な種のリストが作成され、行動計画が策定され、関係法令が見直されている。
- 2016 年までに、最も重要な導入経路、最も深刻な侵略に対処するための行動がとられている。

■ 目標9に係る現状及び背景

* 侵略的外来種の現状（GBO3）

- ・ 57カ国のサンプル調査によれば、明らかに生物多様性に影響を及ぼしている外来種は、維管束植物、海水魚や淡水魚、哺乳類、鳥類、両生類など、542 種を超える。1 カ国当たりの平均は50 種以上である（9 種から220 種以上まで幅がある）。影響が調査されていない外来種も多く、データが乏しい国々もサンプルに含まれるため、この数字は氷山の一角とされる。
- ・ 侵略的外来種の制御や根絶が成功した結果、鳥類 11 種（1988年以降）、哺乳類 5 種（1996年以降）、両生類 1 種（1980年以降）の絶滅リスクが大幅に低減している。しかしレッドリスト指数からは、3 倍近くの鳥類、2 倍近くの哺乳類、200 倍以上の両生類種の保全状況が悪化している。主に侵略的な動物・植物・微生物による脅威の増大が原因である。総合的にみて、鳥類や哺乳類、両生類種が直面している脅威は概して以前よりも大きくなっている。
- ・ 欧州の総合的な情報提供プロジェクトである「ヨーロッパ外来侵入種情報登録プロジェクト（DAISIE）」の記録によれば、現在、欧州では外来種は約11,000 種（例：カワホトトギスガイ・カワマス・ヌートリアなど）で、このうち、約 1 割の11,094 種が生態系に影響を及ぼし、また、1,347 種が経済的損失を引き起こしているという。最も影響力が大きい分類群は、陸上無脊椎動物と陸上植物であるとされる。
- ・ 世界的規模の商取引パターンから判断するに、他の地域も同様の状況だと考えられ、侵略的外来種問題は地球全体で拡大しているとみられる。

* 侵略的外来種制御の成功例（GBO3）

オーストラリア南西部の固有種「クロテワラビー」については、1970 年代、ホンドギツネが劇的に増加し、クロテワラビーが減少し始めた。1970 年と 1990 年の調査によると、100km 当たり約 10 頭から約 1 頭にまで減少したとみられる。しかし、キツネの制御対策の導入以来、クロテワラビーの数は回復。現在約 10 万頭が生息している。結果、2004 年の IUCN のレッドリストでは「準絶滅危惧」から「軽度懸念」へと改善された。

目標 10

2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 10 に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- 気候変動と海洋酸性化に関連する生態学的な慣性に鑑みれば、サンゴ礁等の脆弱な生態系に対する他の人為的圧力を至急削減し、脆弱な生態系に気候変動に起因する圧力に耐えるための時間を与えることが必要。
- サンゴ礁のほか、特に気候変動の影響に対して脆弱なのは、淡水生息地・湿地・マングローブ林・北極圏・高山の生態系・乾燥地や半湿潤地・雲霧林とされる。

【行動の手段と例】

- 二酸化炭素およびその他の温室効果ガスの削減
- 二酸化炭素除去のための生態系管理の最適化
- 脆弱性評価の実施
- 気候とは無関係の圧力の削減
- 保護地域

【採用可能な指標】

- 選定されたバイオーム、生態系、生息地の動向（生存サンゴの%と白化サンゴの%）
- 海洋食物連鎖指数
- 人間に起因する生態系機能破綻の発生
- 地域の生態系サービスに直接依存する社会の保健衛生・福利の状況
- 持続可能な資源から生成された製品の割合

【提案されるマイルストーン】

2012 年までにサンゴ礁とその他の脆弱な生態系の統合性、これらに対する圧力を評価し、その圧力を最小化するための戦略を策定する。

■ 目標 10 に係る現状及び背景

* 生物多様性損失と気候変動 (GBO3)

- 現時点の気候変動は、産業革命以前の水準に比べ、地球の平均地上気温が0.74℃上昇で、生態系への悪影響が現れ始めている。今後、積極的な緩和策がとられない限り、2100年までに2.4～6.4℃上昇すると予測される。気温上昇に加え、異常気象が頻発し、降雨や干ばつのパターンが変化することで、生物多様性に著しい影響が及ぶことが予想される。こうした影響は、世界の各地域によって大きく異なる。
- すでに世界各地で、開花の時期や移動のパターン、種の分布の変化が観測されている。欧州では過去40年間で、生育季節の開始時期が平均10日早まっている。この変化は、食物連鎖を変え、さまざまな種の相互依存関係に不整合をもたらす可能性がある。例えば、食物の入手可能性と巣作り、授粉媒介者と授粉の間の相互依存関係不整合をもたらす可能性。
- 高地生息地は種にとってすでに極限の生息域であり、局所的、または地球規模での種の絶滅の可能性が高まる。欧州の鳥類を対象としたある評価では、広域分布種 122 種のうち、気候変動によって個体群が縮小した種の数、増加した種の3 倍にのぼる。

＊ **世界のサンゴ礁** (GBO3)

- ・ 熱帯サンゴ礁の生物多様性は 1970 年代以降、地球規模でかなり劣化し、崩壊の危機にある。世界のサンゴ礁は 19%が既に失われ、15%が今後 10~20 年の間に、20%が 20~40 年のうちに失われる可能性がある。
- ・ 水温の上昇による白化、汚染による富栄養化、漁業資源の乱獲、陸域の森林伐採による 土砂堆積やその他の圧力により、世界中のサンゴ礁に藻類が優勢し、生物多様性と生態系機能の壊滅的な損失が起きており、数億人の暮らしと食料安全保障を脅かしている。
- ・ 熱帯サンゴ礁は、その沿岸地域の暮らしや安全に大きく寄与している。例えば、その美しさが観光客を呼び寄せたり、サンゴ礁に生息する魚種が収入や栄養をもたらしたり、さらに嵐や波から海岸線を保護したりしている。

・ サンゴ礁の生息域は世界の大陸棚のわずか 1.2%に過ぎず、5 億~10 億人以上が食料源をサンゴ礁に依存していると推定される。沿岸や内陸の最も貧困で脆弱な地域社会に暮らす約 3,000万人が、サンゴ礁で得られる資源に完全に依存している。また、海洋魚種全体の約25%が生息するなど100万~300万の生物種も支えている。

サンゴ礁がもたらす生態系サービスの価値 (1km ² あたりの年間の値)	
自然災害管理	1,800万 ドル以上
観光	最大 1 億 ドル
遺伝物質・ 生物資源調査	500万 ドル以上
漁業	最大 331,800 ドル

出典：GBO3

- ・ 生サンゴ被度は 1980 年代以降、全体としておおよその均衡を保っているが、それ以前の水準には回復していない。局地的に回復した場所でも、新しいサンゴ礁の構造はそれ以前のものより均質で多様性に乏しいとされる。

サンゴの白化現象

- ・ 気候変動の影響に起因する、サンゴの白化がすでに生じている。海水の温度の上昇と海洋酸性化によって、サンゴなど骨格を形成する生物の石灰化速度が低下したためである。
- ・ 過去 200 年間、人間の活動によって生じた二酸化炭素のうち、約 4 分の 1 を海が吸収してきた。この結果、海は酸性化し、表層海水の pH の平均値が 0.1 低下。これは海水が 30 %酸性化したことを意味する。酸性化が進むと、海水中の炭酸イオンが激減する。炭酸イオンは、サンゴや甲殻類、多くのプランクトン生物など、数多くの海洋生物にとって、外骨格を形成するために欠かせない構成要素だ。海洋の炭酸イオン濃度は現在、過去 800,000 年間で最も低くなっている。海洋の生物多様性や生態系の機能への影響は深刻になると思われるが、正確な時期や影響の及ぶ範囲は不明確。

さまざまな脅威

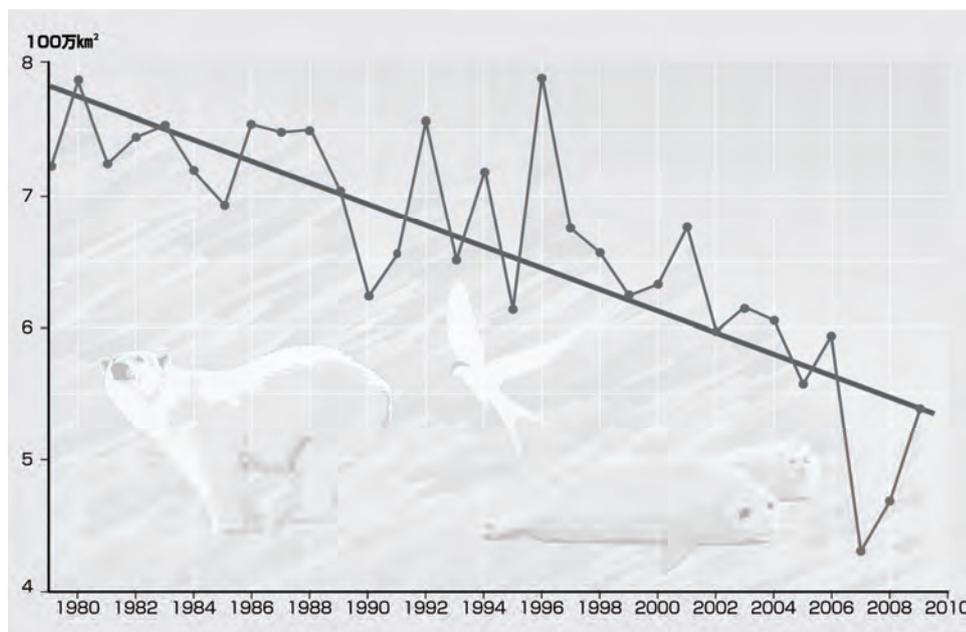
- ・ サンゴ礁は、漁業資源の乱獲・陸域由来の汚染・ダイナマイト漁による爆破・病気の発生・気候変動による海水温度上昇に起因する「白化」・海洋酸性化など、様々な脅威に直面している。

インド洋・太平洋域 (大多数のサンゴ類が生息)	生 サン ゴ 被 度	カリブ海
1980 年~1989 年 推定 47.7%から 26.5%へと急速に低下。 (年平均 2.3%の割合)		1972 年~1982 年 38.2%から 20.8%へとおよそ半減。この減少の約 25%が 1981 年の 1 年間に起こっている。白帯病の発生や、ジャマイカを襲ったハリケーン・アレンの影響に絡んだものと推測される。その後は安定。
1990 年~2004 年 モニタリングが行われたサンゴ礁の多くが比較的安定。平均被度は 31.4%		地域レベルで以前の水準にまで長期的に回復する兆しはない。サンゴ群集が回復した場合も、サンゴ礁の構造が単純化しているようだ。複雑な構造の方がより多様な種が生息する傾向にあり、単純化は生物多様性の劣化を意味する。
サンゴ礁が長期的な減少は、生サンゴの割合が面積の半分以上を占めるサンゴ礁の激減にあらわれている。1980 年代初頭にはこの割合が約 3 分の 2 だったが、2004 年にはわずか 4%にまで減少した。		

＊北極圏の海氷と生物多様性 (GBO3)

- ・ 温暖化の最も急激な進行が観測されている北極圏では、海氷が規模、年数、厚さともに、近年の科学的予測を超えて減少している。北極海の海氷における融解と再凍結の年変動のパターンは、21世紀の数年間で急変している。2007年9月の海氷面積は、1979年の衛星観測開始以来、最低水準まで減少し、1979年～2000年夏季の最小面積の平均を34%下回った。2年以上前の氷が覆う面積も縮小しており、夏の間には凍結しない水の量が引き続き増加する可能性が高まる。
- ・ 海氷は北極海における生命の基盤であり、例えば、ワモンアザランの場合、繁殖には春季特有の状態の氷を必要とし、ホッキョクグマはその一生のほとんどを氷上で過ごす。さらに、イヌイットにとって、海氷は、食料源・移動ルート・文化遺産の基盤でもある。

北極海に浮遊する海氷の面積（9月の年最小値で測定）



出典：米国雪氷データセンター

**戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、
生物多様性の状況を改善する。**

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる戦略目標Cに関する概要は以下の通り。

【概要】

- ・ 生物多様性損失の根本要因を削減する長期的な行動が効果を発揮してくると同時に、保護地域や種の回復計画、土地利用計画アプローチ、劣化した生態系の再生、その他の対象の絞られた保全的介入活動といった緊急的な行動が生物多様性と危機的状況にある生態系の保全の助けになる。
- ・ これらの活動は文化的に価値が高い種や、特に貧困層にとって重要な主要生態系サービス、並びに絶滅危惧種に重点を置くものになるかもしれない。たとえば、慎重に指定された保護区は、絶滅危惧種の生息地を保護して将来の回復を可能にすることで、その絶滅を防ぐことができるだろう。

目標 11

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 11 に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・現在、約13%の土地と約5%の沿岸地域が保護されているが、公海は殆ど保護されていない。陸上の保護地域については世界レベルではささやかな増加であることを示しているが、海洋保護区拡大のための多大な努力、代表制、及び管理の有効性に大きな重点が置かれている。
- ・相互補完性と空間配置の重要性を念頭に、保護地域はより広域の陸上景観や海洋景観の中に統合されるべきである。その際は、生態学的連結性や移動性種のための連結性を含めた生態学的ネットワークの概念を考慮に入れつつ、エコシステム・アプローチ（ecosystem approach）が適用されるべきである。
- ・保護地域は原住民・地域社会や弱者との緊密な協力の下、その権利を認識・尊重する参加的で衡平なプロセスを通じて設立・管理されるべきである。その他の地域に根差した効果的な保全措置には、条約4条に記載されている条約の管轄範囲に合致する形で国家管轄権を超えた場所の保護を可能にするような、生物多様性に影響を与える行動の制限が含まれる。

【行動の手段と例】

- CBDの付属文書Iに沿って特定された決定的に重要な地域（生物多様性が高い地域、重要なサービスを提供する地域）の保護
- 原住民・地域社会との協力
- 保護地域の効果的で持続可能な管理
- より広範な陸上景観や海洋景観への保護地域の統合
- 連結性に考慮したエコシステム・アプローチの適用
- 生物多様性にとって有害なプロセスや活動の制限

【採用可能な指標】

- 保護地域のカバー領域
- 保護地域管理の有効性
- 選択されたバイオーム、生態系、生息地の広がりの変向
- 水系生態系における水質
- 生態系の連結性と分断状況
- 海洋食物連鎖指数
- エコリージョンと保護地域の重なり

※ 優良なベースラインは、保護地域に関する世界データベース（WDPA）、絶滅ゼロ同盟、IUCN レッドリスト、IUCN 世界保護地域委員会の情報が既に存在する。

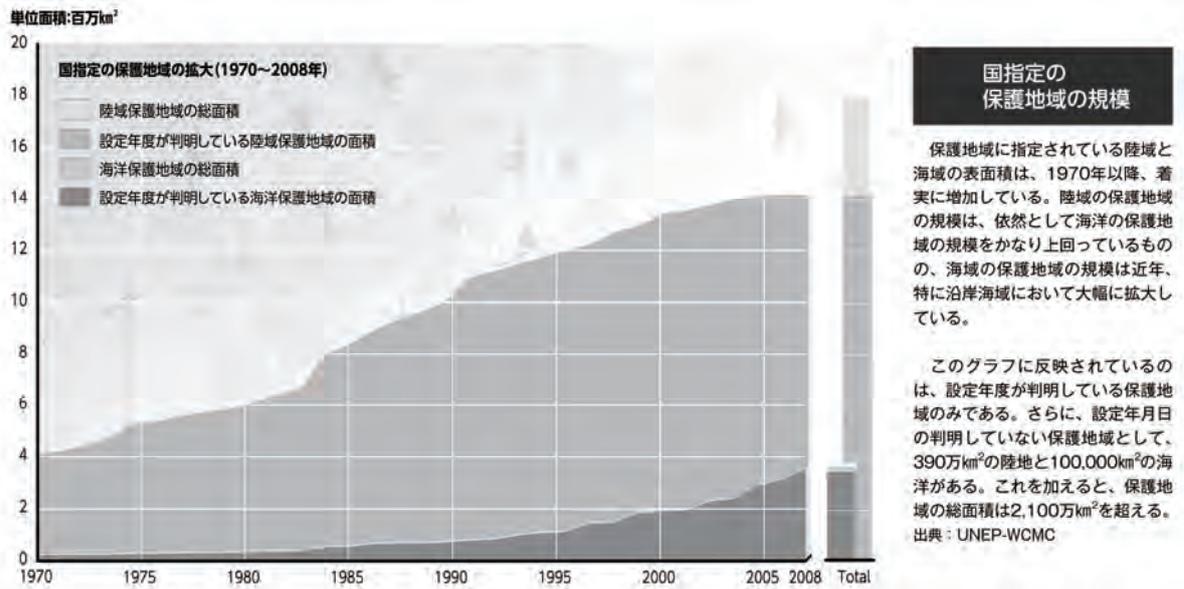
※ エコリージョン…その地域の大部分の種が共通点を有し、明確に異なる生息地タイプを含む地域の集まり

【提案されるマイルストーン】

- 2012年までに、海洋地域において、包括的かつ代表性があり、効果的に管理された国及び地域の保護地域システムの世界的ネットワークが確立される。
- 2012年までに、すべての既存保護地域が効果的な管理を有する。
- 2015年までに、すべての保護地域及び保護地域系がより広範な陸上景観及び海洋景観、そして関係する部門に統合される。

■目標 11 に係る現状及び背景

* 国指定の保護地域の規模 (UNEP-WCMC)



* 陸域の保護地域 (GO3)

- ・現在、陸域の12%以上が保護地域に指定されているが、世界の陸域エコリージョンのうち、半分近くが10%未満の土地しか保護されておらず、生物多様性にとって最も重要な土地の多くが保護地域外にある、と指摘されている。CBD事務局に最近報告をした政府の57%が、現在、国内の陸地面積の10%以上が保護地域である、と述べている。
- ・2003年以降に保護地域に指定された700,000km²の4分の3近くは、ブラジルに集中しており、これは、主として「アマゾン地域の保全地域 (ARPA)」計画によるもの。それ以外に大きく増加したのは、2002年以降に210,000km²以上が保護地域ネットワークに加えられたカナダ、そして2003年以降、保護地域の面積が17,000km²から47,000km²に増えたマダガスカルなど。

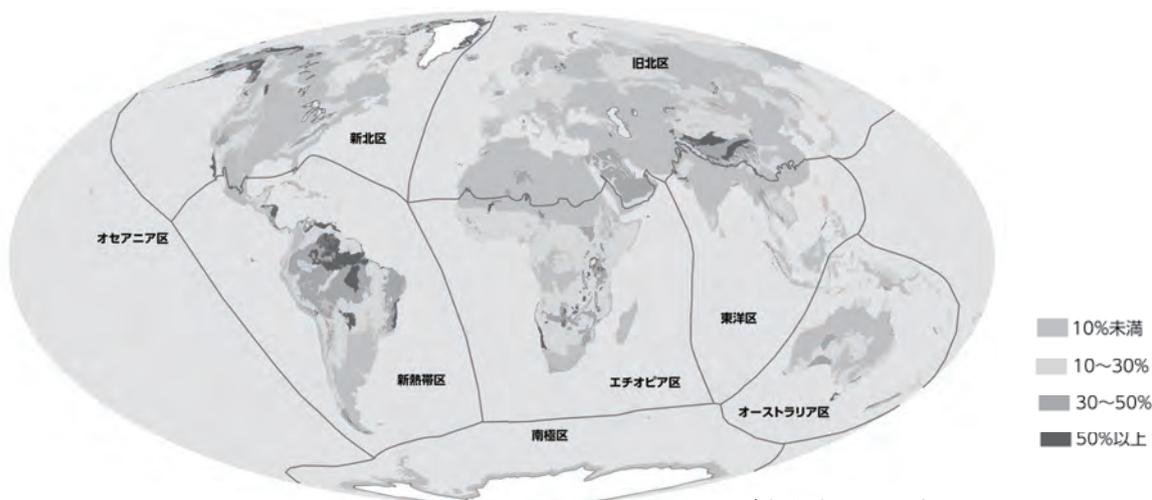
* 管理の有効性評価 (GO3)

- ・地球規模で調査が行われた、管理の有効性評価によれば、3,080の保護地域のうち、13%が「明らかに不十分」な管理状態にあると判定された。問題点は、職員と資源の不足、地域社会の参加不足、研究・モニタリング・評価に関する作業計画の不十分さであるとされた。

管理の有効性評価	
「健全」	22%
「必要最低限」	65%
「明らかに不十分」	13%

* エコリージョン別にみた陸域保護地域 (GO3・UNEP-WCMC)

- ・エコリージョンとは、その地域の大部分の種が共通点を有し、明確に異なる生息地タイプを含む地域の集まりのこと。世界に825ある陸域エコリージョンの56%が、面積の10%以上が保護地域に指定されている。この数値は、2010年目標の達成を目指す個別目標として設定されたもの。下記の地図上の薄い色は、保護の水準が比較的低いエコリージョンを示している。



注：南極大陸は、国際条約によって人間活動が厳しく規制されている特殊なケースであり、地図上の薄い色が、すべて実際の保護水準が低いことを示しているわけではない。

※ **陸水域の保護地域 (GBO3)**

- 河川とその氾濫原、湖、湿地が、他のどの種類の生態系よりも劇的に変化してきたのは、農業用排水、灌漑用の取水、工業用水や家庭用水としての利用、栄養素やその他の汚染物質の流入、外来種の導入や河川のダム化などの人間の活動が組み合わさった結果である。GBO3は、多くの場合、陸域の保護地域ネットワークは陸水生態系保全の役に立っておらず、その理由は保護地域ネットワークが、上流や下流への影響を殆ど考慮していないからだ指摘している。
- 陸水域の生息地全体の喪失については、信頼できる地球規模のデータはまだないが、低湿地、沼地、浅い湖といった浅水性の湿地は、世界の多くの地域で大幅に減少している。確認されている喪失例には、以下のものが挙げられる。

❖ **集約農業の利用に適した陸水系**

1985年までに、欧州と北米で全体の56~65%、アジアで27%、南米で6%が喪失

❖ **ギリシャ北部の低湿地**

1930年以降に73%が喪失

❖ **スペインの湿地面積**

当初の湿地面積の60%が喪失

湿地

- ラムサール条約を締結している殆どの国の政府が、2005~2008年には、その前の3年間に比べて望ましくない生態学的変化に対処する必要性が増した、と報告しており、最大の懸念を報告したのは、北米、南米、アフリカの国々。多くの国々で、湿地再生のために比較的最近干拓した地域に再び水を入れるなど、土地利用政策の転換を伴う場合も多いとされる。

ラムサール条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。160カ国の政府が批准し、現在、1,923ヶ所、18,711km²を超える国際的に重要な湿地の保全と、湿地資源全般の持続可能な利用を約束している。

河川

- 世界にある292の大規模河川のうち3分の2が、ダムや貯水池により若干あるいは大きく分断化されているとされる。最も分断化されているのは、米国や欧州に多く見られる工業地域と、中国やインドなど人口が密集する国々で、乾燥地域の河川も、乏しい給水量がダムや貯水池で管理されることが多いため、大きく分断化される傾向。
- 一方、河川が最も自然に流れているのは、アラスカ、カナダ、ロシアの人口の少ない地域と、アフリカやアジアの小さな沿岸流域。

※ 沿岸・海洋地域の保護地域 (GBO3)

- 沿岸の生態系は波や嵐の直撃を防ぐなど、人間社会を守る障壁の役割を果たす場合も多い。

沿岸・海洋における生物多様性の推定価値 (GBO3)	
漁業	世界全体で約 2 億人が就業。世界で消費されているタンパク質の約16%を供給。推定 820 億ドルの価値。
カリフォルニア湾 マングローブ域	マングローブ域が支える漁業は、マングローブ林 1ha あたり、年間の平均値で 37,500 ドル 沿岸保護に果たす推定価値：海岸線 1 kmあたり 300,000 ドル
メキシコ ナヤリット州	メスカルティタンのエヒード（共有地）で、マングローブがもたらす直接的・間接的な価値：エヒードの年間資産増加額の 56 %

- 海洋保護区 (MPA) の面積は大幅に増加したものの、全海域の約 0.5%、領海（沿岸から 12 海里）の 5.9%にとどまっている。排他的経済水域外の公海に MPA を設けるのは困難であるため、保護地域ネットワークには事実上、公海は含まれていない。
- 世界の 232 の海域エコリージョンのうち、10%以上を保護区にするという 2010 年目標を達成したのはわずか 18%で、半数は保護区が 1%に満たない。

目標 12

2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

- 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 12に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- 人為による絶滅の脅威を削減するためには、変化の直接的および間接的要因への取組が必要となる。既知の絶滅危惧種の絶滅が差し迫った多くの場合、具体的な脅威に対処し、それら絶滅危惧種の生息地の保護や、生息域外保全の実施などによって防ぐことができる。
- 種そのものに直接焦点を当てたその他の追加的な行動としては、種の回復や保全事業の実施や当該種がすでに絶滅してしまった場所への再導入が含まれる。種の保全状況改善のために、同様の行動がより幅広く利用できる。

【行動の手段と例】

- 優先地域の特定と保護
- 種の回復・保全事業の実施
- 生息域外保全措置
- 既に絶滅してしまっている旧生息地への再導入
- 絶滅危惧種にとって重要な地区の特定と保護

【採用可能な指標】

- 絶滅危惧種の状況の変化
 - 保護地域の範囲
- (新規)

◇保護されている既知の絶滅危惧種の割合

※IUCN（国際自然保護連合）のレッドリストが良いベースライン情報を提供する。

【提案されるマイルストーン】

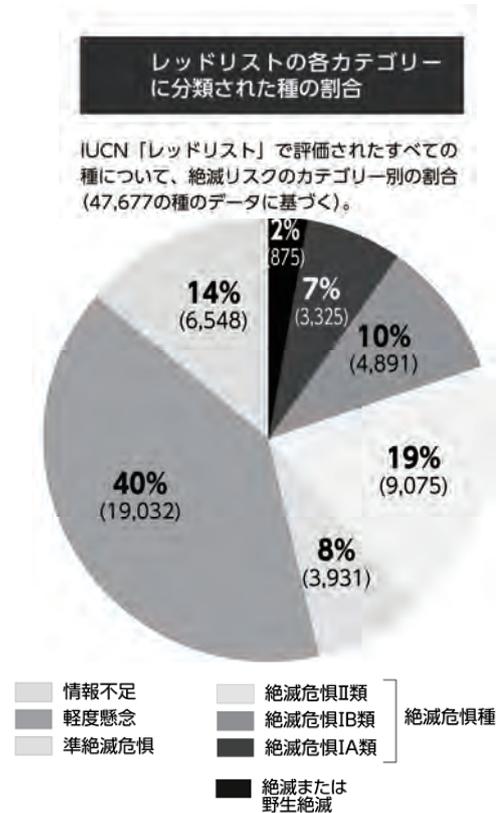
- 2012 年までに、絶滅危惧種に関する情報が見直され、差し迫った絶滅を防ぐための保全措置が取られている。
- 2014 年までに、予備的な国内レッドリスト評価が実施されている。
- 2016 年までに、すべての国内絶滅危惧種の絶滅防止戦略が存在している。

■ 目標 12 に係る現状及び背景

- ・すでに絶滅リスクが指摘された種は概して、絶滅がさらに近づいている。最大の危機に直面しているのは両生類、最も急速に状況が悪化しているのはサンゴ種。また、植物種の4分の1近くが絶滅の危機にさらされていると推定される。
- ・個体群の調査が行われた脊椎動物の個体数は1970年から2006年の間に平均で約3分の1が失われ、地球全体でその減少が継続している。特に熱帯地域（59%）と淡水生態系（41%）に深刻な減少がみられる。（GBO3・IUCN）

* IUCNの「レッドリスト」

- ・IUCNの「レッドリスト」の各カテゴリーは、現在の状況が続いた場合に、種が絶滅に至る可能性を示し、絶滅リスクのランクは、世界中の研究者の情報に基づき、種を8カテゴリーに分類して評価される。カテゴリーは、絶滅・野生絶滅・絶滅危惧IA類・絶滅危惧IB類・絶滅危惧II類・準絶滅危惧・軽度懸念・情報不足。絶滅危惧IA類、絶滅危惧IB類、絶滅危惧II類が、「絶滅危惧種」とみなされる。
- ・2009年の時点で、47,677の種について評価が行われ、その36%が絶滅の危機にあると考えられている。また、集中的な評価が行われたグループ（哺乳類、鳥類、両生類、サンゴ類、淡水性のカニ類、ソテツ類、針葉樹類）に属する25,485種のうち、21%が絶滅の危機にあると考えられている。評価された12,055の植物種のうち、70%が絶滅の危機に瀕している。ただし、このサンプルには、平均的な絶滅リスクが高い植物種が多く含まれている。



* レッドリスト指数 (The Living Planet Index/LPI)

- ・「レッドリスト指数 (LPI)」によると、種ごとの平均個体数の推移は、温帯地域と熱帯地域とでは大きく異なり、生物種によってもかなりばらつきがある。熱帯地域の生態系における生物多様性の損失が深刻かつ進行中で、一方、温帯性の種の個体数は1970年以降、概して増加している。
- ・同時期に地球規模の減少が続いているのは、熱帯地域での急激な減少に起因するが、これは必ずしも、熱帯地域の状況が温帯地域よりも悪い、という意味ではないとされ、指数を数世紀単位で考えれば、温帯性の種の個体数は、熱帯地域と同程度かそれ以上に減少しているかもしれないともされる。

レッドリスト指数

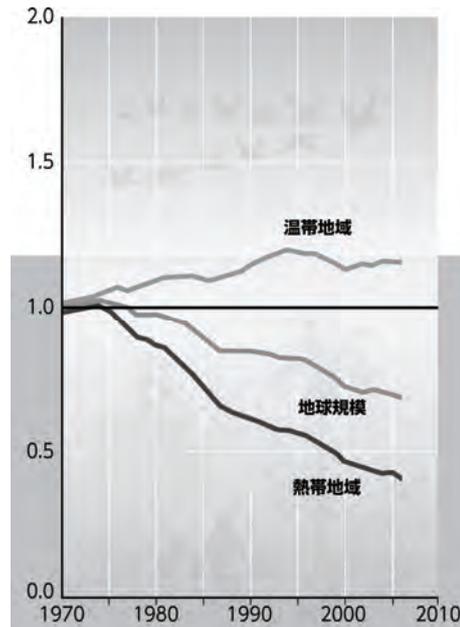
Living Planet Index

LPIは、全世界の2,300種を超える哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類の7,100以上の個体群をモニタリングしている。その個体数の変化は、1970年と比較して（1970年を1.0として）時系列で図示される。LPIの値が安定している場合、種ごとの平均個体数は全般的に変化がないことを示すが、これは生物多様性の損失に歯止めがかかっていることを示す必要条件であるが十分条件ではない。

レッドリスト指数 Living Planet Index

中央のラインが示す地球規模の LPI は、1970 年以降 30%以上減少し、同時期に脊椎動物の個体数が平均で 3 分の 1 近くが減少したことを示す。
 熱帯地域の LPI (下のライン) は、より明確な減少 (約 60%) を示している。
 温帯地域の LPI は 15%の増加を示し、一部の種の個体数が、過去の大規模な減少を経て、回復したことを反映している。

出典：WWF (世界自然保護基金)
 /ロンドン動物学会



・野生種の個体数では、以下の傾向が観測されている。

- ❖ 欧州：農地の鳥類の個体数は1980年以降、平均で50%減少。
- ❖ 北米：草原における鳥類の個体数は、過去 5 年間に若干の回復を見せたものの、1968～2003年の間に40%近く減少。乾燥地では、1960年代後半以降30%近く減少。
- ❖ 傾向が判明した1,200の水鳥の個体群のうち、44%が減少。
- ❖ 両生類全種のうち42%と鳥類全種のうち40%で、個体数が減少。

種の絶滅リスクに関する地域的な傾向	
鳥類	東南アジア、太平洋諸島、極地、沿岸・海洋生態系で、とりわけ急速に高まっている
哺乳類	狩猟の影響と生息地の減少の相互作用により、南アジアと東南アジアで最も急速に高まっている。リスクが最も増加：海洋哺乳類 最も絶滅の危機にある：淡水哺乳類
両生類	中南米とカリブ海の状況が最も急速に悪化しており、絶対的な絶滅リスクが最も高い。

目標 13

2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 13 に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・栽培植物、農園動物もしくは家畜、及びその野生近縁種の生物多様性は減少しており、その他の社会経済的、文化的に貴重な種の多様性も同様に減少。そうした遺伝的多様性のうち残っているものは維持される必要があり、現在の遺伝的多様性の浸食を最小化するための戦略が策定され、実施される必要がある。

- ・遺伝子バンクでの域外保管を通じて、多くの変種や品種の保護については相当な進展があったが、域内における進展は立ち遅れている。農場における継続的な栽培を含む域内保全は（気候変動等の）変化する状況や農業慣行に対応する継続的な適応を可能にする。
- ・農業生物多様性に関する作業計画、並びに FAO の食料農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する世界行動計画、FAO の動物遺伝資源に関する世界行動計画、食料と栄養のための生物多様性に関する国際イニシアティブが、本目標達成のための行動の類型に関するガイダンスを提供する。

【行動の手段と例】

- 農場における農作物及び家畜の品種の維持
- 野生近縁種やその他の社会経済的・文化的に貴重な種のための保護地域設置
- ジーンバンクの設置と発展の継続

【採用可能な指標】

- 家畜、栽培植物、社会経済的に重要な魚種の遺伝的多様性に関する動向（新規）

◇ 遺伝子銀行への加入数 ◇ 域外農作物保存（collections）

※ FAO が実施している評価が本目標のベースラインを提供することができるかもしれない。

【提案されるマイルストーン】

2014 年までに、農作物及び家畜の生物多様性の生息域内保全のための事業が NBSAP の中に含まれている。

■ 目標 13 に係る現状及び背景

* 農業システムにおける遺伝的多様性の損失 (GBO3)

農業システムにおける遺伝的多様性の損失が、とりわけ懸念されている。乾燥地では、熱や干ばつに極限まで耐えた状態で生産活動が行われることが多いため、この課題が特に重くのしかかっているとされ、炭素の吸収量が多く温室効果ガスの排出量が少ない農業システムを開発したり、新品種の開発を行ったりする上で、遺伝資源は極めて重要とされる。

中国でコメの在来種が大きく減少

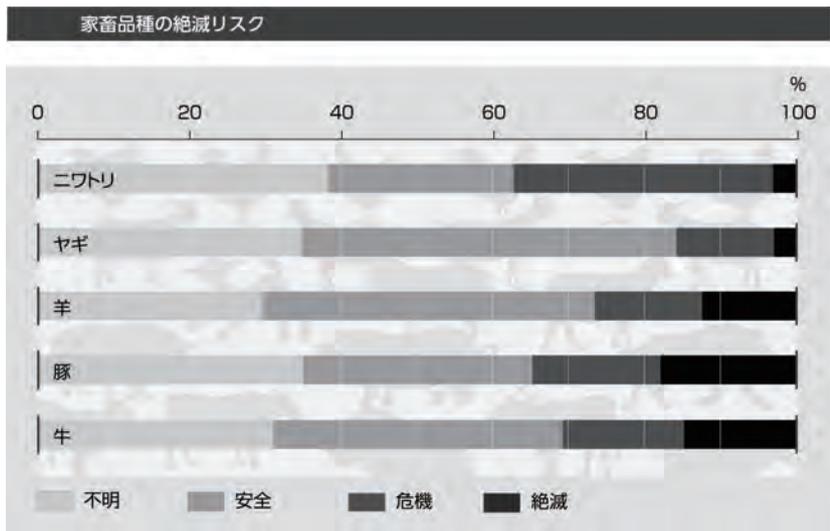
1950 年代・・・46,000 種類

2006 年・・・1,000 種類強

コメの近縁野生種が、かつて育っていた地域の約 60～70% で見あたらなくなったか、あるいは栽培面積が著しく減少。

* 家畜における遺伝的多様性の低下 (GBO3・FAO)

- ・世界の家畜 35 種における 7,000 品種のうち、21% が絶滅の危機にあると分類され、さらに 36% についてはリスク状況が不明で、実際はこれよりはるかに高い可能性がある。今世紀だけでも、最初の 6 年間で 60 品種以上が絶滅したと報告されている。
- ・品種の多様性の低下が著しいのは先進国で、その理由は、ホルスタイン・フリーシアン種の牛など、幅広く利用できて乳量の多い品種が普及するようになったためとされる。
- ・一方、多くの途上国では、市場の需要の変化や都市化などによって、より集約的な畜産システムが急速に拡大しており、先進国の品種など外来品種の利用が増加し、各地域の遺伝資源が犠牲になっていることが多いと指摘されている。特に乾燥地における伝統的な家畜飼育も、牧草地の劣化に加え、移住や武力紛争、HIV/エイズの影響などの圧力によって脅かされているといわれている。
- ・政府政策や開発計画が適切でない場合、事態をさらに悪化させる可能性があると考えられる。様々な直接的・間接的な補助金は、大規模な生産に有利に働き、小規模な家畜飼育をないがしろにする傾向があり、「優勢種」の促進は、さらに遺伝的多様性の低下を引き起こすことが懸念される。



出典：FAO

***シードバンク (種子の保存施設) (GBO3)**

- 植物の遺伝的多様性の保全は、特に生息域外のシードバンクの利用によって大きく進展している。約 200~300 種類の農作物について、遺伝的多様性の 70%以上がすでにジーンバンクに保全されていると推定され、「世界植物保全戦略」で定められた目標を達成している。
- また、国連食糧農業機関 (FAO) は、遺伝資源の保全や持続可能な利用において、植物育種家や畜産家、さらに生息域外収集の管理者が主導的な役割を果たすとの認識を示している。

事例
「ミレニアム・シードバンク・パートナーシップ」
 英国キュー王立植物園とその世界中のパートナーが始めた。現在では主に乾燥地の野生植物種 30,000 種の種子約 20 億個を保存。セーフネットとして、ノルウェーの北極圏近くに「スヴァールバル種子貯蔵庫」が建設された。作物種子を 450 万個保存できる。

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる戦略目標 D に関する概要は以下の通り。

【概要】

- 生物多様性は、食料・浄水の提供・廃棄物の除去・異常な事象の緩和といった、生態系が提供する人類にとって不可欠なサービスを支えている。しかし、生態系は与えられた時間内に達成される提供サービス (例えば食料、繊維等) を増やすべく、あるいは、人間が必要とする他の需要により改変されている。このため、他のサービスを提供するための生態系の潜在能力は概して減少している。生態系の賢明な管理は、幅広いサービスや相乗便益の継続的な提供を確保することを目的とする。劣化した生態系におけるサービスの供給潜在力は減少しており、人間社会にとっての利益も限られる。
- 本戦略目標は、多様な生態系サービスのための管理の促進と劣化した生態系の再生を通じ、生態系サービスの供給を強化するものである。そのための取り組みは、ミレニアム開発目標の達成や気候変動の緩和・適応に資する貴重な生態系サービスを確保するための陸上、淡水および海洋生態系の維持や可能な場合の再生を重視すべきである。

***ミレニアム開発目標**

2000年9月に採択された国連ミレニアム宣言と、1990年第一に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、共通の枠組みとしてまとめられたもの。2015年までに8つ目標が掲げられ、安全な飲料水を継続的に利用できない人の割合を減少させる、といった点が挙げられている。

目標 14

2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 14に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・水の提供に関連する生態系等のいくつかの生態系は、人類の福利（人類の豊かな暮らし）、特に貧困層や弱者を含む女性及び原住民・地域社会の生命と生計に不可欠なサービスを提供する点でとりわけ重要である。
- ・こうした生態系の保護や回復、そして人々がこれらのサービスに適切にアクセスできることについて高い優先度が与えられるべきである。不可欠なサービスを提供し、地域の生計に貢献する生態系は、地方、国、世界レベルで参加的プロセスにより、条約第10条（生物多様性の構成要素の持続可能な利用）にしたがって特定されるべきである。結果として得られる情報は、生態系が必要な保護や投資を受けられるよう、開発計画に統合されるべきである。

【行動の手段と例】

- 保護地域・河岸地域・渡り鳥の飛来経路等を結ぶ生態学的ネットワークやコリドーの展開
- 統合流域管理や統合沿岸地帯管理の適用
- SATOYAMA イニシアティブや類似イニシアティブの実施
- 貧困層や弱者にとって特に重要な生物多様性と生態系サービスの特定

【採用可能な指標】

- 生態系の連続性／分断状況
- 地域の生態系サービスに直接依存する社会の保健衛生・福利
- 食料・医療に利用される生物多様性
- 人間に起因する生態系の機能破綻の発生

(新規)

◇ 原住民の土地における土地利用の状況と動向 ◇ 伝統的職業慣行の現状と動向

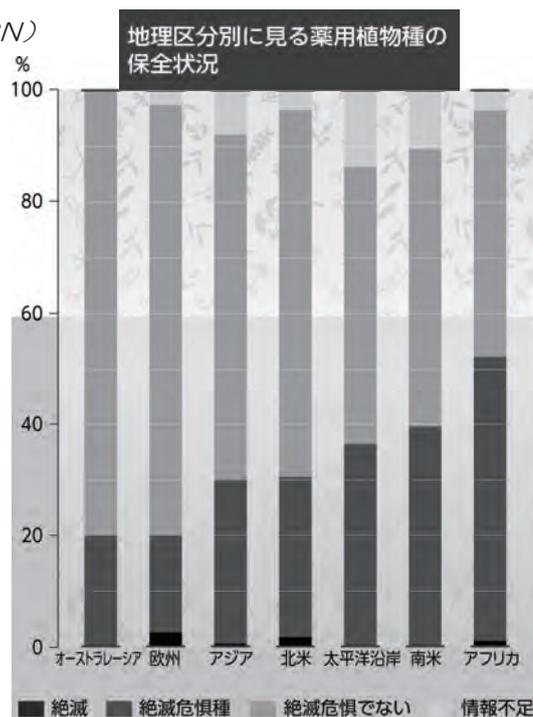
【提案されるマイルストーン】

- 2012年までに、生態系によって提供されるサービスと、原住民や地域社会が受け取る利益に関する情報が取りまとめられ、検討されている。
- 2014年までに、貧困削減や持続可能な開発のための戦略に資するものとして、必須の生態系サービスの提供強化と同サービスへのアクセスに関する国家戦略や政策が策定されている。

■目標 14 に係る現状及び背景

* 食料・医療に利用される生物多様性 (GBO3・IUCN)

- ・食料や医薬品に用いられる鳥類・哺乳類種は、過剰利用や生息地の減少などによって、大体において、生物種全般に比べても大きな絶滅リスクに直面しているとされる。また、食料や医薬品に用いられる両生類も、急速に絶滅の危険性が高まっている。このことは、野生種の安定供給に直接的に依存している何百万もの人々の健康と暮らしへの脅威を浮き彫りにしている。
- ・また、途上国の約 80% の人が伝統薬に依存しており、世界保健機関 (WHO) の推定によると、ガーナ・マリ・ナイジェリア・ザンビアでは、発熱した子どもの 60% が、自宅で薬草療法を受けている。また、ネパールの一部では、450 の植物種が、地元で医薬用に広く利用されている。薬用植物に最も依存しているアフリカ・アジア・太平洋沿岸・南米地域において、薬用植物は高い絶滅リスクに直面しているとされる。



* 原住民の土地における土地利用の状況と動向 (GBO3)

- ・自然生息地や生育地を、耕作地や管理された森林に大規模に転用した場合、持続可能な手法によって、生物多様性の損失を防止あるいは軽減しない限り、生物多様性と生態系サービスの劣化という代償を払うことになることになるとGBO3は警告している。
- ・生態系サービスとは、栄養の蓄積、清浄な水の供給、土壌浸食の制御、生態系の炭素貯蔵などである、また、気候変動による生物種や植生型の分布の変化も重大な影響をもたらすことになる。以下、現在の状況が継続した場合についてGBO3 が想定したシナリオの一例である。

❖ アマゾンの森林

森林伐採と山火事、気候変動の相互作用により、広範囲の森林が減少する。特に東部から南部にかけての広範囲において、熱帯雨林がサバンナやモンスーン林に姿を変える。また、森林火災の頻度が増加して干ばつが深刻化し、立ち枯れが加速するという悪循環に陥る可能性がある。アマゾンの森林の喪失は、炭素排出量の増加によって地球規模の気候変動を加速させ、また地域的な降雨量の減少をもたらす、地域の農業の持続可能性を損なう可能性もある。

❖ アフリカのサヘル地域

サヘル地域は、現在、気候変動と限られた土地資源の過剰使用による圧力にさらされている地域だが、砂漠化に拍車がかかる。この劣化の進行は、西アフリカ地域で生物多様性の損失や食料・繊維・水不足をもたらしており、今後も続く可能性がある。

❖ 島嶼生態系

侵略的外来種の影響により連鎖的な絶滅が引き起こされ、生態系が安定性を失っている。島嶼は、生物群集が孤立した状態で進化してきており、捕食者や病原体に対して十分に適応できない場合が多いため、これらの侵入に対してとりわけ脆弱となってしまう。

目標 15

2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 15に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- 再生された土地景観や海観は、生態系や社会の適応能力を含む回復力を向上させることができ、気候変動への適応に貢献する。人々、特に原住民、地域社会と地方貧困層にとっての追加的な利便を創造する。再生努力のより広範な適用は、条約の目的達成に多いに貢献できるほか、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、国連砂漠化対処条約（UNCCD）、国連森林フォーラム（UNFF）との顕著な相乗効果を生み出すことができる。
- 「REDD プラス」など適切な奨励スキームは、負の土地利用変化を削減、あるいは逆転させることができるかもしれない。また、地域の土地や資源に対する権利の尊重を含む適切な保護措置と共に生物多様性と地域の生計にとっての相当の相乗便益を達成することもできる可能性。

【行動の手段と例】

- REDD に関するメカニズムの実施
- 泥炭地や他の重要湿地の保護
- 改善された土壌管理
- 景観再生努力の規模拡大
- 気候変動交渉の文脈で議論されている奨励スキーム及びその他の陸上・淡水・沿岸生態系のための追加的なスキーム

【採用可能な指標】

- 選択されたバイオーム、生態系、生息地の広がりの変動（新規）
- ◇炭素及びその他の温室効果ガスの貯留（科学的評価に補完された UNFCCC 目録を利用）
- ◇脆弱性と適応能力の評価

【提案されるマイルストーン】

- 2014年までに、二酸化炭素の貯留と隔離への全生態系による潜在的貢献に関する情報が取りまとめられ、検討されているほか、生物多様性による環境の回復力と炭素貯留への貢献強化のための国家戦略が準備される。
- 2014年までに生態系再生のための国家計画が存在し、実施されている。

■目標 15に係る現状及び背景

* 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）

地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため、1992年5月に採択され、1994年3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすことにならない基準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出、吸収の目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定と実施等の各種の義務を課している

* 国連砂漠化対処条約（UNCCD）

正式名称は「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約」で、1994年に採択され、1996年に発効した。わが国は、同条約を1998年に受諾。砂漠化の影響を受ける対訳国は砂漠化に対処するための行動計画を策定し実施すること、また先進締約国は開発途上国のそのような取組を支援することなどが規定されている。

* 国連森林フォーラム (UNFF)

地球サミット以降、世界の持続可能な森林経営の推進を協議する場として国連に設置された、森林に関する政府間パネル (IPF)、森林に関する政府間フォーラム (IFF) を受けて、2001年に国連経済社会理事会 (ECOSOC) の下に設置された期間。2007年の第7回会合では2015年までに持続可能な森林経営と4つ世界目標を達成するための方策等を盛り込んだ文書が採択された。

* REDDに関する留意事項

生態系サービスに対して支払いを行う「森林減少・劣化からの温室効果ガス排出の削減 (REDD)」メカニズムなどを活用することは、生物多様性の損失への対処と気候変動への対処という二つの目的をつなぎ合わせるために役に立つかもしれない。だが、炭素価値の高い地域を守ることが、必ずしも保全の重要性が高い地域を守ることにはならないため、これらのシステムの設計は慎重に行わなくてはならない。(GBO3)

目標 16

2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 16に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・条約の3番目の目的は、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を規定している。COP10は名古屋議定書を採択した。同議定書が法的拘束力のある制度であることにかんがみ、当面の目標はその批准・承認と発効となる。アクセスと利益配分 (ABS) の指標は開発中である。

【行動の手段と例】

- 国内 ABS の枠組開発と法整備のための技術援助の提供、国際制度の実施
- 遺伝資源の利用者と提供者間での意識向上活動の実施
- 価値創出に向けた研究・利用支援のための技術援助の提供

【採用可能な指標】

- アクセスと利益配分 (ITPGRFA 国際制度加盟国の数)
(新規)
- ◇国内 ABS 枠組や立法措置の数 ◇ABS 契約数
- ◇技術協力事業の数 ◇配分された利益の価値

※ 追加的な指標の必要性や考えられる選択肢について、ABS に関する条約の実施のための作業部会が検討中である。

【提案されるマイルストーン】

- 2014年までに、すべての国がCBD及びABSの国際制度に沿う形で、適切な場合、国内政策を策定し、関係する措置を開始している。

■ 目標 16に係る現状及び背景

* ABS (遺伝子資源のアクセスと利益配分) の状況 (GBO3)

- ・ABS に関する制度の構築は遅々として進んでいない。また、こうした契約を規定する国際的制度的な交渉はずっと以前から行われており、長期化している。
- ・しかし、個々の事例によって、地域社会、企業、生物多様性がそれぞれ、ABS 契約によってど

のように利益を得ることができるかが明らかになってきている。

* アフリカの事例 (GBO3)

[エチオピア]

- ・エチオピア固有の背の高い雑草「ベルノニア」の種子は、光沢のある黒色で油分を多く含む。その油は、現在は石油化学製品からしか作られないプラスチック化合物の生産の「グリーン・ケミカル（環境にやさしい化学物質）」としての利用の可能性について調査が進められている。
- ・英国企業のヴェルニク・バイオテック社は 2006 年、エチオピア政府との間で 10 年契約を交わし、ベルノニアの利用権とその油の商品化の権利を入手した。その一環として、ヴェルニク・バイオテック社はエチオピア政府に、ライセンス料と利権料と利益持ち分を支払い、さらに地元農家には、本来、食物生産に適さない土地でのベルノニア栽培に対する支払いが行われる。

[ウガンダ]

- ・ウガンダは、遺伝子資源へのアクセスと利益配分に関する具体的な規定を定めている数少ないアフリカ国家の一つである。国家環境法の一環として 2005 年に導入され、遺伝子資源へのアクセスの手順を定め、遺伝子資源から生じる利益の配分を規定し、遺伝子資源の持続可能な管理と利用を促しており、結果としてウガンダにおける生物資源の保全に貢献している。

戦略目標 E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる戦略目標 E に関する概要は以下の通り。

【概要】

- ・条約の下での活動の殆どは国や国に準ずるレベルで開始・実行されており、国家生物多様性戦略及び行動計画（NBSAP）の実施を通じて達成される。国家戦略は本戦略計画に合致する新たな国内目標を統合する必要がある。政府、社会、経済の全ての部門が関与する行動計画を通じて実施されなければならない。このためには、知識の向上とそれをどのように広めるのかということ、同様に全ての国、特に開発途上国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国並びに市場経済移行過程諸国における実質的な能力の増強も必要になる。
- ・本戦略目標に向けた進捗は、本戦略計画に含まれるその他の戦略目標や個別目標の達成を促進することになる。

目標 17

2020 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 17 に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・2020 年にむけた目標を達成する上で、国家戦略及び行動計画（NBSAP）は生物多様性の主流化するための効果的なツールである。条約及び COP の決定を国レベルの行動に移すためには 2015 年までに、各締約国が本戦略計画で設定されたゴールと目標に合致する改定 NBSAP を策定し、政策手段として採用され、実施が開始されていることが不可欠である。

- ・NBSAP が実効的であるためには、NBSAP の設計・計画・実施の全てを通じ、利害関係者の関与を得ることが不可欠である。NBSAP は静的なものではなく、各締約国がより幅広い国家目標に照らしあわせつつ生物多様性についてそのニーズや優先度、そして機会を特定することを可能にし、これにより NBSAP の改定を可能にするような生きた計画文書であるべきである。

【行動の手段と例】

- 国家計画プロセスの更なる発展
- 各国のクリアリングハウスメカニズム(CHM)の更なる発展
- 適当なところでは、地域的・準地域的戦略が策定されるべき
- 政府及び社会全体における生物多様性主流化のための手段としての NBSAP の効果的利用

【採用可能な新規の指標】

- ◇NBSAP を改定した国の数
- ◇改定プロセスに参加した利害関係者の数
- ◇NBSAP の実施に関する国別評価

【提案されるマイルストーン】

2012 年までに、本戦略計画の世界目標に貢献すべく、各締約国は一連の国内目標を採択し、それらを国家戦略に取り込み始めている。

■目標 17 に係る現状及び背景

* 生物多様性に関する国の取組 (GBO3)

- ・CBD 締約国の87%にあたる170カ国以上が、NBSAPを策定しており、さらに準備を進めている締約国もある。多くの国々で、戦略の策定作業をきっかけに、追加的な法律や作業計画が整備され、多岐にわたる問題への取組が促されたとGBO 3は報告している。
- ・例として、侵略的外来種の撲滅または制御、生物多様性の持続可能な利用、伝統的知識や規範を保護し、新たな薬品・食品・化粧品の特許及び販売につながる可能性のある生物資源調査で得た利益を地域社会にも確実に配分すること、バイオテクノロジーの安全な利用、農業に利用される動植物の多様性の維持、などが挙げられている。
- ・しかし、2010年目標 (2002年COP6) の実施においては、NBSAPへ完全に組み入れている締約国は比較的少なく、また、より上位の国家戦略・政策・計画プロセスにNBSAPを利用している国も数少なかったとし、締約国の80%超が、CBDの最終目標を達成する上での課題は、生物多様性の主流化がまだ限定的であること、意思決定の分断化と政府の省庁間や部門間の意思疎通が限定的である、と認めている。
- ・NBSAPは各国で、以下をはじめとした数多くの戦略的行動を促すものであるべきとされている。

主 流 化	様々な部門、省庁、経済活動において下される決定や、土地・淡水・海域の利用を計画するためのシステム (空間計画)、貧困の軽減や気候変動への適応に向けた政策の中で、主流化が重要な場合に、生物多様性が最もよく保全される。
情報交換と関与	最善の解決策は、地元の要請に基づいた上で、より高いレベルの法的・制度的な枠組みを利用したものであることが多い。
実施のための手段	生態系の全体的な健全性の維持・改善に根差した総合的な決定や、これまで“無料”だった生態系サービスの利用料に関する政策の導入などの特定のアプローチが、生物多様性の保護に役立つ可能性がある。
知 識	国や地域の生物多様性に関して入手できる最善の情報が、適切な人々に、適切なタイミングで与えられなければならない。関連する最新の知識を蓄積・調整・提供するシステムである CHM は、重要なツールである。
モニタリング	生物多様性戦略によって設定された目的や目標への進捗状況を評価し、伝達することは、その効果と認知度を高める重要な方法である。
資金調達と能力開発	生物多様性を支えるための連携活動は、これを実現する資金と、実現の方法を知っている人が存在しない限り、無意味なものになってしまう。

目標 18

2020年までに生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、原住民と地域社会の伝統的知識・工夫及び慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、原住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 18 に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・ 文化的多様性と生物多様性は、密接に関連し合っている。生物多様性が多くの宗教と文化の中心になっている一方、文化的タブーや規範が資源の使い方や管理の仕方に影響を与えている。多くの人々、とりわけ 4 億人を超える原住民と地域社会の人々にとって、生物多様性は、福利の源であるだけでなく、文化的・精神的なアイデンティティの基盤でもある。
- ・ 条約 8 条 j 項によれば、伝統的知識、工夫及び慣行は尊重され、保護され、維持され、促進され、慣習的利用の経験を役立て、関係する共同体の承認を得て地域の生態系管理に利用されるべきである。同様に、条約第 10 条 c 項に従い、保全及び持続可能な利用に合致する生物学的資源の慣習的利用は保護され、奨励されるべきである。条約の伝統的知識、工夫及び慣行に関する横断的課題の一部として策定されたガイダンスは、どのようにこの目標が実施できるのかについての助言を提供する。

【行動の手段と例】

- 条約第 8 条 j 項及び 10 条 c 項の実施
- SATOYAMA イニシアティブや類似イニシアティブの実施と支援

【採用可能な指標】

- 言語的多様性の現状と動向、及び原住民言語の話し手の数
(新規)
◇ 原住民の土地における土地利用の現状と動向 ◇ 伝統的職業慣行の現状と動向

【提案されるマイルストーン】

- 2012 年までに、原住民や地域社会の協力を得て、伝統的知識・工夫及び慣行の利用状況が見直されている。
- 2014 年までに、伝統的知識、工夫及び慣行と原住民・地域社会の権利を保護するために適切な措置が存在している。
- 2016 年までに、知識の所有者の承認を得て、伝統的知識・工夫及び慣行を促進するための戦略が策定され、導入されている。

■ 目標 18 に係る現状及び背景

* 生物多様性と文化の密接なつながり (GBO3)

- ・ 原住民と地域社会によって、慣習法やその他有効な手段で自主的に保全されているとされるが、通常、公式の保護地域の統計には含まれていない。地域社会によって所有または管理されている土地は、世界で 400 万～800 万 km² (800 万 km² と見積もれば、オーストラリアよりも広い面積) とされている。

- ・森林被覆面積で世界の上位を占める18の途上国では、森林の22%以上が地域社会によって所有または保存されている。例えば、メキシコやパプアニューギニアでは、このような森林が全体の80%を占める。複数の調査によれば、政府だけの管理下にある土地よりも、地域社会か原住民の管理下にある場合のほうが保護の水準は高いことが明らかになっている、とGBO3は報告している。
- ・生物多様性と文化の密接なつながりは、神聖な土地において特に顕著である。

事例)

インド・カルナータ カ州コダグ	神聖な林が、クスノキ科の樹木やフタバガキ科の樹木など、絶滅の恐れのある樹木の個体群を維持。地域固有の極微菌の生息地でもある。
インドネシア	カカロタンとムルク村の近くのサンゴ礁では、村の長老や首長たちが定期的な禁漁を行う。そのおかげで、社会的に重要な時期に食料資源が確実に得られ、捕れる魚の平均体長と量は対照地域の魚よりも大きい。
ウガンダ西部 アルバーティン・リ フト	地元医療において中心的役割を果たす固有種のリティギニア属の樹木の樹皮採取量を規制するため、厳格な儀式と特定の収穫条件、地元で大切に守られている許可制度を実施。採取量を持続可能な範囲内にとどめている。

＊ 伝統的知識・工夫及び慣行の状況 (GBO3)

- ・農業や牧畜に従事している人々が、地域に適応した慣行によって維持する農地のランドスケープは、農作物や家畜の遺伝的多様性を比較的高く保つだけでなく、固有の野生生物種の生物多様性をも支えている可能性がある。こうしたランドスケープは世界中に見られる。例を以下に挙げる。

事例)

中国 (稲魚農業)	2,000年以上前から続く稲魚農業は、水田で飼われている魚が肥料を供給し、土壌を柔らかくし、幼虫や雑草を食べる一方で、稲は魚のために日陰をつくり、餌を供給する。このシステムで育てられた魚と米は高品質で、栄養価の高さや人件費の低さ、化学肥料や除草剤、殺虫剤の必要性の低減により、農家に直接的な利益をもたらしている。
ペルー (棚田)	クスコとプーノの峡谷では、何世代にもわたってケチュア族とアイマラ族の人々が棚田を採用し、トウモロコシや177種類のジャガイモなどを栽培。また、標高2,800~4,500mの急傾斜地で家畜の放牧もできる。このシステムは土壌侵食の抑制にも役立っている。
日本 (里山)	日本の里山ランドスケープは、二次林・灌漑池・水田・牧草地・草原など複数の種類の生態系からなる小さなモザイクであり、土地の所有者は昔から植物や魚、きのこ類、落ち葉、木材など資源を、持続可能なやり方で収穫してきた。長年にわたる、人々の定期的な活動により、少数の生物種が優占することなく、多様な種が生息できる。

- ・しかし、こうしたシステムは世界各地で失われつつある。原因は、生産の強化や、農村から都会への移住に伴う農地の放棄などとされている。伝統的農業の慣行を放棄することが、文化的なランドスケープ、及びそれに伴う生物多様性の損失させる可能性がある」と指摘されている。
- ・また、多くの少数民族の言語が消滅の危機にあると考えられ、言語の多様性が減少している可能性が極めて高いとされている。

目標 19

2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される

- 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 19 に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・各国は生物多様性に対する脅威を特定し、保全と持続可能な利用にむけた優先度を決定するために必要な情報へのアクセスを必要としている。
- ・本目標達成のためにとられる行動は、新しい研究・新技術の開発・改善されたモニタリングの促進を通じ、本戦略計画のその他の目標にとっての利益ともなる。既に利用可能な知識については、国レベル及び世界レベルでクリアリングハウスメカニズム（CHM）の更なる発展を通じてアクセスを改善することが出来よう。生物多様性に関する知識を向上させ、また、生物多様性・生態系サービス・人類の福利との間の関係についての不確実性を減少させるための更なる努力も、様々な規模において、必要となる。生物多様性に関係する技術の共有については、条約第 16 条に合致すべきである。技術移転についての指標は、現在開発中である。

【行動の手段と例】

- 国及び世界レベルでの CHM の更なる発展
- 生物多様性、生態系サービスと人類の福利の関係、損失の影響に関する理解の向上
- 将来シナリオにおける生物多様性の損失とその結果に関する不確実性の縮小
- 世界規模でのモニタリング、及び指標利用能力の向上
- 科学と政策のインターフェイスの向上

【採用可能な新規の指標】 ※指標は未開発

- ◇生物多様性指標群を利用している国の数と、評価尺度（measures）のデータカバー率の度合い
- ◇途上国への技術支援事例の数
- ◇CHM のウェブサイト을設けている国の数
- ◇CHM ウェブサイトへの年間訪問者数
- ◇ウェブサイトの内容とオンラインで提供されているサービスの質
- ◇第 5 回及び 6 回国別報告書における生物多様性情報の利用

【提案されるマイルストーン】

- 2020 年までに、国内で利用できる可能性のある関連知識・技術、及び条約実施に必要な知識・技術の格差に関する見直しが実施されている。
- 2014 年までに知識及び技術へのアクセス改善のための戦略とともに、国の CHM が設置されている。

■目標 19 に係る現状及び背景

* 技術移転 (GBO3)

- ・2010 年目標の 11.2 「開発途上締約国が本条約に基づく自国の約束を効果的に履行できるよう、第 20 条第 4 項に従い、技術移転を実施」は、地球規模では達成されていない。
- ・国別報告書によると、一部の途上国では技術移転の仕組みやプログラムが整備されているが、しかし、多くの途上国で、技術を得る機会が限られていることが、本条約の実施と 2010 年目標の達成を妨げる要因の一つであるとされている。

目標 20

少なくとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

■ 技術的根拠に関する事務局長ノートによる目標 20 に関する概要、行動の手段、指標、マイルストーンは以下の通り。

【概要】

- ・ 殆どの国、特に開発途上国とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国並びに市場経済移行過程諸国において、訓練された職員や財源の面から条約実施のための能力は限定的である。各国で既に存在している能力は、現在の水準から顕著に増強されるよう、資源動員戦略が定めるプロセスに沿って、本戦略計画実施のための挑戦に対応すべく、更に積み上げられなければならない。
- ・ 本目標は、パリ宣言に合致して生物多様性関連活動に対して利用可能な開発協力のための諸基金を増加させ、それら基金の利用において適切な優先度を与えるべく、適切な際には、行動するという提供国及び受取国共通のコミットメントであると見なされるべきである。本目標に含まれる能力の向上は、条約 20 条を念頭に、2012 年の COP11 で報告される締約国により実施・報告される資源需要評価に基づいて、実施されるべきである。

【行動の手段と例】

- ODA の増加
- 革新的資金メカニズムの実施
- 二国間および多国間援助の提供国と受領国間の対話と調整の改善
- 研修および能力構築の実施
- 職業専門家のネットワーク推進と専門知識の交流
- 国内能力の強化
- 適切な資源配分の適用

【採用可能な指標】

- 条約支援のために提供される ODA (新規)
- ◇ 生物多様性関連事項で能力のある政府職員や専門家の数

※条約の資源動員戦略に関する世界規模でのモニタリング報告が進捗を監視する助けとなる。
ODAに関するデータは既に利用でき、ベースラインとして利用できる可能性。

■ 目標 20 に係る現状及び背景

- ・ 資金は依然不足しているが、生物多様性のための ODA は過去数年で増加している。なお、ODA には無償資金協力、技術協力、国連諸機関・国際金融機関などへの出資・拠出、条件の緩い政府借款を含む。(GBO3)

2011年から2020年の生物多様性のための戦略計画の目標と愛知目標のとり得る手法、マイルストーン及び指標

※ 本表は、事務局ノートに含まれるものであるが、本情報は単なる示唆であり、各国や関係者が計画実施において利用を希望する可能性がある資料として提供されるものであるとの位置付けで提示されている。

愛知目標	行動の手段と例	提案されるマイルストーン	採用可能な指標 () 内：新規の指標	最も関連するCBDの作業計画及び横断的課題	既存の国家生物多様性目標の例
戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。					
目標1 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能な行動を用いるために可能な行動を、人々が認識する。	<ul style="list-style-type: none"> CEPA 事業の実施 市民の積極的参加 市民行動リストの策定 持続可能な開発のための原則と教育メッセージ 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年までに、国内ベースライン調査が実施され、生物多様性についての認識向上のための包括的な国家戦略が準備・採択される。 	(意識・認識調査の数) (教育プログラムもしくは教材の数) (博物館、公園への訪問者数) (市民主導事業の数)	広報、教育、普及啓発 (CEPA)	【イエメン】 2012年までに全ての環境的課題が大学や学校のカリキュラムに組み込まれている。 【EU】 2010年までに1,000万人、2013年までに1,500万人の欧州人が積極的に生物多様性保全活動に参加。
目標2 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性と生態系サービスの価値評価 環境的会計の適用 貧困削減、開発戦略、開発協力における生物多様性の主流化 生態系サービスの支払い (PES) の開発と適用 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年までに、生物多様性と生態系サービスの生物物理学的資産目録に関する作業が開始される。 2014年までに、生物多様性と生態系サービスの価値を国家勘定に反映させるための作業計画が、適切な場合には、策定される。 	(生物多様性を統合した PRSP/NDP の数) (生物多様性を反映させた国家統計を有する国の数) (生物多様性に優しい活動を有する企業数とその市場占有率) (自然資産のストックとフロー)	<ul style="list-style-type: none"> 経済、貿易及び奨励措置 開発のための生物多様性 	
目標3 遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的環境影響評価と奨励措置に関するCBDガイドラインの適用 関係するOECDガイドラインの適用 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年までに全OECD加盟国により(…)補助金の一覧が作成され、その有効性(…)、費用効率性、生物多様性に対する影響について評価が開 	(生物多様性にとって有害な補助金の価格) (漁業補助金と国内農業支援に関するWTO交渉の成功裏の妥結)	<ul style="list-style-type: none"> 経済、貿易、奨励措置 影響評価 	

愛知目標	行動の手段と例	提案されるマイルストーン	採用可能な指標 () 内：新規の指標	最も関連するCBDの作業計画及び横断的課題	既存の国家生物多様性目標の例
<p>慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性にとって有害な、補助金を含む奨励措置の撤廃のための国もしくは地域レベルの措置の実施 漁業補助金と国内農業支援に関するWTO交渉の妥結 	<p>始されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年までに、行動計画で特定された補助金に関するものを含む奨励措置事業が効果的に段階的撤廃もしくは改革される。 			
<p>目標4 遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 省庁間委員会 国として策定された指針 各部門単位の指針 都市区域における生態系管理 生産・消費に関する部門計画の策定 部門間、利害関係社刊の対話促進 戦略的環境評価と経済ツール 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年までに、政府と主要な民間主体が、部門もしくは企業レベルで、その生態学的フットプリント評価を行うようになり、持続可能性に関する計画を策定している。 2018年までに、政府と主要な民間の主体が持続可能性に向けた進展を示すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> エコジカル・フットプリント及び関連概念(国ごと及び企業ごとの生態多様性を組み込んだ経営計画を有する部門の数)(明確かつ測定可能な目標を持った計画の数)(生物多様性を含む戦略的環境評価ツールを持ち、様々な行政レベルでそれらを適用している国の数) 	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスと生物多様性イニシアティブ 生物多様性の持続可能な利用 影響評価 	<p>【イエメン】 2015年までに、持続可能な開発原則が国家の政策および事業に統合される。</p>
<p>戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。</p>					
<p>目標5 2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 空間計画 既存法令の執行 REDDプラスの実施 生産効率の向上 生態系サービスの価値の認識 一次林及び高い生物多様性 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年までに、国家目標との関係で、国内法制及び土地利用計画もしくは区画地図が見直され、更新されるほか、都市計画ツールが幅広い用途のために利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 選定された生物群系、生態系、生息地の広がり 種の豊富さと分布の動向 生態系の連結性/分断 持続可能な資源からの製品 	<ul style="list-style-type: none"> 森林生物多様性 海洋・沿岸生物多様性 内陸水生物多様性 乾燥・班湿潤地生物 	<p>【ブラジル】2010年までに、アマゾン生物群系における森林破壊が75%減少する。 【カンボジア】2010年から2015年を通じ</p>

愛知目標	行動の手段と例	提案されるマイルストーン	採用可能な指標 () 内：新規の指標	最も関連するCBDの作業計画及び横断的課題	既存の国家生物多様性目標の例
と分断が顕著に減少する。	的価値を持ったその他の生態的価値を持ったその他の生態的損失防止	となる。	の割合 ・人為による生態系機能破壊の発生	多様性 ・持続可能な利用	森林被覆率が2000年の水準の60%に維持。 【中国】2012年までに森林・樹木で覆われた土地が33%に増加する。
目標6 2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿って適切に管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 地元社会及び漁業団体との協力的パートナーシップを通じた漁獲圧削減 責任ある漁業のための行動規範 2002年持続可能な開発のための世界サミット 協調的な漁業 (share fishery) を管理するための地域メカニズムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年までに、至急の関心 (urgent attention) が必要とされる国際漁業のための漁業能力管理に取り組みするための措置をとっていること。 2012年までに、締約国が破壊的な漁業慣行を撲滅していること。 2015年までに、漁業による海洋生態系への圧力が、世界的には、半減していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋食物連鎖指数 魚種の豊富さと分布 持続可能な資源から生成される製品の割合 (崩壊した種の割合 (漁獲量)) 単位努力あたりの漁獲高 (過剰利用されている資源の割合) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の持続可能な利用 海洋・沿岸生物多様性 内陸水生生物多様性 	【EU】 可能なところでは2015年までに、資源の水準が最大限の持続可能な収量を生産できる水準に維持もしくは回復され、海洋保護のためのエコシステム・アプローチと必要な漁業管理措置が2016年までに適用されている。
目標7 2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。	<ul style="list-style-type: none"> エコシステム・アプローチの適用 持続可能な森林、農業、水産養殖管理の実施 法及び統治機構の適用 優良農業慣行の適用 殺虫剤の削減と統合的害虫管理の適用 認証及びラベリングの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年までに、全ての締約国が持続可能性に関するクワイテリア及び/もしくは農業、水産養殖業、林業についての優良慣行を特定もしくは策定し、推進している。 2015年までに、持続可能なクワイテリアにしたがって 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な管理下にある林業・農業・水産養殖生態系の面積 持続可能な資源から生成される製品 家畜、栽培植物、大きな社会経済的重要性を持つ魚種の遺伝的耐用性の動向 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の持続可能な利用(アジスアバ原則と指針) ビジネスと生物多様性イニシアティブ 農業生物多様性 森林生物多様性 内陸水生生物多様性 海洋沿岸生物多様性 	【ノルウェー】2015年までに、養殖タラと野生タラの遺伝的交雑を避けるため、魚カゴでの大量産卵を停止する。 【スウェーデン】2010年までに、生物多様性と生物資源が持続可能な形で利用され、生

愛知目標	行動の手段と例	提案されるマイルストーン	採用可能な指標 () 内：新規の指標	最も関連するCBDの作業計画及び横断的課題	既存の国家生物多様性目標の例
目標 8 2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。	<ul style="list-style-type: none"> SATOYAMA イニシアティブや類似イニシアティブの実施 適切かつ効率的な肥料利用、家畜からの廃棄物処理（良好な農業慣行）の促進 下水処理の向上 湿地の賢明な利用 汚染源地点の管理向上 国家水質ガイドラインの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年までに、締約国は栄養負荷やその他の生態系への汚染の国家評価を促進させ、これを削減するための戦略や政策を策定する。 2015年までに殆どの生態系において栄養負荷とその他の汚染物質の水準が減少を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> エコジカル・フットプリント及び関連概念（優良な農業慣行の利用） 窒素蓄積 水系生態系における水質 エコジカル・フットプリントと関連概念 人為による生態系の機能破綻（栄養素の飼養総量、淡水、海洋地域における栄養素負荷） (負酸素水域や水の華) 	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥・半湿潤地生物多様性 内陸水生生態系 海洋・沿岸生態系 影響評価 土壌生物多様性に関する国際イニシアティブ 	生物多様性が景観レベルで維持される。 【EU】 2010年までに、主な汚染物質による陸上及び淡水生物多様性への圧力が顕著に減少し、更に2013年までにも改めて顕著に減少する。
目標 9 2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着経路を管理するための対策が講じられる。	<ul style="list-style-type: none"> 国境管理・検疫措置の改善 ペット取引への対処 侵略的な種の防除拡大 国、地域レベルでの動植物保健衛生機関との連携向上 WTOの衛生と植物防疫のための措置（SPS）に関する規格及び通商関係機関（STDF：Standards and Trade Development Facility） 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年までに、リスク評価の枠組を利用して、侵略的外来種の潜在的経路が特定され、もっとも有害な侵略的な種に関するリストが作成され、行動計画が策定され、関係する法令が見直される。 2016年までに、最も重要な導入経路および最も深刻な侵略に対処するための行動がとられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 侵略的外来種の動向 侵略的外来種の影響に関するレッドリスト指標 （侵略的な種に関する国家戦略および行動計画を有している国の数） （関係する国際台意や基準を批准・承認した国の数） 	<ul style="list-style-type: none"> 侵略的外来種 	【ブラジル】 2010年までに、侵略的外来種リストに登録されたすべての種に対する防除のための行動計画が準備される。
目標 10 2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化さ	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素およびその他の温室効果ガスの削減 二酸化炭素除去のための生態系管理の最適化 脆弱性評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年までにサンゴ礁とその他の脆弱な生態系の統合性及びこれらに対する圧力を評価し、その圧力を最小化するための戦略を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 選定されたバイオーム、生態系、生息地の動向（生存サンゴの%と白化サンゴの%） 海洋食物連鎖指数 人間に起因する生態系機能 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動と生物多様性 海洋・沿岸生物多様性 食料と栄養に関する 	【ブラジル】 2010年までに、GISシステムを利用した潜在的な気候変動に伴う種の生息予測可能性を含むための生物地理学的

愛知目標	行動の手段と例	提案される マイルストーン	採用可能な指標 () 内：新規の指標	最も関連するCBD の作業計画及び横 断的課題	既存の国家生物 多様性目標の例
<p>せる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候とは無関係の圧力の削減 ・保護地域 		<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の発生 ・地域の生態系サービスに直接依存する社会の保健衛生・福利の状況 	国際イニシアティブ	研究を支援する。
戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。					
<p>目標 11 2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CBDの付属文書1に沿って特定された決定的に重要な地域(生物多様性が高い地域、重要なサービスを提供する地域)の保護 ・原住民・地域社会との協力 ・保護地域の効果的で持続可能な管理 ・より広範な陸上景観や海洋景観への保護地域の統合 ・連結性に考慮したエコシステム・アプローチの適用 ・生物多様性にとって有害なプロセスや活動の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年までに、海洋地域において、包括的かつ代表性があり、効果的に管理された国及び地域の保護地域システムの世界的ネットワークが確立される。 ・2012年までに、すべての既存保護地域が効果的な管理を有する。 ・2015年までに、すべての保護地域及び保護地域系がより広範な陸上景観及び海洋景観、そして関係する部門に統合される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護地域のカバー領域 ・保護地域管理の有効性 ・選択されたバイオーム、生態系、生息地の広がりの動向 ・水系生態系における水質 ・生態系の連結性と分断状況 ・海洋食物連鎖指数 ・エコリゾジョンと保護地域の重なり 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護地域 ・乾燥地・半湿潤地の生物多様性 ・内陸水生生物多様性 ・島嶼生物多様性 ・海洋・沿岸生物多様性 ・山地生物多様性 ・世界植物保全戦略 	<p>【ノルウェー】 2012年までに代表性のある海洋保護地域のネットワークが確立される。</p> <p>【中国】 2030年までに713の湿地と80の国際的に重要な場所が設置され、国内の90%の湿地を保護する。</p> <p>【ブータン】 2013年未までに、すべての生態系を代表する49.5%以上の国土が保護地域の下にあり、代表的な種すべての生存を確保する。</p>
<p>目標 12 2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優先地域の特定と保護 ・種の回復・保全事業の実施 ・生息域外保全措置 ・既に絶滅してしまっている旧生息地への再導入 ・絶滅危惧種にとって重要な地区の特定と保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年までに、絶滅危惧種に関する情報が見直され、差し迫った絶滅を防ぐための保全措置が取られている。 ・2014年までに、予備的な国内レッドリスト評価が実施されている。 ・2016年までに、すべての国内絶滅危惧種の絶滅防止戦略が存在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の状況の変化 ・保護地域の範囲 <p>(保護されている既知の絶滅危惧種の割合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世界植物保全戦略 ・世界分類学イニシアティブ ・保護地域作業計画 	<p>【スウェーデン】 2015年までに、例えば2000年比で絶滅危惧種の比率が30%減少しているといったように、絶滅危惧種の保全状況が改善し、地域的絶滅種の比率も増加していない。</p> <p>【日本】 2012年までに、絶滅が危惧される植物の50%が保全される。</p>

愛知目標	行動の手段と例	提案される マイルストーン	採用可能な指標 () 内：新規の指標	最も関連するCBD の作業計画及び横 断的課題	既存の国家生物 多様性目標の例
<p>目標 13</p> <p>2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農場における農作物及び家畜の品種の維持 野生近縁種やその他の社会経済的・文化的に貴重な種のための保護地域設置 シードバンクの設置と発展の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年までに、農作物及び家畜の生物多様性の生息域内保全のための事業がNBSAPの中に含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 家畜、栽培植物、社会経済的に重要な魚種の遺伝的多様性に関する動向 (シードバンクへの加入数)(域外農作物保存) 	<ul style="list-style-type: none"> 農業生物多様性 世界植物保全戦略 食料と栄養に関する国際イニシアティブ 	<p>【ブラジル】</p> <p>2010年までに、優先10属に含まれる栽培植物種の野生近縁種における遺伝的多様性の60%が域内及び／もしくは域外で効果的に保全される。</p>
戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。					
<p>目標 14</p> <p>2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、原住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護地域、河岸地域、渡り鳥の飛来経路等を結ぶ生態学的ネットワークやコリドールの展開 統合流域管理や統合沿岸地帯管理の適用 SATOYAMA イニシアティブや類似イニシアティブの実施 貧困層や弱者にとって特に重要な生物多様性と生態系サービスの特定 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年までに、生態系によって提供されるサービスと先住民・地域社会が受け取る利益に関する情報が取りまとめられ、検討されている。 2014年までに、貧困削減及び持続可能な開発のための戦略に資するものとして、必須の生態系サービスの提供強化と同サービスへのアクセスに関する国家戦略や政策が策定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の連続性／分断状況 地域の生態系サービスに直接依存する社会の保健衛生・福利 食料・医療に利用される生物多様性 人間に起因する生態系の機能破綻の発生 (原住民の土地における土地利用の状況と動向) (伝統的職業慣行の現状と動向) 	<ul style="list-style-type: none"> 開発及び貧困削減のための生物多様性 	<p>【フィンランド】</p> <p>2012年までに、山地森林と排水された泥炭地の合計33,000 haが再生される。</p> <p>【南ア】 保護地域が、2013年までに8.7%、2028年までに12%をカバーする。</p> <p>【ヨルダン】2012年までに、保護地域が国土の12%、2017年までに15%をカバーする。</p>
<p>目標 15</p> <p>2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の</p>	<ul style="list-style-type: none"> REDD に関するメカニズムの実施 泥炭地や他の重要湿地の保護 改善された土壌管理 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年までに、二酸化炭素の貯留と隔離への生態系による潜在的貢献に関する情報が取りまとめられ、検討されているほか、生物多様性 	<ul style="list-style-type: none"> 選択されたバイオーム、生態系、生息地の広がり 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動と生物多様性 森林生物多様性 内陸水生物多様性 	<p>【ポーランド】</p> <p>2020年までに植林を30%まで増やし、2050年には33%とする。</p>

愛知目標	行動の手段と例	提案されるマイルストーン	採用可能な指標 () 内：新規の指標	最も関連するCBDの作業計画及び横断的課題	既存の国家生物多様性目標の例
回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。	<ul style="list-style-type: none"> 景観再生努力の規模拡大 気候変動交渉の文脈で議論されている奨励スキーム、及びその他の陸上、淡水、沿岸生態系のための追加的なスキーム 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年までに生態系再生のための国家計画が存在し、実施されている。 	炭素及びその他の温室効果ガスの貯留（科学的評価に補充された UNFCCC 目録を利用） （脆弱性と適応能力の評価）		
目標 16 2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。	<ul style="list-style-type: none"> 国内ABSの枠組開発と法整備のための技術援助の提供、国際制度の実施 遺伝資源の利用者と提供者間での意識向上活動の実施 価値創出に向けた研究・利用支援のための技術援助の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年までに、すべての国がCBD及びABSの国際制度に沿う形で、適切な場合、国内政策を策定し、関係する措置を開始している。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスと利益配分 (ITPGRFA 国際制度加盟国の数) 国内ABS枠組や立法措置の数 ABS契約数 技術協力事業の数 配分された利益の価値 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源へのアクセスと利益配分 条約は第15条においてABSに関する減属と締約国の義務を規定している。 ボンガイドライン 	【スウェーデン】 2010年までに、ABSに関する国家プログラムが完全に開発され、先住民の伝統的知識保護のために十分な数の人員が配置されている。
戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。					
目標 17 2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。	<ul style="list-style-type: none"> 国家計画プロセスの更なる発展 各国のCHMの更なる発展 適当なところでは、地域的・準地域的戦略が策定されるべき 政府及び社会全体における生物多様性主流化のための手段としてのNBSAPの効果的利用 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年までに、本戦略計画の世界目標に貢献すべく、各締約国は一連の国内目標を採択し、それらを国家戦略に取り込み始めている。 	(改定 NBSAP を有する国の数) (改定プロセスに参加した利害関係者の数) (NBSAPの実施状況評価)	<ul style="list-style-type: none"> すべての作業計画、横断的課題、及びイニシアティブ 	
目標 18 2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、原住民と	<ul style="list-style-type: none"> 条約第8条j項及び10条c項の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年までに、原住民・地域社会の協力を得て、伝統的知識、工夫及び慣行の利用状 	<ul style="list-style-type: none"> 言語的多様性の現状と動向、及び原住民言語の話手の数 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的知識、工夫及び慣行 	【ブラジル】 2010年までに、すべての伝統的知識へのアクセスには、事前通報・同

愛知目標	行動の手段と例	提案されるマイルストーン	採用可能な指標 () 内：新規の指標	最も関連するCBDの作業計画及び横断的課題	既存の国家生物多様性目標の例
<p>地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、原住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。</p>	<p>行動の手段と例</p> <ul style="list-style-type: none"> SATOYAMA イニシアティブや類似イニシアティブの実施と支援 	<p>提案されるマイルストーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 状況が見直されている。 2014年までに、伝統的知識、工夫及び慣行と原住民・地域社会の権利を保護するため適切な措置が存在している。 2016年までに、知識の所有者の承認を得て、伝統的知識、工夫及び慣行を促進するための戦略が策定され、導入されている。 	<p>採用可能な指標 () 内：新規の指標</p> <p>(原住民の土地における土地利用の現状と動向) (伝統的職業慣行の現状と動向)</p>	<p>最も関連するCBDの作業計画及び横断的課題</p>	<p>既存の国家生物多様性目標の例</p> <p>意手続と生み出された知識と利益の共有が含まれている。</p>
<p>目標 19</p> <p>2020年までに、生物多様性の価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。</p>	<p>行動の手段と例</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び世界レベルでのCHMの更なる発展 生物多様性、生態系サービスと人間の福利の関係、損失の影響に関する理解の向上 将来シナリオにおける生物多様性の損失とその結果に関する不確実性の縮小 世界規模でのモニタリング、及び指標利用能力の向上 科学と政策のインタラクションの向上 	<p>提案されるマイルストーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、国内で利用できる可能性のある関連知識・技術、及び条約実施に必要な知識・技術の格差に関する見直しを実施されている。 2014年までに知識及び技術へのアクセス改善のための戦略とともに、国のクリアリングハウスメカニズム(CHM)が設置されている。 	<p>採用可能な指標 () 内：新規の指標</p> <p>指標は未開発 (生物多様性指標群を利用している国の数と、そのデータのカバー率の度合い) (途上国への技術支援事例の数) (CHMのウェブサイトを開いている国の数) (CHMのウェブサイトへの年間訪問者数) (ウェブサイトの内容とオンラインで提供されているサービスの質) (第5回及び6回国別報告書における生物多様性情報の利用)</p>	<p>最も関連するCBDの作業計画及び横断的課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定、監視、指標及び評価 技術移転と技術協力 世界分類学イニシアティブ 	<p>既存の国家生物多様性目標の例</p> <p>【ブラジル】 条約第20条パラグラフ4と同第16条に従った、CBD作業計画の効果的実施のための、環境的に持続可能な技術の途上国間での交流・移転の促進。</p>

愛知目標	行動の手段と例	提案されるマイルストーン	採用可能な指標 () 内：新規の指標	最も関連するCBDの作業計画及び横断的課題	既存の国家生物多様性目標の例
<p>目標 20 少なくとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果の実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニアセメントによって変更される必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ O D A の増加 ・ 国内能力の強化 ・ 革新的資金メカニズムの実施 ・ 適切な資源配分の適用 ・ 二国間および多国間援助の提供国と受領国間の対話と調整の改善 ・ 研修および能力構築の実施 ・ 職業専門家のネットワーク推進と専門知識の交流 		<p>() 内：新規の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条約支援のために提供される O D A (生物多様性関連事項で能力のある政府職員や専門家の数) 		<p>【ブラジル】 2010 年までに、条約第 20 条に従って、公的、民間、国内、国際な資金源から新規かつ追加的な財源が取得され、ブラジルでの使用のために利用可能になっており、CBD 作業計画へのコミットメントの効果的実施を可能にする。</p>

環境省請負事業

平成 22 年度生物多様性条約第 10 回締約国会議における決定事項の

整理・分析・普及啓発業務報告書

平成 23 年 3 月

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

業務請負者 株式会社 J リポート

〒106-0045

東京都港区麻布十番 1-2-1

AZABU I・H ビル 3 階

TEL:03-6277-7968 FAX:03-3588-8068

リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作成しています。